

平成21年 9 月第 6 回人吉市議会定例会会議録（第 1 号）

平成21年 9 月 1 日 火曜日

1. 議事日程第 1 号

平成21年 9 月 1 日 午前10時 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議第70号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議第71号 平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議第72号 平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議第73号 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議第74号 平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議第75号 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議第76号 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議第77号 平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第78号 平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議第79号 平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第13 議第80号 平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 議第81号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第82号 人吉市行財政経営検討委員会設置条例の制定について
- 日程第16 議第83号 人吉市補助金審査委員会設置条例の制定について
- 日程第17 議第84号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第85号 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第86号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第87号 損害の賠償について
- 日程第21 議第88号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 議第89号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 諮第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 諮第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

=====
2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- =====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	荒 巻 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君

市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部 長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 長	鶴 崎 晴 美 君
農 事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前 9 時 59 分 開会

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより第 6 回人吉市議会定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

本日の議事は議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いをいたします。

それではこれより議事に入ります。

=====

日程第 1 会期の決定

○議長（大王英二君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る 8 月 25 日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、9 番」と呼ぶ者あり）

9 番。

○9 番（永山芳宏君）（登壇） おはようございます。平成 21 年 9 月第 6 回人吉市議会定例会に当たりまして、去る 8 月 25 日、議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日 9 月 1 日開会、2 日、午前 10 時から球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、午後 1 時 30 分から公益的施設の適正配置に関する特別委員会、3 日から 7 日まで休会、8 日、9 日一般質問、10 日一般質問及び委員会付託、11 日予算委員会、12 日、13 日休会、14 日、15 日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16 日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、17 日休会、18 日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は、9 月 4 日、金曜日、午後 3 時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇 1 回、2 回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり 50 分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

=====

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に、13番、本村令斗議員、14番、立山勝徳議員を指名いたします。

=====

日程第3 議第70号から日程第26 諮第4号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第70号から日程第26、諮第4号までの24件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さんおはようございます。平成21年第6回人吉市議会定例会のはじめに当たりまして、発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

早速でございますが、7月に発覚いたしました「生活保護費に係る職員の不祥事」、「平成20年度予算執行に係る未払い事案」及び「物品調達等に関する庁内調査」につきまして、御報告並びにおわびを申し上げます。

まず、「生活保護費に係る職員の不祥事」でございますが、元福祉生活部福祉課職員が、担当していた被保護者2人のそれぞれの返還金70万円と136万2,259円について、極めて不適正な事務取扱のもと、その現金を預かり、最長7カ月に渡り自己の管理に置いていたものです。また、これら現金の取り扱い以外でも不適正な事務処理が複数行われていたことが判明しております。本件につきましては、7月13日付けで、当該職員は懲戒免職とし、当時の部長以下管理監督者については、いずれも戒告処分といたしました。

次に、「平成20年度予算執行に係る未払い事案」でございますが、これは、平成20年度分人吉市消防団ラッパ隊吹奏実技指導講師謝礼金の未払いでございます。

この謝礼金につきましては、年度末までの実績に基づき支払いをしておりますが、出納閉鎖後の6月3日になって、講師からの御指摘により未払いが発覚したものでございます。

この事案につきましても、7月13日付けで担当部長については訓告、部次長以下関係職員については、文書及び口頭にて注意をし、厳しく指導いたしました。

最後に、「物品調達等に関する庁内調査」でございますが、いわゆる不適正な事務処理につきまして、平成16年度から平成20年度を対象として庁内調査を進めてまいりましたが、8月10日に最終報告をさせていただいたところでございます。

物品の納入なしに代金を支払い、支払代金の中から後日納品を行わせる預け金が、1,621万7,984円、また、契約した物品と異なる物品を当該年度内に納入させる差し替えが、96万7,094円発生しております。なお、不適正な現金等は、一切存在しておりません。

預け金や差し替えで購入した物品などは、すべて公用に利用されておりますが、結果とし

て、全庁的に預け金や差し替えという不適正な事務処理が容認されてきた背景には、予算の使い切りなど慣習化した職員意識があったものと存じます。

全職員に対する将来の戒めとして、8月10日付けで、部長級の職員10人を文書訓告とし、そのほかの職員につきましては、「物品調達等に関する庁内調査」に関する報告会を通じて、事実を正しく認識させるとともに、職員の倫理と使命について、私が直接訓示をし、全職員の意識改革を強く求めたところでございます。

これらの不祥事につきまして、重ねておわび申し上げますとともに、失われました信頼回復に向けまして、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、市政に対する所信を申し述べさせていただきます。

熊本県を含む九州北部地方の今年の梅雨明けは、統計開始以来最も遅く、平年より17日、昨年度比べますと29日も遅い、8月4日でございました。今年の夏は、エルニーニョ現象の影響により天候不順となり、7月下旬の「中国・九州北部豪雨」や、8月のお盆前の台風9号による兵庫県佐用町を初め、そのほかの地域が受けた甚大なる被害は記憶に新しく、災害がもたらした痛ましい犠牲に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復興を祈念いたしております。

本市におきましては、雨による顕著な被害はなかったものの、8月3日には、天草・芦北地方を震源とする地震が発生し、本市でも震度4を観測いたしました。地域生活課による第1警戒態勢のもと、情報収集にあたりましたが、幸いにもこの地震による被害はなく、安堵したところでございます。

このような中、8月11日に静岡県駿河湾を震源とします震度6弱の地震が発生し、静岡県を中心に1都3県で死者1人と多くの負傷者、そのほか道路災害や家屋被害が発生いたしました。友好都市であります牧之原市でも、東名高速道路の路肩陥没が起り、家屋への被害が多数発生しましたことに対し、お見舞いを申し上げたところでございます。地球規模の異常気象・地球温暖化、さらには大規模な地震など、いつ、どこで、どのような災害が発生するかは予測がつかないわけでございますが、「居安思危 思則有備 有備無患」（安きに居りて危うきを思う 思えばまたすなわち備えあり 備えあればうれいなし）とありますように、市民の皆様の生命と財産を守ることを第一に、今後とも万全の防災対策を期してまいりたいと存じます。

その一環といたしまして、本市では洪水災害から市民の生命を守るため、ソフト対策事業として平成18年に人吉市災害避難地図、通称「球磨川洪水ハザードマップ」を作成しておりますが、昨年、熊本県管理河川の浸水想定区域図が策定されたのを受け、今年度、これらの情報を追加し地図の更新を行う計画でございます。

消防関係でございますが、去る8月23日に、城南町で開催されました第1回熊本県女性消防操法大会に人吉市女性消防隊が出場いたしました。今年から始まりました本大会は、全国

大会出場の予選会を兼ねており、結果は、出場した12チーム中、見事3位入賞を果たすことができ、内容的にも一糸乱れぬ操法を披露し、本市女性消防隊から2人が個人賞である優秀賞を受賞しておりまして、県内でもトップレベルの実力を証明できたものと存じます。

隊員の個々の鍛錬と、強固な団結力、そしてたゆまぬ努力に対し、改めまして深甚なる敬意を表する次第です。その労苦にねぎらいの言葉を申し上げるとともに、関係者の皆様方に対して、衷心から感謝とお礼を申し上げます。

秋に向けて急速に感染拡大を見せているインフルエンザでございますが、8月21日に「人吉市で3人の新型インフルエンザ感染者が確認された」との熊本県の発表を受け、直ちに人吉市新型インフルエンザ対策本部会議を実施いたしました。会議において、市民への周知方法、学校の対応、各種福祉施設の対応、市職員の対応などを確認し、指示を行ったところでございます。市民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いするとともに、手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底、人ごみでのマスク着用など感染予防に努めていただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

入札制度改革でございますが、入札及び契約事務の透明性・公平性を高めるため、これまでに予定価格の事後公表や入札監視委員会を設置してきましたが、地元雇用の場と地元業者の育成の機会をできるだけ確保することも十分考慮しながら、条件付一般競争入札を試行して入札制度改革を推し進めてまいりたいと存じます。

平成19年度から毎年度開催しております、タウンミーティング、市長と語る「ひとよし かがやき」づくりトーク」でございますが、今年度も、去る7月24日に第1回目を大畑麓町小川内地区において開催し、平成21年度内に合計14回の開催を計画しております。

私も市長就任3年目を迎え、市民の皆様方とお約束をさせていただきました、マニフェストの中間報告を行うとともに、市政に対する御理解と御協力をさらに深めていただき、今後、市民の皆さんとの協働のもと、まちづくりに邁進してまいりたいと存じますので、多くの皆様方の御参加をよろしくお願いいたします。

去る7月16日、「第4回ダムによらない治水を検討する場」が熊本市で開催されました。内容は、県から示された治水対策案について、過去の降雨データなどを基に、国土交通省がその治水効果について検証された結果を報告されるといったものでございました。

さまざまな降雨が発生した時に、個々のあるいは組み合わせた治水対策で、河道やその周辺がどのような状況になるのかといったことを、具体的な地点を示して説明をされたところでございます。出席者からの意見などもございましたので、持ち帰られて、次回以降、国・県から更に進んだ検討が提示されるものと存じます。

一方、川辺川ダム関連でございますが、国・県、そして流域市町村による「ダムによらない治水を検討する場」が進められている中で、以前から流域で構成する川辺川ダム建設促進協議会に対し、会の目的及び名称の変更を要請しておりましたが、去る7月23日に同協議会

会長に対し、正式に目的変更と名称変更を求める要望書を提出いたしました。球磨川の治水に対する認識は共通するものの、その手法、手段については様々な考え方があるという現況を踏まえて、どの自治体も協調できる体制を整えるべきだという考え方に立つものでございます。定期総会の議案としての取扱いはございませんでしたが、今後の課題として継続して審議していくことが会長あいさつの中で報告されたところでございます。このことについては、引き続き同協議会の中で要望してまいりたいと存じます。

交通政策関係でございますが、人吉・球磨圏域の首長、交通関係者などで構成する「人吉・球磨地域公共交通活性化協議会」において、今後の地域公共交通手段を維持していくための地域公共交通総合連携計画策定に取り組んでいるところでございます。そこで、去る8月11日に計画策定の委託先選定委員会を開催し、プロポーザル方式により委託先を決定したところでございます。今後は、公共交通利用者ニーズの調査や沿線住民アンケートを含め、公共交通に関する問題、課題の整理を行い、よりよい計画が策定できるよう努めてまいり所存でございます。

国際交流関係でございますが、今年9月末のポルトガル国アブランテシュ市訪問において、姉妹都市締結の調印を行うことといたしました。これまで姉妹都市締結に向け、相互訪問などを通して理解を深めてまいりましたが、ようやく実を結ぶことができますことに議員各位をはじめ市民の皆様に対し感謝申し上げる次第でございます。また、新型インフルエンザの影響から今年度計画しておりましたアブランテシュ市との青少年国際交流事業は実施できませんでしたが、ぜひ来年度は次世代を担う子どもたちに異文化に触れる機会を与えていただけるよう併せてお伝えしてまいり所存でございます。

くらし安心相談関係でございますが、去る8月3日に「人吉市消費生活センター」を市民課くらし安心相談係内に開設いたしました。県内の市町村では熊本市、八代市に次ぐ開設でございます。当日は、熊本県金融広報アドバイザーをお招きいたしまして、記念講演会を開催いたしましたところ、町内会長をはじめ民生・児童委員、高齢者相談員、福祉関係者など多くの皆様にご参加をいただき、消費者問題に対する関心の高さと取組の重要性を改めて痛感したところでございます。今後は、人吉球磨地域の消費生活相談の拠点として、市民の皆様はもとより、地域の皆様方にも広くご利用いただきたいと存じます。

去る、8月30日にスポーツパレス大アリーナにおきまして、「みんなしあわせ★スマイルフェスタ」を開催いたしました。今回は、健康と福祉の祭典というテーマのもと、従来のひとよし福祉まつりを一新し、市民の皆様や健康及び福祉に関する団体の皆様には実行委員会委員として御参画いただき、企画から当時の運営まで、市民一丸となった祭典にすることができました。

当日は、会場内に健康ゾーン、介護ゾーン、福祉ゾーンの3つのゾーンを設け、様々な催しを実施いたしました。また、ステージにおきましては、「荒川知子さんとファミリーアン

サンプル」や地元の出演団体の方々によりますます心温まる演奏やダンスで、会場が一体となって盛り上がり、この祭典のコンセプトでもあります、「健康と福祉に関心を持つきっかけづくりと、笑顔があふれ、幸せが膨らむまちづくりの第一歩として健康と福祉の増進を目指す」という目的の実現に向けて、前進できたものと存じます。祭典の開催にあたりまして、御尽力いただきました関係者やボランティアスタッフを初め、まつりに御参加いただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

高齢者の在宅生活における安心安全確保の対策といたしまして、経済危機対策臨時交付金制度を活用し、独り暮らし高齢者世帯などへの火災警報器の設置に向け取り組みを進めているところでございます。8月上旬に、対象となります2,403世帯へ申請書や調査書を郵送し、現在、受付を行っておりまして、順次、設置を進めてまいります。

健康づくり関係でございますが、去る8月24日に、本市におきまして夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会が盛大に開催され、多くの市民の皆様をはじめ、市外からも多数御参加いただきました。

また、この大会は、健康づくりや農産物ブランド化などに携わっておられます市民団体で構成されておりますひとよしGNPネットワークと行政が協働で取り組んだという画期的な側面もあったと存じます。今後も、これを一つの契機といたしまして、民間と行政が一体となって、健康づくり推進事業を展開していくことにより、自分の健康は自分で守るという市民意識の醸成を図り、もって、本市の健康で笑顔あふれるまちづくりを具現化してまいり所存でございます。

川辺川総合土地改良事業でございますが、去る6月22日に利水関係6市町村長会議が開催され、相良村議会が事業推進を決議した旨について相良村長から正式に報告がございました。これを受け、6市町村長会議は農林水産省に対し、事業推進の要望を6月29日に行ったところでございます。なお、事業再開手続きに必要な下流域の既得水利権者との協議でございますが、ひとよし土地改良区においては、7月15日に臨時総代会を開催していただき議決をいただいたところでございまして、本事業に対する深い御理解と御協力をいただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

また、相良村土地改良区につきましては、6月議会の施政方針でも御報告させていただきましたが、現在の用水路を新しい計画の用水路に置き換えるという内容の水源転換地区でございますし、また、六つある用水系統の組合員の皆様に説明し、御理解を得るために、今しばらくの協議時間が必要であるとお聞きしているところでございます。引き続き、事業再開に向けて最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

有害鳥獣被害対策でございますが、シカ・イノシシ・サルなどの出没頻度が年々増加しておりまして、農作物への被害も各所で見られ、深刻な状況でございます。これから秋の収穫時期を迎えてまいりますと、さらなる被害が予想されますので、昨年度に増して捕獲などの

対策を講じる必要があると存じます。また、併せまして、新たな試みとして、天敵を嫌がる動物の習性を利用して、動物を近づけにくくするため商品化されております動物忌避材を導入し、その効果を検証してみたいと存じます。また、年内に農林業の関係者などによる有害鳥獣被害防止対策協議会の設立を計画しておりまして、協議会の中で、有効な対策などについて取り組んでまいる所存でございます。

中心市街地活性化関係でございますが、青井神社の国宝指定やＳＬ運行に伴う経済効果が、九日町や紺屋町などの中心商店街まで波及していないという現状をとらえ、現在、中心市街地の皆様とともに、町の活性化について討論会を実施しているところでございます。アミューズメントタワーの是非につきましては、出席者の中から、中心部に核となるものは必要であるが、タワーとかの大型複合施設ではなく、エリアの中で何が必要であるかを検討した方がよいとの意見が多く出されました。そこで、本市の厳しい財政状況などを鑑み、ここで、アミューズメントタワー構想は撤回し、今後、それに代わるものを市民の皆様とともに検討してまいりたいと存じます。

また、西九日町商店街振興組合では、長年、市民に親しまれてきたアーケードが老朽化して非常に危険であるとの判断から撤去することを計画されておりますので、この事業に対しまして、本市も支援を行ってまいりたいと存じます。アーケード撤去後のまちづくりにつきましても、その検討会の中で方向性を見出してまいりたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、人吉中核工業用地につきましては、県事業として実施していただきました地下水取水量調査も終了し、本市といたしましては航空写真による地形図作成を行い、現在、区域を確定するための基本調査を実施しているところでございます。

観光振興関係でございますが、今年４月から週末を中心に運行しております「ＳＬ人吉」も、８月の夏休み期間中は、毎週火曜日を除いた、ほぼ１カ月間運行いたしました。人吉駅には乗車客のほか、「ＳＬ人吉」を一目見ようと県内外から数多くのお客様がお見えになり、駅周辺におきましても、大変賑わったところでございます。これまでのリサーチでは人吉駅から町中への導線ができていないとの御意見もいただいておりますので、今後は、人吉駅を核として町中にもお客様が流れるようなルートづくりを検討してまいりたいと存じます。

秋のじゅぐりっと博覧会でございますが、お盆明けの８月１７日に第１回の実行委員会会議を開催して、準備会で提案をいただいていた事業計画について協議を行いました。９月２０日から１１月２３日までの２カ月の間に、文化や娯楽をテーマに多くの皆様方にお楽しみいただける催しを企画してまいります。期間内には青井阿蘇神社の秋の大祭を初め、地域のまつりや各種イベントも開催されますので、実行委員会による事業、市や関連団体で行う事業と併せて、華やかで、楽しい、そして、笑顔と元気いっぱいの人吉の秋を市民の皆様といっしょになって創造してまいりたいと存じます。議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

去る8月15日、第55回人吉花火大会を中川原公園及びふるさと歴史の広場をメインの観覧場所として開催いたしました。大会当日は朝からの雨に開催が危ぶまれましたが、天候も回復し、大勢の観覧客が、打ち上げられる花火に魅了されておりました。今年は土曜日の開催と高速道路の割引も重なり、市内をはじめ、県内外からも多くの方楽しんでいただいたところでございます。今回の花火大会を安全に催すために御協力をいただきました関係団体の方々に心からお礼申し上げますとともに、御協賛いただきましたスポンサー各社と関係各位に深く感謝申し上げます。

人吉駅前整備事業につきましては、平成20年度から進めてまいりました実施設計委託が5月末に完了いたしました。本事業計画の策定にあたりましては、基本計画の段階から市民の方々の意見をいただきながら設計を進めてまいったところでございます。協力を賜りました市民の皆様には厚くお礼申し上げます。人吉球磨の交通の拠点であり、まちづくりの核となりますよう、人吉駅及び周辺環境整備を行い、活性化を図ってまいりたいと存じます。なお、今後の工事計画でございますが、「SL人吉」の運行期間を考慮し、今年11月に工事に着手いたしまして、平成22年3月末の完成を目指してまいりたいと存じます。

学校施設の耐震化事業でございますが、7月末から、西瀬小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事に着工し、来年2月末には完了する見込みでございます。また、国の経済危機対策臨時交付金制度などを活用し、第二中学校校舎耐震補強工事を1年前倒しして実施する計画でございます。さらに、低炭素・循環型社会の構築に寄与するため、全小中学校への太陽光発電導入を計画いたしております。学校施設の耐震化につきましては、今後も、年次計画の見直しを図りながら、計画的に耐震化を進めてまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、第39回全国中学校剣道大会が、8月20日から22日の3日間、人吉スポーツパレスにおいて、全国から生徒や保護者など多くの関係者を迎え開催されました。応援席は連日満席となり、立見が出るほどの盛り上がりを見せたようでございまして、大会運営に携わっていただきました中体連関係者や市内中学校の生徒の皆さん、地元関係者の方へ心から感謝申し上げます。また、大会期間中参加者への弁当は、地元業者の協力をいただき、医食同源ひとよし米をはじめ、人吉産食材を使用した統一メニューを提供することができましたので、地産地消を大いにPRできたものと存じます。

学校における情報教育関係でございますが、文部科学省の電子黒板の活用により得られる学習効果等に関する調査研究事業に、全国3地区のうちの一つに本市が指定を受け、小学校2校、中学校2校が実証授業をすることになりました。これを機に電子黒板活用による児童生徒の学力向上や教員のICT（情報通信技術）活用指導力の向上を図ってまいりたいと存じます。

学習支援事業でございますが、29人の学習サポーターの先生方と高校生の学習サポーター補助の協力をいただき、市内全小学校の3年生を対象に7月21日から7月31日までの土曜・

日曜を除く9日間実施し、174人の児童が、1年生から3年生の1学期までの読み書き計算の復習に取り組みました。小学校6校を会場に実施し課題もありましたので、改善を図りさらに充実させ、引き続き来年も実施してまいりたいと存じます。

家庭などから出される食用廃油を利用する「小中学校資源ごみ活用システム」でございますが、5月から中原小学校及び第三中学校の2校において試行いたしまして、その結果、問題なく回収することができましたので、2月期から市内全部の小中学校で実施してまいります。

図書館関係でございますが、市図書館では、現在、ご家庭のパソコンから図書館の図書の検索もできる新図書館システム導入の準備作業を行っているところでございます。利用者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、9月24日から30日までは、新システム入れ替え作業のため臨時休館とさせていただきますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。10月1日からは、自宅で簡単に図書の検索をすることができますので、より多くの方の図書館利用を期待しているところでございます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、国・県の補助事業の内示などに伴う補正のほか、国の経済危機対策に対応した事業に要する経費の追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ11億5,523万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を152億9,439万4,000円とするものでございます。

議第71号平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ3,452万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,788万9,000円とするものでございます。

議第72号平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、館内備品購入費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ611万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億555万4,000円とするものでございます。

議第73号平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、前年度繰越金のほか、後期高齢者支援金等の確定及び基金積立てなどに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3億3,321万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億6,143万3,000円とするものでございます。

議第74号平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成20年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ317万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,368万1,000円とするものでございます。

議第75号平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、前年度繰越金、保険給付の国庫負担金等の精算に伴う償還金の増及び前年度保険料等の余剰金を介護給付費準備基金積立金として計上するなどの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ1億657万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,402万2,000円とするものでございます。

議第76号平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事異動に伴う人件費を計上する補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,976万8,000円とするものでございます。

議第77号平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事異動に伴う人件費及び茂ヶ野水源地保護地購入費などの補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を155万9,000円減額し、支出予算総額を5億1,609万1,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費に136万5,000円を追加し、支出予算総額を2億4,914万2,000円とするものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億1,644万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額711万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,982万6,000円と繰越利益剰余金処分額2,950万3,000円で補てんすることにいたしております。

議第78号平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人吉浄水苑機械電気設備改築工事により発生しました不用物件の売却に伴う諸収入及びそれに係る委託料などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ3,654万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億6,462万3,000円とするものでございます。

議第79号平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、公営企業として経理する必要がございますので、特別会計を設けるものでございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは一般会計繰入金でございまして、歳出の主なものは国民宿舎特別財政調整基金積立金及び予備費を計上いたしております。

議第80号平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についての案件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議第81号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例案は、平成21年7月13日付けで懲戒免職処分とした職員の不祥事、平成20年度予算執行に係る未払い事案及び不適正な事務処理問題に関しまして、市政及び公務員の信用失墜と市民の皆様多大な御迷惑をおかけしましたことにつきまして、市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の監督責任を明らかにするため、それぞれの給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第82号人吉市行財政経営検討委員会設置条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、第三セクター等の将来にわたる経営の健全化に関し必要な検討を行う機関を設置

するため、条例を制定するものでございます。

議第83号人吉市補助金審査委員会設置条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、補助金等の審査を実施する機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第84号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、人吉市行財政経営検討委員会及び人吉市補助金審査委員会を設置することに伴い、会長及び委員の報酬額を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第85号特別会計条例の一部を改正する条例案は、地方財政法第6条及び地方財政法施行令第37条の規定により、人吉市国民宿舍会計を設けることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第86号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年5月22日に公布され、同日から施行されたことに伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金について特別措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第87号損害の賠償についての案件は、平成21年2月16日午後3時頃、国道219号を錦町方面から人吉市方面へ走行していた市公用車が、イオン九州株式会社ジャスコ錦店前で中央線を越え、対向車線を走行してきた相手方車両と接触し、相手方車両運転手を負傷させ、及び相手方車両に損害を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第88号監査委員の選任につき同意を求める案件は、篠崎國博氏の任期が、本年9月30日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任することにつきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

議第89号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件は、安永弁裕氏の任期が、本年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として、宮山惇氏を任命することにつきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

諮第1号から諮第4号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件は、まず、平成19年1月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていましたが宮川怜子氏、山縣仗子氏、加登住勝氏の3人の方につきましては、本年12月31日をもって任期満了となることに伴い、宮川怜子氏及び山縣仗子氏の両氏につきましては再任を、加登住勝氏につきましては、後任として祝憲生氏を推薦することにつきまして議会の御意見を求めるものでございます。

また、平成20年4月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていましたが堀秀行氏につきましては、任期は平成23年3月31日まででございますが、本年6月29日付けで議会の御同意をいただき、同年7月1日から教育委員会委員に任命したことに伴い、人権擁護委員としての職務遂行を困難とするため、後任として大石不器夫氏を推薦することにつきまして議会の御意見を求めるものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） おはようございます。議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について補足説明をさせていただきます。

予算の詳細な説明に入ります前に、今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済危機対策に対応する事業の内示などに伴うものでございまして、雇用対策としての緊急雇用創出基金事業や低炭素革命による太陽光発電導入事業、健康長寿・子育て対策として、子育て応援特別手当給付事業や、地域子育て創生事業などでございます。

財源といたしましては、省庁の補助金、省庁補助の地方負担分に交付される地域活性化公共投資臨時交付金、県補助金、補正予算債などでございます。

さらに、国の経済危機対策に対応する市の単独事業として、使用年数が長期にわたり、管理コストがふえてきております議長車、市長車を初めとする公用車の環境対応車への買い換え事業や、観光振興のために整備する道路観光案内標識整備事業などでございまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当いたしております。

また、九州新幹線全線開通に向けて、人吉駅前広場整備事業を国の地域活力基盤創造交付金を活用して取り組むものでございます。

それでは、予算書の1ページでございます。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正により御説明いたします。予算書7ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正の追加につきましては、公有林整備事業債から中学校校舎改修事業債までの5件でございしますが、公有林整備事業債は市有林整備を行うための森林環境整備事業、里山エリア再生交付金事業を実施するもので、充当率100%で、1,090万円を計上しております。小学校太陽光発電導入事業債から中学校耐震補強事業債までの3件は、国の経済危機対策に伴う事業に対応するものでございまして、充当率100%の補正予算債を充当しております。中学校校舎改修事業債は、第二中学校耐震化に合わせて行います単独事業に伴うものでございまして、充当率75%の700万円を計上しております。

次に変更でございします。臨時財政対策債は、確定に伴う限度額を変更するものでございします。

予算書12ページをお願いいたします。歳入でございしますが、1款市税、1項市民税、2目法人、1節現年課税分3,133万3,000円の減額は、7月末までの法人税割の申告状況を勘案し、

減額するものでございます。

予算書13ページをお願いいたします。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、1節地方特例交付金175万9,000円の減額は、交付確定に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税3億3,938万6,000円の増額は、21年度の普通交付税の本算定により交付額が確定したことに伴う増額補正でございます。

16ページを省略いたします。17ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、安心生活創造事業費補助金661万4,000円の増額は、ひとり暮らし世帯などにご近所による見守り、生活支援など、地域で支援が必要な世帯に対する支援体制の整備強化を図ることを目的とする増額補正でございます。同じく2節児童福祉費補助金、子育て応援特別手当交付金3,600万円の増額は、21年度に限り、第1子まで拡充して実施する子育て応援特別手当事業などの増額補正でございます。国の経済危機対策に伴う事業でございます。同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金72万5,000円の増額は、保育士等研修補助事業、認可外保育施設安心安全確保事業に充当するものでございます。2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金759万4,000円の増額は、国の経済危機対策に伴うものでございまして、女性特有のがん検診推進事業を実施するためのものでございます。3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金2,640万9,000円の増額は、道路標識整備事業、道路整備維持事業、河川しゅんせつ事業に充当するものでございます。同じく3節都市計画費補助金、地域活力基盤創造交付金1億5,345万円の増額は、人吉駅前広場整備事業に伴うものでございます。4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金1億839万7,000円の増額及び地域活性化・公共投資臨時交付金1億98万6,000円の増額は、小学校太陽光発電導入事業として行う太陽光パネル設置及び屋根改修工事でございます。国の経済危機対策に伴うものでございます。同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金1,582万4,000円の増額は、小学校太陽光発電導入事業の実施設計に充当するものでございます。2節中学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金8,187万3,000円の増額及び地域活性化・公共投資臨時交付金6,837万8,000円の増額は、中学校太陽光発電導入事業として行う太陽光パネル設置及び屋根改修工事及び中学校校舎耐震化事業でございます。国の経済危機対策に伴うものでございます。同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金843万6,000円の増額は、中学校太陽光発電導入事業の実施設計に充当するものでございます。5節保健体育費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金100万円の増額は、歯科検診用無影灯購入に充当するものでございます。

18ページをお願いいたします。5目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、地域活性化・

経済危機対策臨時交付金332万3,000円の増額は、道路観光案内標識整備事業及び公用車の環境対応車への買いかえに充当するものでございます。6目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金600万円の増額は、議長車、市長車をそれぞれ環境対応車への買いかえに充当するものでございます。7目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金130万円の増額は、公用車を環境対応車への買いかえに充当するものでございます。8目消防費国庫補助金、1節消防費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金845万3,000円の増額は、防災行政無線整備事業として電波伝搬基本調査に充当するものでございます。同じく総合流域防災事業費補助金100万円の増額は、新たに洪水ハザードマップを策定するためのものでございます。

19ページ、20ページは省略させていただきます。21ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、くまもとふるさと寄附金交付金29万9,000円の増額は、熊本県のくまもとふるさと寄附金を通して人吉市へ寄附を希望されたものでございます。2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、地域子育て創生事業費補助金314万6,000円の増額は、発達障害児育成支援モデル事業及び病児・病後児保育施設感染症対策事業に要するものでございまして、国の経済危機対策に伴う事業でございます。4目労働費県補助金、1節労働諸費補助金、緊急雇用創出交付金2,130万円の増額は、緊急雇用創出基金事業として保育所、保育活動支援事業など、4件の事業を行うものでございまして、国の経済危機対策に伴う事業でございます。5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金28万3,000円の減額は、中山間地域等直接支払推進事業費補助金から、中山間ふるさと・水と土保全対策事業費補助金までの5件につきまして、内示に伴う変更でございます。2節林業費補助金、森林環境保全整備事業費補助金1,288万3,000円の増額及び里山エリア再生交付金事業費補助金150万円の増額は、市有林整備事業として行うものでございます。

22ページをお願いいたします。8目教育費委託金、2節教育総務費委託金、理科支援員配置事業費委託金42万6,000円の増額は、小学校の五、六年生クラスを対象として理科支援員を配置するためのものでございます。

23ページ、24ページは省略させていただきます。25ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、古都人吉応援団寄附金17万4,000円の増額は、4月以降にいただきました5件の寄附金を計上するものでございます。

26ページは省略させていただきます。27ページをお願いいたします。20款諸収入、4項雑入、3目雑入、8節消防費雑入、消防団員安全装備品整備等助成金123万6,000円の増額は、消防団員等公務災害補償等共済基金から消防団が災害時などに使用いたします投光器などの助成を受けるものでございます。

28ページの21款市債につきましては、第2表で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に歳出でございます。各款、項、目の中の一般職給、職員手当等共済組合負担金の増減は、人事異動に伴うもののほか、共済組合負担金の負担金率の改正によるものでございまして、説明を省略させていただきます。

29ページをお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費335万8,000円の増額は、議長車の環境対応車への買い換えなどに伴う増額補正でございまして、国の経済危機対策において、低炭素革命として低燃費、省エネ製品への普及促進から環境対応車への買い換えを行うものでございます。

30ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費242万1,000円の増額は、今回の職員の不祥事、不適正な事務処理問題による市長、副市長の給料月額の前減額によるものや、議長車と同様に、市長車の環境対応車への買い換えを行うための増額補正でございます。

31ページをお願いいたします。7目企画費285万6,000円の減額は、本年度中止をいたしましたポルトガル国アブランテシユ市との青少年交流に要する人吉市国際交流協会への補助金の減額や、じゅぐりっと博覧会実行委員会補助金の増額などでございまして、4月、5月に実施したじゅぐりっと博覧会を9月から11月にかけて秋のじゅぐりっと博覧会として実施するためのものでございます。

32ページは省略いたします。33ページをお願いいたします。2項徴税費、1目税務総務費918万3,000円の増額は、市民税法人税割確定申告に伴う還付金が増加したために、市税等過誤納金還付金を増額補正するものでございます。

34ページから36ページを省略いたします。37ページをお願いいたします。6項監査委員費、1目監査委員費19万1,000円の増額は、不適正な事務処理問題による減額や、共済組合負担金の増額でございます。

38ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費533万円の減額は、安心生活創造事業や国の経済危機対策に伴う事業としての住宅を失った離職者へのセーフティネットとしての住宅手当緊急特別措置事業に要する経費や、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額などによるものでございます。

39ページを省略させていただき、40ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,899万1,000円の増額は、国の経済危機対策に伴う事業として、子育て応援特別手当支給事業や、地域子育て創生事業、認可外保育施設あんしん・あんぜん確保事業などに要する経費を計上しております。

41ページ、42ページは省略させていただきます。43ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費97万3,000円の増額は、国の経済対策に対する事業として取り組みます親子ふれあい教室事業などの増額補正でございます。

同じく4目健康増進費759万4,000円の増額は、女性特有のがん検診推進事業などに要する

経費を計上いたしております。国の経済危機対策に伴う事業でございます。

44ページは省略させていただきます。45ページをお願いいたします。5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費2,130万1,000円の増額は、緊急雇用創出基金事業として保育所保育活動支援事業など、4件の事業を行うものでございます。国の経済危機対策に伴う事業でございます。

46ページをお願いします。6項農林水産業費、1項農業費、5目農地費971万7,000円の増額は、老朽化により水漏れが発生している小柿地区水路改修工事ほか3カ所の水路改修工事などでございます。

47ページをお願いします。2項林業費、2目林業振興費、4,384万3,000円の増額は、中山間地域におけるサルなどによる被害防止の駆除活動を行う特定鳥獣適正管理事業や、市有林整備事業として取り組みます森林環境保全整備事業及び里山エリア事業、高性能林業用機械購入を補助する農山漁村活性化プロジェクト支援事業などの増額補正でございます。

48ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費786万6,000円の増額は、梢山工業団地草刈業務委託料や西九日町アーケード撤去等を行う地域商店街活性化事業補助金の増額補正でございます。

同じく3目観光費1,016万円の増額は、からくり時計の制御装置のリプレイスを行う経費や国の経済危機対策に伴う事業として取り組みます道路観光案内標識整備事業の市内2カ所の案内板のかけかえに要する経費などを増額補正しております。

49ページ、50ページを省略させていただきます。51ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費5,830万円の増額は、生活道路の草刈り、舗装修繕、側溝修繕や道路標識補修工事などを行うものでございます。

3目道路新設改良費1億306万1,000円の増額は、西間矢黒線外22路線の道路改良及び側溝改良などの工事請負費などでございます。このうち、青井西間線につきましては、標識新設工事を予定しており、また駅前ばら園通り線につきましては、人吉駅前広場整備事業として整備するものでございます。

52ページ、53ページは省略させていただきます。54ページをお願いします。4項都市計画費、1目都市計画総務費2億7,576万4,000円の増額は、九州新幹線鹿児島ルート全線開通に向けて魅力的な人吉駅前広場として整備するための工事請負費などございまして、駅舎入り口前にシンボル緑地を設け、あわせて駐車場整備やそれに続く回廊の整備、ロータリーの改良とからくり時計移設などの整備を行うものです。国の地域活力基盤創造交付金事業で取り組むものです。

55、56ページは省略させていただきます。57ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、3目消防施設費895万3,000円の増額は、今後の防災行政無線整備計画を策定するための基礎的資料として、電波伝搬調査委託料などの増額補正でございます。同じく5目

災害対策費480万5,000円の増額は、新たに洪水ハザードマップを策定するための策定委託料などの増額補正でございます。

58ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費80万8,000円の増額は、不適正な事務処理問題による教育長の月額給料の減額など、人件費の増減によるものでございます。

59ページをお願いいたします。2項小学校費、2目教育振興費617万3,000円の増額は、国の経済危機対策に対応する事業として取り組む理科教育設備整備事業などに伴う増額補正でございます。3目学校建設費2億3,630万7,000円の増額は、国の経済危機対策に伴うスクールニューディール構想の一環として市内全小学校に設置する太陽光発電導入事業などに要する経費でございます。

60ページをお願いいたします。3項中学校費、2目教育振興費295万8,000円の増額は、小学校と同様に取り組む理科教育設備整備事業などに伴う増額補正でございます。同じく3目学校建設費1億7,545万7,000円の増額は、小学校と同様に取り組みます太陽光発電導入事業や、前倒しで行う第二中学校校舎耐震化工事などに伴う増額補正でございます。

61ページは省略させていただきます。62ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費127万3,000円の増額は、児童・生徒の歯科検診用として利用いたします無影灯購入などによる増額補正でございます。

63ページは省略させていただきます。64ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費191万1,000円の増額は、林業作業道2カ所の重機借上料などの増額補正でございます。

65ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費379万9,000円の増額は、桑木津留川災害復旧工事など、5路線の工事請負費の増額補正でございます。

66ページを省略させていただきます。67ページをお願いいたします。14款予備費に6,292万8,000円増額いたしております。

以上で、議第70号について補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） おはようございます。それでは、議第80号平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額5億9,718万6,000円に對しまして、決算額5億9,869万2,700円で、予算額に對し150万6,700円の増となっております。

その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億9,575万5,000円に對し、決算額

5億9,733万1,952円で、157万6,952円の増でございます。第2項営業外収益、予算額142万8,000円に対し、決算額136万748円で、6万7,252円の減でございます。第3項特別利益、予算額3,000円に対し、決算額ゼロ円で、3,000円の減となっております。

次に支出でございます。第1款水道事業費用、予算額5億4,050万円に対し決算額5億1,328万997円で、不用額2,721万9,003円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億7,164万5,000円に対し、決算額4億4,667万286円で、不用額2,497万4,714円でございます。第2項営業外費用、予算額6,634万200円に対し、決算額6,569万5,708円で、不用額64万4,492円でございます。第3項特別損失、予算額207万4,000円に対し、決算額91万5,003円で、不用額115万8,997円でございます。第4項予備費、予算額44万800円に対し、決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、予算額5,584万500円に対して、決算額5,477万7,140円で、予算額に対して106万3,360円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額4,810万円に対して、決算額は同額の4,810万円でございます。第2項工事負担金、予算額773万9,500円に対して、決算額667万1,500円で、106万8,000円の減となっております。第3項固定資産売却、予算額1,000円に対して、決算額5,640円で、4,640円の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、予算額3億3,882万1,484円に対して、決算額3億3,020万684円で、不用額が862万800円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額1億8,488万2,484円に対して、決算額1億7,826万4,573円で、不用額が661万7,911円でございます。第2項企業債償還金、予算額1億5,193万9,000円に対して、決算額1億5,193万6,111円で、不用額が2,889円でございます。第3項予備費、予算額200万円に対し、決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

資本的収入額5,477万7,140円が、資本的支出額3億3,020万684円に対し不足する額2億7,542万3,544円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額748万4,279円、過年度分損益勘定留保資金94万8,984円、当年度分損益勘定留保資金1億7,562万8,128円、繰越利益剰余金9,136万2,153円で補てんをいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは、平成20年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益5億7,037万6,655円に対しまして、2の営業費用は、4億4,206万6,847円で、差引営業利益は1億2,830万9,808円でございます。

次に、3の営業外収益136万789円に対し、4の営業外費用5,113万6,508円で、4,977万5,719円の不足を生じ、営業利益からこの不足額を差し引いた経常利益は、7,853万4,089円

となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減した当年度純利益は7,765万9,674円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金３億7,922万7,134円を加えた当年度未処分利益剰余金は４億5,688万6,808円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。平成20年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度未処分利益譲与金４億5,688万6,808円のうち、減債積立金として9,136万2,153円、建設改良積立金として3,000万円、合計１億2,136万2,153円の処分を予定いたしております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は３億3,552万4,655円となります。

以上が、議第80号平成20年度水道事業における決算の概要でございます。なお、剰余金計算書、貸借対照表など、また監査委員によります決算審査意見書も添付いたしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れでございました。

午前11時20分 散会

平成21年 9 月第 6 回人吉市議会定例会会議録（第 2 号）

平成21年 9 月 8 日 火曜日

1. 議事日程第 2 号

平成21年 9 月 8 日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議第70号 | 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 | 議第71号 | 平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議第72号 | 平成21年度人吉市カルチャーバレス特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議第73号 | 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議第74号 | 平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議第75号 | 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議第76号 | 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議第77号 | 平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議第78号 | 平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第10 | 議第79号 | 平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第80号 | 平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議第81号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第82号 | 人吉市行財政経営検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第14 | 議第83号 | 人吉市補助金審査委員会設置条例の制定について |
| 日程第15 | 議第84号 | 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議第85号 | 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第86号 | 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第87号 | 損害の賠償について |
| 日程第19 | 議第88号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 議第89号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第21 | 諮第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第22 | 諮第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第23 | 諮第 3 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第24 | 諮第 4 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第25 | 一般質問 | |

1. 立 山 勝 徳 君

2. 田 中 哲 君

3. 川 野 精 一 君

4. 豊 永 貞 夫 君

=====

2. 本日の会議に付した事件

・ 質疑を含めた一般質問

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

=====

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君

教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	荒 卷 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
下 水 道 課 長	岳 尾 智 光 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農務局長	靄 崎 晴 美 君
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前9時59分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） おはようございます。14番の立山でございます。まず、質問に先立ちまして、私ごとであります。一言お礼を申し上げておきたいと思ひます。

去る7月10日、歩いて自宅に帰る途中、突然の発作に襲われ、そのまま失神、卒倒して、救急車で病院に搬送され、卒倒の原因となりました髄膜腫を摘出するため、開頭、腫瘍摘出の手術を行い、8月31日に退院をいたしました。その間、議員活動が滞り、市民の方々を初め、市長を初めとする執行部の方々、議長を初めとする各議員の方々に大変御迷惑をおかけいたしました。深くおわびしたいと思います。

しかし、入院期間中には、多くの方々から温かいお見舞いや励ましの言葉、アドバイスなどをたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。感謝とお礼を申し上げます。まだ、体調は十分ではございませんが、徐々に回復すると思っていますので、今後ともよろしく願いを申し上げたいと思ひます。

さて、今回の私の一般質問は、体調のことも考え、質問事項を少なくいたしましたところ、1番くじを引き当ててしまいました。久しぶりの1番バッターとなりましたが、まず、質問の内容につきましては、田中市長への質問でありまして、行政のトップである市長が、選挙が行われる前に特定候補の後援会長となり、その特定候補を全面的に応援されましたが、そのことは、市民に対して公平、公正、公明な行政運営と言えるかについてであります。

2点目は、教育問題についてであります。教育にかかわる数多くの課題の中から、今、焦点を浴びています3点について質問をいたします。一つは、先日発表されました第3回全国学力調査について、2点目は、今年度から実施されます新学習指導要領について、3点目は、経済対策の一環として実施されますスクール・ニューディールについてであります。

それでは、1点目の田中市長への質問であります。

8月18日公示、30日投開票となった第45回衆議院選挙は、政権交代をかけた激しい選挙戦となりました。熊本県5区小選挙区では、4名の立候補者で戦われましたが、この選挙戦に

先立ち、田中市長は、自民党K候補の後援会長に就任され、市長業務とK候補の選挙運動をダブらせながら運動を展開されたように見えます。

このことは、市長就任以来、公平、公正、公明な市政運営を表明してこられた田中市長の政治姿勢としておかしいのではないかと判断しております。田中市長自身のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○市長（田中信孝君） おはようございます。御指摘の候補への後援会長就任でございますけれども、私が市長に就任させていただいて以来、すぐに、早い時期に人吉市の後援会長を務めさせていただいているわけでございます。このお方は無所属のときから約10年ぐらい前になりますけれども、初陣のときから後援会員として御支援を申し上げておる方でございまして、過去3回、今回で4回目の応援となるわけでございます。

政党ではなく、この方の人柄で応援を4回ともさせていただいております。私どもが陳情などで上京いたしました折、御承知のとおり、昭和54年から平成12年まで、約21年間地元選出の国会議員がいなかったわけでございますが、現在は、衆議院にお一人、参議院議員にお一人いらっしゃいまして、地元で生れ、地元の高校を出られ、郷土をこよなく愛する方が国への要望、陳情の際などに対応していただけるのは、心強いものだと思感を感じているところでございます。

公平、公正、さらに、公明につきましては、私が市長に就任をいたしまして、初めての議会におきまして、議会並びに市民の皆様に申し上げさせていただいているところでございまして、市長としての物の考え方、その行動が人吉の未来を大きく左右するかと思えば、身の引き締まる思いに満ち、その責任の重大さを深く認識しているところでございますと申し述べております。

さらに、私は、これらの市民の皆様の声大切に、また、議会の判断を仰ぎながら、私の政治信条として公平、公正、公明なる市民に開かれた、市民のための市政運営に取り組んでまいると申し上げてもおるところでございます。

市長に就任いたしまして、以来2年半近くになるわけでございますが、いささかもこの政治信条に変わりはありません。つまり、公平、公正、公明とは、私と違った意見にも耳を傾け、民意のあり方を模索しながら、市長として決断を固めていく上で大切な私自身への問いかけが公平かどうか、公正かどうか、公明かどうかでありますし、私がよって立つ政治的立場でもございます。よって、私が後援会長を務めさせていただいておるお方は、大多数の市民の方が以前から衆議院議員として認知されておられるお方でございます。私の説得の対象者であり、市政発展のために多大な貢献をさせていただいているお方である以上、このお方の応援をすることは市長として公平、公明、公正な判断であると言えると思っております。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま市長のほうから、公正、公平、公明と、それから、K候補の後援会長として選挙運動に邁進したことは矛盾をしないというような答弁があったわけですが、そんな都合のいい公平、公正、公明はないんじゃないか。確かに、田中市長ではなく、田中信孝氏、そして、K候補という立場では、市長が言われた内容の答弁を私も容認することはできます。しかし、人吉市長という行政のトップ対市民という立場から見ると、いわゆる選挙という公平な投票が行われなければならない場面において、行政のトップが一人の方を一方的に応援をするということは、市民に対する公平、公正、公明という立場から見ると矛盾しているのではないかと。私が申し上げておりますのは、人吉市長としての行政のトップとしての公正、公平、公明を市民に対してどう保障するのかということであり、そのことが欠落をしているのではないかと。というふうに思います。

また、質問に返りますが、人吉球磨の最大の課題の一つであります川辺川ダム建設については、K候補は一貫して建設推進の立場をとってこられています。田中市長は、川辺川ダム建設反対を表明されてきました。一般的に、後援会長は、後援する方の考えをだれよりも理解し、後押しするのが後援会長としての第一の任務だと思います。ダム建設推進を進めてきたK候補をダム建設反対の市長が後援会長になって取り仕切る、私にとっては、理解に苦しむ問題であります。市長はこのことについて、矛盾を感じられていないのでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨年、ちょうど1年前の9月議会におきまして、白紙撤回を表明したわけですが、この白紙撤回を表明させていただく1年以上も前から後援会長をお引き受けさせていただいております。白紙撤回表明後は、川辺川ダム問題の中では、私と蒲島知事の昨年の川辺川ダム問題への考え方をその候補に、当時は代議士でございましたけれども、強く訴え、この方の御尽力によりまして、国土交通省も十分に私どもの意を酌み取っていただき、ダムによらない治水を検討する場が設けられたわけですが。

このことは、旧建設省時代を含めまして、国土交通省始まって以来の画期的な判断であるというふうに私は認識をいたしているところでございます。ダム促進という私とは考え方が違う方々を説得して初めて私どもの意見が理解していただけるわけですが、つまり、ダム促進という立場の方を白紙撤回した私が応援することは、むしろ私の考えをさらに受け入れていただく、さらなる機会を得ることになるかと存じております。

また、今回、当選されました方は、ダム問題以外にもくま川鉄道を初めとした人吉・球磨地域の交通問題や駅前広場改築、スマートインターチェンジの実現への御支援、農林業を守るためのサルやシカ、イノシシといった有害鳥獣への対策などさまざまな問題にも取り組んでいただいております。今回の国の緊急経済対策でも予算獲得にお骨折りいただき、地元出身の代議士としてまことにありがたく感謝しているところでございまして、私自身としては矛盾

をしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 公正、公平、公明な市政運営と特定候補の後援会長として応援することが矛盾をしていないという市長の答弁でありました。私は、そうは思いません。

確かに、K衆議院議員がその任期中にいろいろ人吉球磨のことに奔走、努力をされておることは、私も知っております。ただ、私に言わせれば、それは、人吉球磨出身の代議士であれば、だれでもすることだと、だれでもすることだ、そういうふうに思います。当然のことだと、当然のことだというふうに思います。そのことと、市長という行政のトップが、やはり4名の候補者のうちの1人を応援していく。そのことが行政のトップとしての公平、公明さをどうするのかという問題とは、これは、一緒にできない問題じゃないかというふうに考えています。

具体的に申し上げてみますと、例えば、市長がどこかの夏祭りに御案内を受けます。そこに、市長として当然、行かれるわけですね。そして、あいさつを当然市長のあいさつということでプログラムに入ってますから、あいさつをする。その中で当然市長は、市長としてのあいさつプラス後援会長としてのあいさつをされる。確かに、その夏祭りの中で、K候補を応援する人たちにとっては、それはうれしいことかもしれません。しかし、市長自身が言われましたように、当然、あとの3人の候補を応援をしている方については、そうじゃない。市長として案内したのに、何で後援会長のあいさつをせんばんとかと。そこで、もう既に不公平が発生をしているわけですね。このことについて、市長としてどうなのか。行政のトップとして公平を欠くのではないか。具体的に指摘をしながらお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

多分、去る夏祭りだろうと思いますけれども、その4人の候補のうちの別の候補の方がいらっしゃっていたようにそのときは思います。その方もいらっしゃいますけれども、あえて私は、市長並びに後援会長としてそのK候補の御夫人を御紹介申し上げたところでございます。そのことが、そこにおられる夏祭りに参加して、別におられた別の候補の支援者の皆様方に不愉快というものをお与えしたということであれば、今後、態度を考えていかなければならないというふうには思います。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 一つの例として具体的に申し上げました。まだ、ほかにもあるわけですが、そのことは申し上げませんが。先ほどから私が言っておりますように、田中信孝氏対候補者と。あるいは、代議士ということであれば、私がいろいろ言うことに、それは非常にやぶさかなことかもしれません。しかし、私が言ってるのは、行政のトップである

市長と市民との中の公正、公平、公明さ、そこが損なわれていくのではないか。そのことを指摘しているわけですが、ですから、そのことにつきましては、今後、市長としても十分何をやっぱり言っても行政のトップ市長という立場で市民に対して公正、公平、公明な市政を立ち返られますように要望しておきたいというふうに申し上げて、この点については終わらせていただきます。

続きまして、教育問題についての質問であります。

まず、教育問題につきましては、3点お尋ねをいたしますが、まず、堀教育長、就任をされて、おめでとうございます。堀教育長が市職員としての部長時代には、いろいろこの議場で、一般質問を通じてやりとりをしたという経緯がありますけれども、今回は、教育長という立場でいろいろやりとりがある、そういう場面もあるかというふうに思いますから、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、全国学力調査について質問をいたします。

ことしで3回目となります全国学力調査、これは、正確には全国学力・学習状況調査でありますけれども、きょうは、全国学力調査ということでは言わせていただきたいと思います。

3回目となります調査は、4月21日に実施され、その結果として、都道府県別平均正答率が発表されました。それを受けて市教育委員会でも対応されていると思うので、そのことを踏まえてお尋ねをします。

この全国学力調査は、趣旨、目的と問題の出し方、あるいは結果についての開示問題について種々の議論が行われているところでもあります。改めてこの趣旨、目的と市教育委員会としての考え方及び学力調査の取り組みについて説明をいただきたいと思います。

以上です。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。全国学力・学習状況調査は、1、国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。2、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立する。3、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。以上の3点を目的にして行われるものでございます。

人吉市におきましては、平成21年4月21日に市内全小学校7校の6年生児童368名、田野小には、対象児童がおりませんので、実質的には6校です。それと、市内全中学校3校の3年生364名を対象に、小学校では、国語、算数、中学校では、国語、数学の教科と生活習慣や学習環境等に関する調査を実施いたしました。

文部科学省より平成21年8月27日に調査結果が公表され、11月に集計結果並びに報告書が

教育委員会と各学校に配付される予定となっております。

人吉市教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査のねらいが、学力の実態を把握し、その結果を課題等の改善に役立てることにあることから、人吉市の児童生徒の学力、学習状況の把握、分析をすることにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図っていく予定でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま一定の答弁をいただきましたが、そこで、さらにお尋ねしますが、市内小中学校の平均正答率、これが全国あるいは県平均と比較してどういう位置にあるのか。そういった考察、対策などが過去1回、2回については当然行われているでありましょうし、3回目のことしのものもかなり情報としては流れてきてるだろうというふうに思っておりますが、そういった平均正答率や全国や県平均との比較、そして、考察、対策などについてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） 全国学力テストは、主に知識を問うA問題、主に知識を活用できるかを問うB問題という形で行われております。人吉市の平均正答率の傾向といたしましては、小学校国語においては、A問題は全国・県平均を上回り、B問題は全国・県平均を若干下回っております。小学校算数においては、A問題は全国を若干上回っておりますが、県平均を下回り、B問題は全国・県平均を下回っております。

中学校国語においては、A問題、B問題とも全国・県平均を上回っております。中学校数学においては、A問題は全国・県平均を下回っており、B問題は全国平均と同じですが、県平均を下回っております。

以上が人吉市の全国学力・学習状況調査の結果でございます。

平成21年度の全国学力・学習状況調査の考察と対策につきましては、8月末に各小中学校と市教育委員会にその結果が配付されましたので、今後、それぞれの立場で分析を行ってまいります。市内の各小中学校では、児童生徒一人一人の学力の向上を目指して、児童生徒の学力、学習状況等の調査結果をもとに分析と考察を行い、それらを踏まえた上で学力向上に向けた取り組みや事業の改善、教師の授業力向上の取り組み、教育課程や学校運営の改善等を進めていく予定でございます。

市教育委員会といたしましても、人吉市の児童生徒が確かな学力を身につけていくために、市内の小中学校全体の調査結果の分析と考察を行い、その結果を各学校に提供し、教師の指導方法の工夫、改善を図ると同時に、教育指導や家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取り組みを推進していく予定でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の答弁を聞いてみますと、全国平均、さらには県平均、少し上の部分と下の部分があるというような様子でありますけれども、そこで、この学力調査の結果

を公開をする、開示をする、全国的にもいろいろ議論がされているようであります。

きょうの新聞等を見ても、朝日新聞の報道で見たんですけども、鳥取県は、市町村別並びに学校別結果について公表をした。そういうような状況になっておりますし、そういうふうにすべてを公開するのであれば、もうこれに参加をしないという県も、言っている県もある。そういうことで、各都道府県で非常にこの開示問題については議論をされているところでありますが、このことについて、県教委あるいは市教委としての議論を踏まえながら、今の段階でどういうふうに考えておられるのか。開示の方向に向けていこうとするのか。絶対開示をしないという立場でやっていこうとするのか。そこらあたりを含めてお答えをいただければというふうに思います。

○教育長（堀 秀行君） 5年ぶりに戻ってきた議場で、こうした答弁をするということについては、当時は思いつきかもしれませんが、臨時議会のときに申し上げましたように、誠心誠意努めていきたいというふうに考えております。

答弁についても、もしかしたら遺漏はあるかもしれませんが、それがないように努めてまいりますので、御指導方、よろしくお願いをしたいと思います。

お答えいたします。

今回の全国学力・学習状況調査のねらいというのは、各学校の学力の状況を把握し、その結果を課題等の改善に役立てることにあるということは教育部長の申し上げたとおりでございます。そして、この調査は、平均正答率で見るだけでなく、領域別、観点別に把握することが大変重要でございます。調査結果から各学校や教師がどの領域やどの観点が定着し、あるいは定着していないのかを把握して、今後の活動に生かしていくことが非常に大切であると考えておるところでございます。

調査の公表が行われれば、地域間、学校間の序列化や過度な競争につながったりするなど教育的にプラス面よりもマイナス面が大きいと考えているところでございます。また、調査実施要領の中でも、個々の学校名を明らかにした公表は行わないということになっておりますし、県教育委員会もその方針に従っているようでございます。

したがって、本市教育委員会で決定していただいとおり、公表は行わないほうがよいと考えているところでございます。人吉市の教育委員会といたしましても、この調査結果から市の教育政策の課題を検証し、その改善を図りながら、今後の人吉及び各学校の教育の推進に生かしていく予定でございます。

したがって、私といたしましては、公表ということに軸足を置いて、この調査結果を見るのではなくて、その結果から市の教育の施策の課題を検証し、その改善を図ると。そして、今後の人吉の子供たちの教育を推進するという、そのように努めることが非常に肝要であると思っているところでございます。

今後、公表するかどうかということでは、議員御指摘のとおり、県によって、あるいは市

町村によっても対応はさまざまでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、人吉教育委員会としては、県の教育委員会の方針に基づきながら進めていくということにしておりますし、ある党の選挙マニフェストには、学力調査については、もう実行しないというような、そういう施策を示しているところでもございまして、今後どのように推移していくかということを見ながら判断をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ある一定の答弁をいただいたんですが、やはり先ほどの赤池部長の答弁を聞いておりますと、知識の活用力というのがどうもやっぱり全体的に劣ってるんじゃないかというふうな問題があります。そして、近ごろでは、生活習慣と学力の相関関係というのが非常に大きくクローズアップされてきました。もう一つは、親の収入と学力関係の相関関係が非常にクローズアップされている。そういうことになりますから、こういった生活習慣とか親の収入とかいうのは、教育委員会ではなかなか手の入らない部分といいますか、そういったものが学力に関係があるというふうになってきましたから、そこらあたりをどうやはり今後やっていくのかというふうに非常に気になる部分でありますし、そこらあたりを考えておられるならば答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、ことしで3回目の学力調査ということになるわけですが、1年目、2年目、3年目、それぞれの年度に応じて行われた学力のどういう差の展開、いわゆる経年比較が今はできないというような状況にあるようでありますから、ここらあたりも問題点だなというふうに思います。それらの問題を含めて、教育委員会として議論されておるならば、お答えをいただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） ただいまの質問にお答えいたします。

教育委員会の議論ということについては、まだ、詳細な学力テストの学習状況の調査についての分析を報告しておりませんので、また、さらに分析をしながら、教育委員会での議論をしていただくということにする予定でございます。

それから、議員御指摘のように、いろんな学力についての議論はあるところでございます。結局、それは、学力とは何ぞやということの議論に深くかかわってくるということにもなろうし、経済状況が学力に影響するというのも、これまで余り聞かれなかった議論でございます。そうした議論も踏まえながら、今後研究あるいはそれを前提として分析も行っていければありがたいと思います。しかし、一人教育委員会ですることではございませんので、いろんな関係機関あるいは専門機関とも情報を得ながら議員御指摘のような学力向上に結びつく対応をしていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） この学力調査をめぐっては、今の教育長答弁で一応、受けとめておきたいと思いますが、いわゆる学校以外の要素による学力の差というのが出てきているということが、今後の大きな課題になっていくというふうに思っています。ただ、今少子高齢化なんですね。少子高齢化で非常に子供たちが少ないのに、その子供たちがやっぱり全体が健全に育っていく。そういうような立場から考えますと、先ほどの開示問題につきましても、余り学校別に公表してしまうならば、その点数を上げるための勉強だけしてしまって、先ほど出てきました知識の活用力を伸ばしていくような面がおろそかになってしまうんじゃないかなと、そういう気がいたします。そういう立場からするならば、学校の序列化、そういったものに拍車をかけるような校区別の開示については、今の段階では私も反対の立場だというふうに申し上げて、この問題については終わりたいと思います。

続きまして、新学習指導要領についてお尋ねをしますが、教育基本法や学校教育法の改正に基づいて改訂をされました新学習指導要領は、ことし4月から前倒し実施されていますが、完全実施までの諸問題について質問をいたします。

まず、新学習指導要領の改正点について改めてお尋ねをいたします。

以上です。

○教育部長（赤池和則君） 今回の改訂は、改正された教育基本法や学校教育法を踏まえ、従来からの生きる力の教育理念を継承し、この理念を実現するために確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知、徳、体の調和を重視しております。改訂のポイントは、1、改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂、2、生きる力という理念の共有、3、基礎的、基本的な知識、技能の習得、4、思考力、判断力、表現力等の育成、5、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、6、学習意欲の向上や学習習慣の確立、7、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実でございます。このような具体的な手だてを確立する観点から、学習指導要領の改訂が行われたようでございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま説明を受けました新学習指導要領は、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度までに完全実施することになっておりますが、既に実施したもの、及び完全実施までのプログラム等について説明をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） 新学習指導要領の完全実施は、小学校が平成23年度から、中学校は平成24年度からとなっております。それまでの移行措置につきまして、平成20年度市内の教務主任会におきまして、移行期の各教科の年間指導計画を作成し、市内全小中学校の共通理解を図ったところでございます。また、熊本県教育委員会主催の地区別教育課程説明会を受けまして、その内容などの周知徹底を図っておるところでございます。

次に、本年度から先行実施しているもの及び完全実施までの流れについて御説明申し上げます。

まず、今年度から総則、道徳、総合的な学習の時間、特別活動は、先行実施しております。特に、道徳においては、自己の生き方、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めるために、集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を目指しています。

また、新学習指導要領の円滑な実施を図るために、算数、数学及び理科については、その一部を前倒しして実施しているところでございます。これに伴いまして、小学校においては、授業時数を各学年で週1単位時間増加して実施しております。中学校におきましては、本年度から選択科目の授業時数を削減して、1年生の数学と3年生の理科の授業時数を週1単位時間増加して実施しております。同様に、平成22年度からは、2年生の理科、3年生の数学を週1単位時間増加して実施する予定でございます。

また、小学校における第5学年、6学年の外国語活動は、各学校の裁量により、授業時数を定めて実施することが可能となっております。そこで、人吉市では、第5学年、6学年で週1単位時間外国語活動を実施し、総合的な学習の時間の授業時数を充てているところでございます。

なお、新学習指導要領の一部前倒しに伴いまして、現在の教科書には記載がない事項を指導する際に、必要な教材である算数、数学や理科の補助教材や小学校の英語ノートについては、文部科学省より作成配付が行われております。

このように、人吉市内の各学校におきましては、新学習指導要領の先行実施や一部先行実施されるものについて教務主任会等を中心に各学校の実態に応じて平成21年度用、平成22年度用の指導計画を作成し、完全実施までの移行措置を段階的に進めているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、授業時数の増加に伴い、夏季休業日を短縮して授業時数の確保に努め、学力の充実に努めております。

さらに、生きる力をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、人吉市の学校教育努力目標にあります、確かな学力の育成、豊かな心の育成、たくましい体の育成等について、地域、家庭との連携を図りながら、各学校の実態に応じた具体的な取り組みを計画し、実施していただいております。

今後、学校訪問や校長会、教頭会、教務主任会等を通じまして、新学習指導要領が円滑に実施されますよう多方面から学校を支援してまいりたいと考えております。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） この新学習指導要領の実施に当たって、全国レベルでの小学校長あるいは中学校長に対するアンケート結果では、いろんな完全に実施するまでの問題点といえますか、そういったものが指摘をされておりますが、本市の場合にも、これは、ことしの

3月の議会だったと思いますが、夏休みを繰り上げて登校させるという問題について、笹山議員のほうから一般質問がございまして、議論をされたというような経緯があるわけですが、ほかにいろんな問題、時間数の問題とか、あるいは教師の問題とか、あるいは研修会の問題とか、いろんな問題があるというふうに思うんですが、本市の場合には、具体的にはどういうことが問題になっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

新学習指導要領の完全実施に伴って、中学校の例えば武道の必修化、それに伴う指導力の向上や授業時数増加に伴う教育課程の編成や、教師が子供と向き合う時間の不足等が考えられるということについては、議員御指摘のとおりでありまして、我々も教育委員会としても、そこを重点に置きながら対応するということが大事だなという認識を持っているところでございます。

中学校における武道の必修化においては、武道段位認定講習会等が開催されて、指導力の向上を図りながら、平成24年度からは武道の授業が円滑に実施されるように県下でも取り組まれています。それは一つの例でございまして、今後とも各教科等でそういう必要性があったならば、一つ一つ取り組んでいくことが大事かなというふうに考えているところでございます。

授業時数の増加に伴う課題に対しましては、先行実施に伴う移行期の教育課程の編成を初め、各学校の実態に応じた日課表や週時程で時間割などの工夫しながら、教育課程の編成に段階的に取り組んでいるところでございます。

先般、西瀬小学校の学校訪問をいたしました。その中で、やはり日課表や週時程での工夫をしている実態を学校の説明会でお聞きしたわけでございます。そういうふうにして、学校では、できる限りの努力をされているなという感想を持ったところでございます。

また、教師の子供と向き合う時間を確保するために、教師をサポートする支援体制の構築を進めているところでございます。小学校における特別支援教育支援員の配置、これは後ほど他の議員からいろいろ詳しく御質問がございしますが、その中でも明らかにしたいとは存じますが、そうした配置や学校支援地域本部事業の活用、別室登校や不登校児童生徒やその担任をサポートする不登校支援サポーターやスクールカウンセラー、心の教室相談員の配置を行っているところでございます。

さらに、教師の事務費負担軽減のために、公務用P Cの配備、ネットワークの構築と、データの共有化等によって情報化の推進を図っていく予定でございます。予算的にも計上しながら、今進めている教師用のパソコンを1台1台配置するということも今から進めるわけですが、そのことによって、じゃ、子供たちとの接点がなくなったり、あるいは、減少したりするんじゃないかという心配もあるわけでございますので、そこらあたりも十分念頭に置きながら整備をしていきたいと思いますが、そういう観点も非常に大事だなと思って

おります。今後、学校現場の多忙化の要因を洗い出して検討してまいりたいと考えております。

さらに、新学習指導要領実施に向けての必要な情報は、今後詳細が提供され、明らかになると思われますが、人吉市では、これらを踏まえて、改訂の趣旨や内容の周知徹底を図りながら、同時に、各学校において児童生徒や地域の実情に応じて創意工夫ある教育課程が編成されるよう必要な支援をしてまいりたいと考えておりますし、そうしたことについては、研修も大変大事でございますので、そうした研修を受けていただく、あるいは校内研修でもそういうものを取り上げていただくというようなことで、学校にもお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、それぞれ答弁をいただいたんですが、学校現場は非常に忙しくなってる。何がそうさせてるのかという問題などもあるわけですが、今、答弁をいただいた前の質問と重複をするわけですが、全国的には教職員の数が不足をしている。これは、全国校長のアンケート調査で50%以上の人たちがそういうふうに言ってるようですが、それから、教職員の数が少ない、研修時間が確保できない、これもまた大きな問題になってるようです。そこらあたりを何とかするために、サポートする体制を人吉でも考えているということですが、この教職員定数をふやしていくことにつきましては、今後の政権交代を含めた中で、教育費全体の予算をどう見るのかということによって変わっていくかなというふうに考えておりますけれども、なぜ学校現場が忙しくなったのかなというふうに思います。そこらあたりについて、私なりに言わせていただければ、先生たちが授業以外のことで忙しいと。これが非常に私としては感じます。例えば、書類づくりとか、報告書類とか、そういった書類づくりに奔走するとか、あるいは、報告書あたりを研究課題に応じた報告書づくりとか、そういったものに非常に奔走をしなければならんというふうに思いますし、教師そのものに非常にゆとりがない、そういう状況になってるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、思うんですけれども、土曜日の復活というのは、考えられないのでしょうか。私は、自分の小学校時代を考えてみますと、土曜日は半ドンですから、昼からってというのは、非常に友達同士の交じり合い、あるいは校区内をあちこち友達と一緒に遊んで回る。そういった非常に有効な時間であったなというふうに思います。

それから、先生方のほうに聞いてみたんですが、先生方のほうも昼からは授業がないということで、部活動その他にそれぞれ忙しいながらも拘束をされてないもんですから、自由活動というような形で、いろんなことができるもんですから、先輩の先生たちと話し合いをして、いろんな問題について先輩のアドバイスをいただくとか、そういった有効な土曜日の午後というのがあったというふうな話を聞きました。そこらあたりから含めまして、教員増と

というのが一番手っ取り早い話ではあるでしょうけれども、土曜日の復活というのは考えられないのか。その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

先生方が非常にお忙しくなっているということについては、多くの場面で、多くの機会に指摘を受けてきたところでございますし、私自身もそういう面があるのかなというふうに思っているところでございます。その原因については、教育長になってから分析を詳細には行っておりませんので、はっきりした明確なお答えはできませんけれども、そうしたものを分析、情報を収集して分析をしていくという中での対応が考えられていくのではないかなというふうに現在では思っているところでございます。

書類についても確かに多うございます。御存じのとおり、教育委員会の行政に携わった期間は長うございますけれども、余り変わってないなという印象を持っているわけです。これは、一人、教育委員会だけではもちろんできませんので、その当時も教育事務所を通して、これは何とかかならんのでしょうかというお話は職員として要望というか、お伝えをしたことはございますが、そう極端に書類の量が減るという現実が変わってないなというふうな印象があります。これを要望については、進めていきますけれども、できるだけその軽減が図られるように努めていきたいというふうに思います。

それから、土曜日をまた、もとに復して授業をしたり、あるいは教職員の交流の時間を確保したりしたほうがいいんじゃないかなとの指摘でございますけれども、私自身の個人的な考えを申しますと、そうしていただければありがたいなとは思いますが、これもまたもう議員御承知のとおり、一人私の力というか、考えでされると、できるということでもありません。したがって、はっきりとできるということはお答えしかねるということで答弁させていただきます。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 新学習指導要領の完全実施によってさらに学校現場は忙しくなるなというふうに思っておりますが、そのことをできるだけ先生たちが子供たちと一番接触する時間が長くなるような方策で、やはり解決されなければならないというふうに思ってますから、その点については、十分議論していただきたいというふうに思います。

学校現場だと、例えば、教諭部門と事務部門のそのエリアの問題とか、そういったものを整理することによって、子供と対峙する、向き合う時間が多くなることができるということも考えられますし、検討していただきたいというふうに思います。

土曜日の復活というのは、私も難しいことはわかってるんですが、やはり振り返ってみますと、余りにも短兵急に土曜日のいわゆる週休2日制を早くやり過ぎたと、もう少しやっぱり検討すべきだったなというふうな思いがありますし、そういった面から、再検討するよう

な場所をつくるべきじゃないかなというふうに思ってますから、その点についてもいろいろと研究していただきたいということを要望として申し上げておきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、スクール・ニューディールについてお尋ねをします。

国の経済危機対策として取り組まれた約14兆円の補正予算の中で、文科省は21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的な充実を図るとして、スクール・ニューディール構想を提起しましたが、この構想の内容は、1、学校耐震化の早期推進、2、太陽発電などのエコ改修、3、ICT環境のインフラ整備などを一体的に進めるものであり、市としてもこの流れに沿って事業を選択、予算化して議会に提案、または提案中であります。文科省が示したメニューの中から、市が選択申請した全事業名とその中で認められた事業及び認められなかった事業について報告をしていただきたいと思います。

以上です。

○教育部長（赤池和則君） このスクール・ニューディール構想でございますけれども、今議員おっしゃいましたように、今年4月に経済危機対策に関する政府・与党会議において、低炭素循環型社会を構築するため、特に、緊急に実施すべき対策として示されたものでございます。この中には、学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修、学校ICT環境の整備が含まれております。

今回、経済危機対策として国に要望しましたスクール・ニューディール関係事業は、学校耐震化事業と太陽光発電を初めとしたエコ改修及び学校ICT環境の整備推進事業でございます。

認められた事業でございますけれども、太陽光発電事業が1億6,042万2,000円、学校耐震化事業が2,984万8,000円、学校ICT事業が3,036万3,000円の計2億2,063万3,000円が認められております。

また、認められなかった事業でございますが、市内小中学校にエアコンをつけるというエコ改修1億8,500万円が認められませんでした。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の答弁で言われましたように、エコ改修、いわゆるエアコンが取り付けられなかったということですが、その理由と、こちらから要望して、それを認めるというのが国の方針だったわけですから、今回、拒否されたならば、いつかこれをまた認めるということになるのかどうか。その見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） 認められなかった理由でございますけれども、文部科学省によりますと、スクール・ニューディール関係につきましては、2,500億円の予算を準備しておりましたが、要求額が500億円以上上回る3,000億円の要求があったため、学校耐震化、太陽光発電を優先させ、エコ改修については見れなかったというふうなことでございました。

今後、措置される見込みでございますけれども、今回、政権が変わりましたし、今後、どのようなになっていくのか全くわからないというふうな状況でございます。できましたら、学校にエアコンを取りつけることができるような政策をとっていただければというふうに思っているところでございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、今、政権が変わったので、今後どうなるんだ。今のところ見通しが立たないということでございますから、その推移を見ていきたいというふうに思っておりますが、次に、太陽光発電に絞ってお尋ねをしてみたいと思います。

各小中学校では、どこに太陽光パネルを設置し、発電した電気は、その学校の照明や電気器具類に使用されるかと思っておりますが、発電した電気をその学校で使うための附帯設備はどんなものがあり、また、NEDOの補助金の対象などにはなり得ないのか、その点についてお尋ねをします。

○教育部長（赤池和則君） 太陽光の取りつける場所でございますけれども、各学校の屋上に取り付けたいと思っております。また、太陽光発電の附帯設備でございますけれども、まず、本体として複数の太陽光パネルを架台に取り付けた太陽電池群の太陽電池アレイがあります。太陽エネルギーをパネルで電気に変換しますが、太陽光発電ができた電気は直流ですので、これを直接利用できるようにするためには、交流にすることが必要でございます。このため、附帯設備としてパワーコンデンサーがあります。これで直流を交流に変換して、各教室等で使えるようにするわけでございます。

このほかの附帯設備でございますが、日射量を測定する日射計や気温計、教育用に利用するため発電電力や日射量を表示する発電モニターやデータ収集装置、配電盤、売電のための売電用積算電力計などがございます。また、NEDO、いわゆる独立行政法人、新エネルギー産業技術総合開発機構でございますけれども、その補助金は全部の学校に太陽光発電などを設置するような補助はございませんというふうなことでございます。

今回の国の補助は、大変、有利なものとなっております、NEDOを利用するというふうなことは今のところは考えてないというふうな状況でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 大体その附帯設備については、理解できたんですが、そこでさらにお尋ねをしますが、太陽光発電の維持管理費とか、予測される発電量、どれくらい発電できるのか。各学校で使用した残り、余った電気ですね、その余剰電力はどのように処分をされるのか。そういった問題について見通しを含めてお尋ねをしたいと思っております。

また、せっかく太陽光発電というのを各小中学校に設置するわけですから、本当に目の前にある単なる理科の実験装置ではなくて、実用できるものが目の前に設置されるわけですか

ら、そういったものを教育的な課題としてどういうふうに利活用する考えを持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） まず、太陽光発電の維持管理費でございますが、無人自動運転のため基本的には日常点検は不要で、法的な規定もございません。ただし、20キロワット以上になりますと法定点検が必要となります。市では既に電気保安協会と契約をしておりますので、この点につきまして新たに契約を結ぶ必要はないようでございます。

予想される発電量ということでございますが、全小中学校で265キロワットの太陽光パネルを設置する予定でございます。そういうことで年間にいたしますと26万5,000キロワットアワーの発電量になるというふうな予定でございます。太陽光発電で学校で使用した後の余った分をどうするかというふうなことでございますけれども、売電を予定いたしております。

売電の金額でございますが、国が出しております資料によりますと、平均的な規模の学校、延べの床面積が5,000平米の学校でございますけれども、人吉で言いますと、西小学校より少し小さい程度の学校になると思います。こういうところで20キロワットの太陽光発電を設置しますと、1日当たり50から63キロワットアワーの発電があるというふうなことでございます。これは、8から10教室分の蛍光灯を1日の授業の間点灯するための電気使用量に相当するというふうなことです。余剰電力を売電するといっても電気を使わない期間が長い場合があれば、そういうことが期待できますけれども、一番長い休みであります夏休み期間中が一番電気使用量が多いというふうなことでございますので、それほど売電に期待はできないのではないかというふうに思っております。

しかしながら、太陽光発電によりまして、年間の電氣量が1.2割から2.7割ほど節減できるというふうなことでございますので、平成20年度の市内小中学校の電氣量が2,300万ほどでございました。こういうことから、年間200万から多くて500万ほどの電氣代が節約できるのではないかと期待しているところでございます。

また、教育的な課題としてというふうなことでございますけれども、附帯設備の中に発電モニターとデータ収集装置がありますが、太陽エネルギーが電氣に変わるということ、環境に最も優しい資源、エネルギーであることなどをじかに見ることができる装置でございまして、環境省でも環境教育の教材として取り入れておられますので、今後どのように取り組んでいくのかを協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 冒頭申し上げましたように、7月から8月にかけて、私自身夏休みをとってしまいましたので、少しずれた質問もあったかなというふうに思いますけれども、これでまだかなり時間が残っておりますけれども、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時14分　休憩

午前11時25分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。通告にしたがいまして3点ほど質問いたします。

通告の1点目の御溝川の問題についてでございますが、この問題も今まで多くの先般議員により質問をなされておりますし、私も平成15年6月に瓦屋地区の浸水問題を取り上げ、また、平成17年6月と平成19年6月には、この御溝川の下流地区、薩摩瀬地区での御溝川からのこの溢水問題ということで質問した経過がございます。

また、平成20年度は、3月議会において山下議員から新規御溝川河川改良事業、既存の御溝川の改修ということで質問されておりまして、その中で新規御溝川河川改良事業につきましては、もう9年前から取り上げられておるということでございますので、平成11年度あたりからと推測されますが、その間に質問も4回ほどされているようでございます。しかし、なかなかこの事業が動かない、進展しないと。それでも被災される方や小学校へ通学する子供の危険性を考えると、質問せざるを得ないというのは、地域の切実な願望があるからだと言われ、田中市長に対して被災地状況の確認や御溝川河川改良事業の計画の存在、それに市長みずからの県への早期着工の要望の有無について質問をされております。

その回答の中で田中市長は、現地被災地状況も把握し、御溝川河川改良事業計画地や福川、それに既存御溝川流域の現地調査も行った。平成19年5月25日には県の球磨地域振興局、土木部長に改修の要望を行い、同年9月5日には県議会議長に直接要望し、また、同年11月28日には、熊本県土木部河川課審議官に早期着工の要望を行ったと回答されております。

被災地の方には、雨が降るたびに夜も眠れないという大変な思いをされているのを十分承知しているので、機会あるごとに早期着工に向けてこれから県に強く要望してまいりたいと回答をされております。

また、同年9月の議会においては、福屋議員が毎年のように大雨が降れば、必ずと言ってよいほど増水の危険にさらされる。そういう地域の方々への改善がなければ、市長の言う安心・安全な生活ができないと、そういった観点から被害の状況や対策等に質問をされております。

回答では、被害対策については、平成19年度に流域町内会長、各関係機関により御溝川河川懇談会が設立された当時の経緯や第二放水路の整備計画に向けての経過や、金子商店

裏の樋門箇所改修については、平成19年度より予備設計をしていただいているとの説明がされております。このようにそれぞれの議員がそれぞれの立場でこの御溝川浸水問題に市民の声を代弁して質問をされております。

そこで、今回の質問前に私も御溝川のこの被害状況を調べてみたわけでございます。平成16年からでも毎年集中豪雨や台風による増水のために住宅の床下浸水被害が起きております。多いときは、平成10年の10世帯が浸水被害を受けておりまして、平成16年とことしが4世帯の浸水被害が出ているようでございます。

事このように、現在人吉で緊急を要する災害対策の最重要問題の一つは、この御溝川の浸水被害問題であることは、もう疑う余地はございません。ことしは、今までにこの梅雨時期に例年より降雨量が少なかったこともあり、この数年出されておりました球磨川の増水による避難勧告もことしは現在までは出されることがなかったところでございますが、しかし、少雨と言われながらも、ことしもまた、先ほどのような浸水被害が出たとの報告が8月10日の全員協議会でもあったところでございます。このように、毎年被害を受けていますと、ややもすると、私たちがその被害を受けられた方の痛みが感じらなくなっていくような気がするわけでございます。

9月1日の議会冒頭の所信表明で田中市長は、7月下旬の中国九州北部豪雨で甚大な被害を受けた地域や犠牲者に対して心からのお見舞いと被災地の一刻も早い復旧を祈念しておられました。

また、8月11日の静岡県駿河湾沖を震源とする震度6弱の地震が発生し、家屋や道路等への被害が多数発生した人吉の姉妹都市でございます牧之原市にもお見舞いの言葉を述べられております。所信表明に述べられていますように、顕著な雨の被害はなかったというものの、人吉でも被害は歴然としているわけでございますので、気配りの田中市長には、一言お見舞いの言葉を入れてほしかったな思っているところでもございます。

ところで、新聞報道によりますと、8月12日には、御溝川にかかわる諸問題についてということで、西校区の町内会長、県、市、それに土地改良区、消防団、青井神社の関係者たちが一堂に会しての協議がなされたと新聞報道がなされております。

そこでは、市の説明で第二放水路の整備について県、市、土地改良区で検討を重ねておると。また一日も早く浸水被害をなくしてほしいとの声や樋門操作での要望があったとの説明があつております。

一方、住民からは、夜間や大雨の急激な増水時に素早い対応を求める声があったというふうに報道されております。関係者のそれぞれの努力に感謝を申し上げたいと思っております。しかしながら、毎年のように、この御溝川の浸水被害に遭っている住民からいたしますと、浸水被害の具体的な対策については、何も提案されなかったというような印象で不満も残るようでございます。

私も7月の終わりごろ、床下浸水被害を受けたある家庭を訪れたところでございますが、あと15センチも水が上がっていたら、床上浸水の被害を受けるところだったという話でございました。また、水が引いた後の掃除に大変往生しているということでございます。それに、何と言いましても、年がいつているので、昔のように畳上げもできませんというようなことでございます。床下浸水でも、この畳が湿気を持てば、畳床が腐食し、長くはもてません。また、不衛生でもあるということでもございます。それ以上に毎年毎年こういう浸水被害を受けていたら、大雨時には、眠れずにノイローゼ気味であるというような話でもございました。

当然、このような被害状況や話は市及び県当局も把握されていると思います。そこで、1回目の質問は、平成11年度より長引いております第二放水路の整備計画についてお尋ねします。

市の説明によりますと、もちろんこの県の意見であります。幾度となく地元及び関係する人吉土地改良区に説明と協力をお願いをしているとの説明が繰り返しされるばかりでございまして、なぜゆえ地元及び地権者との合意ができないのか。その原因は話されておられません。

そこで、お尋ねでございますが、10年たってもなぜこの遅々として進まないのか。当初より県と市、それと地元及び人吉土地改良区とのボタンのかけ違いはなかったのか。もともと事業の趣旨は十分わかっていても、直接的被害に関係ない人が、その事業のために土地を提供するこの難しさが存在したろうと思いますが、事業予定地のこの最大の地権者でございます人吉土地改良区の御理解をいただくためとだけ、ボールを常に地権者や地元に向け、行政側の説明責任や本当に地権者側に立って誠意を示されてきたのか。第二放水路の計画地が区画整理後の優良農地を貫くようになっていたようでございますが、その買い上げ提示額、補償額での折り合いがなかなかつかなかったというような地権者からすると納得ができないといったようなことはなかったのか。そういう誠意を示す努力が不足していたのではないのでしょうか。その辺をお尋ねします。

また、地元及び地権者に県より説明されました第二放水路の設計が開削水路で、その水路ののり面が後々この一番管理しにくい蛇かご等で設計されているということをよく聞いたわけでございますが、そのことも地元及び地権者の同意を得なかった原因のように聞いておりますが、そういうことはなかったのか、お尋ねします。

それから、将来、この第二放水路が整備されたとき、放水路とは厳密には河川と区別されるものとは思いますが、その管理者と維持管理はどこになるのか、お尋ねします。

1回目の質問を終了します。

○建設部長（山上 茂君）　こんにちは。田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目の10年たってもなぜ遅々として進まないのかといった御質問でございますが、管理

者であります県によりますと、第二放水路が最も有効な対策であると考えられ、平成11年度から第二放水路について地元及び人吉土地改良区に対し事業説明を行いながら、測量、調査、設計、用地幅ぐい設置同意などの事業化に向けた取り組みが行われてきたところでございます。

しかし、第二放水路整備によって万江川のはんらんを心配する御意見や、ゲート操作に対する質問、福川及び万江川の改修要望などがございまして、平成20年9月から県、市、人吉土地改良区で御溝川第二放水路検討会を設置し、現在は、第二放水路以外の山江川放水路案も含め事業事業に向けて取り組んでいるところでございます。

2点目の（「理解は得られたのかな、そういう県の説明に対して」「まだまだ答弁中ですから」と呼ぶ者あり）2点目の行政側の説明責任や地権者側に立って誠意を示したのか、優良農地の買い上げ提示額、補償額での折り合いがつかなかったことはなかったのかという御質問でございしますが、当初計画によりますと、水路の全体幅は23メートル程度で計画されておりましたが、つぶれ地農地を少しでも小さくできないかとの要望がございまして、計画見直しが行われ、現在計画の水路底幅5.5メートル、水路上幅9.3メートル、水路高さ3.8メートル、管理用通路幅は片側3メートルと1メートルとし、全体幅13.3メートルに変更され、極力排水路敷地を利用することになりまして、地元の要望に対して配慮された計画になっているようでございます。

また、用地につきましては、用地測量に先立ちまして、平成16年度、平成17年度に地元説明が行われ、用地幅ぐい設置の同意を求められたようでございますが、地権者全員の同意が得られなかったため、幅ぐい設置に至っていないところでございます。そのため、現在まで第二放水路での買収価格提示を含め、具体的な用地交渉は行っていないとのことでございました。

3点目の第二放水路の開削断面ののり面部分が管理しにくい蛇かごで設計されて、地元の同意を得られないのが原因ではないのかといった御質問でございしますが、先ほど申し上げましたように、当初全体幅23メートルで計画をされたときには、工法としまして、蛇かごというような話が出たかもしれませんが、現在の設定ではブロック積み護岸で計画されており、地元にもそのような説明がなされているようでございます。

4点目に、第二放水路が整備された後のその管理と維持管理はどこがやるのかといった御質問でございしますが、一級河川からの放水路となりますので、上流に整備されました第一放水路と同じように管理及び維持管理につきましては、県で行っていただくことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 2回目の質問に入る前に、部長、この県の説明に対して地元の理解は得られたのかどうか、その辺の回答を最初お願いいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御溝川二次放水路の懇談会というようなことで説明、協議等行っておりますが、いろいろな福川、それから御溝川への要望等も含めまして、現在、いろいろな解決策をそこで協議しているというようなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） では、まだ現在、理解を得られていないという状況ですか。

では、2回目の質問でございしますが、平成15年の私の質問では、第二放水路は、おくれたも、この平成19年度が完成予定との説明もあったところでございます。その完成予定から2年も経過してもまだ工事の着手さえできない状況でございしますが、現在、その放水路の着工年度も完成年度もまだ未定なのでしょうか、お尋ねします。

次に、河川管理者であります県より住民への説明はどのようになされているのか。特にこの浸水被害者への説明、河川整備計画や浸水被害を軽減するための対応の説明は行われているのか、お尋ねします。

現在、御溝川流域は、宅地化が進んでいまして、以前は、大雨時にはこの圃場に流れ出て、そこで一時遊水化した水が徐々に流れていたようでございますが、今日ではその圃場も少なくなり、宅地排水が一気にこの御溝川に流れ出し、増水するというところでございます。

そこで、お尋ねでございしますが、この県の流量計算では、大雨が降っても第二放水路のこの整備が整えば、現在浸水被害を受けている地区は河川改修とはなっても浸水被害はなくなるのか、お尋ねします。

2回目の質問を終了します。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

1点目の着工年度も完成年度も現在のところ未定なのかといった御質問でございしますが、先ほどお答えいたしましたように、第二放水路着工に向け、御溝川第二放水路検討会を立ち上げ、意見、問題点等を出し合い、早期に計画が進みますように協議を重ねてきたところでございまして、地元の貴重な御意見も取り入れた計画を現在県のほうで検討いただいているといった段階でございします。そのようなことで、着工、完成年度につきましては、確定していないところでございます。

2点目の河川管理者である県より浸水被害者へ河川整備計画や浸水被害を軽減するための対応の説明はというようなことでございしますが、平成19年2月に瓦屋町修成館におきまして、地元説明会が開催をされました。その中で護岸部、市道部、横断橋梁部のかさ上げ案につきまして説明がございましたが、内水に対する不安から工法の見直しの要望が出されまして、賛同が得られなかったところでございます。その後、県におきまして、計画見直しのための現地調査が行われ、代替案の予備設計を行っていただいておりますが、まだ詳細につきましては検討中とのことでございまして、地元にお諮りする状況にないとのことでございました。

浸水被害を軽減するための対応につきまして、金子商店裏の御溝川の線形が90度に曲がっておりまして、滞留をしている状況でございますので、流れをスムーズにするために用水が不要となります時期に護岸の部分改修工事が行われるようでございます。

3点目の第二放水路整備が整えば、現在、浸水被害を受けておられる地区は河川改修がなくても被害はなくなるのかといった御質問でございますが、第二放水路の計画設置箇所は、山江川との合流地点でございます。それより下流域につきましては、高木川を初めとする周囲からの流入水路など、想定外の雨量による被害が考えられ、計画規模による同地区の対策が必要となる場合も考えられるとのことでした。

また、現在、第二放水路を初め、流域の再検討をしているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 答弁で第二放水路が整備されても、下流地区はなかなか安心できないというような答弁でございます。

このなかなかこの河川管理者から第二放水路の整備について明言がない現状では、毎年この浸水被害を受けている住民の方々は、本当にいら立ちや怒りを感じておられると思います。このように、第二放水路の完成、または浸水被害地区の河川改修を見るまでは、毎年のように浸水被害を受け続けるとなれば、これはもう人災、行政の怠慢と言われても仕方のないことではないでしょうか。

いろいろ問題もあると思いますが、できるところから少しずつでも整備していくのが行政の責任と思いますが、どうでしょうか。出水のたびにこの応急的措置といたしまして、町内や消防団、それに市によって現在土のうが積まれています。第二放水路の完成までの暫定的期間、河川整備が行われるまでの期間に簡易的にでもこのブロックを積み上げるとか、簡易な擁壁を既設石積みの上に打つとか、方法はできないのでしょうか、お尋ねします。

また、その区間だけでもこの河川掘削を行い、流量を増すことはできないのでしょうか、お尋ねします。河川掘削と言いましても、下流の樋門高に限定されると思いますが、狭義的な意味での効果はあると思いますのでお尋ねします。

それに、大雨のこの出水時によく消防団によって下流にポンプ圧送を行っているようでございますが、球磨川出水時に、この業者によってこの大型のポンプで内水排除を現在行っております。なぜ御溝川の出水時には大型のポンプで下流の放水路に圧送できないのか、お尋ねします。

以上で3回目を終了します。

○建設部長（山上 茂君） 3点ほど御質問いただきましたけれども、建設部のほうから初めの2点についてお答えをさせていただきます。

1点目の第二放水路完成までの暫定的期間、簡易的なブロック、擁壁を既設石積みの上に

設置して対策を図れないかといった御質問でございますが、御指摘の区間は、両側に住宅が密集している状況でございます。暫定的なブロック、擁壁を設置できる区間と家屋が河川に接近しているため設置するスペースがない区間がございます。御溝川からあふれ出た水が設置できない区間から流入し、今度は流入先がなくなることで内水被害が拡大するおそれもあるようでございまして、暫定工事につきましては難しいようでございます。

それから、2点目のその区間の河川掘削を行い流量をふやすことはできないかといった御質問でございますが、先ほど申し上げましたが、両側に既設石積みの上に家屋が連担して建っている状況でございますので、区間の土砂堆積部分の掘削を行いますと、既設石積みが緩み、家屋に対する影響が出てくるのが懸念されますので、掘削による流量の確保は難しいというのが実情のようでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（深水雄二君） 失礼します。3点目の御質問にお答えいたします。

御溝川の出水に関しましては、市としまして、これまでも住民の皆様の不安を取り除くべくできる限りの災害対応をまいりましたが、なかなか抜本的な対策を講じることができずにきております。議員、お尋ねの大型ポンプで圧送できないかという御質問でございますが、大型ポンプの設置について、また、下流放水路への圧送における技法、手法については、物理的なことも含め検討すべき課題がありますので、今後さらに市としましてもどのような方法がとれるのか、技術的な専門家の御意見も聞きながら河川の管理者であります県とも十分協議をしながら鋭意検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 4回目でございますが、先ほど建設部長の答弁で簡易的なブロック、擁壁の設置は難しいとの答弁でございましたが、しかしながら、その地域、個人的にブロックのかさ上げを行っておられるところもございます。被害者の中には、この御溝川からの溢水ですね。あふれ出る水をとめることができれば内水排除のほうは小型ポンプでもできるのではないかという考えを持った方もおられるわけでございますので、個別的対応も県のほうに十分考えていただくように要望しておきたいと、このように思います。

また、それから、ポンプ圧送については、設置場所、また、その設置方法、機種選定等をもって検討すれば、浸水被害の軽減につながると思いますので、どうぞ今後検討いただくように要望しておきたいと、このように思っております。

次に、球磨川も御溝川も管理者が国か県の違いはございますが、ともに一級河川でございます。球磨川の被害はマスコミあたりでは大きくクローズアップされますが、御溝川の浸水被害は規模が小さいこともございまして、余り注目されることもございません。しかし、一たん大雨が降れば必ず、そして、同じところが浸水被害に遭うというこの現実、予期せぬ大

雨の豪雨により予期せぬところが何年か、また何十年に1回の被害をこうむるといった被害とは異なり、御溝川の浸水被害は時間当たり何十ミリの降雨で予測でき、そして、毎年同じところがこのようにこの被害をこうむる現実はこちらはもう先ほど言いましたように、河川管理者の怠慢、本当にこの行政の不作为に当たると非難されても仕方のないことではないでしょうか。

そこで、この浸水被害で実害をこうむった分の補償はできないのでしょうか。お尋ねします。また、その救済方法等の事例がございましたら、お尋ねします。

次に、8月12日に行われました御溝川に関する諸問題についての会合でも地元住民、土地改良区から御溝川のしゅんせつの問題が出たと思いますが、一方、御溝川下流の薩摩瀬地区でも、現在この土地改良区で溝さらいを行っておられるということでございます。

本来、御溝川は、用水路を目的とした河川ではございますが、現在は、宅地化に伴い宅地排水路の用も兼ねているような現状でございます。また、この年々溝さらいの年齢も高齢化しているということでございます。河川管理者のほうでしゅんせつができないかという要望がございましたのでお尋ねいたします。

以上、お伺いします。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

このことにつきまして、熊本県に被災者に対する補償、救済措置についてお尋ねをしましたところ、大規模災害による激甚災害指定や災害救助法の適用があれば、被災者に対する支援措置があるが、現在のところ小規模な被害での支援はないとの回答でございました。

次に、本市の補償についてでございますが、小規模災害被害による援護を目的とした小規模災害見舞金等支給規則により、被災状況に応じまして、被災者の申請によりお見舞金を支給しているところでございます。ただし、水害による住家——住んでる家、被害に伴う見舞金の対象は、床上浸水のみでございまして、1世帯につき5,000円となっております。また、救済措置につきましても、現在のところ何もないという状況でございますが、水害の常習地域に対する特別な補償、また支援について参考になるべき他市の状況等があれば、事例等を調査してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○建設部長（山上 茂君） 2点目の御質問にお答えいたします。

河川管理者で堆積土砂のしゅんせつをといたこととでございますが、土砂しゅんせつにつきましては、治水上放置すれば甚大な被害が考えられる箇所を特に重要水防区間としてしゅんせつをされている状況でございまして、御溝川におきましても状況を把握し、しゅんせつ可能な箇所につきまして対応していきいたというふうな県の御回答でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま総務部長の答弁では、県ではそういう小規模の被害の支援はないと。人吉市では見舞金が出る支給規則がある。しかしながら、床上浸水が対象で、しかも1世帯5,000円ということでございます。この規則がいつできたのかは知りませんが、この見舞金、畳1枚にも満たない見舞金でございます。私は、余りにもこの現在の感覚とかけ離れていると思うわけでございまして、救済措置にしても現在は何もないというようなことでございます。どういう救済措置ができるのか。全国ではそういう事例がないのかということも含めて、今後検討していただきたいと、このように思っているところでございます。

また、このしゅんせつ、いわゆる溝さらいについては、必要箇所から対応していくというような答弁でございますが、少なくとも1年に1回ぐらいは全線県の責任において溝さらいをしていただきますように強く要望をお願いしておきたいと、このように思っております。

今回の答弁は、県になりかわりましての答弁ということであり、なかなかこの答弁に窮するところがあったらと思うわけでございます。浸水被害者からすれば、一刻も早くという思いでございます。幸いにも今回市議会にも発足しました球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会でもこの問題に取り組んでいただけるということでございますので、やはり議会ともどもこの問題に努力していただきますように要望いたしまして、この1点目の御溝川問題を終了します。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君） 2点目の林業問題でございしますが、林業は紛れもなく人吉市の農業と並んだ基幹産業でございます。農業と林業は人吉市の基幹産業であります。この言葉はあらゆるところで人吉市を表現するまぐら言葉として使われております。

現在、林業の持つ多面的機能や林業を長いこのスパンで見守らなかつたら、林業が人吉市の全産業の中で占める就労人口や人吉市の全産業の生産力に占める位置においては、果して農業と林業は人吉市の基幹産業であると言えるのかどうか、疑問にさえ思うところでございます。

まことそのように、林業が衰退した大きな原因が木材価格の低迷であろうと思われます。その原因には、いろいろあると思います。外国産材の流入、景気低迷による住宅建設の減少といろいろ言われているところでございます。それでも、緑豊かな四方を山で囲まれた人吉は林業の再生、そして、振興なくして人吉の今後の成長もなかろうと思っているところで

ございます。行政も長いスパンで林業の活性化に寄与する施策を積極的をお願いしておきたいと、このように思っております。

ところで、新聞報道等によりますと、6月15日には、県木材協会連合会など、木材産業関連4団体は、景気悪化で木材価格が低迷しているなどとして、この県産材を使った住宅建築への優遇措置などを求める要望書を蒲島郁夫知事に提出されたと報道されております。その県木連によると、経済の低迷で木材を使用した住宅の建築が減少しているほか、杉やヒノキの価格も2割近くは急落しているということでございます。施設改築や改装時に県産材の使用、公共施設への国産材の使用、それに県産材を使った住宅へのエコポイントの導入、それに杉やヒノキを使った場合に、固定資産税が高くなる税制の見直しを国に働きかけるなど、要望を行ったと報道されております。

また、6月23日には、人吉球磨木材協議会が田中市長と市議会に県産材需要促進に関する要望書と陳情書を提出したと報道されております。

その内容は、ほぼ県木連の要望と同じ内容となっており、その中で人吉球磨木材協議会は、木材業界は大変厳しいと。住宅建築は、木材だけでなく、電気設備、配管、建材と、いろんなこの業種へのすそ野が広いと木材利用を訴え、田中市長は、職員には地元木材で住宅をつくるように言っていると。制度や財政と相談、何ができるか研究したいと。その趣旨に理解されたとあります。

景気が冷え込む、個人消費はなかなか伸びない。そんな中で住宅着工は減り、木材需要は減少していると。本当に難しい状況ではございますが、行政としてできるところは積極的に手を打っていただきたいと思っております。

そこで、1回目の質問でございますが、木材価格はどのように推移しているのか。現在の価格は、新聞等で報道はされておりますが、現在のこの木材価格では、採算がとれない状況であると言われております。では、そのスパンを長くして好景気の頃とどう価格は推移しているのか。いわゆる山出し価格、それに製品価格はどうか、お尋ねいたします。

それに、いわゆるいろんな経費からなります採算ベースがあると思いますが、その採算ベースとの推移をお尋ねします。

次に、市内の住宅着工数はどのように推移しているのか。その中で木造住宅がわかればお尋ねします。

それから、現在、この県として住宅着工の需要を喚起するための施策としてはどんなものがあるのかをお尋ねします。

また、今後、県はどのような県産材活用と需要促進を考えているのか、お尋ねします。それに人吉市の対応もお尋ねします。

1回目を終了します。

○経済部長（井上修二君） こんにちは。お答えします。

1 点目の木材価格の推移でございますが、農林水産省が出しております林業統計資料によりますと、山出し価格につきましては、ヒノキの中丸太の全国平均が平成元年度に 1 立方メートル当たり約 6 万 2,000 円としていたものが、平成 21 年 5 月現在では約 1 万 6,000 円にまで落ち込み、杉におきましては、やはり中丸太の全国平均が平成元年に約 2 万 2,000 円としていたものが、平成 21 年 5 月現在で約 7,000 円にまで落ち込んでおります。

また、製品価格につきましても、ヒノキの間柱が平成元年に約 11 万 5,000 円していたものが、平成 21 年 5 月現在で約 6 万 5,000 円、杉の間柱が、平成元年に約 5 万 7,000 円していたものが、平成 21 年 5 月現在で約 4 万 1,000 円に落ち込んでいるようでございます。

次に、2 点目のさまざまな経費からなる採算ベースでございますが、植栽費用に多大な経費がかかるため、近年は全伐より間伐のほうがメインとなっております。その間伐も平成 12 年前後まで索道による搬出がメインでございましたが、価格の低迷により採算がとれない状況になりましたことから、平成 13 年から平成 15 年にかけて列状間伐による経費削減が行われております。また、平成 16 年から 17 年前後からは、山林内の作業路を整備し、索道によらないための労務整備による経費の削減等を行ってきたことにより、ヒノキにおいてはかろうじて利益が出るという状況でございます。しかしながら、杉におきましては、なかなか採算ベースにのれないという状況でございます。

次に、3 点目の市内住宅着工数とその木造住宅の推移でございますが、平成 11 年度中の共同住宅、専用住宅、併用住宅の新築住宅数が木造、非木造合わせまして 139 棟、うち木造が 121 棟、平成 20 年度中の新築住宅数では、木造、非木造合わせまして 78 棟、うち木造が 73 棟となっております。

また、最近の新設住宅着工件数でございますが、景気低迷により伸び悩んでいる状況にあるようでございます。

次に、4 点目の県としての住宅着工の需要を喚起するための施策としてはどのようなものがあるのか、また、今後どのような県産材活用と需要促進を考えているのか、また、市の対応はということでございますが、熊本県は、これまで県産材需要促進のために住宅着工の需要を喚起するための具体的な施策として、平成 15 年度から 17 年度にかけまして熊本木の住まいづくり推進事業を実施いたしております。また、平成 18 年度から 20 年度に森林をはぐくむ木の住まいづくり推進事業を実施し、県産材のみを無料提供するというものでございましたが、本年 3 月に熊本地産地消推進県民条例を制定し、本年度から熊本地産地消の家づくり推進事業を実施しております。この事業は、県産材と畳表をセットにして提供するというものでございます。新築もしくはリフォームする住宅で家の構造材に県産材を 50% 以上の材積で使用するなど、一定要件を満たせば抽せんで県内 230 戸に無料提供を行うという事業でございます。

次に、本市の対応でございますけれども、これまで協議会等を通し、ニーズに合った木材

製品の安定供給や関係機関への要望活動、木工教室やセミナー等を開催し、木材への関心をより高めることによる需要拡大への普及啓発などを行ってきたところでございます。今後、広報人吉等を利用しまして、啓発はもちろんのこと、公共事業等におきましても、可能な限り県産材の利用促進を関係各課にお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 木材価格も低迷し、人吉市における住宅着工数も一時の半分ぐらいというような説明でございます。それに特にこのスギ材の落ち込みが激しいようでございます。景気の日も早い回復を願うのはもちろんでございますが、行政でできること、それに公共施設等にも積極的なこの県産材の活用をお願いしておきたいと思っております。

次に、2回目に、この人吉・球磨地区の林業育成、木材需要喚起の点から田中市長にお尋ねいたします。

人吉・球磨は、そのほとんどがこの山林でございます。林業の再生、振興については、どの郡市の町村にとりましても重要な問題でございます。そこで、人吉・球磨が一体となった木材の需要を喚起するような自治体やそれに異業種を含んだ関係団体と需要促進を目的とした対策会議、協議会を立ち上げれば、いろんなアイデアが出てくると思いますが、いかがでしょうか。

私が思いますのに、建築業、土木関係においては、まだまだこの木材の需要は見込めると思っております。ただ、いろいろな規制が多いのは現状でございます。

次に、やはりこの人吉・球磨が一体となって林業育成、木材需要喚起の点から、仮称でございしますが、木材需要促進対策奨励金的な基金を創設できたらと思っておりますが、どうでしょうか。この人吉・球磨産材を使用することを条件に、その球磨産材の使用量において奨励金を出す。特に、人吉・球磨の特徴を備えた建築を例えば奨励する。それによって、この人吉・球磨に昔からありました平屋の間借り、寄せ棟づくりの茅ぶきの家風の家がふえとか、城下町の風情を持った建築を奨励する。そういうことによって、人吉の城下町の風情を醸し出す。そういった事例は、ほかにもあると思いますので、参考にすることも私は検討するに値すると思います。

なかなか財政難の折、難しい面もあると思いますが、例えば、基金には資金のほか、私有林、町有林、村有林の立木を原資とする方法も考えられると思います。昔は、町村によっては、家を建てる際に立木を提供していたところもあったわけでございます。そのことが、人吉には、目玉の温泉がないとか、城下町の風情がないとかいった意見の解消にもつながると思いますし、市長の言われる観光にも寄与すると思っておりますが、田中市長の見解をお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

自治体や関係団体、それに異業種の団体も含めた木材の需要促進を目的とした対策会議、協議会等の立ち上げということでございますが、ここ数年の我が国の木材需要状況を見ますと、平成19年6月に施行されました建築基準法改正の影響により、新設住宅着工戸数が前年より大きく減少したことから、平成19年の木材需要量が対前年比5%程度まで落ち込んだところでございます。

また、平成20年は若干回復したものの、本年21年におきましては、再び同じような需要水準でございます。価格におきまして、全国のヒノキの中丸太の山出し価格を例にとりますと、平成19年1月に1立方メートル当たり2万4,000円であったものが平成20年6月には景気後退の影響で約1万9,000円となり、その後若干回復したものの本年5月現在ではさらに1万6,000円まで落ち込んでいるところでございまして、2年半で約33%の落ち込み幅となっております。

人吉・球磨の現況を見ますと、全国及び県内とほぼ同水準で推移をしております、木材業界にとりましては極めて厳しい状況となっているというのが御指摘のとおりでございます。そのような県を初め市町村、森林組合、製材業及び木材市場、建設業のほか、素材生産組合、造林組合、消費者代表などで組織します球磨地域木材需要促進対策協議会がございまして、この中で地元産材の需要、供給の両方の観点から協議を進めておるところでございます。

次に、人吉・球磨産材を使用することを条件とした木材需要促進対策奨励金的な基金の創設ということでございますけれども、基金の創設は確かに地元産材の需要促進を図っていくための一つの案かと存じます。しかしながら、現在の財政状況を考えますと、大変厳しいものがございしますが、木材業界の現状をかんがみ、何らかの方策を考え出さなければならないと存じておるところでございます。いましばらくお時間をちょうだいいたしまして、検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま田中市長の答弁をいただいたところでございます。どうぞその一つ一つが実行に移されますように擁護しておきたいと、このように思っております。

3回目でございますが、いわゆる林野庁の新生産システム事業で鳴り物入りで建設されましたあさぎり町の深田にございます大規模製材工場協同組合くまもと製材についてでございます。

この問題は、平成19年の3月に質問をした経過がございますし、その後、西信八郎議員によっても取り上げられております。平成19年当時は、人吉市あたりへのこの説明も4月に工場建設を決めていながら、着工直前の1月あたりにその説明があったというようなことで、大規模製材工場建設の話が唐突に出てきた感が否めなかったところでございます。

それに余り大規模がゆえに、既存の製材所を、民業を圧迫するのではと心配する民間の声

があったところでございます。今回の質問は、その大規模製材工場に出資している人吉森林組合の一組合員の立場という観点から質問いたします。当然、この人吉市も人吉森林組合に出資しているわけでございますので、傍観者たる立場にはないと私は思っているところでございます。

そこで1回目の質問でございますが、この大規模製材工場が20年4月から稼働いたしまして約1年半がたとうとしておりますが、計画で言われた当初5万立方メートルの原木消費を行い、最終的には、この10万立方メートルの原木消費となっておりましたが、現在どのくらいの原木消費を行っているのか、お尋ねします。

それから、最終的10万立方メートルの原木消費はいつごろになるのかもお尋ねいたします。

また、現在搬入している原木の供給地の主な場所はどこか、お尋ねいたします。

次に、大規模製材工場協同組合くまもと製材の平成20年度の収支決算はどうだったのかもお尋ねします。

以上でございます。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

1点目の現在の原木消費でございますが、お尋ねしましたところ、平成20年度の実績で約4万9,500立方メートル程度の原木消費量とのことでございます。また、平成21年度は5万立方メートルの原木消費を目標に操業を行っているとのことでございます。

2点目の10万立方メートルの原木消費はいつごろかということでございますが、平成22年度からの予定ということでございます。

次に、3点目の原木の供給地でございますが、球磨地域を含めた県内各地ということでございます。

次に、4点目の平成20年度収支決算についてでございますが、お尋ねしましたところ、ほぼ計画に近い状況であるとのことでございます。

以上、報告いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 2回目でございますが、ただいま経済部長の答弁では、原木の消費については、当初の計画5万立方メートルを達成しているというようなことでございますが、この20年度の決算については公表できないが、計画どおりであるというような答弁であったわけでございます。少々納得できないところでございますが、今後、人吉森林組合総会場でこのことには請求してまいりたいと、このように思っております。

まあ推測するに、10万立方メートルの原木を消費する22年度あたりぐらいまでは、この原木の貯蔵等に経費がかさむことが予想され、赤字であっても予想の範囲内、つまり計画どおりということでしょうか。しかしながら、この莫大な国と県の補助、そして、森林組合等の多くの団体が出資していることでもございますので、広く決算は公開されるように要望して

おきたいと、このように思っております。

では、次に、この計画当時心配されました既存の製材所への従来の原木確保についてはどうなっているのか、お尋ねします。

当初、計画当時、この大規模製材所ができれば、原木を大量に消費するということと、市場を通さず原木を高く購入するような話があったわけでございます。そこが、既存の製材所には、原木の確保が困難になるのではと反発が出た理由だったところでございます。そこで、本当に、この大規模製材工場ができて、原木の市場価格は上がったかどうか、お尋ねします。

それと、その製品の出荷先、地元か県外か、また、その割合をお尋ねします。

以上でございます。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

1点目の既存の製材所の原木確保についてでございますが、聞くところによりますと、ほとんど影響はないとのことでございます。

2点目の原木の市場価格でございますが、大規模製材工場ができてからの木材価格への影響は余りないと聞いているところでございまして、価格の変動は全国的なもので、むしろ世界的な経済危機の影響による木材価格の変動が大きいようでございます。

次に、3点目の製品出荷でございますが、すべての製品を岡山県の明建工業に出荷をしており、県内への出荷は一切ないということでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま答弁いただきまして、いわゆる新生産システム推進事業の趣旨の中に地域産材の利用拡大を図り、林家の収益性向上の実現と間伐や再生林による森林整備の促進、循環型森林施業の確立を目指すとなっております。操業して1年半でございますので、早急な結論は避けなければいけません。

また、船出早々、この世界的な景気低迷に見舞われたことも関係者には想定外だったかもしれませんが、早期にこの計画の10万立方メートルの原木を消費に向けて、そして、この低迷する製品の市場価格の底上げと価格安定のために格段の努力をお願いしておきたいと、このように思っております。そのことが、新生産システム推進事業の趣旨でいう地域産材の利用拡大を図り、林家の収益性向上及び林業の発展につながっていくものと思っております。

また、この人吉市におかれましては、直接的関係はございませんが、人吉森林組合に出資しているという立場でもございます。大規模製材工場が地域の林業に及ぼす影響は大変大きいものがございますので、今後も引き続き注視していただきますように要望いたしまして、私の一般質問を終了します。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君）（登壇） こんにちは。4番議員の川野精一でございます。厳しい残

暑が続く中、ちまたの話題は、新型インフルエンザの流行、経済不況下の就職難や自殺者の増加など明るい材料が見つかりません。これらの問題は、政権交代後の新政府にも大きな課題であり、地方行政にとっても猶予なき問題と考えます。私も議会人として足元を見つめ、前向きで着実な歩みを心がけたいと思います。

今回の質問は、市民の皆さんから寄せられました声の中から、中学校における新型インフルエンザ、罹患者発生報道の経緯と市の対応について、新型インフルエンザ流行時の感染予防対策、空間除菌について、中学校の特別支援教育についての3点をお尋ねいたします。

まず、中学校における新型インフルエンザ罹患者発生の報道の経緯と市の対応についてですが、去る8月31日夕刻のテレビニュースで人吉第二中学校で新型インフルエンザ患者が3名発生との報道がなされました。報道を知った学校関係者や保護者の動揺は大変なものでしたし、学校へのたくさんの問い合わせやほかの地域からも心配していただいた多くの方から連絡があったと聞いております。

翌9月1日には、誤報であったとの報告と学校からのプリントが配られましたが、報道の影響は大きく、いまだに誤報であったことを知らない市民も多くいると思います。特に、今月9、10日に予定されております第二中学校第2学年の職場体験学習の受け入れ先には、担当の先生方が一軒一軒事情を説明して回られたりと大変な御苦勞がありました。今回の報道に際し、市は、どのように対応されたのでしょうか。また、今後の対応などをお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

議員今言われましたように、8月31日夕方からのテレビ等の報道で、人吉第二中学校において新型インフルエンザ患者が複数、3名集団発生したとの発表がなされました。しかし、第二中学校においては、発熱等のインフルエンザ様の疾患は確認されておりましたが、新型インフルエンザ検査では陰性の判定が出ておりました。教育委員会では、事実と異なる報道がなされましたので、人吉保健所と県健康危機管理課に対しすぐに確認と訂正を申し入れました。その結果、熊本県のホームページから第二中学校に関する事項が削除され、9月1日の朝刊の記事の差しかがされると県の担当課から連絡があったところでございます。

今後の対応でございますけれども、人吉市教育委員会から人吉保健所及び県の健康危機管理課に対し情報の公表については、正確かつ慎重に行われるよう要望したところでございます。

以上、お答えをします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 今回、私には、県と市に連絡の不備があるように感じました。また、休日を挟んでの報道でしたから、情報の伝達にタイムラグが発生した可能性を感じています。

これから、ますます新型インフルエンザの脅威が迫ってこようとしております。混乱を招かないような危機管理の連携を強化していただきたいと思います。

そこで、堀教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

今回の報道の後、第二中学校では、全校集会を行い、事実を伝え、さらにうがいや手洗いの励行とマスク着用を速やかに指導いたしましたし、保護者には文書で新型インフルエンザ報道は間違いであったので、今後、冷静な対応と引き続き十分な予防対策をお願いしたところでございます。

このように、報道内容を迅速に把握し、的確に分析した上で、子供や教師、さらには保護者に対し適切な情報提供と具体的指導を速やかに行うことが大事であると考えております。このためには、教育委員会としては常にアンテナを高く掲げておくという必要があるのではないかと考えております。

また、学校現場といたしましても、教育委員会等からの指示や指導待ちの姿勢だけでなく、学校長と教頭あるいは養護教諭などの保健担当者が日常的な連絡、連携体制をとりながら、十分に対応できるようにしておくことが欠かせない大事なことであると考えております。

このように、間違った報道がなされると心配されますことは、学校で混乱が生じるということでございます。このようなことがないようないろんな対応をしなければなりませんので、情報については正確かつ慎重に行わなければならないと考えます。

このためには、学校独自の危機管理マニュアルが策定してありますので、マニュアルの再確認に努めながら、情報の管理や処理についての共通理解を図ることが必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ４番。

○４番（川野精一君） ありがとうございます。ぜひ情報の共有、そして、伝達、危機管理に関してしっかりと要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長のお言葉にありました十分な予防策という観点から、教育行政としても充実していく、十分な予防策を充実していく必要性を感じておりまして、次の質問の新型インフルエンザ流行時の感染予防対策、空間除菌についてお尋ねしたいと思います。

インフルエンザ菌を初めサーズ菌、それから、腸管出血性大腸菌O-157、ノロウイルスなどの除菌、殺菌は、私の家業でもありますホテル、旅館業や飲食業界などの不特定多数のお客様を受け入れる衛生施設におきましては、必須課題であります。よって、さまざまな情報が寄せられ、また、業界内での勉強会も全国規模で進めているところです。

その中で従来用いられてきた殺菌剤と呼ばれる次亜塩素酸ナトリウムやアルコールに比べ、より安全性を確保し、コストや環境への負荷を軽減できる特性を持つ微酸性電解水、微酸性

次亜塩素酸水とも申しますけれども、の使用が全国的に脚光を浴びてまいりました。既に国内では、食品工場はもちろん、介護施設や病院で使用されており、人吉市内でも保育園やタクシー会社で使用されております。

この電解水は、塩素臭が残らず、すすぎも不要、手荒れの心配もなく、安全性が高いため、口からの接種や目に入れても無害、ノロウイルスなどはアルコールでは殺菌できませんが、この電解水ではノロウイルスはもちろん、抗生物質耐性黄色ブドウ球菌、サーズや、インフルエンザウイルスに対する殺菌効果が確認されています。

また、この液体は、機器を通してドライミストで噴霧すれば、空中の細菌や真菌、インフルエンザウイルスやサーズウイルスを失活——活性化を失わせることができ、加湿と同時に感染予防になり、インフルエンザウイルスが活性化するとされる冬の乾燥時期にはかなり有効とされています。

特に、ホテル、旅館業で好評なのは、その消臭力でありまして、たばこ臭はもとより、さまざまな臭気に効果がありまして、肥料工場の脱臭にも使われております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、先般、小学校の保護者間での話の中で、学校教室や図書館の空間除菌、特に、子供たちがぐあいが悪くなった場合に駆け込む保健室の除菌、殺菌を望む声を聞きましたので、今回の質問に至りました。

ワクチンの接種は、10月末から優先順にとの報道や10月には4人に1人が罹患するという見解もある中で、流行時の二次感染対策として、空間除菌、殺菌は必要と考えますが、小中学校での対策をお伺いいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

現在、感染予防対策につきましては、学校において消毒液の設置、学校や家庭でのうがいと手洗いの徹底及び必要に応じたマスクの着用を指導しているところでございます。もしインフルエンザ様症状になった場合、すぐに医療機関に受診するよう家庭にもお願いをしているところであります。

二次感染を防ぐための空間除菌対策ということでございますけれども、現在のところ、県教育委員会や保健所からの通知、指導に従い予防対策を図っているところでございまして、保健室等を除菌室とするような対策の検討には至っていない状況でございます。

さらに、感染が拡大する場合など、保健所等のそのような指導もあるかと思しますので、指導に従いながら感染拡大防止を図っていきたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 学校では、流行に際し、学級閉鎖や休校などの対応で集団感染を防ぐ措置をとられると思いますが、市庁舎、そして、公的施設においても、市民に安心して訪れていただくためにも、空間除菌が今後必要だと私は感じています。

ここで、教育長の御見解をいただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） 今、その他の施設等のことについてもお伺いされましたけれども、まず、学校のかかわりの中にまず説明をさせていただければと存じます。よろしいでしょうか。

学校において、新型インフルエンザだけでなく、感染性の病気が発生いたしますと、学校を経由し、家庭や地域社会に蔓延するおそれが高くなります。それで、学校での健康管理、あるいは危機管理につきましては、非常に重要な問題と感じておるところです。

議員述べられました感染拡大防止のための学校での整備につきましては、先ほど部長がお答えいたしましたように、県教育委員会や保健所から推移を見ながらの指導等もあると思いますし、それがあつたとすれば、十分尊重勘案しながら検討していかなければならないと存じておるところでございます。

また、私も今お聞きして非常に勉強になりました。除菌、殺菌についての薬液等についても、十分に知識を得ておく。それが必要になったときに機敏に対応できるということも必要でございますので、教育委員会はもとより学校では養護教諭等もおりますので、そこあたりの認識を持ってもらうように指導することも大事ななというふうに思っているところでございます。

さらに、児童生徒が感染症にかかりにくいという健康な体と体力をつけることが、やはり教育的な面からすると非常に大事なことだというふうに思いますし、それは、今のところも継続的にしているところでございますけれども、それを徹底するということも大事なことではないかと考えております。

そして、感染しないように行っておりますうがい、手洗い、マスクの着用というのが、やはりこれも推移を見ながら、いつもかつもということでは、やはりこないだ先ほど立山議員のお答えの中で、西瀬小の訪問をいたしましたけれども、やはりマスクがあると、なかなか授業を受けられないと。暑くなったり、眼鏡が曇ったりして、受けられないというような状況もまれに生じるということもありますので、そういうものを様子も見ながら、やっぱりマスクについては着用について考えていくということも大事ではないかなと思います。

さらに、現在、教育委員会におきましては、インフルエンザ発生に素早く対応するために、全部の小中学校に朝の健康観察後、欠席状況を教育委員会に報告していただき、感染症の把握を進めているところでございます。このように、保護者と学校とのパイプが詰まらないような連携及び情報の共有、それが大変重要であり不可欠であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ４番。

○４番（川野精一君） ありがとうございます。今はもう周知のことですけれども、

今回のインフルエンザは、感染力は強いが症状は、およそこれまでのインフルエンザと同様。しかし、特定の方々には重篤な症状があらわれているのが現状です。感染力を抑止して、患者を出さないことが重篤者を出さないという形になりますので、重篤者を出さない方法をもとに考えていければというふうに思います。

次に、中学校の特別支援教育について質問いたします。

先般、市民の方から学習障害児の支援について、小学校、高校では、支援受け入れができているが、中学校の3年間で支援できていないので、ぜひ取り入れてほしいとの御要望がありました。昨年度7名採用されました支援員の先生方も本年度は10名になり、小学校における生活習慣支援や学習支援は充実してきたと思います。しかしながら、児童生徒の個性の多様化から、支援員の増員を望む声があると聞いておりますし、中学校においては、支援員の配属がないのが現状のようです。

そこで、質問ですが、中学校の特別支援教育の現状、また、中学校からの特別支援教育支援員の要請の有無についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

特別支援教育の現状でございますけれども、市内に三つの中学校がございますが、うち二つの中学校に知的、情緒等の障害を抱える生徒を支援する特別支援学級がございます。その生徒数合計は10人、教諭数が合計3人となっております。

通常学級に在籍している発達障害等の傾向にある生徒に関しましては、学級担任等が配慮や工夫しつつも、他の生徒同様に指導を行っておるところでございます。

次に、中学校からの要望でございますけれども、すべての中学校からではありませんけれども要望はあっておるところでございます。

以上、お答えします。（「4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） その中学校からの要望につきましては、ぜひともかなえていただきたいと願うところですが、今後、中学校への特別支援教育支援員の配置の予定、そしてその可能性、そして、支援員配置についての問題点、そのほかに実施している支援事業についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

支援員の中学校への配置でございますけれども、特別支援教育支援員の職務内容としまして、大きく分けて3点ございます。1点目は、学校、生活上の介助でございます。例えば、食事や衣服等の着脱、排せつの介助等でございます。2点目は、学習指導上の支援でございます。例えば、見ることが困難の場合の黒板の読み上げや書くことが困難な場合のテストの代筆、そして、教室を飛び出していったりする生徒の安全確保等でございます。3点目は、教育委員会が必要と認める支援というふうになっております。

そういうことでございますので、各中学校の実情をよく把握し、配置につきましては、検討、協議をしていかなければならないというふうに考えております。

中学校における特別支援教育支援員の配置の問題点につきましては、まず、期待される役割の難しさが上げられます。中学校は、小学校と違って学習支援に重きを置く傾向にありまして、教科ごとの授業形態にどのように特別支援教育支援員が対応するのかという問題がございます。また、仮に特定教科の学習支援としたときに、必要な特別支援、教育支援員の人材を確保できるかというふうな問題にもなってくるわけでございます。

次に、特別支援、教育支援員を雇用する際に伴う人件費が市一般財源となることから、財政上の問題がございます。これは、小学校も同様でございます、財政課と協議を進めてまいりたいと存じます。

他の支援事業につきましては、県が実施しております夢へのかけ橋、教育支援事業を活用しまして、第二中学校に今年度4月から不登校支援サポーター1人を配置しておるところでございます。この不登校支援サポーターは、教室外登校生の個別学習指導や休みがちな生徒に対して教室での個別の学習指導等の役割を担っております。

また、文部科学省の授業としまして、スクールカウンセラー1人を拠点校である第二中学校に配置しておりまして、児童生徒のいじめや不登校等の問題に対処するために児童生徒や職員、保護者へのカウンセリングを行っております。

そして、また、人吉市の事業といたしましては、心の教室相談員を第一中学校、第二中学校、そして、人吉西小学校に1人ずつ、合計3人を配置し、児童生徒の悩み、不安、ストレスに対してカウンセリングを行っておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁賜りました。

厳しい現状の中から、何とか中学校の特別支援教育に行政の光を当てていただきたいと思います。ここで、教育長へ特別支援教育支援員配置事業についてのお考えを伺いたと思います。

○教育長（堀 秀行君） 特別支援教育支援員配置事業に対する私の考えをという御質問にお答えしたいと存じます。

文部科学省が平成14年に実施しました調査によりますと、学習障害、LDという表現もするようでございます。注意欠陥、多動性障害、これもADHDという表現をする場合があるようでございます。高機能自閉症など、学習や生活の場での特別な教育的支援をしようとする児童生徒は、全国の児童生徒の6%ほどが通常学級に在籍している可能性を示しておりまして、本市におきましても同様の状況にあるようでございます。

このような表現をいたしましたのは、なかなかこういう障害を持っているという特定を全

員にするということはなかなか難しいという意味での今のような答弁の意味でございます。
そういうふうに理解していただければありがたいなと思います。

本市の教育は、個に応じたきめ細やかな教育を目指しておりますので、その趣旨に沿ったこの事業は特別支援教育支援員が学習や生活を行い、安定した学級経営に寄与しているものと思っております。したがって、とても重要な事業だと認識をしているところでございます。

加えて、先ほど教育部長も説明をいたしましたけれども、小学校と中学校の支援員の置き方、あるいは活用の仕方というのは違うというふうなことで説明も申し上げましたが、例えば具体的にわかりやすく申し上げますと、中学校は、もちろん小学校よりも体格的にすぐれて成長していくわけでございまして、例えば、教室をもう自由に出入りするという生徒も生じることがあるわけですね。それを例えば、小学校は今女性を全部配置しておりますけれども、その女性でいいのかどうか。そういう行動を抑えることが、抑制することができるのかどうかといったこともありまして、じゃそういう場合はある意味では屈強な男性をとというようなことにもなるかもしれません。そういうような違いもあって、人材の確保というのは苦慮することがあるかもしれないということも私のほうから申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。（「４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ４番。

○４番（川野精一君） 堀教育長おっしゃいましたとおりとても重要な事業でございますので、その成果を上げるためにも支援員の先生の一人でも多い増員をお願いしたいと思います。
ちょっと早いですが、これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後２時10分 休憩

午後２時25分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。

○３番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日最後の登壇者となりました。最後までよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私は、今回２点について質問項目を上げております。まず、最初に学習支援について、そして、２番目に衆議院選挙の結果についてであります。

まず、学習支援についてですけれども、特別支援教育支援員についてであります。

先ほど川野議員も特別支援教育支援員の質問をされていましたが、私も通告しておりました。

たので質問する次第ではありますが、しかし、私の場合、小学校を含めた全般的な状況など違った視点での質問でありますので、重複した内容もあるかと思いますが、そのまま質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

特別支援教育支援員については、昨年３月とことしの３月に５歳児健診の推進についての質問の際にも質問しておりました。ただ、その時点では、発達障がい等の早期発見、早期療育の開始のためには、５歳児健診が有効であるということで、内容は余り質問しておりませんでしたので、今回質問する次第です。

もちろん５歳児健診の実施をあきらめたわけではありませんが、前回までの答弁で５歳児健診については、財政面や専門医や専門スタッフの不足、健診後のフォロー体制の確立が現段階ではできないので実施は厳しいというものでありました。

ただ、平成17年から球磨圏域で実施されています乳幼児発達相談事業については、相談件数も毎年ふえている状況ということで、相談回数をふやして対応されているということでもあります。

相談者がふえている状況というのは、早期療育の観点から本来ならば就学前から何らかの手だてをしなければならない状況であるのは間違いないと思います。そういった発達障がいと見られるお子さんが小学校に入学される場合、就学指導委員会などで支援が必要だと判断された場合に、支援員が各学校に配置されることになるわけです。

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、知的なおくれない発達障がいも含めて特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。

本市においても、20年度に７名、今年度は３名増員し、10名の支援員を小学校へ配置されていますが、増員の理由については、３月定例会での答弁では、本市におきましても発達障がいと診断された児童生徒、その傾向がある児童生徒が各学校に数名ずつ在籍し、増加の傾向にあるという理由から増員されたということでありました。

そこでまず１点目の質問ですが、現在の支援員の現状として、各学校の配置人数とその評価についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

特別支援教育支援員は、昨年度から各学校に合計７人を配置しました。今年度は人吉東小学校に３人、人吉西小学校に２人、東間小学校に１人、西瀬小学校に２人、中原小学校に２人の合計10人を配置しております。特別支援教育支援員の先生方には、発達障がい等で学習及び生活支援が必要な児童に対し、校長先生の指導のもとに担任の先生と連携を取り合い、

献身的に対応をしていただいているところでございます。その結果、配置されている学級は、安定した運営がなされ、学級担任の負担軽減にもつながり、学校現場及び関係保護者からも大変喜ばれているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　ただいまの答弁で支援員が配置されている学校では、大変好評のようであります。文部科学省の説明では、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、先ほども言いましたように、知的なおくれのない発達障がいも含めて特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校で行う教育とされています。

特別な支援を必要とする児童生徒に適切な対応ができるようにするためには、効果的な研修が必要であるとされています。この支援員に対する研修などは行っておられるか。回数と内容などもお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　支援員の研修についてでございますけれども、特別支援教育支援員の専門的な質や意識の向上を図ることは大変重要でございますので、特別支援教育セミナーと特別支援教育連携協議会研修会に参加をいたしております。また、特別支援教育支援員間の情報や意見交換会を年３回開催しておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　特別な支援が必要な児童生徒に対する適切で丁重な対応がなされなければ、学習上、生活上の困難が増大し、場合によっては二次的障がいを起こすこともあると言われております。ただ、支援員を配置したから大丈夫というわけではなくて、基本的な知識や技術を持っている方が支援員として手助けされることを切実に望まれているわけであります。

支援員の皆さんは、個人的にも勉強されているとは思いますが、研修会などを通して情報を共有することは大切であると思っておりますので、今後も合同の研修会や意見交換会などの開催は続けていただきたいと思います。

各学校でそれぞれに配置されていると思いますが、同時に複数のクラスを見ることは不可能でしょう。各学校に配置されている支援員の人数では到底足りないのではないのでしょうか。学校現場からもまた関係保護者からも好評である支援員の増員の要望などの状況についてお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

各学校からの支援員配置の要望でございますけれども、全部ではございませんけれども、ほとんどの市内小中学校から各学校の実情に応じて特別支援教育支援員の継続、新規配置及び増員の要望があつておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　ほとんどの学校から支援員の配置、増員の要望が上がっているということでもあります。現在、支援員10名は小学校へ配置されていますが、これは早期療育の観点からは重要なことで、発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。また、子供を支える保護者である家族に対する支援でもあると考えられます。

小学校低学年で特徴的に見られていた症状も、高学年になると落ち着きが見られる児童も出て、目立たなくなっていく傾向もあるようです。しかし、発達障がいの種類によっては、そのまま継続してあらわれる症状もあり、小学校を卒業して中学校へ入学されるわけですが、小学校では支援員が配置されていて、支援員のもと勉強ができていたものが、中学校では支援員が配置されていないということで、本人も保護者も不安を持たれているという声をお聞きしております。

私も先ほどの川野議員と同じく、中学校への特別支援教育支援員の配置を要望するものですが、私の場合、小学校への増員も含めて要望したいと思います。増員のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

特別支援教育支援員の配置増員についてでございますけれども、中学校への配置につきましては、先ほど川野議員へ答弁しましたとおり、いろいろな問題点を抱えておりまして、中学校の実情をよく把握いたしまして、今後検討協議をしていかなければならないと考えております。

また、小学校への増員につきましては、必要な人員を十分に検討し、財政課との協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　なかなか厳しい答弁であるようですが、お隣の水俣市では、中学校への支援員の配置は、平成19年度から既に配置済みであるそうであります。今年度は中学校7校に対して4校に5名の支援員が配置されているということでもあります。本市におきましても、ぜひとも支援員を配置していただきたいと思います。

また、支援員を配置するしないにかかわらず、多くの保護者の方は我が子の障がいに戸惑いを感じ、不安を抱えておられると思います。そういった保護者に対してもっと身近な利用しやすい場所で、安心して教育相談を受けられるようにしていくことも大切であると思います。よろしくお願いいたします。

次に、通級教室について質問したいと思います。

この通級教室ですが、学習支援の一つではありますが、特別支援教育とは違った支援であります。東間小学校の通級教室、東間教室と言いますが、これが設置してあります。まず、この通級教室、この東間教室の設置の目的と東間小学校への設置の経緯についてお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

先ほど教育長のほうからも紹介がございましたけれども、学習や生活の場で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約6%の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しておるといふような文部科学省の調査がございます。このような現状の中、通級教室とは、小学校、中学校において軽度の障がいがある児童生徒に対して通常の学級に在籍し、各教科等の指導を通常の学級で受けながら、その障がいを改善したり克服するための指導を特別に設置した通級指導教室で行うというものでございます。

東間小学校においては、平成19年度に人吉市で実施した通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子供の実態調査によると、LD、ADHD、高機能自閉症等と専門機関で診断されている子供が7名在籍しておりました。さらに、学校のスクリーニングテスト等からも、LD、ADHD、高機能自閉症の傾向があると見られる子供が5名在籍しておりました。

このような中、東間小学校においては、特別支援教育の充実を目指して教職員、保護者の理解を得ながら、個別にきめ細かな配慮のもと教育活動を展開しようと努力されてきたところでございます。しかし、障がいの程度もさまざまであり、人数も多いこと等を考慮したとき、現状のままで指導体制では特別支援学級の教育効果、学校全体の教育効果を上げるのは大変厳しい状況であると考えられ、平成20年度に申請が認められて、通級教室が設置されたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今の答弁からしましたら、特別支援教育の受け皿的な教室になるのではないかと思います。

発達障害と診断されている児童とその傾向が見られる児童に対して、これまでさまざまな教育活動をされてきたが、現状のままの指導体制では大変厳しい状況であるということで、20年度に設置されたということですが、この通級教室、東間教室の現在の運用状況と今後についてお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

現在、東間小学校においては、2年生1名、3年生2名、5年生1名、6年生2名の計6人の児童が通級しております。通級してくる児童は、多動であったり、知的理解が困難であったり、集中力が続かなかつたりなど、集団の中での学習は大変厳しい状況ではありますが、通級教室で個別に学習するようになりましてからは、集団で学習するときよりも格段に

落ち着いて学習ができ、学習効果も上がっております。

また、通級している児童が在籍している学級の他の児童たちも授業に集中でき、落ち着いた学習ができるようになり、学校全体の教育効果も上がっております。

そして、通級教室が設置されたことにより、保護者に対する教育相談を初めとする啓発等で、特別支援教育への理解が深まってまいりました。現在、通級教室が大変有効に機能しており、今後、東間小学校における教育相談等を初め、啓発活動を推進することにより、さらに保護者への理解が深まり、通級指導のニーズがふえてくると考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ３番。

○３番（豊永貞夫君） 今回の答弁からしましても、また、この通級教室かなりの効果が出ているようであります。通常学級では、なかなか厳しい児童も通級教室で個別に学習するようになってからは、落ち着いて学習ができているということは、通級教室の効果があらわれていることであろうと考えます。

この通級教室、東間教室ですが、保護者の方への認知度がまだまだ低いということで、担任の先生は、東間教室便りというプリントを発行されております。また、それを通して啓発されておりますが、現在３号まで発行されているということでもあります。

小学校では、支援員の配置や通級教室の設置により、かなりの評価を得ている状況ですが、先ほどの支援員と同じであります。中学校ではその通級教室ありません。そういう意味では、中学校では何か手を打たないと、これからの教育だめになるんじゃないかと、この支援教育に対してですね、と思いますが、この中学校への通級教室の設置についてのお考えをお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） ただいまの質問にお答えいたします。

通常学級に在籍しながらも、軽度の障害があるために、集団不適應や学習困難を示す児童生徒は、小学校のみならず御指摘のとおり中学校でもふえております。また、小学校で通級指導を受けた児童については、中学校でも通級指導を継続していくことで教育的な効果が上がると考えられます。

したがって、中学における通級教室の設置につきましては、その必要性を十分認識しながら、今後取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

しかし、これは、県教育委員会への申請手続をとり、認可を受けるという流れの中で設置がされているということも申し添えておきたいと存じます。ちなみに、認可を受ければ正式な教員の配置があるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ３番。

○3番（豊永貞夫君） 先ほどの中学校への支援員の配置、あるいは今の通級教室の設置ですけれども、これなかなかやはり実施には厳しいものがあると思いますが、この支援員と通級教室とセットで、セットで考えて、また今後検討していただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ある保護者の方が、この通級教室に通ってるお子さんが、小学校のですね。学校が楽しくなったと言われたそうであります。そのお子さんは、ある教科に対して理解はできるけれども時間がかかる。通常学級だと少しおくれてくるという状況で、通級教室があったので助かっていますということでありました。しかし、中学校へ上がると教室がないので、とても不安ですということも訴えておられました。

通級教室の大きな役割は、子供の自信や意欲の回復と情緒的な安定に関することであり、通級教室では、在籍学級においては、十分に力を発揮できずに学習意欲や自信を失ったり、場面や状況に合わない行動をとってしまったりするため、集団生活への適用困難になっている発達障がいのある子供たちに対し特性に応じた指導を行う、その状態の改善により自信と意欲の回復を図るとともに、二次的な障害への支援を含めて心理的なサポートの場であることが求められる。子供が通級教室で勉強できてよかったと思わなければ通級教室は続かないということを報告もされておりました。

ぜひとも、この通級教室に関しても検討していただきましてよろしくお願いいたします。この件については終わります。

次ですけれども、今回の衆議院選挙の結果で、新しく民主党を中心とした新政権が来週発足する予定であります。今回の選挙、民主党圧勝により政権交代という結果であります、この結果を田中市長はどのように受けとめておられるか。まず、お尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

このたびの衆議院議員総選挙において、民主党が過半数を大幅に上回る議席を獲得したことにより、今後、民主党を中心とした新政権による国政運営が行われることになるわけですが、地域主権を確立し、基礎自治体を重視するという政治姿勢に期待しているところでございます。したがって、地域住民の気持ちを肌で感じることのできる地方自治体が、今後の内政運営に重要な役割を果たすことを踏まえ、各種政策について地方自治体の意見が十分に政府に反映されることを強く望んでまいりたいと思っているところでございます。

今後、新たな政権におかれましては、地方の意見に真摯にこたえ、地方との十分な連携のもと、地方分権改革推進委員会の勧告を十分尊重しつつ、基礎自治体を重視した地方分権改革を着実に推進するとともに、政府と地方の代表者が対等の立場で地方に関する事項を協働して政策立案や執行に反映させる国と地方の協議の場などを通じて、真の改革が実現されることを強く求めるところでございます。

民主党のマニフェストの頭に、「国民の生活が第一、暮らしのための政治を」と掲げてご

ざいますが、2010年度予算の概算要求の全面的な見直しや国際金融危機に対する景気対策として成立させた歳出総額約14兆円に上る2009年度補正予算について、未執行分の執行停止などの方針が出ている中、一方では、4月に廃止された生活保護支給の母子、父子家庭への加算復活などを表明されているところでございます。国民の生活を第一と考えるならば、新型インフルエンザ対策を初めとした緊急かつ重要な施策に早急に取り組んでいただきたいと存じております。

また、税金の無駄遣いについても言及されておりますが、「一利を興すは一害を除くに若かず」のごとく、国民生活を第一とした日々の政治を誠実に行っていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 来週ですけれども、新政権発足後、さまざまなことがこれからあるだろうと思います。まずはこれまでの事業の見直しであるとか、そういう部分が出てくるとありますが、まだ、具体的にはわからない部分が多いわけですが、次にその中で気になる点が幾つかありますので質問したいと思います。

まだ、わからない部分ていうか、まだ、具体的にそういう方向性も出ておりませんので、仮定の話になるかと思いますが、答えられる範囲でお聞きしていきたいと思いますので、よろしく願います。

1点目ですけれども、後期高齢者医療制度——長寿医療制度ですが、この制度が始まって今1年半近くなります。今回、民主党が政権が変わるとマニフェストにも書かれていますが、この医療制度が廃止にされることになると思います。確認の意味でお尋ねしますが、後期高齢者医療制度前の老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わらなければならなかった大きな要因は何だったかをお尋ねします。

○市民部長（浦川康德君） こんにちは。お答えいたします。

後期高齢者医療制度導入の背景には、高齢化の急速な進展に伴う将来の高齢者医療費の増大に対する懸念がございまして、法改正時の趣旨として、法案要綱の中にも医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療の創設、保険者の再編統合の措置を講ずることと明記されておりました。

旧制度の老人医療制度の問題点としては、制度対象者の保険料負担が被用者保険と国民健康保険では異なるという不明確さや、国民健康保険においても自治体によって保険税に最大5倍もの格差が存在しておりました。

また、医療に必要な費用は、患者の一部負担金を除いた額を公費で3割、現役世帯で7割負担しており、医療費が増加すれば際限なく現役世代に費用が回される仕組みとなっておりました。

このような状況や少子高齢化の進展が顕著になったことから、平成9年から政府・与党においては、新しい制度の検討が開始されましたが、健康保険組合の老人保健医療拠出金不払い運動や制度改正に対する反対論も多かったことから、新制度の導入はまとめることができませんでした。その後、平成14年に制度対象年齢を70歳から75歳へ引き上げることや公費負担割合を3割から5割へ引き上げ、患者負担を定率1割にすることなど、一部改正はございましたが、医療費の増大はとどまらず、ようやく10年以上にわたる議論の末、平成18年に後期高齢者医療制度導入が決定され、平成20年4月から施行されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） ただいま答弁ありましたように、これまでの老人保健制度の問題点は、高齢者の保険料と若い世代の保険料は区分されておらず、それぞれ高齢者の医療費のどの部分を賄うかはっきりした決まりがなかったことが問題であったわけで、答弁であったように、少子高齢化が進み、現役世代の負担がますます増大して、いずれは破綻するのは目に見えていたことから、新制度へ移行されたわけであります。

国が5割、現役世代が4割、高齢者が1割という負担割合が明確にされたことは画期的なことであったと思います。それでは、もしこのもとの制度に老人保健制度に戻したときに、そのときの影響と今後人吉市としての対応ができるのか、お尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度が廃止された場合の影響につきましては、廃止後の国民健康保険を含めた制度設計が示されていないため、今のところ本市にどのような影響があるか、不明でございます。ただ、単純に老人保健医療制度に戻りました場合について申し上げますと、医療機関等を受診した際の自己負担割合は定率1割、あるいは現役並み所得の方は3割で同じ率でございます。また、公費負担割合も現在と同じ5割負担でございましたので、本市の負担割合は変わりません。また、老人保健医療の事務につきましては、現在も残務事務がございまして、電算システムも稼働できる状態で残しておりますので、老人保健医療制度に戻りましても、事務の対応は可能でございます。しかしながら、保険料の負担につきましては、被用者保険の被扶養者に戻られる方の保険料負担はなくなりますが、国民健康保険へ戻られる方はゼロ歳から74歳までの医療費と老人医療保健拠出金も合わせて保険税が計算されますので、現在の保険料に比べて高くなると思われます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） ただ廃止をして、もとの制度に戻しただけでは、現在の保険料に比べると高くなる方もいらっしゃるという答弁でありました。まだ、具体的にはどういう方向にいくのか見えてない部分もあります。もとの戻すのか、それもちよっとわからない部分が

ありますが、全国市長会においても、この制度に対しての検証をなされまして総括をされておりますので、ちょっと紹介しますが、世代間や高齢者間の不公平の解消などを目指して定着しつつある都道府県単位の後期高齢者医療制度を廃止することについては、被保険者を初めとする現場に大きな混乱が生じ、制度運営に支障を招来することから、当面は現行制度の定着に努めるとともに、並行して将来的に全国民を対象とする医療保険制度への一本化に至る道筋をきちんとつくるための有効な対策を急ぐべきであるというふうに、ただ単に戻すだけじゃなくて、いろんな意味で今の現行の制度を保ちつつ、新しい方向性を見ていかなければならないという総括をされておりましたが、まだ、こういう部分でもなかなか実際にはどうなるかちょっとまだわからない部分が多くありますので、もうこれ以上はちょっと聞けませんけども、どちらにしても、国民に対して納得のいく制度にしていきたいと思っております。

2点目です。

民主党は、政権発足後の2009年度予算執行について補正予算の一般会計の未執行分の予算の執行を原則として全面停止する、あるいは補正予算に組まれた46の基金、4.3兆円のうちの部分を凍結するというふうに報道がされております。本市におきましても7月の臨時議会、そして、9月定例会でも国の補正予算に伴い、県に造成された基金を使って行う事業がありますが、まだ、今の段階でもちょっとわからない状況ではありますけれども、どういう部分がどういう事業に影響が出てくるのか、わかる範囲でお尋ねしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

先日行われました衆議院議員選挙において与党となられた民主党は、マニフェスト実現のための財源を確保する手段として、国の平成21年度補正予算に盛り込まれた46の基金、4兆3,000億円のうち1兆円以上を凍結するという方針を固めたとの報道がなされております。

また、民主党のマニフェストにおいては、国の総予算207兆円を全面組み替えとうたわれているところでございます。特別国会の招集前であり、今の段階では今後の見通し等について軽々に申し上げることは差し控えさせていただきますが、仮に新聞報道等にありますように、予算の凍結や組み替え等が行われるということがあれば、本市におきましても、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別交付金事業など、国の補正予算に伴い県に造成されました基金を活用した事業もございますので、それらの執行につきましても、少なからず影響があるのではないかと懸念をしているところでございます。

今後、どのような展開になるのか見えないところでもございますが、既に成立しております予算につきましても、凍結や組み替えなどをされることなく執行していただきますようお願いしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 現段階では、まだ、なかなかわからない部分が多くて、どの部分がどの事業が凍結されるかわかりませんが、生活が第一と言われております民主党ですので、新政権発足後の推移を見ていきたいと思ひます。

最後に、朝日新聞社が今回の選挙直後の31日、1日に実施した緊急の全国世論調査によりまして、今回の選挙の調査がされております。その中身によりますと、民主党を中心の新政権に期待すると答えた人が74%に達し、政権交代が起きてよかったとする意見は69%、しかしまた、民主党政権が日本の政治を大きく変えることができると見る人は32%という結果です。

また、目玉政策となった1人月2万6,000円の子ども手当を支給して、所得税の配偶者控除などを廃止することに賛成は31%、反対は49%でした。また、高速道路を無料化して、建設の借金は税金で返済することについては、賛成は20%、反対が65%と、かなり評判が悪い世論調査の結果が出ております。

この二つの目玉政策についても、推移を見ていく必要があると思ひますので、今後、来週以降の政界の動きも私たち地方議員ではありますが、見守っていく必要があると思ひますので、推移を見ていきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時7分 散会

平成21年 9 月第 6 回人吉市議会定例会会議録（第 3 号）

平成21年 9 月 9 日 水曜日

1. 議事日程第 3 号

平成21年 9 月 9 日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議第70号 | 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 | 議第71号 | 平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議第72号 | 平成21年度人吉市カルチャーバレス特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議第73号 | 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議第74号 | 平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議第75号 | 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議第76号 | 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議第77号 | 平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議第78号 | 平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第10 | 議第79号 | 平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第80号 | 平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議第81号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第82号 | 人吉市行財政経営検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第14 | 議第83号 | 人吉市補助金審査委員会設置条例の制定について |
| 日程第15 | 議第84号 | 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議第85号 | 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第86号 | 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第87号 | 損害の賠償について |
| 日程第19 | 議第88号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 議第89号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第21 | 諮第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第22 | 諮第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第23 | 諮第 3 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第24 | 諮第 4 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第25 | 一般質問 | |

1. 笹 山 欣 悟 君

2. 本 村 令 斗 君

3. 福 屋 法 晴 君

=====

2. 本日の会議に付した事件

・ 質疑を含めた一般質問

=====

3. 出席議員（19名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員（1名）

8 番	松 田 茂 君
-----	---------

=====

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君

市長公室長	荒 卷 通 君
総務部長	深 水 雄 二 君
市民部長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経済部長	井 上 修 二 君
建設部長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総務部次長	坂 崎 博 憲 君
市民部次長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経済部次長	蓑 毛 幸 一 君
経済部次長	椎 葉 文 雄 君
建設部次長	松 田 知 良 君
秘書課長	福 山 誠 二 君
総務課長	中 村 則 明 君
市民課長	今 村 修 君
福祉課長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会計管理者	大 石 宝 城 君
水道局長	多 武 芳 美 君
下水道課長	岳 尾 智 光 君
教育部長	赤 池 和 則 君
教育部次長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農務局長	鶴 崎 晴 美 君
監査委員 監務局長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶務係長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前9時59分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

なお、本日4番目に一般質問を予定されておりました松田茂議員は、体調不良のため欠席でございますので、御了承いただきますようお願いいたします。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。5番議員の笹山でございます。今までほとんど初日に登壇をしております、2日目に登壇するのは久方ぶりかなと思っております。ましてやトップバッターというようなことで、いつもよりもさわやかな気持ちで質問ができと思っています。気持ちよく質問させていただきますので、明確な答弁をお願い申し上げます。気持ちよく質問させていただきたく思っております。

今回、通告した項目につきましては、議案質疑として議第70号平成21年度人吉一般会計補正予算から1点、通告をいたしました。教育行政から1項目、そして農業行政について3点、それから市民の声から1項目通告をしております。

議案質疑であります、平成21年度一般会計補正予算書の59ページ、10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料及び15節工事請負費。同じく60ページ、10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費、13節委託料及び15節工事請負費の太陽光パネル設置工事についてであります。

これを見ますと、実施設計委託料だけでも合わせまして2,426万円、工事請負費は3億8,750万円ほどということで、総額4億を超える、かなり多額の工事になるようであります。そこで、この太陽光パネル設置工事の入札については、どのような方法で取組まれるのか、この1点をお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、一般質問であります、教育行政から高校の中途退学者について通告をいたしました。このごろよく話を聞くことでありますけれども、何々さんの子供さんが学校、高校を中退をしたらしいと、そういった話をよく耳にすることです。知り合いの人と話す機会もありましたけれども、このごろ高校生の中途退学者がふえているんじゃないかなと、そういった話をしたところであります。全国的に見ましても、高校生の中途退学者は2%から2.5%の間で推移している状況もあるようでございます。熊本県の場合にどのような現状

なのでしょうか。また、人吉球磨の現状がどのようなものか、お尋ねをしたいと思います。

ただ、この件につきましては、熊本県の教育委員会の管轄だと思っておりますので、わかる範囲で結構でありますので、御答弁をお願いしたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。それでは、議案質疑からお答えいたします。

入札方法ということでございますが、一般的に公共工事における設計工事の発注方式は競争入札方式をとりますが、今回の設計工事は各メーカーによります太陽光パネルの仕様がそれぞれ異なるため、実施設計を一つに絞ることが難しいのではないかという事情がございます。このため、発注方法等につきまして、国から示されました例としましては、設計と施工を一体的に発注者が業者と契約する方式である設計施工一括発注方式、発注者から委託された代行者が設計施工において、検討や管理など各種のマネジメントの全部または一部を行うといった方式、契約段階から運用までのコンサルティング管理契約を結ぶ方式などがあるようでございます。

従来の方法も含めまして、どのような方法が一番いいのか、県内の他市町村の状況等も伺いながら、関係各課と現在は協議をしているところでございます。

それから、県内高校の中途退学者の状況、それから人吉球磨の中途退学者の状況というふうなことでございますけれども、お聞きしましたところ、県のほうからは県の状況それから人吉球磨の実態というふうな状況については公表しておりませんというふうなことでございまして、文部科学省が調査しております平成20年度児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査によりまして、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、平成20年度の全国の高校生の在籍数は336万5,207人、中途退学者数が6万6,226人、中途退学率は2.0%となっております。全国における中途退学率の推移でございますが、16年度が2.1%、17年度が2.1%、18年度が2.2%、19年度が2.1%となっております。

熊本県の状況でございますが、平成19年度は在籍数5万3,876人、中途退学者数1,326人、中途退学率は2.5%でございます。平成20年度は在籍数が5万3,070人、中途退学者数1,153人、中途退学率2.2%となっており、熊本県は平成19年度、20年度におきまして、中途退学率は全国平均を上回っているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 議案質疑のほうで、もう少しちょっと確認をしたいと思ってますけれども、今答弁いただきますと、国や県からの発注方式が例示をされておるというふうなことで、3通りほどちょっと示されたようであります。

また、今のところは他市の状況を見ながら、どういった方法が一番いいのか検討している

と、関係各課と協議をしていると、そういったところでの答弁でございました。

もし、国とか県が示した方法で行うと、そういったものを考えてみますと、今までにやってきた実施設計と工事請負費、これが結局一括して発注をすると、そういったふうになると思うわけです。ですのでそれ考えますと、例えば13節で委託料を組んでいる、15節で工事請負費を組んでいる、その節が違う費目の中でそういった部分で実施設計と工事を一括して工事を発注すると。それについては問題がなのかどうか。その1点を確認したいと思います。

それともう一点は、そのパネル工事については、すべてを一括して発注されるのか。例えば幾つかに分けて発注をされるのか。その辺の基本的な考えをお尋ねをしたいと思っています。

また、国とか県が示した発注方法、これをちょっと検討しますと、その取り組むことによって発注業者が変わるのかと思います。業者が変わってくるのかなと思いますけれども、その発注業者についてはどのような業者になるのか。

また、この事業については、説明がっておりますように、経済危機対策それから地域活性化を取り組んでの事業ということでありますから、そういうことを考えますと、発注については地元業者を優先して行われるのかどうか。この点について、まずは議案質疑としてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） まず、委託料、工事請負費の節の問題でございますけれども、現在関係各課と協議して、どういうふうな方法ができるのかというふうなところにつきましても調査中、勉強中というふうなことでございまして、その方法によっては予算の組み替え等も出てくるのではないかなというふうに考えております。そうなりました場合には、また議会に相談するというふうなことが出てくるかもしれないというふうなことでございます。

それから、パネル工事の分割の問題でございますけれども、これも入札方法、どういう入札方法をとるのかというふうなことで、どういうふうにするのかというふうなことも影響してくるのではないかなというふうに考えております。私たちとしましては、できれば分割をしたいというふうには考えております。しかし、それがどの程度に分割するのかというふうなことについては、これも入札方法と一緒に、今後協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、地元業者ということでございますけれども、議員おっしゃいましたように、この事業が経済危機対策、地域活性化というふうなことを目的にしておりますので、できるだけ地元業者を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、関係各課と早急に協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、議事進行よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5 番。

○5番（笹山欣悟君） 議案質疑ですので、これ以上追及した質問はやめとこうかなと思ったんですけれども、今の部長の答弁を聞いてちょっと気になった点は、1点ちょっとお尋ねしておきたい思います。

今、関係各課と協議をやっているという段階と、委託についても工事についても、どういうふうにするのかは関係各課と協議をしている段階であると。それはそれでいいと思うんですが、ならば、関係各課と協議をしていると言いながらも、きちっと予算として委託料は委託料として、工事請負費は工事請負費として計上されてますよね。ならば、その根拠はどうなっているのでしょうか。そういった根拠があって、こういった方法でやるんだということは、ある程度は検討しながら予算の計上を私はされておると思っています。そして議案に提案をされてると思ってます。

ただ、今後そういった形で協議をしていくということであれば、予算の裏づけが全くなくなるんじゃないかなと私は思うわけなんです。それは議会としてもこういった審議をすればいいのかわからないと私は思っています。その点、1点だけ、そういった形で今協議をされているのであれば、ならば予算の裏づけについてこういった方法、こういった形で計上されるのかということ、1点だけお答えいただきたいと思っています。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

基本的には従来方式を基本にして考えていきたいというふうなことで、予算は計上させていただいております。そして、議員おっしゃいましたように、できるだけ地元業者というふうな観点からも、従来方法をとったほうが、そちらのほうに対しましてもいいというふうなことで、それを基本にやっていきたいというふうには考えているというところでございます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今答弁いただきましたけれども、あとは議案質疑ですので、これ以上質問いたしませんけれども、今答弁いただく中で、いろいろ今関係各課と協議中であるというふうなことで、こういった方向で今から進められるのか、その辺がちょっと問題にあるのかなと思っています。その辺については、やっぱり委員会の中で十分な審議をお願いしたいと思っていますので、そういった方向で議案質疑については終わっていききたいと思っています。

次に、高校の中途退学についてということで、先ほど答弁をいただきました中途退学の状況について、なかなか人吉球磨の中途状況についてはわからなかった、公表されていないということのようであります。熊本県については、全国平均を上回っているような中途退学率であるというようなことなんですけれども、さらにちょっとお尋ねをしておきたいと思いますけれども、中途退学の理由については、こういったものが原因であるのか。その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

全国の調査の分析というふうなことで、国が調査をしております結果というふうなことでお答えをしたいと思います。

平成20年度の事由別の退学者数は、学業不振が4,848人で構成比7.3%、それから学校生活・学業不適応が2万5,896人で構成比39.1%、進路変更が2万1,813人で構成比32.9%、問題行動が3,349人で構成比5.1%、家庭の事情2,958人で4.5%、病気・けが・死亡2,748人で4.1%、経済的理由2,207人で3.3%、その他の理由2,407人で構成比3.6%となっております。

学校生活・学業不適応それと進路変更で二つで70%を超えるというふうなところが、大きな傾向ではないかなというふうに思っております。

以上お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） おっしゃるように、学業不振それから進路変更等がやっぱり70%ということで、かなりの率を占めているようであります。経済的理由が3.3%ということで、私はこれもう少し多いのかなというようなことで思ってたんですけども、かなり少ないのでちょっとびっくりしたところであります。

実はきのうだったんですけども、ある県議にちょっと相談いたしまして、電話入れまして、こういった熊本県の中途退学者とか、もしよかったら人吉球磨の状況とかわからないだろうかということでちょっと調べてもらいたいということで相談をきのうしたところであります。

急遽そういったことでちょっとしましたら、きのう夕方ファクスが送ってきておりました。そこで、実はそういった例えば人吉球磨の状況とか、それと人数的な部分は資料をいただきましたんで、ちょっとお教えしておきたいと思っておりますが、これについては先ほどは公立、私立合わせて答弁いただいたと思っているんですけども、公立高校に限っての報告になりますけど、公立高校で18年度中途退学者が786人、そのうちの球磨郡内の公立学校においては54人、19年度が791人のうちの球磨郡内が61人、20年度が691人中の49人というようなことのようにあります。

退学の理由については、ほとんど先ほどの全国的な状況と変わらないかもしれませんが、やはり就職希望とか学校生活にあわないとか、学校の雰囲気があわないとか、別の学校に入りたいとか、そういった部分がほとんどということで、理由等については全国の状況と同じような状況があらうかと思っております。

球磨郡内の公立高校の中途退学者数を見ますと、県内の状況の中で約七、八%が球磨郡内の中途退学者というふうなことで、これについては若干多いのかなと思って、ちょっとびっくりしたところであります。

そういったところで、例えば先ほど話をされましたように、学業不振とか学校生活にあわ

ないとか、進路変更等が約70%を占めている。そういったことを考えますと、どうしても小中学校の教育に何らかの問題がやっぱり起因しているのじゃないなかて、それもちよっと考えるところであります。中途退学者を少しでも減少させるためには、高校に入ってからそれぞれ対応するのではなくて、小学校もしくは中学校において早目の対応も必要じゃないかなと思ってますけれども、その辺について小学校なり中学校において対応策というのをどのように考えていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。ただいまの笹山議員の御質問にお答えいたします。

小中学校での対応策ということでございますけれども、学校では児童・生徒に学年の発達段階に応じて、将来の夢や希望を持たせるとともに、自己実現のための具体的にスキルといえますか、技能・技術を身につけさせることが重要な役割であると考えているところでございます。

現在、小中学校ではキャリア教育、つまり職業教育を推進しているところですが、これは児童・生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育むことを目的としているところです。具体的には、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通してコミュニケーション力、情報収集力、職業理解力、役割把握力、計画実行力、選択能力、課題解決力を育てているところです。

小学校では、自分のよさに気づき将来の夢や職業について考える態度をつくらせています。また、係活動を通してみんなのために働くことの意義も学ばせているところでございます。さらに、中学校では職場体験を通して、職業について理解をしていただくというような教育も展開しているところでございます。

このように、小中学校を通して自分に合った進路が選択できるよう指導を行い、最終的に中学校で丁寧な進路指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 教育長のほうから学校における対応策ということで答弁いただきました。やはり自分に合った進路選択ができるように、また中学校では丁寧な進路指導を行っている、そういったようなところでもありますけれども、確かにそれぞれの児童・生徒の段階に応じて、その段階に応じたさまざまな取り組みといえますか、そういったことを行うというのはやっぱり重要であると思っております。

ただ、先ほどから言いますように、高校生の中途退学者の理由を見ても、経済的理由とか学力不足、また生活習慣の乱れとか対人関係とかどうしてもつukれないとか、また家庭における教育力の不足もあるのかなと思います。また、その保護者自身の問題意識、そういったあらゆる部分がちょっとあるのかなと思うんですけれども、どうしても考えてみます

と、やはり小中学校でのそういった学習教育といいますか、家庭教育また社会教育、いろんな教育の中で何らかの関係が発生しているのかなと思うところなんです。

対応策は対応策としていろいろな取り組みをされておりますけれども、どうしてもそういった中途退学者を少なくさせる、またきちとした高校での教育、そして高校を出てから社会人としてきちとした知識とか文化を身につけるためには、どうしてもやっぱり小学校、中学校の高校との連携とか、幼稚園、保育園と小学校の連携とかしながら、小学校の学習に生活に入ってくるような取り組みをされておりますけれども、やはりそれを中学校と高校との連携とか、そういった部分はやっぱり今から必要になってくるのかなと思っております。恐らくPTA等では中高連携というような形で、そういった取り組みもちょっと始まっているのかと思いますけれども、そういった方向も必要になるのかなと思っています。

そのような中で小中学校の教育を見たときに、どうすればそういった高校との連携につながるのか、もしくは中途退学者が減少するとか、そういった点については、教育長としてはどのような点にちょっと問題があるとか、その辺の意識についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思っておりますけれども。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

大変難しい質問でございまして、そういうことにしっかりと勉強しているというわけではございませんので、間違った答弁をするかもしれません。ただ、やはり高等学校の中退の問題を義務教育の問題としてとらえていくという視点は、私としては議場でも初めてお聞きする視点ではないかなと思ひまして、敬意を表したいと思ひます。

今までやってきていることについては先ほど御答弁しましたが、教育部長が理由を申し上げました。例えば学業不振であれば、やはり学校での基礎、基本の学力をつけさせるということが不十分であるのかなという思ひもいたします。

それから、学校生活、学業不適応、進路変更等々もありますけれども、学業、生活については、ある意味ではもう高等学校に入ってから生じた要因というのが大きな比率を占めるのかなというふうに思っておりますので、大体そういうふうに区分けも必要じゃないかと。そして検討、要因を分析をしていくということにもなろうかと思ひているところでございします。

進路変更はもちろん中学校の3年生の段階で指導をしておりますし、それが十分であるのかどうかという課題もあるのではないかなというふうに思っております。

私自身の親としての経験を少し紹介をしたいと思ひます。私の今25歳になる息子は、実は普通高校に入りました。成績もそこそこでありました。私が普通高校を進めたのは、私の大得意な数学ができたもんですから、普通高校に行って数学の勉強をしたらどうかというようなことで進めました。しかしながら、1学期だけ通学をして、あとは行かないということでは最初は不登校状態になりました。それまでの過程を私自身で分析しますと、まず中学校時代にあるいは小学校時代に、子供がどんな夢、どんな希望を持っていたかということを経験と

して十分把握できてなかったというふうに思います。いろいろな学習の本がございますけれども、その付録には何かつくるものがございます。道具を使ったり、あるいは手だけでつくるといような付録がございます、息子は本は読まずに付録を使って物をつくるということに非常に興味を持っておりました。それは私自身も知ってはおりました。それも大事だけれども、こっちの本ば読みなさいというような指導もしたことがありますけれども、そういうふうには子供の姿を本当に見てなかったのかなという親としての思いがあって、普通高校、進学高校に強力に説得をして進めたと。もちろん進路指導といいますか、三者面談というのがございます。そこでも教師とのお話合いの中で、そういうふうな方向で納得させるというようなことで進めまして、結局は最初は普通高校に入学したわけです。

しかしながら、先ほど申しましたように、親としての見通し、見透かし、それが非常に不十分であったということが言えると。そういう意味で、先ほど議員おっしゃったように、保護者の問題、親の問題もあるというふうな一つの例を卑近な例で御紹介を申し上げました。

そして、彼は決して目的を持ってなかったわけではありません。やはり物をつくりたいという目的、夢を持っておりました。したがって、そういうものの話し合いを親子でしました。そして、よかろう、お前の言うとおりの希望どおりに進めなさいというふうなことで、市内の職業高校を選んで1年おくれで入学したと。そこに入ってから、非常に生き生きと物づくりに専念をし、学校の勉強も努めてやったようでございます。そして、それに即した職業を選ぶというふうなことで、今は社会人になっております。

そういうふうに、これは進路変更という理由がございます。そういうことはやっぱり小中学校の時代の親のしつけ、もちろん学校での教育は先ほど紹介いたしたとおりでございますけれども、それもあるのかなというふうに思います。

それと、私自身の一つの経験、少し長くなりますけれども、よろしゅうございますか。私は中学校2年のときに教師を目指そうと。しかも国語の教師を目指そうということで進路を決めました。自分で決めました。私は母子家庭でございますので、母はできるだけ早く社会に出て、それなりの収入を得るようなことでさせたほうがいいという考えのようでございましたけれども、その当時は私は教師になるには普通学校しかないというふうに、あるいは間違いかもしれませんでした。そういうふうな思い込みでおりまして、母を説得して、母は不承不承承知をして普通学校に進んで、大学のほうもそういう方向に進んだわけです。

そういうことで、その要因というのは中学校2年のときに新任の先生がおいでになりました。国語の先生でしたけれども。その方は残念ながら亡くなられておりますけれども、その方の人柄、人格が子供ながらにいいなという思いで見つめておりました。そして一人一人に応じた触れ合い、あるいは一人一人の目線に立って接していらっしゃる先生だなということも、子供ながらにわかりました。だから、ああこれは教師という仕事はすばらしいなということで、教師を目指すというふうなことでございました。

ということは、やはり普段の小中学校の子供と教師の触れ合い、今はそういう時間がもう少なくなっているんじゃないか、そういう機会が非常に減退しているんじゃないかというような御指摘もあって、我々も、先生方自身もゆとりを持たれるような対策をとらねばならないということについては苦心をしているところですが、やはり子供たちの問題と、それから教師の問題、そういったことも絡めながら、やはり進路自体あるいは中途退学の原因というようなことを分析していかなければならないというふうに思っているところでございます。

なお、中学校と高等学校の連携の組織はございます。そこで中途退学の問題が議論されたかどうかは私も承知しておりませんが、機会があれば、そういう議論も大事なことでないかなというふうに思っておりますので、教育委員会は加わっておりませんが、学校長等を通してお願いをしていきたいと存じているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　教育長自身から教育長自身の問題、それから子供さんに対する事例等を語っていただきました。非常に難しい問題であります、どうしても小学校、中学校のときにおける、先ほど教育長自身もお話をされましたけれども、いかにコミュニケーションを図るかというのがやっぱり一番重要なことだと思っています。これは先生と子供、生徒のコミュニケーション、また子供と親のコミュニケーション、これをいかに図りながら、早目に子供がそういった自分の進路を決めていくのか、これがやっぱり一番重要なことじゃないかなと思っています。

ただ、今子供たちを見てみますと、私も中学３年生の娘おりますが、友達といろいろ話をするときに、なかなか将来何になりたいとか、そういった希望がほとんど持っていない子供さんがかなり多いように思っています。将来私はこういうのになりたいんだというふうなことをはっきり言う子供が、なかなか少ないようにちょっと感じているところです。

そういったことを考えますと、やはり中学校なんかでも職業体験とかいろんな体験等を通して、ある意味、子供の将来、自分が何になりたいかというようなことを決めさせる、そういった取り組みをされておりますので、そういった中に今度は保護者も巻き込んで、保護者と子供が十分なコミュニケーションを図りながら、子供の意見を早めに親も保護者もとらえて、そういった部分でフォローしてやると、そういったことも必要になるのかなと思っています。

非常に難しい問題であります、常にそういった義務教育と高校とのかかわり等も今後考えていただきながら、小学校における教育また中学校におけるそういった教育の問題についても、そういった部分を踏まえて今後取り組みをしていただければと思いますので、そういった形でこの問題については質問を終わっていきたいと思います。

次に、農業行政についてということで３点通告をいたしました。

まず初めに、噴霧消毒機の購入についてということで、単刀直入に通告をした次第であります。これにつきましては9月1日付の人吉新聞の記事に、錦町が畜産農家の環境衛生面のさらなる向上を図ると、そういったことで一人でも使用可能な噴霧消毒機を10台購入して無料で貸し出していると、そういった記事が掲載をされたところであります。これについては国の地域活性化、経済危機対策臨時交付金を活用して購入されたというようなことでありますので、また使用された畜産農家の方にも大変好評であるというような状況であります。

そこで、現在の人吉市の畜産農家の状況それから飼養頭数等について1点お尋ねをしておきたいと思ひますし、2点目に錦町が国の地域活性化、経済危機対策臨時交付金、これを活用して購入したということでもありますので、そういった購入した経緯について、おわかりになればお尋ねをしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。御質問にお答えします。

本市の畜産農家の現状でございますが、昨年12月末に調査しました畜産統計によりますと、肉用牛の繁殖経営農家は122戸で、飼養頭数は890頭でございます。次に、肥育経営農家が5戸で1,417頭、酪農農家が14戸で1,101頭、養豚農家が12戸で3,982頭、それから養鶏農家が2戸で1万8,500羽となっております。

次に、錦町における畜舎の噴霧消毒機の購入についてでございますけれども、錦町では町内の畜産農家の畜産環境衛生の改善への要望を受けまして、国の経済危機対策臨時交付金を活用して、本年6月に噴霧消毒機を10台購入されているようでございます。

この噴霧消毒機はドイツ製で、価格が税込みで1台30万程度ということでございますが、重さが7キロほどで簡単にむらなく一人で散布できるというメリットがあるということでございます。

また、実際運用状況としましては、町が畜舎の消毒を行おうとする畜産農家にこの消毒機を無償で貸し出しをするもので、機械の燃料代や消毒の薬剤経費は農家負担となっているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 実は、このことにつきましては、新聞を読まれた畜産農家の方から話がありまして、ぜひどぎゃんかしてくれんだろうかというような要望があつて通告した次第であります。

そういったかなりの今、人吉の畜産経営の戸数等を答弁いただきましたけれども、まだかなりの畜産農家の方がいらっしゃるようであります。今、家畜の環境衛生等、そういった部分を考えた場合には、やはりどうしてもそういった環境衛生の対策を十分に図るというようなことが必要だと思っております。

そういったことを考えた場合には、そういった要望があつたということであれば、当然そ

ういった噴霧消毒機等については、必要なんじゃないかなと考えるところですけども、単刀直入に本市としてそういった噴霧消毒機を購入する予定があるのかどうか。それについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

今回、錦町で購入されました消毒機は、本市におきましても家畜の伝染病発生の予防など、畜産環境の改善のために必要であるというふうには考えております。錦町での活用状況などを再調査するとともに、当事者であります本市の繁殖経営農家組織の人吉市畜産会を初め、酪農家や肥育農家の方々の御意見を聞きながら、どのようにやっていくのか。それから、市のほうといたしましては、購入に関しては関係部署と協議をしたいというふうには考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ５番。

○５番（笹山欣悟君） 今後協議をしたいということのようでありますけれども、なかなか難しい問題なのかなと思いますが、この件については、私自身が直接そういった畜産農家の方の要望を何人かの方から受けて質問しているわけなんです。そういったことを聞きますと、今からそういった畜産会とかそういった形、組織なんかの意見を聞きながら取り組むというんじゃないくて、もう少し前向きに考えてもいいんじゃないかなって、ちょっと思うわけなんです。実際もう話があつてわけですから、多分そちらのほうにも話があつたんじゃないかなって、私はちょっと思っているところですけども、そういったことを考えれば、本当に環境衛生をきちっと考えるということであれば、今のその環境衛生、畜産農家の方がどういうようにしていращやるのか、それぞれでグループを組んでされたりとかしてますけれども、そういった部分の負担の軽減を図るためには、やはり市のほうの積極的な取り組みが必要になるんじゃないかなと思います。

それを考えますと、せっかく錦町はこういった臨時交付金を活用して取り組んだということであれば、市としてもそういった部分が、活用して取り組むことができるんじゃないかなって思うわけです。ましてや、そういった農家の要望ですから、それについて私はこたえることも必要なんじゃないかなって思います。そういったことを考えますと、今後、今からそういったいろんな形で協議をしていくんじゃないくて、もう少し前向きな答弁がいただけないかなと思いますけれども、例えば購入をしたいと、購入をする方向で進めると、そういった形での答弁はいただけないでしょうか。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

うちのほうが協議したいと言ったのは、やはり購入して市のものということになりますと、どこでどういったふうに管理をするのかという問題も出てくると思います、そういった問題がですね。

それから、先ほど臨時交付金ということで錦は購入したわけですが、これが最初からひもついた財源ではなくて、一括して交付されるという制度のものです。ですから、恐らく財政当局のほうでは、財源的には9月で全部ばらまいてしまったんかなというふうには考えます。

そういうことから考えますと、うちのほうでやると言いながらも、やはり財政当局といろいろと協議しなくてはいけないというふうに思いますので、そこらあたりをまとめた上で協議したいという考え方でございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 非常に関係課と協議をしなければいけない問題は、非常に難しい部分があるかと思いますが、ただ、畜産農家の方が本当に今、ハエとかカとかそういった消毒については非常に真剣に慎重になっていらっしゃるし、個人でとかグループでとか、先ほど言いましたように定期的に消毒を実施されていると、そういった実態はあります。ただ、やはり高齢化はどうしても否めませんので、高齢化によってなかなか消毒を思うようにできないとか、そういった状況で大変苦労されている、そういった状況もあるわけなんです。

ですので、そういった部分を考えてみますと、やはり環境衛生対策をきちっと考えると、そういったことによって周辺からのいろんな苦情とか、そういった部分もかなりありますので、そういった苦情等に対応するためにも、また今からの畜産経営をきちっと取り組んでいくと。そういった部分については、いかに環境衛生部分をとらえてきちっと行うかと。それがやっぱり一番今から重要になってくると私は思っています。そういった指導も重要になると思いますけども、そういった部分を考えますと、やはり農家の要望にこたえて、こういつたときにいろんな部分を活用して、消毒機を購入するというのは、私はやはり意義のある部分ではないかなと考えますので、これについてはぜひ前向きに関係各課と協議をしていただきながらも、実現できるような方向で取り組んでいただきたいと思いますので、そういった方向で要望をしておきたいと思います。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、畦畔管理についてということであります。

畦畔については、あぜについては基本的には自分で管理をして切り払うと、そういったことが原則であるというのはもう承知をしているところであります。

しかしながら、田んぼを見回してみますと、あぜをきれいに切り払いをして管理をしているところと、もしくはあぜ草が伸び放題になって、非常に伸び放題になっていると、そういった状況をかなり見受けるところであります。このごろ結構そういった伸び放題になっている場所というのをかなりよく見かけるところなんですけれども、これについては農家の高齢化とか仕事が非常に忙しくて、どうしてもそういったあぜを管理する余裕がないとか、いろんな状況があるのかなって思っております。

そういった畦畔の状況について、市としてはどのように認識をしていらっしゃるのか。それについてまずお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

本市の水田の畦畔管理状況につきましては、これまで特別に調査したことはございませんけれども、転作確認の作業などで市内の水田を巡回してみますと、議員御指摘のとおり、あぜ草の管理がされてない箇所が年々目立っているように思われます。

畦畔管理の方法としましては、刈り払い機など機械による草刈りが一般的でございますけれども、特に夏場は雑草の成長が早く草刈り作業に多大な労力がかかることから、特に高齢農家の方々の水田での管理が届かない箇所が増加しているのではないかというふうに考えております。

なお、水田の畦畔管理が不十分で雑草が繁茂した場合、畦畔から本田への害虫の侵入など、水稻管理の面で支障を来すことにもなりますし、景観上の面からも問題があるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ５番。

○５番（笹山欣悟君） 執行部のほうもそういった状況を把握はしていらっしゃるようでありますけれども、やはり基本的には自分で管理していなければならない。その辺のところは十分にわかると思うんですけど、先ほど答弁ありましたように、どうしてもそういった管理ができない状況というのが出てきているようであります。

特に、例えば田んぼと用排水路、そのところにつきまして用水路と田んぼのあぜが非常に落差があったり、幅が広くて急な落差があったりというようなところで、非常に草払いもできないようなところ、そういった部分もかなり急勾配でできない、そういったところもあるように思っています。そういったところについては、やっぱり危険も伴いますし、事故につながると、そういった状況もあるんじゃないかなと思ってるところなんです。それとまた転作田とか自己調整水田とか、あと自己保全管理をしているところ、そういった部分についてはかなり伸び放題になっていると、そういった状況があるんじゃないかなと思っております。

なかなか個人で対応できない、そういった状況の中で例えばこういった対策を講じることができるのかどうか、それについては行政としては何らかの知識といいますか、何かお持ちでしょうか。対策について何かお持ちであれば、お教えいただきたいと思いますが。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、基本的には個人の努力で畦畔管理を行ってほしいと考えているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、高齢化や担い手不足で管理ができない状況にあることも認識しているところでございます。

現在、労力負担の大きい草刈り作業の省力化の一つとしましては、防草シートの被覆や畦畔のコンクリート化などの方法もございますので、これらの方法を農家の皆さんに御紹介していくことも必要であるというふうに考えております。

また、今後の方向性として、高齢化や後継者不足により稲作を含め水田管理ができない農家におかれましては、JAの農業支援センターや農業委員会を通して、農地の貸し借り制度などを活用していただき、認定農業者など担い手農家への農地の利用集積を進めていくことが必要かと存じます。

さらに、集落営農の推進により、地域ぐるみで農地を守っていく施策の展開も必要であると存じているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 労力の省力化の一つということで、防草シートの被覆とか畦畔のコンクリート化とか、そういった方法があるというようなことで、農家の方にも紹介をしていきたいというような答弁があったところでありますけれども、ただ、防草シートなんかはかなり経費が必要になるのかなってちょっと思うところなんですけれども、農家のほうでそれだけ防草シートを購入して張ると、そういった場合にその費用の部分を考えたときに、非常にかんりの費用がかかって大変じゃないかなと思うわけなんですけれども、実際事例として、そういった形で取り組んでいるところがあるのかどうか、それについては調べていらっしゃるでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

防草シートやコンクリート化などによる畦畔管理の実例はあるのかという御質問でございますが、本市ではこれまでそのことについて特段調査を行ったことはございません。詳細についてはお答えできませんけれども、市内の一部の水田では個人的に畦畔へ被覆資材を使ったり、コンクリート化されているところもあるようでございます。

また、防草シートの資材メーカーの話では、九州ではまだまだ実績が少ないようでございます。全国的には東海地方を中心に導入実績が上がっているというような状況のようでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） なかなかまだ実例がないようでありますけれども、やはり今後こういった形で高齢化になりますと、非常に大変な状況になってくると思います。九州では、まだほとんど実例も防草シートなんかの実例ないようでありますけれども、今後は少しずつはそういった部分の取り組みが必要になるのかなと思いますので、これについては今から農家の高齢化を考えたときに、こういった形で対応すれば、そういった例えば景観管理とかいろ

んな部分を含めて、省力化とかそういった部分を含めて、こういった対応ができるのかということ、農家に周知をする必要もあるのかなと思っています。

今後やっぱ十分な検討等を含めていただいて、取り組みができるかどうかわかりませんが、そういった部分も含めて、農家に指導できるような体制をお願いしたいと思いますので、そういった方向でよろしくお願いしたいと思っています。

次に、鳥獣被害対策についてということで通告いたしました。

このことにつきましては、昨年の6月議会において田中議員、それから立山議員が質問されておりますし、またことしの3月議会においても、田中議員のほうから被害防止計画のその後の計画策定についてまでということで、詳しく質問をされておられるところであります。恐らくそういった議員の質問を受けてから、今回の市長の施政方針にありますような有害鳥獣被害対策の取り組みが進んできておるのかなと考えるところであります。今回、その施政方針にうたってある動物忌避剤の導入、それから有害鳥獣被害防止対策協議会、この辺についてちょっと質問を行いたいと思っていますところであります。

まず、捕獲の対策に天敵を嫌がる動物の習性を利用して、動物を近づけにくくするために、動物忌避剤を導入してその効果を検証されるようでありますが、動物忌避剤としてはどのようなものがあるのか、また市としてはどのようなものを導入されようとされるのか、その辺についてお尋ねをしていきたいと思います。

また、そういった動物忌避剤については、実証例がもう実際あるのかなと思います。けれども、その実証例について、あればそまでお教えいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

動物忌避剤の導入実例あるいは効果でございますけれども、長野県のJA佐久浅間において実施をされておりまして、レタスの食害、踏みつけ被害等、圃場への侵入有無等に検証を行ったところ、けものの侵入した形跡がなかったというようなことが出ております。また、中日本高速道路におきまして、車道やサービスエリアへのサル、シカが侵入しなくなり、動物による事故被害等がなくなったというような情報も入っております。

次に、どのような忌避剤を導入するのかということでございますけれども、野生動物はマーキングをつけることによって互いの存在を知らせたり、天敵のにおいをかぎつけることにより、その存在を知ることができると言われております。今回の忌避剤は、この天敵を嫌がる動物の習性を利用したものでございまして、オオカミの尿を採取した100%天然の液体で、「ウルフピー」と言われているものでございます。このウルフピーを小分けした容器に入れて設置するだけで、簡単にけもの被害対策として効果が発揮すると言われております。

また、忌避剤の種類でございますけれども、主に動物を対象とした「逃げまんねん」、それから「亥旦停止」それから「ゲキタイくん」、小動物を対象とした「とうがらしエクス」等があるようでございますが、これといった効果実績等の報告が余り見当たりませんでした。

ので、ウルフピーというものを選定したものでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 実際、その動物忌避剤についても、ちょっといろいろインターネットで調べてみましても、なかなか効果があるものがないというようなことも私もちょっと調べたところであります。そういったところでないのかなと思っていたら、ウルフピーということで導入されようとしています。

ただ、ウルフピーを導入されるということでありますけれども、実際薬剤の検証についてはまだ何もないわけですよ。ならば1点お尋ねしておきたいと思いますけれども、そのウルフピーの検証については、人吉市ではどのような形で取り組まれるのかどうか、それだけちょっと確認をしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

今回、実証を計画いたしておりますのは、昨年度シカによるニンジン被害が発生しました上原田台地の圃場、約35アールにおいて検証をするものでございまして、使用方法是圃場の周囲を囲み、ウルフピーを約20ccに小分けして容器に入れ、高さ60センチメートルの位置に竹等の支柱につるして、約5メートル間隔に設置するものでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 設置の期間等についてはどうでしょうか。何カ月間設置するとか、ずっと設置をされるのかどうか。設置する期間はどうか。どのくらいの期間設置されるのか。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

今回は実証ということで、9万ほど予算を計上させていただいておりますけれども、量的にもそう多くはありません。3カ月ぐらい入れかえをこれもずっとでは液体も蒸発しますし、においも消えていくでしょうから、入れかえをしていく必要があると思います。約3カ月ぐらいをやってみようかなというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 忌避剤については、ある程度継続的に使用していかないと、なかなか効果はあらわれないのかなと思いますけれども、ぜひ今回の検証でこういった効果があらわれるのか、ちょっとまだ予想がつきませんけれども、ぜひ効果が上がればいいなと思うところではありますが、ぜひそういった検証の効果については、今後報告をお願いしたいと思っていますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思っています。

また、次に有害鳥獣防止対策協議会についてということでありますけれども、この計画策

定についても、平成20年の9月から取り組んで、それで関係機関と協議をしながら策定を進めてきていると、そういったところで3月中には樹立できる見込みだというふうな答弁があったと思っております。そういった実施体制に関する事項の中で、各関係機関を構成する被害防止対策協議会を立ち上げる計画というふうなことで、今後体制を整えていきたい、そういったことも答弁されていらっしゃるんですが、その後、3月中には樹立できるというふうなことで答弁されておりましたけれども、その後、何ら報告等がなかったと思ってますけれども、まず、鳥獣被害防止計画の策定については、きちんと策定をされたのかどうかお尋ねをしたいと思いますし、公表はされていらっしゃるのでしょうか。その辺について、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

被害防止計画の策定と公表でございますけれども、本年の3月に策定しまして、市のホームページで公表をいたしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 3月に策定をしたと、市のホームページで公表しているということであります。実際、ホームページ開いてみますと出てきました。人吉市鳥獣防止計画ということで20年度策定ということで出てきたところで、私も引っ張ってみました。

ただ、これについてはずっと議会の一般質問の中で、どうするんだというようなことでやりとりをしておきながら、また3月につくってそのままホームページで公表したというような状況であります。もし、そういった形で策定をされて公表をされたのであれば、私は何らかの形で議会に対しては、もうこういった形で策定をやって公表しておりますのでというようなことで、そういった説明があってもよかったのかなってちょっと思っているところであります。これについてはいろいろ言うつもりはありませんけども、私はそういった配慮があってもよかったのかなというふうなことでちょっと考えておりますので、その辺はちょっと考えていただきたいなと思います。

そこで、今回施政方針の中でうたってあります、設立をされようとしております有害鳥獣被害防止対策協議会、これでありまして、この協議会というのは鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣防止総合対策事業によって取り組まれる地域協議会と、そういったことで確認をしておいてよろしのでしょうか。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

今、議員おっしゃったとおり、そういうことでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） そういうことであれば、この鳥獣防止計画の中に書いてありますよ

うな協議会の設置の中のそういった組織になるのかなと思いますけれども、そういった対策協議会の組織についてはどういうふうに今後組織づくりをされるのか。また、その協議会に専門家を配置をされるのかどうか。その点についてはいかがでしょうか。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

有害鳥獣被害防止協議会の組織でございますけれども、被害農家等を主体とした協議会ということで、人吉農家振興組合長連絡協議会の各支部、それから球磨地域農業協同組合人吉支所、それから人吉有害鳥獣駆除隊、それから熊本県猟友会、人吉森林組合、それから熊本県農業共済組合球磨支所、それと球磨地域振興局、それに農業委員会、農業振興課、農林整備課というような形でつくっていききたいというふうには考えております。

今、最初の防止計画の中でちょっと数を少なくしとったものですから、やはりこういった組織をつくって今後、動かしていく場合には、情報の共有をやっぱ十分していかないといかんということで、もう少し振興組合さんにも入っていただいて、そして今後は地域をどうつくり上げていくか、そういうところの協議も必要かなというふうには思っております。

ただ、専門家のメンバーでございますけれども、専門家そのものは入れておりません。これにつきましては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーというものが農水省にございます。そこを利用してやっていきたいと、必要に応じて来ていただいて、そして協議をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ５番。

○５番（笹山欣悟君） いろんな組織の中で情報を共有しながら協議会を立ち上げて、地域地域の取り組みをされるようでありますけれども、その協議会の中に先ほど答弁ありましたように、農家振興組合のほうの支部長さんも構成メンバーに入れると、一、二個なるような状況だと思いますけれども、実は今回の質問を通告した後に、その農家振興組合長さんのほうから電話がありまして、５月ごろに鳥獣被害の調査報告をするように、農業振興課のほうから相談があって、そういった被害報告をしたところばってんが、その後も何も言うてこんばってん、どげなとととやろかなというふうなことで、ちょっと話が合ったところであります。

そういったところで、調査被害の報告等を取りまとめて提出をしたけれども、ならばその被害の公表というのが、それはどういうふうにされるのかどうか。また、直接農家振興組合長さんのほうに、そういった部分をまたフィードバックしてあるのかどうか、その辺はどうかかなってちょっと思うものですから、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

農家への結果報告をしたのかということでございますけれども、本調査につきましては、従来毎月５月に前年度の被害状況についてＪＡ、農業共済組合等に照会し、被害報告を作成

し、県に報告いたしておりました。

しかし、正確な被害状況がつかめていなかったのが実態でございます。今回の調査につきましては、平成20年2月に特措法が施行され、その中で国及び地方公共団体は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために、野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領に基づいて調査を行うこととされましたので、本要領に基づいて農家振興組合長さんを通じまして、詳細な被害状況調査を実施し県に報告したところでございます。

ことしで2年目となったところでございますが、議員御指摘のとおり、調査は実施しましたけれども、その結果につきましては、農家へ報告をしていないのが実情でございます。被害防止対策につきましては、やはり行政と農家が情報の共有ということは大変重要なことであるというふうに考えております。9月10日に県から本調査についての被害状況報告を踏まえまして、農家へ情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、あわせまして野生鳥獣被害防止対策協議会においても、被害対策マニュアルの作成や、それから広報紙の「みのり」を活用しまして、被害防止対策の啓発等についても今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 恐らく農家振興組合長さんも毎年かわられるところ、何年か越しにかわられるところがあって、いきなりそういった調査依頼があって、何のことだろうかなというようなことで理解できなかった部分があるのかなと思ってます。そういった部分は、今後十分に農家の方が理解ができるような方向で周知をしていただきたいと思いますし、そういったお互いに情報を共有するということは重要なことだと思いますので、ぜひ今後そういった情報の共有が図られるようお願いをしたいと思います。

ただ、鳥獣被害対策を考えてみますと、どうしてもやっぱり専門的な知識、これは必要だと思っています。先ほど話をされましたように、野生鳥獣被害対策アドバイザーと、そういった登録制度が農水省のほうに設置をしてあるということですので、これについては私はよく活用しながら対策を進めてもいいんじゃないかなと思っていますのであります。

ただ、鳥獣防止総合対策事業によって、その取り組む対策協議会ということですので、やっぱりその協議会の中で取り組み事業については、いろんな条件とかハードルがいろいろあるのかなと思いますんで、なかなか取り組まれる部分、取り組まれない事業、いろいろ出てくると思っています。

そういった中で果たして効果が上がるのかどうか、これについては非常になかなか疑問もちょっとあるところでもありますけれども、やはり先ほど部長が答弁されましたように、こういった協議会の中で十分な情報の共有を図る、また地域における実情も違いますので、地域の実情に応じたそういった対策を図る、そういったことも必要だと思っています。

ぜひ協議会を立ち上げられて取り組みを進められるということでありますので、ぜひそのような十分な効果が上がるような対策協議会の中で進めていただきたいと思いますので、これについては期待をしておきながら質問を終わっていきたいと思います。

あと最後に、市民の声から1点通告をしております。救急医療についてということで通告いたしました。

これにつきましては、市民の方から相談があったわけなんですけれども、実は早朝7時ごろに住民の方が倒れられまして、救急車を呼ばれたと。救急車が着いて救急隊員の方が処置をされて、搬送先の病院等を連絡をされておったと。そしたら、なかなか救急車が動かずに20分から30分ぐらい救急車がずっとおったというような状況であります。

それを見てもみると、引き受け先の病院がなかなか決まらずに、そういった形で救急車が動けない状況があったと。最終的には搬送先が決まりまして、命は助かったようでありますけれども、そういった様子を見られた住民の方が、気が気でなかったと、一刻でも早く搬送してもらいたいのに救急車が動かないということで、こぎゃんことがあってよかつじゃろかというようなことで、何とかこれはせんばいかんとじゃなかですかというようなことで、ちょっと話が合ったもんですから、今回ちょっと通告をした次第であります。新聞報道等を見ていると、病院の受け入れ先が決まらずに、たらい回しにされたあげくに死亡されたと、そういった事件等が数件、新聞報道等でなされております。

そういった部分を見ながら、私は都会の出来事かなというような形で見とったわけですが、まさかそれと同じような、死亡まではつながりませんでしたけれども、まさかそういった同じようなたらい回しといいますか、そういった状況がこの人吉で身近なところで起きたということで、非常にびっくりしたわけであります。

搬送された方の症状とかどうであったのかというのは、よく私も聞きませんでしたのでわからないわけですが、そういった受け入れ先が決まらずに、そういった状況で搬送されたような事案が発生したことは、非常にさっき言いましたようにびっくりしたわけですが、このような事案が発生した、これを執行部として認識しておられるかどうかお尋ねをしたいと思いますし、そのような事例が今までもあっているのかどうか。この点について、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） おはようございます。お答えいたします。

この件につきましては、実は市では把握をしていないのが現状でございます。下球磨消防組合にお尋ねしましたところで、お答えをさせていただきます。

医療機関へ患者を搬送する場合には、断られた事例が実際に発生をいたしております。出動要請があり、患者宅に到着してから患者の症状や医療機関の希望を聞いた上で受け入れ先を判断し、医療機関に受け入れ依頼をして搬送されておるようでございます。ほとんどの場合が1回目の依頼で受け入れとなっておりますが、時には数回断られた後、搬送ということ

もあるようでございます。

発生場所が人吉市内ということで、件数について御報告をさせていただきます。平成19年度で1,195件の出動のうち、1回の問い合わせでの受け入れが1,142件、96%、2回から4回問い合わせの場合が53件で4%、平成20年度におきましては、984件の出動に対し1回での受け入れが913件、93%、2回目から6回までの受け入れが71件で7%、平成21年9月4日現在で595件の出動に対しまして、1回での受け入れが522件の88%、2回から4回までの受け入れが73件の12%となっております。なお、平成20年度におきましては、6回という1件が発生をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ほとんど1回での受け入れでの搬送のようでありますけれども、やはり19年度で4%、20年度で7%、21年度は途中でありますけれども12%と、それが2回から約6回での受け入れでの搬送と、そういった実態があるようであります。そういった実態があるというのは、私はちょっとびっくりしたところでありますけれども、そういった事実があったということについて、市としてはどのように考えていらっしゃるのか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

救急医療体制としまして救急病院が3病院、それから初期救急医療としまして市の委託事業でお願いしております休日在宅当番医制、それから2次救急医療につきましては、補助事業で病院群輪番制による休日及び夜間における重症患者への医療確保が図られるよう、人吉総合病院、それに公立多良木病院にお願いをしておるところでございます。

第5次球磨地域保健医療計画によりますと、今後の医療サービスに望むこととしまして、休日や夜間に受診できる体制が一番に上げられておりまして、御質問の救急搬送も早朝7時ごろということございまして、さらなる救急医療体制の充実が求められておるといふふうに考えております。

近年、議員おっしゃったように、救急患者が適切な言葉かどうか分かりませんが、たらい回しに遭うなどして命を落とす悲劇が相次いで報道されておりますが、受け入れを断られる理由としまして、ベッドが満床であるとか措置が困難、あるいは時間外での医師が不在、専門外であるということが多いようでございます。たらい回しは医療機関の受け入れ拒否ではなく、受け入れ不能の状態でありまして、現場を担う専門医や各診療科の医師初め関連職種の人材の確保が急務であると考えております。

現在の医療体制を継続しつつ、その体制が十分機能していくよう、人吉保健所あるいは医師会等関係団体へのお願いをしながら、体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　その受け入れを断れる理由というのは、先ほど答弁ありましたように、いろいろそれぞれにあるような状況ですけれども、たらい回しということは医療機関の受け入れ拒否ではなく、受け入れ不能の状態である。そういった立場からすればそうかもしれませんが、市民の立場からしますと、やはり当然拒否されたというふうに感じるのと同じだと思うんです。やはり断られたというふうにしかならず、市民からしますと感じるんじゃないかなと思っています。それぞれの立場で受け入れ方というのは異なるとは思いますが、ただ人、一人の人命にかかわる問題であるとは私は思っています。

そういうことからしますと、やはり１件でも多く、１回の受け入れの問い合わせで搬送してもらおう。そういったことが一番重要になってくるんじゃないかなと考えるところですが、そうするためには現在の医療体制が十分に機能していくように、それぞれの関係団体との連携の強化、それから体制の充実、そういったことで先ほど答弁ありましたけれども、さらにそういった体制の充実を図る、そうするためには市とすれば、またさらに今後何をすればいいとお考えでしょうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

全国的に診療科による医師不足や勤務医の就業環境の悪化、医師の地域偏在と課題が多く、本市におきましても３次救急医療体制につきましても、熊本市内まで出かけていく必要がありまして、本市としましては、日本赤十字病院や熊本市民病院をお願いをしておるところでございます。

このような中、制度的な面で困難な問題はございますが、拠点病院である人吉総合病院への医師の派遣依頼をするなど、地域における医療提供体制への整備、地域医療に従事する医療関係者への支援、地域医療を担う医師の養成、医療機関の人材確保等に関しまして、国や県に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、不要不急の救急搬送要請などを慎む意識も大切であるというふうに考えております。それにまた、市民の方々も１次医療としてのかかりつけ医を持っていただくなど、啓発を行うとともに、今後におきましては下球磨消防組合より随時報告をいただくよう、お願いをしていきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　大変な課題があるようではありますが、やはり地方での２次救急医療、この体制を充実をするということによって、人命が助かる可能性は高くなると思いますので、ぜひ地域における医療体制の整備とか医療機関における人材の確保等、これについてはやはり積極的なお願いをしたいと思っていますところであります。

今までこういった形で今回の救急医療体制について、いろいろ実例からいろんな取り組み等についてちょっとお尋ねをしてきたところでありますけれども、市長には答弁を求めるつもりはなかったんですけれども、今回こういった問題が発生した、また今からの市の取り組み、そういった状況を踏まえて、市長御自身としてどのようにお感じになられたのか、その点について1点だけお尋ねをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

就任当初以来、総合病院の依頼を受けまして、熊本大学病院並びに今総合病院でいわゆる診療不能となっている各科の教授に対して、医師派遣の依頼を重ねてきたところでございます。病院長も新しくかわられたということも聞いておりますけれども、熊本大学病院自体が医師不足に陥っていると。一般的に言われますとおり、医師の勤務時間というのが非常に過酷な環境の中にある。そういう中で、やはり国も抜本的な対策等々をとっておられるようではございますけれども、急激に医師が増加するということは、かなりの年数がやはり要するわけでございます。しかし、時代は少子・高齢社会となっております、より緊急性の高い救急医療体制を構築していかなくちゃならない中に、そういう医師を初めとしたスタッフの不足というものが、ここに大きく介在しているというふうに認識をしているところでございます。

しかし、総合病院の今後の形態並びに立地等々にも影響してくるかと思いますけれども、人吉市といたしましても、医療の環境をどう整えていくのか、どのような環境を整えることによって、そういう医師不足を解消することができるのかということをさらに鋭意研究して、人吉市民だけではなく人吉球磨全体の救急医療体制の確立を早急に図っていかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。

とりもなおさず第一義は、やはり医師不足の解消を早急に急がなきゃいけない。そのために一体何ができるのかということは、総合病院とも連携をとりながら進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今市長答弁いただきましたように、やはり人吉でのこういった2次救急医療、医療体制の整備は重要な問題だと思いますので、ぜひさらなる御努力をお願いしたいと思いますし、さらなる働きかけ、そういった形をお願いをしておきたいと思います。

さらには私は市民が不要の、先ほど部長から答弁ありましたように、不要の救急搬送要請を慎む市民意識とか、そういったこともやっぱり必要だと思いますし、市民一人一人が自分のかかりつけの病院を持つ、それも本当に大事なことだと思います。そういったことを取り組むことによって、救急搬送が容易に行われる、そういった方向につながっていくんじゃないかなと考えます。そういったことを踏まえますと、やはり市民に対してもさまざまな啓発

とか、いろんな部分を取り組んでいただきたいと思いますし、さらなる関係機関との連携を密にとって取り組みを進めていただきたいと思います。そういったことも今回、最後に要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時31分　休憩

午前11時45分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして一般質問を行っていききたいと思います。

まず1点目は、川辺川ダム問題で、川辺川ダム建設促進協議会についてです。それから2点目はインフルエンザ対策についてで、低所得者への対応についてです。3点目に介護保険制度としまして、新制度による認定についてです。4点目は玄関口としてのインターチェンジバス停で、これはインターチェンジのほうにバス停向いてますが、反対側です。今、じゅぐりっとバスが運行されるようになりましたが、そちら側に向けての雨よけ設置などについて質問を行っていききたいと思います。

では、まず1点目の川辺川ダム問題についてです。

昨年の9月2日の議会で、田中市長は川辺川ダム計画そのものの白紙撤回とダム反対の意向を明確にし、これに続いて9月11日に蒲島知事も、球磨川そのものが守るべき宝、ダムにはない治水を進めると、ダム反対の意向を明確にしました。9月15日付の熊日新聞は緊急世論調査を行い、知事の川辺川ダム反対の表明を県民の85%が支持していることを明らかにしました。

さらに本年8月23日に八代市長選挙、30日に衆議院選挙が行われました。これにより、八代市長は川辺川ダム推進の坂田市長から反対の福島市長にかわりました。9月5日の熊日新聞を見てみますと、福島市長は川辺川ダム建設促進協議会についても、促進という名前がついている限り参加しないとの考えを改めて示したことが載っています。また、民意は川辺川ダム推進の自民党政権に審判を下し、マニフェストで反対を示した民主党中心の政権を選択しました。川辺川ダムはますます中止の方向へ進んだのではないかと思います。

そのことについて、田中市長はどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

川辺川ダム建設の事業者は、御承知のとおり河川を管理する国土交通省であるわけですが、極めて今回の大きな政局の変化の中で、今後川辺川ダム建設にかかわるさまざま

な諸問題を含めて判断されていくものだと考えているところでございます。

民主党は川辺川ダムの中止をマニフェストに掲げておられますので、大きく時代は変わるのかというふうな予測もしているところではございますが、私といたしましては、国・県の動静を見守りながら、これまでどおりダムによらない治水を検討する場に参加して、具体的治水案について検討、検証し、流域住民の一日も早い安全・安心の実現に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 国交省が事業主体でありますので、確かに国交省がやめると言わない限り、川辺川ダムは確かに終わったわけじゃないと思いますけど、確かに市長が言うように大きく時代が変わった。私が思い出すのは、流域市長がずっと推進だったときは、国交省はそこをにしきの御旗として地元の意向だといってやってましたけど、今はそれも言えなくなったと。おまけに今、政権もかわったということは、本当に大きく変わりつつあるというのは確かだと私も思っているところです。

そんな中で、ますます川辺川ダム建設促進協議会の存在が問われていると思います。この促進協議会の存在がとりわけ問題なのは、ダム反対という流域住民の民意に全く即しない存在であったことです。流域住民にとっては、有害な存在以外の何物でもありません。

このことが最も明らかになったのが、昨年8月26日に開催されたダム建設促進大会です。この大会については、新聞報道でも議員や職員の動員や建設協会やJA、商工団体への動員を要請していることが明らかになりました。さらに、住民団体が手に入れた資料より動員計画が各市町村の課長クラスで組織する幹事会で論議、確認されていたことや、営利団体である建設協会には促進協議会の●詰恒雄会長に公務員である事務局が同行したことも明らかになりました。また、公式文書である動員要請文書を使用して、直接利益団体に参加を要請することを確認しているのですから、行政の公平性や公益のために努めると規定した地方公務員法第30条に違反している疑いがあります。

このように、市町村長で促進するダム促進協議会は、既に世論から見放されているにもかかわらず、ダム建設に固執する余り、違法行為と疑われることまで行いながら、ダム推進の民意の演出というやらせの大会を行っていたことになります。建設促進協議会は、流域住民の民意に全く反した存在であるという認識が市長にはありますかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） 施政方針で申し述べましたとおり、7月23日付で川辺川ダム促進協議会の会長に対しまして、一会員といたしまして名称変更、目的変更を求めたところでございます。

球磨川水系の治水の重要性については、流域でも論を待たないところではございますが、その方法、手法については、さまざまな意見、つまり議員の言われるところの民意が存在し

ているわけでございます。

私自身も当協議会の構成員でありながら、その目的、活動方針には是非もあるところでございますが、ただいま会に名を連ねている以上は、協議会の一員という立場を活用して、促進協議会のあり方に対してきちっと意見を述べ、方向性を見出してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） そうですね。市長は促進協議会の名称変更とその目的の変更を求めていくということ。施政方針についても、確かに述べられています。

私思いますのに、これまでの促進協議会の民意に反した取り組みを振り返ったときに、促進協議会は一度解散して、新たなダムによらない治水を求める会として結成することが道理ではないかと思います。その点、市長はどのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本村議員の御提案も一つの対応策であるというふうに理解できるわけでございます。

ただ、この促進協の目的の一つに五木村の再生がございます。これまで五木村の再生は、御承知のとおりダム建設事業の附帯事業として進められてまいりましたので、この点を考慮して対応を考えなければならないと存じているところでございます。

1度解散してゼロからのスタートを切るとなると、五木村へさらなる不安を与えかねないと懸念いたしておりますので、まずは目的と名称の変更をして、今後即時、五木村再生の要求と流域住民が望む治水案の検討をしてまいることが上策だと存じている次第でございます。できるだけ軟着陸がベターではないかと考えているところでございます。

ただし、促進協議会の目的、名称の変更があくまで整わない場合は、御提案の対応策も一考かと存じているところです。

お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 市長も五木のことなどを考えて名称変更、それに目的変更を言われていると、その点はよく理解できるところです。

私はこれまでの促進協議会のありようを見てきたとき、やっぱり民意に反していたところがあると、それと市民のやっぱりそれに対する怒りなんかを考えたときに、ひとつここで解散して清算しておくということも、やはり必要なことかなと思って質問した点があります。

ただ、市長は、まずはその目的変更とその名称変更を言われてますので、住民の民意に合った目的変更、そして会の名称となるよう希望しているということを申しまして、この川辺川ダム問題については質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君） 次に、インフルエンザ対策に移るところですけど、先ほどの川辺川ダム問題に対してもう一言言わせてもらおうと思うんですけど、市長は川辺川ダム建設促進協議会の目的変更と名称変更がうまくいかないときには、解散まで考えていかなければならないという答弁もされた、そういう旨の答弁されたところでありますが、このことは、より組織が民意に沿った組織へと変えていかなければならないという市長の意欲のあらわれだと、私はそういうふうを受け取っておきたいということを申しておきたいと思います。

次に、インフルエンザ対策です。

この秋に向けてインフルエンザが急速に拡大感染を見せています。このような状況の中、資格証明書を発行されている方々がインフルエンザの疑いがあるのに、病院にも行けないということが起こることが危惧されます。まず、このような状況の中、国民健康保険の対象世帯数とその中で資格証明書を発行されている世帯がどれだけなのかお答えください。

○市民部長（浦川康德君） こんにちは。お答えいたします。

国民健康保険では1年以上の滞納がある場合に保険証を返還し、被保険者資格証明書を交付することとされており、この資格証明書になりますと、医療機関等で受診した際に医療費の10割を支払い、後から申請により7割または9割を支給することになっております。

本市においては8月31日現在、国民健康保険に加入している6,338世帯、1万1,117人のうち73世帯、104人に資格証明書を交付いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今、資格証明書の発行世帯を答弁いただきました。それに係る通知が出ております。新型インフルエンザの広まる中で、厚生労働省は保険課と医療課の連盟で新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてという通知を5月18日付で出しています。人吉にもこの通知は届いていると思いますが、この通知の趣旨はどのようなものかお答えください。

○市民部長（浦川康德君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、平成21年5月18日付厚生労働省国民健康保険課長及び医療課長の連盟で、新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における資格証明書の取り扱いについての通知が出されております。その趣旨は、資格証明書を交付されている者が受診前に

納付相談などのため市町村窓口を訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避けるべきであるとの考えから、発熱外来への受診を優先するため、資格証明書について緊急的な取り扱いをするという趣旨でございます。

内容につきましては、発熱外来を設置する保健医療機関等に限って、当該資格証明書を保険証とみなし、7割または9割の保険給付を行おうというものでございます。その後、新型インフルエンザが季節性のものと余り変わらない弱毒性であること、感染力が強く発熱外来だけでは対応できないなどの理由により、一般医療機関での対応となったことから、熊本県においては7月10日をもって発熱外来を休止いたしております。

このため、資格証明書に係る取り扱いについては、7月10日以降は適用されず、通常の手続きに戻っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 私が今通知の中で大切だと思うのは、厚生労働省が受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があると言っていることです。

そこで、例えば大阪府の堺市などは5月18日、新型インフルエンザの緊急措置として4,918世帯の資格証明書交付世帯に対して短期保険証を発行することを決め、早くも5月19日には簡易書留で発送しています。神奈川県大和市も5月11日に、563世帯の資格証明交付世帯に対して同様の措置を行っています。

これらは感染拡大を防止するばかりでなく、資格証明交付世帯の方々が早急に病院に行けることにもつながることは言うまでもありません。人吉市においても新型インフルエンザの緊急措置として、資格証明書交付世帯に対して短期保険証を発行するべきではありませんかということをお伺いします。

○市民部長（浦川康徳君） お答えいたします。

全国的に8月以降も新型インフルエンザの感染が拡大しており、人吉球磨管内でも数件の発症が確認されておりますが、幸いにも本市においては大規模な感染には至っていない状況でございます。

現時点では、保険税をきちんと納付していただいている方との税負担の公平性の観点から、資格証明書の交付を取り消すことは考えておりません。

本市において感染拡大の兆候が見られる場合におきましては、国・県の動向を踏まえ、本市に設置いたしております新型インフルエンザ対策本部とも連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） さしずめ今のところでは短期証明証の発行はないということですが、適切に今後の動向を見ながら対応していきたいということですけど、その中で考えとしては、今どういう状況ということになってるかということです。

やはり日本が誇る国民皆保険制度は、すべての国民に病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるための制度となっているわけですが、同時に今回のようなインフルエンザや結核などの感染症の広がりの中では、感染症を早期に発見してその拡大を防ぐという公衆衛生予防のための制度としても力を持っているというのが実情です。

今回の通知は、明らかに資格証明書によって受診ができないものの存在を認め、そのことが感染拡大防止に支障を来すという認識を示しました。感染予防が重大なほころびが生じていることを認めたものです。

厚生省は新型インフルエンザの広がりの中で、こうした緊急措置を通知しなければならないところになったところに、長年続けられてきた保険証取り上げ政策の破綻があらわれていると思います。私は、そもそも資格証明書の交付はすべきではないと思いますが、今回のことからすれば、少なくとも自治体は新型インフルエンザの緊急措置として、資格証明書交付世帯に対して短期保険証を発行すべきであると思ってます。もし今後、状況によって検討されるというなら、そのような方向をぜひ検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、3番目に介護保険制度について質問を行ってきたいと思います。

厚生労働省は、多くの介護関係者の中止・凍結を求める声に対し、わずかな文言修正と手直しで、要介護認定見直しを4月1日に強硬実施しました。ところがその翌日、4月2日に、小池参議院議員が厚生労働委員会で介護費用抑制が目的であることを示した厚生労働省の内部文書の存在を明らかにする質問を行ったことから、事態は大きく転換しました。

いよいよ追い詰められた厚生労働省は、4月17日に新制度による認定で要介護度が低くなっても、希望者には従来の要介護度で認定するという、前代未聞の経過措置を打ち出しました。

さらに世論の批判を浴びた厚生労働省は、7月28日に開かれた検討会で、新制度で認定が軽度化する事実を認め、大幅に基準を見直すことを表明しました。見直した調査基準での認定を10月1日にも開始し、経過措置は廃止されることが報じられています。私は利用者の生活を守るために、今回の新制度を検証し問題点を明らかにしておく必要があると思います。

そこで、この質問を行います。まず、新制度認定がどのようなになったかを明らかにすることが大切だと思います。そこで、4月1日から8月31日までの間で、一つ目は更新認定者数、二つ目に前回より軽度と判断された方の人数とその割合、三つ目に前回より重度と判断された方の人数とその割合、四つ目に前回と同じと判断された方の人数とその割合をお答えください。

それから、今のが中心なんですけど、数字の上では明らかにしていく必要があると思いますので、もう一点伺いたいんですけど、経過措置はこれまで認定を受けた人の更新認定にだけ適用されます。そのために、新たに要介護認定を申請する新規認定申請者や状態が変わったために有効期限の途中で要介護度変更の申請をする区分変更申請者には適用されず、改悪後の方式での認定となります。同じ介護保険でありながら、時期と申請内容で扱いが異なる不平等な扱いだと思います。人吉市では4月から8月までの間、新規認定申請者と区分変更申請者はそれぞれ何人おられますか。

以上、質問です。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、ことしの4月に要介護認定方法が見直されることとなった目的でございますけれども、実際に高齢者の状態を調査する認定調査員の負担の軽減や、各自治体間での調査結果のばらつきを是正することを目的に行われたものでございます。

ことし4月から8月31日までの要介護認定申請の受付件数でございますが、新規も変更も報告をさせていただきたいと思います。新規申請が185名、更新申請が609名、身体状況の変化に伴います要介護度の再認定を申請する変更申請が44名となっております。

それから、更新申請の609名の方の前回と今回の介護度の比較でございますが、コンピューターによる1次判定のデータで比較しますと、軽度になった方が156名の26%、重度になった方が217名の35%、変わらなかった方が236名の39%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 更新申請者の介護度がどのように変わったかを答弁いただきました。

人吉市では、確かに重度になった数は多いんですけど、問題は軽度になった数だと私は思うんです。これ同じ方が何年か後に介護申請、認定申請を受けるわけですけど、一般的に高齢者になるほど重度になるのが普通だと思うんです。そのような中で26%ですから、4人に1人の方々は、やはり軽度に判断されたということですから、これは制度上の認定は軽度に認定されるということは、人吉の例からもあらわれてきているんじゃないかなと思います。

また、このことはとうとう厚生労働省も認めるようになっていきます。4月実施の新しい要介護認定制度について、厚生労働省は一律に軽度に判定されるものではないと説明してきました。しかし、厚生労働省は公開した全国のデータでも、明らかに軽度に判定されることが明らかになっています。非該当と認定される人が2008年の0.9%から2009年には2.4%と3倍近くにふえ、また非該当、要支援Ⅰ、Ⅱ、要介護Ⅰの軽度者は49.5%から53.6%へ4ポイントふえています。

このような新基準での審査結果は、住民の自己の個人情報を知る権利を保障するためにも、申請者に通知されるべきだと思います。人吉市では、従来要介護での認定結果通知とあわせ

て、新基準での審査結果も申請者に通告していたかどうかお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

今回の経過措置についてでございますが、4月1日の新しい要介護認定基準の導入実施後、議員申されたとおり、厚生労働省は4月13日に要介護認定の見直しに係る検証、検討会を設置し、新しい要介護認定システムの検証作業が終わるまでの間、新しい認定基準で判定された要介護度が従前の要介護度と異なる場合は、申請者の希望により従前の要介護度のまますることができる経過措置の導入を決定しまして、市町村には4月17日に通知されたところでございます。

経過措置についての対象者への説明を、4月以降に既に更新申請をいただいている方に対しましては、市職員や訪問調査員が訪問や電話などにより説明を行いました。また、5月以降更新申請を迎える方に対しましては、更新申請をお知らせする通知にあわせて、経過措置の説明と希望調書をお送りいたしております。また5月8日には、代行申請ができるケアマネジャーや介護サービス事業所の職員を対象とした説明会を開催し、経過措置の説明と代行申請やわかりやすい説明への協力を依頼したところでございます。

また、代行申請の場合は通常申請から認定まで約1カ月を要することを勘案しまして、更新時期の2カ月前にお知らせをいたしております。

なお、本人への認定への結果通知につきましては、厚生労働省通知により、申請者にはその内容を知らせなくてよい扱いといたしまして、本市では本人があらかじめ希望調書で選択された方法により行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 厚生労働省が知らせなくてもよいということだったので知らせなかったというんですが、私は新旧の審査結果を知らせるべきだったと思います。知る権利からしてそう思うところですけど、本当は今からでも知らせるべきだと言いたいところなんですけど、これについては一応10月で見直しもされますので、今から期間も短いので、そこで論争することはやめようと思うんですが、そのように厚生労働省が報告、自治体に対して新方式の調査結果をデータ化して厚生労働省には報告するように求めていますけど、申請者にはその内容は知らせなくてよい扱いとしていました。確かにそのとおりで。

そのために多くの自治体では、新基準での審査結果も申請者に通知していなかったようです。このように、厚生労働省が希望者には従来の要介護度で認定するという経過措置を打ち出し、申請者には新基準での審査結果は知らせなくてもよいとしたのは、新制度に対する批判の高まりをかわそうとしたねらいが伺えます。これによって申請者に新基準で軽く認定されたことを実感させなくて済むからです。

しかし、実際には国民の新制度による批判はさらに高まり、7月28日の大幅見直しと追い

込まれていっています。一体、なぜこのように新制度への批判が高まったのか。人吉市として感じていることがあればお答えください。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

今回の要介護認定方法の見直しにつきましては、4月1日から実施されたにもかかわらず、その後すぐに経過措置が導入されるなど、高齢者の方にとりまして複雑でわかりにくいものとなっております。その結果、利用者、御家族、関係者の皆さんに混乱を招きましたことにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに考えております。

今後は、さらに市民サービスの向上に向けて、わかりやすい説明、対応に心がけてまいりたいと考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 私、自分でなぜこのような状況で批判が高まったか、いろんな医療関係にかかわった方とかいろいろヘルパーの方々に話聞いたんですけど、わあと思ったのは、こんな話されたんですよ。申請者が申請を受けるときに、これまでは例えば手が上がるかと聞かれたら、その次はシャンプーできるか、自分で洗髪ができるかというふうに聞かれて、これは例えばできなかつたらできなかつたんです。ところが今の申請は、手が上がるかと言われて上がると言ったら、もう洗髪までできるというふうにみなされていたと。そんな中で実に申請者の状況を十分に把握しないまま、そしてそのまま判定してるんじゃないかと、そういうふうな血も通わないような判定だというふうな思いがあったと言われたんですけど、なるほどなと思ってます。

そのまた背景には、どうも知識として認定が軽く出されているとか、あるいはそれは介護の経費を節減するために行っているんだという知識などがあつたらば、ますますその怒りが起こったんじゃないかというふうなことを言われましたけど、全くそのとおりじゃないかなと私も感じたところです。

それで、そのような新制度の批判が高まる中、7月28日の大幅見直しが行われ10月1日より新たな調査基準で認定が開始されますが、どのように見直せていくのか、つかんでいればお答えください。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

10月1日からの修正点についてでございますが、大まかな点について御説明申し上げます。認定調査員テキストを修正しまして、現在の調査項目74項目のうち43項目についての調査員により判断の基準の定義が見直されることになりました。

具体的には、まず訪問調査を行った際に、腕や足の上げおろしなどを実際に行ってもらふ調査があるのでございますが、普段はできないことが多くても、調査時にできればできると判断することになっておりましたが、今回の修正で、より頻回な状況で判断することとなり、

できないことが多ければできないと判断されることとなりました。

また、介助が必要な方でも、ひとり暮らしや介護放棄あるいは生活習慣等によって、実際に介助が行われていない場合は、介助されていないとみなされ自立と同じようになっておりましたが、今回の修正ではその方に必要とされる介護を選択できることとなり、よりその方の実情が反映されることとなりました。

7月の見直しは、それまでの認定調査で生じていたばらつきを抑制する目的で行われ、ばらつきは抑制されましたが、1次判定でより軽度に出る傾向が生じていました。厚生労働省では、今回の修正によりばらつきを抑制しつつ、4月1日以前の1次判定結果と同程度の水準で判定されるようになるというようにしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 市民の方々の一番の思いは、早く以前の認定が、今回新たに軽度に出る傾向があったので、それをもとに戻してほしいというのが一番の思いだったと思いますが、その点は今度の見直し、4月1日以前の水準に判断されるように修正されたという答弁でしたので、その点は市民の皆さん方、本当今度の見直しはどうなるのか、今の答弁を通じて安心されたんではないかというふうに私は思うところです。

今度の10月1日からの大幅見直しは、介護関係者などの国民の運動の結果だと思います。その意味では、国民の反撃による成果だと私は思っています。今回の一連の経過、振り返ってみるとき、サービス利用の上限を決める認定制度が、さらなる給付費抑制の道具として使われる危険性があることを国民に示したと思います。私はこのような新制度は白紙撤回して、給付費を抑制する道具である認定制度を廃止して、専門家の判断で必要な介護を提供する仕組みこそ目指すべきだということを最後に申しておきたいと思います。

次に、高速インターバス停についてお伺いしたいと思います。

公共交通機関を利用して人吉を訪れる場合に、人吉駅に続いて玄関口となるのは、高速インターチェンジバス停だと思います。とりわけじゅぐりっとバスが市内を回るようになり、高速インターバス停から市内へのアクセスもできるようになっています。

ところが、高速バスからおりてじゅぐりっとバスやタクシー、自家用車での迎えを待つ場合に、雨などが降っていても屋根がある待合所などないのが実情です。一応、高速インターチェンジバス停そのものの待合所がありますが、広さも限られており、すぐにいっぱいになってしまいます。行楽時期やお盆や正月の帰省時期などに雨が降っていたら、じゅぐりっとバスのバス停付近には何名かの方々が傘などを持ってきて立っておられます。もう一つの玄関口である人吉駅は改修も進められようとしていますが、こちらの玄関口は余りに未整備ではないでしょうか。せめて九日町のバス停ほどの屋根やベンチがあったら、それは観光客へのおもてなしとも言えるのではないのでしょうか。

高速インターチェンジバス停のじゅぐりっとバスのバス停あたりに、屋根やベンチつきの待合所ができませんかということをお伺いします。

○市長公室長（荒巻 通君） お答えいたします。

雨の日に高速バスをおりられた方々がじゅぐりっとバス、タクシーやお迎えが来るまでの間、待機ができるように雨よけなど設置できないかという御質問でございますが、まず最初に人吉市内のバス停の現状を御説明させていただきます。

これまでもバス利用者の利便性向上に関連しました御質問をいただいておりますが、産交バス株式会社に市内における運行状況を確認しましたところ、バス停は約100カ所、ほとんどのところが上り下りにございまして200カ所程度あるようでございます。その中で屋根つきで囲いがあり、いすを設置してあるバス停は、市で把握する限り人吉総合病院前やイスマ前を初め、約15カ所でございます。バスの運行業者であります産交バスでは、バス停の設置のみで屋根や囲い、いすなどの設置は行われていないようでございます。人吉総合病院前には、屋根、囲い、いすが設置してございますが、人吉総合病院の御好意により設置していただいたものでございます。また、そのほかのバス停につきましては、年数が経過しておりまして、設置主体は不明でございますが、恐らく地元町内会やPTAなどにより設置していただいたものと聞き及んでいるところでございます。

しかしながら、高速バスを利用される方々にとりましては、人吉インターバス停は本市の玄関口となるわけございまして、特に高齢者や障害者の方々の利便性確保という観点からも、バス停の待機場所の改善は重要な課題であると受けとめているところでございます。

人吉インターバス停に限らずバス停はたくさんございまして、すべての整備を行うことは多額の経費を要することを考えますと、市での整備は難しく、地元や地域の方々の御好意に頼らざるを得ないところがあるというのが現状でございます。

産交バス株式会社におかれましては、高速バス利用者の増加によりバス停が手狭になっている状況は把握されているようでございまして、バス停改善策も検討されているようでございます。議員から御提案いただきましたバス停の整備につきましては、さまざまに御検討いただけるよう、お伝えしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 答弁聞いて思うことは、人吉駅には今、改修が非常にされているのに、もう一つの玄関口である高速のバス停、そちらもやっていいんじゃないかというような気はするところであります。

しかし、産交バスのほうでバス停の改善策を検討されているということですので、それはどこがするかというのは、私もどこでなければ、市でなければならぬということではなくて、いろんなできるところでやっていただくということでもいいと思うんですが、ぜひあそこ

は今の産交のインターチェンジバス停は、インターチェンジの中のほうだけ向いて、じゅぐりっとバスのほうには向いてないわけで、両方のバスを待つ方、タクシー、迎えを待つ方の便利のように、ぜひとも産交ともいろんな要望、意見交換しながら、人吉インターチェンジバス停の改善が進むようにしていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 33 分　休憩

午後 1 時 45 分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　こんにちは。本日最後となりました。残りが3時間ぐらいありますけど、なるべく早く終わりたいと思います。市の執行部の方の100％正確な答弁を求めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問をしていきます。通告は、企業誘致について、それと2番目にスポーツ振興策についてであります。

まず初めに企業誘致についてですが、漆田土捨て場は人吉市の中核工業用地を名称を変え、熊本県の事業にて地下水取水調査が行われてきましたが、調査の結果及びこれまでの進捗状況についてお尋ねをいたします。

1回目の質問です。

○経済部長（井上修二君）　お答えします。

人吉中核工業用地の地下水取水調査につきましては、県南地域の工業用地整備事業に対する熊本県の支援事業といたしまして、用水可能量や水質等を調査するために、平成21年2月24日から平成21年6月30日まで実施されたものでございます。

中核工業用地内に用水試験用の井戸を設置し調査しました結果、1日に660トンから750トンが適正な用水量という結果が出ております。また、地下水の水質検査の結果につきましては、水道法の水質基準に適合するという良好な結果が出たところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　調査の結果は用水量、水質とも良好な結果が出たということで安心しております。

次に質問ですが、人吉市が機構改革にて新たに企業誘致推進室を設立をされております。これまでの企業推進室の事業活動、ここがどのようなことを行ってこられたのかお尋ねをい

たします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

4月の機構改革で対外的に企業誘致に取り組む部署ということを確認するため、工業振興係を企業誘致推進室と名称を変え、誘致活動を行っております。これまでの企業誘致活動の状況でございますが、熊本県企業立地課や東京事務所と密接に連携を図るとともに、7月に東京で開催されました企業誘致セミナーへの参加や関係機関を訪問して情報収集を行っております。

また、南九州の交通の拠点として、地域性を生かした企業誘致を図るため、関東、関西方面や南九州地区への企業訪問を実施し、工業用地のPRを行っているところでございます。

さらに、昨年12月に人吉球磨企業誘致連絡協議会を設立いたしまして、人吉球磨一体となった企業誘致活動も展開しておりまして、福岡ビジネスフェアに人吉球磨のブースを出展するなどPR活動を行っており、今後におきましてもパンフレット等を作成し、企業誘致フェアへの出展や合同での企業訪問を実施し、企業誘致活動を推進することといたしております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 企業誘致推進室ができて、いろんなことをチャレンジをしていただいていることで、私たちもいろんな人と会うごとに、人吉市には企業誘致推進室ができたんですよという話をしてるんです。アユかけに来られた方とか、いろんなおふろで会ったときに、どこどこの会社の訪問で来ましたというときに、そのような話をしておりますので、今後とも幅広くしていただきたいなと考えております。

それと、その企業誘致について、熊本県は県南地域に企業誘致を積極的に行っていきたいというようなテレビ報道が、二、三日までされておりました。そこで、熊本県からは企業誘致に対してこれまでどのような事業を行ってこられたか、お尋ねをしておきます。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

熊本県におかれましては、経済情勢が非常に厳しい中、有効求人倍率の低い県南地域の受け皿整備を目的に、人吉市が実施する工業用地整備に対し、土地に関する調査等を対象に支援を行うということで、地下水取水調査を実施していただいたところでございます。

また、現在熊本県は企業訪問をする際、県内の内陸部に整備しているまとまった土地ということで、人吉中核工業用地を積極的に紹介をしていただいているところでございます。

また、県南地域の地域産業、雇用創出事業として、市町村や経済団体等で組織する人吉球磨地域産業雇用創出協議会を設立し、人吉球磨が一体的に行う企業誘致活動や人材育成にかかわる経費に対して支援をいただいているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 県のほうも、この県南のほうで人吉の中核工業用地に力を入れていただいているということで、ますますそのあたりのアプローチをしていただきたいと考えます。

それと、この企業誘致に伴って人吉からも若い職員の方が東京事務所のほうに行っておられますが、東京事務所の仕事の内容、当然、人吉市にいち早く企業誘致を行うということなどの情報収集を行ってもらっていることと思いますが、東京事務所からこれまでどの程度の企業誘致に関する話が紹介されたのか。また、現在の仕事の内容、どのようなことをされているのか、メインにされている仕事についてお尋ねをしたいと思います。

それとまた、派遣されたことによるメリットについてもお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

東京事務所では、どのような活動を重点的に行っているのかということでございますが、ことし4月から東京事務所に職員を派遣し、現在企業訪問や各種展示会での各会社のブース訪問を行い、情報収集に努めているところでございます。

また、東京事務所からこれまでにどの程度の話が紹介されたのかということでございますけれども、東京事務所からは具体的な企業の紹介はあっておりません。ただ、現在熊本県が独自に企業訪問を行い、中核工業用地の紹介を行っておりますが、東京事務所からも情報を提供するなど、熊本県の企業立地課と連携を図りながら誘致活動を行っているところでございます。

次に、東京事務所に職員を派遣したことによるメリットでございますが、企業誘致では企業訪問を行い、工業用地のPRを図ることが最大の誘致活動でございます。新たに設備投資を行う企業進出の決定権は本社にその裁量権があり、その大半は東京に本社がありますので、企業が集積する最前線での企業訪問等の誘致活動を行うことで、その動向を把握し最新情報が入手できるということ。お互いに連携を図りながら誘致活動ができるという利点があります。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 職員の方が東京に行かれて、まだそういう紹介がないということですけれども、行ったばかりですのですぐすぐにはないとは思いますが、できるだけ県のほうと協力をしていただいて、県のほうが力を持っているようですのでそちらのほうで動いていただければ、そのうちに実績が出てくると思いますので、そのあたりよろしく願います。

それと、一応部長に確認なんですけど、東京事務所に行っておられる方との連絡です。毎日連絡をとられるのかということと、その連絡の方法が電話なのかインターネット中心なのか、メールを使うのか。もしわかれば答弁をお願いしたいんですけど。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

毎日の連絡というのはございません。それぞれの用向きがあるときに連絡はやってまいりますし、うちのほうから東京方面に行くときも連絡等を通じまして、いろいろな連絡をしながら企業訪問を行っているというのが現状でございます。

つい最近ですか、5月の連休前でしたか、1回本人こっちに帰ってきてまして状況説明にやってきたということでございます。

以上、お答えします。

大変申しわけありません。答弁に誤りがありました。5月と申しましたが8月の連休でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 連絡を何かあるたんびに密にとっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回、衆議院選挙において与野党がかわり、今後地方に対しても公共事業がこれまでのように果たして来るか、仕事があるか、とても心配な状況であります。このままの状況でいきますと、人吉市も間違いなく非雇用者がますますふえ続け、市民生活にいろんな弊害が出てくると考えております。地元の企業にお話を聞いてまいりましたが、失業者が出ないためにも、これまでいろいろと企業努力をしてきたが、なかなか仕事がなく、仕事が減るばかりでもうどうしようもないというような話をされておりました。これも私ごとですが、人ごとではないと感じております。

今後、人吉市が生き残るためにも、企業誘致が最も重要な政策であると思いますが、名称変更から約半年がたっております。この間に県から企業誘致について具体的な話がなかったのかと、先ほどもお聞きしたんですけど、それと市独自の企業誘致活動を行ってこられたのか。その点についてお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

熊本県とは頻繁に連絡をしながら、情報収集活動を行っております。企業誘致は非常に機密性が高いために、具体的な企業名の紹介はありません。熊本県として独自に企業訪問されており、市に対して中核工業用地を紹介するということで、説明用の資料等の提出依頼が数回はあっておるところでございます。

また、企業誘致推進室といたしましては、関東、関西方面や南九州地区への企業訪問を行うとともに、市内の誘致企業や地場企業への定期的な企業訪問を通しまして、企業誘致に関する情報収集も行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） パンフレットを作成されて持っていかれるときも、人吉の文化とか

いろんなこと、社会状況とか空気、自然、このあたりを大いにアピールしていただきたいなと思っております。パンフレットの作成にも、そういうことを掲示していただければいいかなと考えます。

それでは、人吉市のほうに企業誘致をしていただくことで雇用が生まれ、若い世代も地元に残れます。これが人吉市にとって今とっても大切なことであると思います。地場産業のためにも、今後人吉地区の工事、公共工事、いろんなことですが地元企業が行うようにすべきではないかと思ひます。雇用の確保ができると思ひます。企業誘致をどうしてもしていかないと雇用が生まれませんので、そのことを市長はどのように考えておられるか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

就任当初の6月議会で、まず冒頭に申し上げましたとおり、企業誘致を図り雇用の場を確保することで、若年層の県外への人材の流出を防ぎ、定住人口に歯どめをかけるということは、大変重要なことであるということで、2年半歩んできたわけでございます。

また、議員おっしゃるとおり、市発注の公共工事につきましても、地場産業の育成等の観点から、これまでも地元業者でできるものは地元業者で行い、お願いをしてきたところでございます。

今後もより一層、企業誘致とともに地場産業育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長が地元のために地元の業者を使っただけということ力を強く言っただけでしたし、今後田中市長にお尋ねなんですけど、人吉市独自の雇用対策というのを市長としてどのように考えておられるのか。また、企業誘致のための造成作業といひますか造成事業といひますか、漆田のところなんですけれども、ここをやはり早く着手することによって、今冷え切った経済を立て直すということもできるんじゃないかなと思ひます。それをするによって、建設業界も元気になって、人手が離れた人をもう一度雇用できるんじゃないかなというふうに私は考えているんですけど、市長は雇用対策というのをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、雇用対策といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、企業誘致を行い定住人口に歯どめをかける。雇用の場を確保していくということは、申し上げたとおり大変重要な施策でございます。

そのための受け皿づくりといたしまして、宮崎県、鹿児島県に隣接しているという本市の位置的なメリットを生かし、企業誘致を図っているわけでございますけれども、現在、その

中核工業用地の整備を行っているところでございます。

今後さらに用地を確保し、そしてどのような方向にその用地の確保を広げていくかということも一つの課題でございますが、そういうことが整理がついた中で、造成を行うか行わないかということの判断がなされるものではなかろうかと思っているところでございます。

中核工業用地につきましては、現在基本計画の策定を進めており、これを積極的にこの事業に取り組んでまいりたいということでございます。また、地場企業の育成という観点からも、雇用という観点からも、非常に重要であるというふうに考えているところでございます。

よって、もしそういう造成工事等々の事業が発生いたしました場合は、当然のことながら、地元でできることは地元行っていくという観点で進めてまいりたいというふうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 答弁をいただきましたように、やはり地場企業の育成とか雇用対策というのは、今最優先で進めておられます企業誘致というのが非常に大切になってくると思います。そのために推進室もできましたし、やはりそちらのほうの関連の会社、県いろんなところでいろんな意見を聞きながら、いち早く進めていただければなと思っておりますので、よろしくお願いしときます。

それと、今市長のほうから地場産業の育成のため地元でできることはという話がありますので、できましたら駅前開発というのがことしから着手されます。工事内容からすると、事業が大きいということで大手企業の参加が考えられますが、地元企業がベンチャーを組むことで解決いたしますし、地元企業に発注することで、また先ほどと同じように雇用も生まれますし、雇用が生まれれば人吉市民もまた元気になりますし、人吉市の元気回復のためにも、地元発注をお願いしたいと思いますが、駅前開発について市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

駅前開発事業につきましては、ただいまＪＲ九州と協議中でございまして、ＪＲ九州の意向、それを大切に調整を図りながら、地元業者で対応ができない専門的な知識・技術を必要とする特殊工事を除きまして、可能な限り分離発注または企業体を組んでいただく等のことを考え、地元発注に力を注いでまいりたいというふうに思っております。それが地元雇用の確保及び地場産業の育成につながっていくというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） やはり地元企業でできる工事は地元が発注をしていただいて、できない部分は専門的なものもあると思いますので、これは仕方ないと思うんですけど、やはり

できる範囲に発注していただければ、地元の末端の企業まである程度の仕事を得られる。そのことが人吉市の元気にもなり雇用も生まれるし、一番必要じゃないかなと思います。

もし、そういうことができるようであれば、一括じゃなくてある程度できるものというのは分離発注みたいに考えていただいて発注をしていただきたいと考えます。私も経済建設委員会のほうにおりますので、そちらのほうでこの後のいろんな審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

それでは、次に多目的総合グラウンド整備ということで出しております。

多目的総合運動広場、どちらでもこれは移管をしましたので名前が正式に決まっていんじゃないかなということで、これを出してるんですけど、これまで歴代の教育長は、陸上競技場をメインとした多目的運動広場の必要性についての質問を、本議会のほうで何度もさせていただきましたが、これまでの教育長は本会議場において、運動される方だけではなく市民のためにも必要であり、事業推進というような答弁をこれまでされてきておられます。

そこで、堀教育長は多目的運動広場についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） 御答弁申し上げます。

今、御紹介のあったこれまでの教育委員会の方針あるいはお考え、それを踏襲してまいりたいという姿勢でございます。今後どのように事業を進めていくかと、これまで福屋議員からは多目的運動広場の整備につきましては、御質問並びに貴重な御意見をいただいております。教育委員会として御答弁を申し上げてきたところでございますが、先ほど申しましたように、その時々教育長の御答弁あるいはお考えを踏襲してまいりたいということが基本姿勢でございます。

本市におきましては、これまで川上記念球場、村山公園テニスコート、人吉スポーツパレス、梢山サッカー場などスポーツ施設の整備を進めてまいってきたところでございますが、今後さらに心身ともに健康で豊かな生活を送るために、スポーツの果たす役割は大きいものがあって、市民スポーツへの関心も高まっております。そういうニーズも多様化しております。そういう中、市民のだれもが気軽にできるスポーツの充実が求められております。

また、スポーツの競技力の向上を図り、あわせて各種大会の開催及び誘致を通じてスポーツ交流あるいは地域振興を進めることも、本市の重要な施策の一つであります。スポーツの振興や交流の場として、多目的に利用できる運動広場につきましては、早急に整備する必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） やはり社会教育課のほうの経験があるということで、スポーツに対しても大変いい意見を言っていて、また推進していただくということで安心をしてお

ります。やはり教育の原点というのも、やはり心の教育だけではなくて体の教育というのが非常に必要です。どんなに頭がよくても、体が病氣ばっかりしとったらどうしようもない。やはり健全な体を持ってないと、そういうのもできないんじゃないかなと思います。でも、堀教育長が運動広場について整備する必要があるという考えをお聞きして安心しました。

そこで、堀教育長とは本会議で初めてなんですけど、教育長に就任される前に、失礼なんですけど田中市長のほうから多目的運動広場について、中核工業用地が売れたらつくるという答弁をいただいております。私は売れたらという話を嫌いなんですけど、それで梢山地区多目的グラウンドは、平成8年10月に供用が開始されています。そしてこれまで13年経過しています。もう一方の漆田のほうは、平成元年に計画が始まり、もう既に21年がたっております。ことしで21年です。

これまでそういう時間だけが経過し続けております。そして、当時の計画も買い戻し予算まで前教育長のもとついていたにもかかわらず、使用目的の変更で大切な企業を誘致するんだということで、この計画も変わってきました。

市長の言葉、売り言葉に買い言葉じゃないんですけど、売れたらなどの「など」という発言、こういうのは私余り好きではありませんので、教育委員会のトップになられた堀教育長が、市民に対してスポーツの力による健康維持とか交流都市づくりとか安全で安心な人吉市の拡充とか、今後ますますふえ続けるであろう高齢化社会の健康維持、こういうあらゆる面でスポーツの持つ力というのは、市長がいつも言われるように、安心・安全で健全な人吉市というのが確立できますし、スポーツの持っている力を秘めた力を最大限に利用し、信じていくことが、私は一番必要なんだと考えます。

そういうことを本当に必要なんだという教育長の熱意があれば、必ず今後前に進んでいくものと思っております。すぐにでも計画を始めるべきではないかなと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

福屋議員がスポーツに対する一貫した思いがあるということについては、現役時代も十分感じ取っておりましたし、ありがたく思っていたものの一人でございます。

2回目の質問については、今後どのように事業を進めていくのかということが中心だったように理解しておりますけれども、議員がおっしゃいますように平成元年に上漆田町にあります土地を多目的運動広場用地、現在は中核工業用地でございますけれども、その用地として先行取得されたところでございまして、議員御指摘のとおりでございます。相当の期間が経過しているわけでございますけれども、このことも十分に踏まえまして、多目的運動広場の建設計画につきましては、自主財源の確保も難しい状況ではありますけれども、事業を確実に推進していくために、他の重要施策との関連等も総合的に検討、勘案しながら、実施計画への建設計画の位置づけを早急に行い、事業の早期実施に向け、具体的に教育委員会だけ

では進めることができませんので、関係部署との協議を実施してまいりたいと強く考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 教育長のほうから力強い発言といいますか、答弁といいますか、実施計画への建設計画の位置づけを早急に行うということで、やはりこれは行うと言った以上は、あすからでもきょうからでもすぐに行っていただかないといかんのです。この答弁の中に、いつからというのがあります。早急というのはあしたか1年後か3年後かわかりません。それがこの結果です。21年間という結果だろうと私は思います。

教育長のほうに実施計画、こういう位置づけを関係部局との話し合いをしながら、早急をお願いをしたいと思います。また、市長のほうにも教育委員会として教育長の思い、私が言ってること、そのあたりをやはり教育委員会としてはどう思うんだということを言っていたかないと、教育があつて初めて人間形成というのはできるんです。教育がないと、何もなかったら人間形成なんか生まれません。だから、そのあたりをしっかりと今後行っていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次のナイター照明設備についてお尋ねをしていきます。

人吉市の各校区に、現在使用しているナイター照明設備はどれぐらいあるのか、まず初めにお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

各校区のナイター照明設備の状況でございますけれども、西瀬校区には西瀬小学校に、西校区には西小学校と村山公園テニスコートに、大畑校区には大畑小学校にそれぞれ設置されております。中原校区には第一市民グラウンドにナイター照明設備が設置されております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 各校区の照明設備の有無について答弁いただきましたが、それでは人吉の市民の方がそれぞれのナイター設備を利用されていると思いますが、この利用されている状況について、直近で結構ですので利用状況について、使用料、団体数、利用人数などについてお尋ねをしておきます。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

各ナイターの施設の利用状況でございますが、平成20年度の実績でお答えをさせていただきます。西瀬、西、大畑小学校、3校を合わせますと、使用料が55万8,330円で利用者数が8,113人でございます。団体数が定期使用団体を含めまして、約11団体がおられるようでございます。

第一市民グラウンドでございますが、使用料が62万1,330円で利用者数が5,260人ござい

まして、団体数が43団体でございます。

また、村山公園テニスコートの利用状況でございますが、使用料が32万8,480円で利用者数が2,494人でございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） はい、わかりました。今の1回目、2回目の質問に対してなんですけれども、質問の答弁をお聞きしまして、西瀬、西、中原、大畑にはナイター設備があるんですよね。東間、東にはないんですよね。なぜないのかなということで、人吉市の一中前あったわけですね。東間区と東区が一中に行きますので、学校校区とすれば二中校区、一校区、大畑校区、三中校区です。二中校区と三中校区にあります。一中にはないですね。一中のほうに、うわさ話で失礼かもしれませんが、人吉第一中学校が校舎を建てかえるときまではナイターがありましたが、当時、新築移転しましたけど、グラウンドと校舎が逆になったんですけど、なぜ設置されなかったのか、まずお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

人吉第一中学校のナイター照明につきましては、昭和52年11月に当時の学校敷地の西側に設置をされておりました。その後、平成3年度から3年をかけて校舎、屋内運動場などの全体改築、グラウンドの整備が実施されまして、その際にグラウンドが学校敷地の東側となって、周辺が住民の密集地域であること、またほかの学校、第一市民運動場などに夜間照明設備を整備したことなどによりまして、市民のスポーツ振興機能などは十分に果たせると判断し、撤去するに至ったものでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 確認をしたいんですけれども、一中校区にあったナイター設備を、この答弁のほうでは市民のスポーツ振興機能などは十分果たせると判断し撤去に至った。撤去するのはわかるんですけど、どうして遠い校区外の第一市民グラウンドに夜間照明を整備するからいいんだという発想が生まれるのか私はわかりません。一中校区にあるんだったら、一中校区の例えば東間校につくるんだとか、小学校で西小学校にもあるし西瀬小学校にも大畑小学校にもある。中学校はないんですけど。一中を撤去するんだったら、じゃこの校区で東間小学校があるんだから、東間小学校でいいんじゃないかなという発想は生まれてないのか。どうしてこの校区から遠い場所を選んだのかなというのがわかりません。もし、その理由がわかるんだったら、御答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

今お答えしましたとおり、全体的に学校、第一市民運動場などの夜間照明設備を整備したことによりまして、全体の市民のスポーツ振興機能が果たせるというふうな判断があったと

いうふうなことだと思います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市民のスポーツ振興というとらえ方の違いかなということで、やはり競技団体、この方たちが使用するというで向こうにあってもいいのかなというような考えが当時あったのかなということで理解をしたいと思いますが、そこでこの撤去のときに、当時の生徒・保護者このような方に対してどのような説明をなされたのか。また、周辺に対してそのときの使用団体に対して、またどのような説明をされたのか。されたとすれば、その説明内容、されなかったとすれば、なぜされなかったのかをお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

一中につきましては、平成3年度から約3カ年をかけまして校舎、屋内運動場などの全面改築、グラウンド整備が実施されたところであります。当時の生徒・保護者や周辺住民に対しましてどのような説明をしたかというふうなことでございますが、当時の状況を調べてみました。もちろん短期間でございましたので全部を調べたわけではございませんけれども、記録で説明を行ったか、またどのような説明を行ったかを確認することはできませんでした。

それから、使用団体に関しましては、毎年、定期使用団体として登録されている団体に集まっていただき、翌年度の使用について説明をしておりますことから、当然、一中については改築に伴って夜間照明設備を撤去したため、他の学校等を使用していただくよう、説明と調整をしていると考えますが、これも記録等でどのような説明を行ったかということは確認できたものではございません。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 万が一されなかったと言われれば、それまで使っておられた団体はどのようにしてほかの場所を探したのかなと、実は思ってたんですけど、確かにいろんな施設が変わるとき、今回も西瀬小学校のほうが校舎の耐震で説明をされておりますし、当時の資料が残ってないということだろうと思うんですけど、もしそういう資料を捜すことができる可能性といたしますか、そういうのがあったら、今後で結構ですそういう資料を捜していただいて、やはり教育委員会のほうで保管していただいて、どういうことをされたのか、どういう説明をされたのかとか、そういうのはしっかりととっていただきたいと思います。

でないと、その当時何が起こったのかというのが検証できませんので、よろしくお願い申し上げます。

それでは現在、人吉第一中学校というのは、当時と運動場にしろ校舎にしろ、さま変わりしております。周辺の住民の方、周辺の環境というのも変わってきております。現在、施設の必要というのが、市民の方から私のほうには出てきておりますが、この周辺住民の方とか

使用団体、使用団体というのは教育委員会のほうに毎年申請を出します。それとか学校関係者、校長また部活動、子供たちが6時半までになった場合に、帰宅時間が6時半となっても、もう真っ暗ですよ今。そのときそういう方たちに一度でも意見聴取をされて、ナイター設備が必要なかどうかというようなことをされたことがあるのかどうか。そこをお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

現在、周辺住民、環境が変わってきていると思うが、周辺住民、使用団体、学校関係者等の意見交換などが行われたことがこれまでもあるのかというふうなことでございますけれども、近年はそのような意見交換会は行われておりません。また、過去において意見交換会の開催があったかどうかは、記録等で把握することができませんでしたので、恐らく行われなかったのではないかと考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 意見交換が行われていないというような答弁なんですけど、私のほうには何度か一中にナイター設置をお願いしたということを聞いたことがあります。まだ私が議員になる前で、自分でクラブをしてたころなんですけど、一中にナイターがないけん、どこで練習しようかなということで一中に要望した経緯もあります。これは県体の前あたりに、どうしても使う場所がないから、市民グラウンドとかほかの場所には狭過ぎて使用できないからという記憶が私には残っているんです。

やはり、今学校だけでもいいですから、必要性があるかどうかとか、そういう調査は行っていくべきじゃないかな。10歳の子供が10年たったら二十になるんですよ。今、小学校の子が10年たったら社会人なんですよ。やはりスポーツをしたいとか健康活動をしたいと言った場合に、私たち年代の50歳が10年たったら還暦ですよ。私の家の周りの球磨川湖畔、人吉市道には、毎朝十何人来られます。夕方も来られます。これは病院に行ったら歩きなさいと言われたということで、メタボ対策とか糖尿病対策とか健康増進とかいう方で歩いておられます。私もたまに5時半ぐらいに歩くんですけど、そこで歩きながらお話を聞くんですけど、願成寺あたりからと田町あたりから車で来られる方なんですけど、私たちの周りにはグラウンドもなかし歩く場所もなか。町なかを歩くと非常に危険というような話をされます。

やはりこういう調査というのは、何年かに1回ぐらいは必要になるんじゃないかなと思いますので、一度してみられたらどうかなと思います。

そこで、先ほどと同じようになるんですけども、西瀬校区、中原、西校区、大畑校区にはナイター設備がありますが、なぜ市街地にある第一中学校にナイター設備を設置されないのかということ。なぜというのに対して、御答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

先ほどの御質問にお答えいたしましたように、校舎、屋内運動場などの全体改築の際、グラウンドが学校敷地の東側となって、周辺が住民の密集地域であること、また他の学校や第一市民運動場などに夜間照明を整備したことにより、市民のスポーツ振興機能は十分に果たせると判断し撤去され、現在に至っているところでございますが、特に学校周辺の環境に配慮したものであるというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） それでは、部長のほうにお願いをしときます。当時の環境は変わっていると先ほど言いましたが、今、東側はアパートもなくなっておりますよね。市有地もありますよね。条件が非常に変わっております。やはり条件が変わったということは、やはり調査するのが当たり前だと思います。市民からの要望がある以上は、それにこたえるのが行政であって、当時そうだったから今もそうなんだという考え方は、私は通用しないと思うんです。10年以上たったら絶対環境は変わるんだという意識を持っていただいて、やはり5年とか10年でそういう環境に対していろんな調査をしていただくというのも必要じゃないかなと思いますので、部長、もしよければその辺の調査を行っていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。わかれば答弁ください。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

ナイター施設についての調査というふうなことでございますけれども、先ほどの議員の最初のほうの質問でも、多目的運動広場のほうも強力に推進していきなさいというふうなことです。そういうふうなものとも関連をつけて、こういうものについては計画をしていかなければいけないんじゃないかというふうに考えます。

そういうふうなところを検討しながら考えさせていただきたいというふうに思います。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ぜひ教育部の中でも検討していただいて、考えていただきたいなと思います。

そこで、堀教育長お尋ねいたしますが、先ほどもちょっとあったんですが、堀教育長選任のときに市長からお話を聞いたときに、今の現代は親が子供を子供が親を、また兄弟同士であったり友人同士であったりという事件が非常に多過ぎると。それで、堀教育長は社会教育のスペシャリストでもあるし経験も豊富で非常に素晴らしい人だから、堀教育長を推薦したんだという言葉を受けて教育長が誕生したわけなんですけれども、精神的な指導を学校教育の中で行っていただくということも大切なことですが、先ほども述べたように、私は運動ができない環境よりも運動のできる環境のほうが友達もたくさんでき、いろんなストレスも発散することができ、また今後ふえていくであろう高齢化社会の中で、健康維持というのも出

てき、スポーツというのは大変いいことがたくさんあると思うんです。健全な体に健全な精神は宿るとか、いろんなことを言われておりますが、やはり市民が必要とするものに対応していくのが、今の行政のあり方であり、議会のあり方ではないかなと思います。総合的に判断しても、このナイター設備、このあたりは今後のためにも必要だと思います。

ナイター設備をつくっていただく学校というのは、教育長の管轄内ですので、そこで学校といいますか、その最高責任者である教育長に、このようなナイター設備についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） スポーツの意義、スポーツの効能、それについては今、議員御指摘のとおりで私も同感するところでございます。近年、社会問題として若年層の体力の低下、犯罪率の増加といった社会倫理観やモラルの低下、自殺者や精神疾患の増加などが上げられておりますけれども、それらの解決の手立ての一つとして、体育、スポーツの果たす役割は大きなものがあると考えているところでございます。

また、日常生活によるさまざまなストレスを少しでも解消し、生きがいを見つけ活力ある生活を営んでいくためには、スポーツ活動が望ましいとも言われております。健康的な生活や豊かな人間関係を生み出すものでもあります。

このようなことから、スポーツ環境の整備は重要な課題であると考えます。今後、ナイター照明の設置につきましては、できるだけ早いうちに関係者の皆さんの御意見等もお聞きしながら、ナイター施設の利用実態の調査なども可能な範囲で行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 堀教育長のほうから、施設の利用状態の調査などを行っていくということで、一中にナイターが多分できるんじゃないかなと考えながら、市長のほうにお尋ねをしていくわけですけど、ある使用団体の方が人吉市民でありながら使用することができないので、ほとんど人吉以外の町村のナイター施設を利用していると言われたんです。その結果、仕事をしていると時間に間に合わず欠席をし、だんだんそのスポーツから離れていくというような話をされておりました。

運動から離れていくということは、仲間からも離れていくということなんです。一中校区に何でないのかとか、昔にはあったのになぜ復活せんのかなとか、いろんなわけを尋ねられるんですけど、私も当時のことよくわかりませんし、田中市長にお尋ねなんですけど、各校区に必要であると市長は多分思っておられるんだと思うんです。昨日の質問のやり取りの中でも、やはり政治信念として公平・公明・公正を言われておりましたし、市長の政治信念だと思いますし、市のナイター設備に書いてあるもの。また、防災関係で指定になっているところ、一番重要な第3避難所です。こういうところを見ましても、この一中校区にだけがな

いんです。一中にナイター設備が必要だと思うんですけど、市長はどのように考えておられるのかお尋ねしておきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市内のナイター照明につきましては、ソフトボールのリーグ戦や職場対抗やサッカーや野球の練習に利用され、市民の健康増進やスポーツ力の向上に寄与しているものと考えております。そういった中、市内で行われていたソフトボールのリーグ戦の一つが他町村に会場を移して行われていることは、承知をいたしているところでございます。

また、一中のナイター照明につきましては、先ほど教育部長がお答えしましたように、周辺住民の皆さんへの影響等の理由により、現在に至っているというふうに、これも認識をしているところでございます。

人吉市立第一中学校の新設時のPTA会長でありまして、そのときナイター照明という問題も取り上げられた経緯は承知しているわけでございます。なぜ中心市街地周辺の小学校、中学校にないかということは、想像にかたくないわけでございまして、周辺住民の皆様方への多大な影響があるということで、あきらめざるを得なかったというのが現実でございます。

今後、ナイター照明の設置についても御要望をお聞きしているところでございまして、現在の利用状況や課題、設置した場合の周辺住民への影響というものを十分に把握しながら、考えてみたいというふうに考えております。

お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 周辺住民の意向によって、そういうものができたりできなかったりするんだということなんですけど、ぜひそのあたりの調査をしていただきたいなと思います。

それと、先ほどちょっと触れましたけれども、人吉第一中学校は防災計画において第3次避難予定場所になっております。一番危ないところです。これは東間・大塚、東校それと桑木津留、田野、あちらの最終的な避難場所です。そういうところでありまして、災害が昼に来たらどこでも逃げる場所があるんですけど、やはり避難場所というのは、ここに集まってくださいということで、市民の方の確認ということも必要です。だれが健在なのか、だれがいないのかとかです。

そのためにも一中というのが最終的な避難場所になるわけです。ここに集まる第3避難所が一番人口的にも多くなってきます。そのときに万が一、夜そういう避難勧告が出た、出る前にがけ崩れがあったり、いろんな土石流があったり、市長がよく言われますゲリラ豪雨がいつあるかわかりませんので、そういう場所にナイターがあると非常に便利ではないかなということで、これは防災のほうなんですけど、ナイター設備ということで、総務部長のほうにナイター設備があったほうがいいんじゃないかなということでお尋ねをしたいと思います。

必要だと総務部長はお考えになりませんか。一応お尋ねをいたします。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

市の防災計画の中で第3次の避難予定場所として、各校区のコミセン、コミュニティセンターやスポーツパレスを含めまして、市内の全部の小学校、中学校、高校を指定しております。

御質問の第一中学校は、東校区、東間・大塚校区におきまして、球磨川、胸川の越流、浸水、がけ崩れ等による避難勧告、避難指示発令に基づき開設する第3次の大規模避難所として、また大規模地震発生時における指定避難場所の一つとして指定をしているところでございます。

現在、学校の中で照明設備がありますのは、先ほどから御紹介されておりますように、西瀬小学校、人吉西小学校、大畑小学校でございます。災害時に必要かつ使用が可能であれば、それらを利用することも考えられますが、災害発生時は停電など緊急の事態が発生することが考えられます。照明設備があるなしにかかわらず、どの避難場所におきましても、必要に応じて発電型投光機の設置による照明対応を現在基本として考えているところでございます。

一中グラウンドには現在照明設備がございません。よって、災害発生時はその基本としての投光機による照明対応を考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） そのような立場になって、そういう災害が来たときに対応を素早くしていただくように、普段から計画をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、これまで質問をしてきたナイター照明とかスポーツ施設、多目的運動広場、こういうのはどうしても教育に関係があることなんですよ。私の考えとしては、運動というのは、ただの健康づくりではなくて、先ほどもちょっと述べましたが、やはり体が健康であるために、それに対して知識が生まれて人吉市のためにも、また企業のためにも、先ほど言ったように10歳の子が健康でしっかり勉強していただいて、都会に行って大学行って知識を学んで人吉市に帰ってきて、人吉でまた人吉のために頑張っていただくというのが、教育の原点だろうと思います。

私の好きな方に、これは書道をされる先生なんですけど、この人が書いておられるのに、「郷土の光は教育をもって輝く」というような言葉があります。これはやはり小学生からしっかりした教育理念を持った教育現場が、子供たちにその教育というのを教えることによってすばらしい人間が生まれ、また人吉に対して光を放ってくれるというようなことで、きのうから質問の中に、1番議員の立山議員のほうでは市長の公正・公明があります。またその後、（「福屋議員、質問を」と呼ぶ者あり）これは質問にかわります。そういうのがあります。豊永議員たちが言われた学校支援のとも一緒です。やはり学校教育がどうあるべきか

ということで、こういう問題を取り上げるときに、教育長にしろ田中市長にしろ、学校教育のあり方をどのように考えておられるのかというのをここで尋ねて、それでまた一般質問に帰っていくということです。堀教育長は学校教育のこういうあり方というのを、教育についてどのようなお考えを持っておられますか。それと市長、同じようにお尋ねをします。

○教育長（堀 秀行君） 教育論というのは大変難しゅうございまして、教育言論という、そういう面で教育を論ずるということでは、その教育の考え方は学者の数だけあるというふうに言われておりますし、また学校教育についてもそういう側面があるかと存じているところでございます。

しかし、福屋議員におかれる質問の趣旨というのは、そういう言論を述べよということではなかろうというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

教育というのは教育だけで純粋に成り立つものではないという基本的な私の考えがございます。就任した当時のインタビューとか、あるいは職員へのごあいさつの中でまず最初に述べたのは、教育の理念とか考え方というのは、やはり大もとの憲法や教育基本法に示されているんだと。それにのっとった教育を展開しなければならない。あるいは学校教育を展開しなければならないというふうに、そういう基本スタンスが私にはございます。そういう意味で、あいさつなりインタビューなりで述べたところでございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、純粋に教育だけで成り立つという、あるいはそれだけでとらえていくというのは、僕は不十分ではないかなというふうに思っておりますので、例えば人吉市という地域、人吉市民というかかわりの中での教育、そして教育展開ということではなければならないんじゃないかなという信念を持っているところです。これは私が社会教育を進めてきた経験も、この背景にはあるのかもしれませんが。

そうしたことが、市長が教職経験のない私を教育委員として御推薦していただいたという一定の意図と意義がそこにはあるんじゃないかというふうに、私は感じ取っているわけでございます。市長は市長としての別の思いもあるかもしれません。私はそういうふうに受け取っております。

そうであるならば、市の教育委員会職員として長く仕事をさせていただいた私としては少しはお役に立つんじゃないかという思いで、市長の要請をお引き受けした次第でございます。

教育の世界では、よく不易と流行ということが言われます。教育というのは、決して時代が変わっても変えてもいけないものを大事にしていかなくちゃいけないんじゃないかという考え方が不易でございます。流行というのは、時代はやはり推移するんだと。その推移の中で教育が変化を機敏にとらえて、変化が求めるものに応ずる教育というのをしなければならないというようなことで、そういう言葉が使われているというふうに私は理解しております。

また、一般的に教育は知・徳・体というような、それを育むことだというふうにも言われているところでございます。知というのは、学力であったり知識であったり知恵であったり。

それから、徳というのは豊かな心であったり、他人をいたわる心であったりというようなことであるというふうに考えておりますし、最後の体というのは、やはり健康でたくましい体、先ほど議員がおっしゃったように、健康な体にこそすばらしい精神が宿るんだというような思いも、この中で含まれているだろうと私は解釈しておりますし、そういう意味でもスポーツ振興は大事なことだということにとらえているところでございます。

私も現役時代に第3次総合計画、いわゆる物語都市ひとよしの構想でつくられた総合計画でございますけれども、それに携わらせていただきました。当時、監査委員の指導を受けながら、この計画作成に携わったわけでございます。その中にこういう言葉がございます。

「愛情や誇り、自信に満ちた人吉づくりと市民の育成を図る」ということが、そういう趣旨で書かれておるところでございます。愛情というのは、先ほどの知・徳・体との重複もあるのかもしれませんが、自体の温かい心、思いやりのある市民や地域、市民をつくると。それから、ただ強さでなくて弱さも十分自分の中に自覚しながら人間と接するという愛情、そういうものも大事じゃないかなということが、この中に含まれているというふうに解釈しておりますし、誇り、地域の伝統と文化を尊重して自主的、自発的に地域づくりに貢献する市民、そういうことの中で、やはり誇りを持つ人間が育成されるんじゃないかというふうに考えているところでございます。自信、生き抜く力、困難にも耐える力を持った市民、その育成というのは大事ではないかと。そういう意味で、その中でこそやっぱり自信が生まれていくんだというふうに思っております。

非常に雑駁な教育及び教育行政に対する考え方しか述べられませんが、今後、教育長として経験を踏む中で、一層勉強に励んで自分の中に教育論を確立していきたいと存じているところでございます。

以上でございます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

6月議会でも、山下議員、下田代議員に教育に関する考え方を申し述べておりますが、きょうは別の視点から考えを申し上げたいと存じます。

子供たちは社会の鏡であるという言葉のように、子供たちを取り巻く状況は、さまざまな意味で現在は複雑化しております。家庭でも地域でも学校現場でも、辛い思いや苦しい思いをしている子供たちがたくさんいる。そういう紛れもない現実がございます。それをあらわしているのが、さまざまな社会的な事件や事故を通してあらわれているわけでございますが、このことが何よりも私たちの心を締めつけているというふうに私は感じております。

私は、これまで教育というものが国の基であるということを知識として理解するはるか以前より、つまり私が子供の時代のときから、この教育といったものが特別なものであること、教育が温かい教師たちにより施されていることにより、またそのかわりが子供たちの人生さえも決定づける力を歴然として持っていること。また、教育は人々の人生にとって最も尊

い愛であることを、数人の恩師を通して感じておったところでございます。

私の人生を振り返ってみますと、PTA活動に身を粉にして全力投球したことや、市長という公職を志した大きな理由の一つとして、この恩師の先生方や社会に対する報恩といった気持ちが常に働いていたと、改めて認識しているところでございます。

市政をお預かりすることになってから、現代社会のさまざまな実態や市民の皆様を取り巻く具体的な問題課題に直面することになったわけですが、そのひずみの多くは、子供たちを初め社会の弱い部分にあらわれ、多くの市民を苦しめていることを目の当たりにして、このような状況ではいけないということを日々痛感しているところでございます。

そして、それは申すまでもなく、家庭や学校現場にも押し寄せている問題でもございます。こういった社会的弱者を取り巻く諸問題が、地域、家庭、学校現場に存在しており、何の罪もない子供たちを孤独にしている現状がでございます。適切な言葉は見つかりませんが、これらが市民の個人的な問題として距離を置く状況ではなく、行政的な痛み、行政が担うべき社会的責任としてとらまえていかなければならないと強く思っているところでございます。

生きていく力、希望を育むのが教育であれば、生まれてきてよかったと思える社会をつくるのが行政の最大の一つのテーマであると信じております。そのためにも、さらに複雑さを増すこの社会の中で、行政や教育委員会という組織が、子供たちの心をしっかりと見つめ、子供たちの夢やけなげな努力に光を当てていくような教育行政の中心であってほしいと考えているところでございます。

また、私自身も子供たちのために寝食を忘れて奉職されている先生方や、大変厳しい社会情勢の中で子育てをなされている保護者の皆様の最大の理解者であり最大の支援者でなければならない、そうあり続けなければならないと決意しているところでございます。

かの評論家が「政治家は職業ではない。生き方だ」と言ったように、3,000人の人吉の子供たちの背中を輝かしい未来や夢に向かってそっと押し出すことができるようなふるさと、人吉であり続けたいと願っておるところでございます。

この決意のもと、学力、体力、そして福屋議員が御指摘になりました、それらをあわせ持った、特に人間力を磨くことの重要性を強く認識いたしてまいりたいと思っておりますし、その人間力を高める環境の充実に力を注いでまいりたいと思っております。

新潟長岡藩の小林虎三郎が、米百俵を送られたとき、それを領国民に配るのではなく、未来の長岡を担う指定を育てるために活用したことは有名な話となっておりますが、本市といえども、これからさまざまな方々と議論を重ねながら、本市の子供たちのために何ができるかと、しっかりと目的を踏まえ、目標を立て実施していかなければならないと存じております。

ことは残念ながら新型インフルエンザの影響で実施することはできませんでしたが、人吉の子供たちの未来のために、水平線、地平線を広げてあげることでできるポルトガルアブ

ランテシュ市との青少年交流事業は、米百俵の逸話からも大変有意義な施策であると言える
と存じております。

子供なくして未来なし。すべての子供たちに未来と夢と希望を、それを教育の根本として、
スポーツ振興を含めたあらゆる人材育成に機会をとらまえて、社会全体で力を注いでまいり
たいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ありがとうございます。議長にとめられたのに、なぜ続けたかとい
うのは、やはり私がきょう出した総合グラウンド、それとかナイター設備とか、こういう
問題はこれはスポーツだけの問題ではなくて、教育者また市長がどのような考えを持っている
かによって、これがどの方向に進んでいくかというのをお聞きしたいということで、どの
ような考えを持っておられるのかということでお尋ねをいたしました。

お二人ともただ精神的なものだけではなくて、教育の中でスポーツのことも見ていただく、
施設のことも考えていただくということで、簡単に言えばそういうことなんですけど、その
言葉をいただきましたので、今後スポーツ広場についても、それとか一中の地域のことに
ついて、しっかりとした議論をしながら進めていっていただければと思いますので、どうぞ
よろしくお願い申し上げます。

これで終わります。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって
散会とします。

午後3時8分 散会

平成21年 9 月第 6 回人吉市議会定例会会議録（第 4 号）

平成21年 9 月10日 木曜日

1. 議事日程第 4 号

平成21年 9 月10日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議第70号 | 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 | 議第71号 | 平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議第72号 | 平成21年度人吉市カルチャーバレス特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議第73号 | 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議第74号 | 平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議第75号 | 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議第76号 | 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議第77号 | 平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議第78号 | 平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第10 | 議第79号 | 平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第80号 | 平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議第81号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第82号 | 人吉市行財政経営検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第14 | 議第83号 | 人吉市補助金審査委員会設置条例の制定について |
| 日程第15 | 議第84号 | 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議第85号 | 特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第86号 | 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第87号 | 損害の賠償について |
| 日程第19 | 議第88号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 議第89号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第21 | 諮第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第22 | 諮第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第23 | 諮第 3 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第24 | 諮第 4 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第25 | 一般質問 | |

1. 松 岡 隼 人 君

2. 西 信八郎 君

3. 三 倉 美千子 君

4. 仲 村 勝 治 君

日程第26 委員会付託

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
- ・ 委員会付託

=====

3. 出席議員（19名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員（1名）

8 番 松 田 茂 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 中 信 孝 君

副市長	林 健 善 君
監査委員	篠 崎 國 博 君
教育委員長	大 園 武 義 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市長公室長	荒 卷 通 君
総務部長	深 水 雄 二 君
市民部長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総務部次長	坂 崎 博 憲 君
市民部次長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農事務局長	靄 崎 晴 美 君
監査委員 監事務局長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君

庶務係長
書記

山本繁美君
和泉龍二君

=====

午前10時 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、8番議員からの欠席の届け出がっておりますのでよろしくお願いいたします。議事に入ります。

今日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員の松岡隼人でございます。衆議院議員総選挙も終わり、国政の間では慌ただしさを増しているのとは対照的に、この地域では静かに、そして、少しずつ秋の足音が聞こえてまいりました。インフルエンザや景気低迷などへの不安は消えませんが、皆さんとともに10月のおくんち祭を盛り上げ、不安を吹き飛ばし、そのまま明るい話題が飛び交うような社会へ進んでいくように努力を重ねてまいりたい、そのように思っております。

今回、私は4点通告をいたしております。一つ目に危機管理、情報系システムにおける危機管理体制について、二つ目に入札、人吉市公告第80号人吉市地域情報通信基盤整備推進事業で整備を行うブロードバンド施設の運営（設計・施工監理・サービス提供等）について、三つ目に学校教育、特別支援教育支援員について、四つ目に市民の声より、麓町矢黒線舗装修繕工事についてであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

情報系システムにおける危機管理体制について、人吉市の情報システムは、基幹系システムと情報系システムの2系統が存在します。基幹系システムとは、いわゆる電算と言われるもので、本庁3階にホストコンピューターがあり、住民情報システムや税情報システム等の窓口事務や財務会計システム等の内部事務をサポートするシステムで、本市の窓口業務の根幹をなしております。取り扱うデータとして、市民の住民記録情報や税情報、国保情報、介護保険情報等個人情報があります。

情報系システムとは、市内部で情報共有のためのグループウェアや電子メール、インターネットを利用できるシステムです。グループウェアや地域イントラネット使用時のサーバは本庁3階に設置してございますが、電子メールやインターネット使用時の情報系のネットワークの管理に関しては、広域行政IXに外部委託、つまりアウトソーシングされております。

す。導入経緯といたしましては、平成14年12月から1係1台の割合でパソコン端末が配備され、グループウェアシステムが導入されました。その後、電子自治体の基盤を構築し、高度情報社会に対応した質の高い行政サービスの提供及び教育の充実を図ることを目的に、国の補助事業で地域イントラネット基盤施設整備事業が行われ、平成15年5月には各課1台のホームページ作成用端末を配備し、現在330台のパソコンがネットワークで接続されております。情報システムは2系統ありますが、今回は情報系システムの中の、特に、情報系のネットワークについて御質問いたします。

現在、情報系のネットワークは、広域行政 I Xに外部委託されておりますが、外部委託のメリットといたしまして、保守・管理に人手がかからないということが上げられると思います。保守・管理には、専門的な技術が必要とされるため、少人数の職員での対応を考慮すると少なからず恩恵を受けていると思います。デメリットといたしまして、外部委託ということで、運用の中身が見えないという点が上げられます。市の職員が、その場に常駐しているわけではないので、透明性と安全性という部分で疑問が残ります。

例えば、メールを例に挙げてわかりやすく言いますと、私書箱が委託先にございます。その箱のかぎは、市と委託先が持っているわけです。技術的には両方とも私書箱をあけることは可能です。また、昨今の情報漏えいに関する事件を見てみてわかりますように、どんなに注意をしても運用ミスで情報漏えいが後を絶たないという事実もございます。もう一つのデメリットといたしましては、契約方法が随意契約であるということです。基幹系システムではリース契約を行っているため、更新時期には競争ができるような状況ですが、情報系のネットワークに関しては、外部委託について、今のところ競争は行われていないと思います。全国的にも、このような外部委託方式を全面的に採用しているところは珍しいようです。

基幹系システムと同様に、情報系のネットワークに関しても委託先にすべてを任せるのではなく、市職員の目が届くような管理のもと、自庁導入にて運用を行うということも危機管理上必要ではないかと考えます。外部委託業者に任せっぱなしで、万が一の場合は、責任の所在が不明確という事態に陥らないように万全の体制で配慮していただきたいと思っております。今後の管理運営方法について、自庁導入という方向性も含め本市の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（深水雄二君） おはようございます。松岡議員の御質問にお答えします。

まず、情報系ネットワークの現状について御説明させていただきます。現在、本市におきましては、市役所本庁舎を中心といたしまして、別館など出先機関、公民館、小中学校など24カ所を光ファイバーでネットワーク化いたしまして、情報系システムの回線として活用いたしております。現在の光ファイバーによる情報系ネットワーク回線は、平成15年に地域イントラネット基盤施設整備事業を行う際に整備いたしましたものでございまして、光ファイバー回線を単独で構築するか、借り上げとするかとの議論がなされ、選定委員会により熱心な議

論によりまして借り上げ業者を決定しているということでございます。

ネットワークの管理業務につきましては、24時間の運用管理体制が整っているという理由から、また障害発生時に早急な対応ができるなどの理由により随意契約により外部委託を行っておりますが、今日まで大きなセキュリティーに関する事故等は発生しておりません。懸念されておられます情報漏えいなどの危機管理につきましては、委託先が電気通信事業者であることから、電気通信事業法において通信の秘密を侵した場合の罰則規定もございまして、その第179条には電気通信事業に従事する者が取り扱い中にかかる通信の秘密を侵した場合、3年以下の懲役、または200万円以下の罰金に処するという非常に厳しい規定がございまして、さらに、委託契約書の中でも、秘密の保持や善良な管理者の注意義務を怠った場合の損害賠償規定も定めているところでございます。

そこで、ネットワーク管理を自庁舎、市の庁舎に導入してはどうかとの御質問についてでございますが、市の庁舎に通信を制御するための機器を導入いたしますと、先ほど議員もおっしゃいましたようにネットワークの高度な専門的技術を有する職員も必要となり、機器を導入した際のメンテナンスや障害対応など、職員の労力も多大なものになることは十分予測できるところでございます。

また、厳しい財政状況の中、アウトソーシング、いわゆる外部委託を進めている状況にありまして、市の庁舎においてネットワークを管理することは、急速な技術革新が行われている分野でもあり、かなり困難を伴うのではと考えているところでございます。

このようなことから、現在、広域行政ⅠⅩにネットワークを外部委託しているところでございますが、人吉球磨全部の市町村で共同化を行っております。共通部分を共有化していることにより、人吉市単独で委託するより経費も節減できているというところでございまして、今後も情報系システムのネットワークに関しましては、外部委託による管理を続けていく考えを持っているところでございます。

しかしながら、この分野での技術革新は目覚ましいものがあります。これからも他市の状況、また先進地の状況も参考にしながら、時代の変化におくれることなく、調査などをさらに進めてまいりたいと存じます。

また、大事なセキュリティー強化のための取り組みもあわせて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 第4次人吉市行政改革大綱、人吉市行政経営戦術計画書にも、庁内OAシステムのホスティングサービスの導入を初めとするアウトソーシング、外部委託の活用とOA機器等の運用見直しなどにより経費削減を図るとともに、OAシステムの最適化を図ると示されております。答弁の中にも、アウトソーシングをすることが経費削減につなが

るとありましたが、果たして、外部委託が経費削減につながるものなのか、先ほどの答弁のとおり今後試算や他市町村などとの比較、検討を重ねるなどして、コストパフォーマンスと安全性の高いネットワークの運営を行っていただきますようお願いいたしまして1回目の質問を終わります。

続きまして、入札に関しまして、人吉市公告第80号人吉市地域情報通信基盤整備推進事業で整備を行うブロードバンド施設の運営（設計・施工監理・サービス提供等）について質問いたします。

田中市長はマニフェストの中で、次に行う重要施策の第1番目に入札制度改革を情報公開を示されております。また、今議会においても入札に関して言及されており、公明、公正、公平な市政運営を進めていくための覚悟が伺えて、私もその思いに関しては同調いたしております。

国政の場合は、民主党が政権をとり、補正予算や来年度当初予算の組み替え、見直しをやるというふうに報道されております。国から地方への補助に関しても先行きは不透明な状況です。

現在、人吉市の中心部においては、光ブロードバンドサービスが提供されておりますが、市南部の一部では採算が合わないなどの理由から、通信事業者による光ブロードバンドサービスが進んでいない状況です。これらの地域は、地上デジタル放送の難視聴世帯も多く存在し、また、その一部においては、携帯電話の不感エリアでもあります。今回、国の経済危機対策公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金を用いて大畑地区、大塚地区、鹿目地区においてブロードバンドゼロ地域の解消のために公設民営方式による光ブロードバンド施設整備を、また地上デジタル難視聴世帯解消のために、公設公営方式による光ファイバー網を活用した施設整備を、そして、東大塚町桑木津留地区及び鹿目地区に関しましては、携帯電話不感エリア解消のために携帯電話基地局整備に伴う伝送路整備が行われます。

この公告への参加申込書類の提出期間は、平成21年8月19日から平成21年8月25日まで、ただし土日、休日は除くと、また、提案書の提出期間も、平成21年8月26日から平成21年9月2日まで、こちらも土曜日、日曜日、休日は除く、までとなっております。現在、人吉市議会では、私が最年少でございます。ICT関係は目に見えにくく、なかなかわかりづらいものではありますが、今回に関しましては、一番の若手として義務感を持って費用対効果を考えながら入札制度の中身を検証したいと思っております。

まず、この事業に関しましては大賛成でございます。しかし、公募型プロポーザル方式の内容については、私と考えを異にしております。今回、設計、施工監理、サービス提供を一括して発注をされましたが、私は、調査、基本設計、実施設計、工事施工、サービス提供、保守、運用という順序で事業を進め、かつ調査、基本設計を一くくりにして発注、次に、実施設計を発注、そして、工事施工を発注、最後にサービス提供、保守、運用、発注というふ

うに細分化して発注するべきだったのではないかと考えております。発注を細分化することで、その場その場で競争の原理が働き、事業の内容も明確になります。

昨日、笹山議員も議案質疑の中で入札についてお尋ねをされておりましたが、このような御時勢ですので、特に、行政が工事を発注するに当たっては、門を狭めて入札参加者を限定するのではなく、できるだけたくさんの業者に入札に参加できるチャンスを与えることが必要だと思っております。設計、施工監理、サービス提供を一括して発注された理由をお尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。お答えします。

一般的な工事等の発注、契約等に関しましては、議員御指摘のとおり、それぞれに行うのが原則であり、また必然的でもございます。しかしながら、今回実施いたしました手法につきましては、通信事業という特異性から、どういうサービスを提供するかによって設計、仕様書等がかわってくるため、設計、施工等を実施した後に運営業者を選定しようとした場合、条件が合わない等の理由で応募がないという状況に陥る可能性もあります。また、運営業者のノウハウを生かし切れず、質の悪いサービスを住民に提供しなければならないという事態が発生する可能性もあります。したがって、まず運営事業者を選定し、その事業者に設計及び施工監理を任せるというやり方が全国的にも一般的のようでございます。

ただし、施工に関しましては、実施設計書があれば運営事業者でなくても行えるために、競争の原理原則から、競争入札を実施する予定といたしております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今答弁をいただきました。だから、まずは運営事業者を決めようではなく、しっかりとした調査や設計を行い、事業の大枠を決めようという手順が普通ではないかと私は考えております。

先ほども申しましたように、調査、基本設計、実施設計、工事施工、サービス提供、保守、運用という順序で進めるのが妥当であり、それを個々において入札で決定されるべきだと思います。

また、通信事業という特異性から、どういうサービスを提供するかによって、設計、仕様等がかわってくるという答弁がございましたが、仮にそうであれば、整備当初の運営事業者仕様になっている施設を未来永劫、その運営事業者に任せていくということなののでしょうか。

契約に関しては、IRU契約を行うとされております。これは、関係当事者すべての合意がない限りは破棄することや終了させることができない回線使用権のことで破棄しえない使用権、すなわち、長期契約を結ぶということです。

契約の方法としては、事業の特異性から長期契約もやむなしと思いますが、制度が従来の10年以上契約から、1年から10年未満更新条件つきですが、と条件がかわったことは注目す

べきところだと思っております。

大事なことは、例えば、10年後、現在の運営事業者以外の事業者がチャレンジできる施設整備や環境をつくっておくということです。運営事業者固有の環境であるならば、新規参入は厳しく、競争の機会の拡大にはつながりません。今回の施設整備については、運営事業者固有の整備となっているのか、また、例えば、10年後、今回契約する予定の業者以外の業者が新規に参入することは可能なのかお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

一定期間の契約終了後、新たに契約をするに際して、それまでと違った事業者が参入できる状況にあるのかという御質問でございますが、この点に関しましては他の事業者が契約の相手方となった場合、ネットワークの再構築とともに、通信事業者の所有である終端装置、ONUといいますけれども、の取りかえが発生するとともに、利用者側の新たな契約等の負担の発生も考えられるところでございます。

市といたしましては、公設民営によるブロードバンドのサービス提供、保守、運用等に当たっては、まずもって住民の利便性の確保を図っていかなければならないと考えているところでございます。よって、住民に新たな負担が発生しないよう配慮していくことが必要でございます。

したがって、このような状況に御理解をいただき、積極的に事業への参画を希望される事業者があれば新規参入は十分可能かと存じますが、IRU契約を締結するに当たっては、電気通信主任技術者の選任が2人以上必要となりますので、それを満たす事業者でなければなりません。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 入札制度改革におきましては、何も土木工事だけではなく、一般的な発注にも目を向けなければならないというふうに思っております。今の答弁では、住民の利便性を最重要点というふうに考えて計画をされておりますが、私は市民側から、納税者側からの視点で質問を行ってまいりました。利用者への配慮も必要ですが、同時に納税者のことも考えていただきたいというふうに思っております。

私と執行部との考え方は一致しませんが、人吉市の将来において夢のある事業だけに、しっかりと選定方法、決定機関を踏まえ、多くの比較検討をされる必要があったのではないかとこのように考えます。

今事業は国の補助で進められますが、保守、管理などについては、人吉市民の税金が、これから使われてまいります。今後、多くの事業者に参入の機会を与えるべき事業になりますことを祈念いたしまして、一般質問を終わります。この項目についての質問を終わります。失礼しました。

続きまして、学校教育から、特別支援教育支援員について質問をいたします。

特別支援教育支援員を増員してほしいというのが私のこの問題の趣旨でしたが、一昨日、川野議員、豊永議員が同じ内容の質問をされました。教育現場からそして議員から特別支援教育支援員の継続、または増員の希望が上がっております。私も現場を拝見いたしまして、同様の思いを持っております。昨日は、市長、教育長から、教育はこの国の礎だ、いつの時代も教育は最優先だなどと、教育に対しての熱い思いをお聞きし、この問題は早期に解決するだろうと確信しております。特別支援教育支援員の増員もさることながら、発達障害への適切な対応も重ねてお願いいたしまして、この質問に関しましては、この要望をもちまして一般質問にかえさせていただきます。

それでは、最後に市民の声より、麓町矢黒線舗装修繕工事について質問をいたします。

現在、矢黒町、老神町、新町周辺の有志が、地元をもっと知りたいとの思いで武家蔵で一般市民を対象に地元の歴史勉強会を開催されたり、自分のまちをもっとよくしたいとの思いで、景観についての勉強会をされたりと、地元を磨き上げるために積極的な活動を頻繁に行われております。

そのような士気の高い方が多数おられる地域で、今回麓町矢黒線舗装修繕工事が予定されております。皆さんも御承知のとおり、この路線に関しましては、ひび割れや凹凸があり、車の運転をするときなど、相当な振動が伝わってまいります。人吉市の担当課におかれましては、この道だけに限らず、市民からのさまざまな要望に対しても迅速丁寧に対応していただき大変感謝をされていることだというふうに思っております。

このように、行政も市民も一生懸命に努力しておられるところですが、少々欲を言いますと、その思い、方向性が合致すれば、さらにいいまちづくりができるであろうというふうに思っております。せっかく工事を行われますので、市長がいつもおっしゃっております観光という面も意識し、周辺の景観がさらに引き立つような工事をしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

本路線は、市道麓町矢黒線であり、都市計画道路麓矢黒線でございまして、市役所、総合病院、中学校を初めとして公共施設が集中しておりまして、交通量が多い道路でございます。今回、人吉橋の補強、補修工事に伴いまして、橋の通行が規制されますので、この道路が迂回路となってまいります。しかし、議員御指摘のとおり、路面がでこぼこしているなど、損傷が激しい状況でございますので、人吉橋の交通規制を行います前に、永国寺前から堤温泉前の区間約260メートルにつきまして、応急的に路面の復旧工事を行うものでございます。

この道路につきましては、都市計画道路でもございますので、本格的な整備を行いますときには、地元の皆様に御相談しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1 番。

○1 番（松岡隼人君） 人吉橋通行どめに伴い、車両の往来が増加するので応急的に復旧をするという答弁であったと思いますが、今回は修繕であり、道路整備は、今後地元と相談しながら進めていくという内容の答弁でした。

今回の修繕が道路整備という形で行われれば二度手間にもならず地域住民を初め市民の方にも大変喜ばれたのではないかなというふうに思っております。工事はもう進み始めております。今後さまざまな工事を行われると思いますが、住民の意見や周辺的环境に配慮しながら実施していただきたいというふうに思っております。

また、麓町矢黒線におきましては、早い時期に道路整備をしていただきますよう強く要望いたしまして、一般質問を終わります。（「議長、7 番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7 番。

○7 番（西信八郎君）（登壇） おはようございます。7 番議員の西信八郎でございます。

昨日は、松田議員が急に体調を崩され欠席ということで心配をしましたが、二、三日の休養で済むということで一安心しました。早く元気になられ議場において松田節をまた聞かせていただきたいと思っております。

通告に従いまして一般質問をいたします。

内容は、農業関係としまして農地法改正に伴う質問、次に、教育関係としまして、シティズンシップ教育について、小児メタボについて、最後に、市民の声からということで、ブロードバンドゼロ地域解消事業及び地デジ難視聴地域解消事業の整備スケジュールについての4点であります。

それでは、農業関係から質問に入らせていただきます。

農地法等改正法が平成21年6月17日、参議院本会議で可決、成立し、6月24日公布されたことにより、これから起算して6カ月以内を超えない範囲で施行ということですので、年内施行が確実にになりました。今回の改正には、農地をめぐるおおむね五つの状況が背景になるのではないかと思います。その五つを上げますと、一つに、農地面積の状況として、農地は農用地開発や干拓などで昭和36年以降約105万ヘクタール拡張されましたが、一方で、住宅、道路用地等への転用など、同じ期間での改廃が250万ヘクタールに達したため、我が国の農地面積はピーク時の609万ヘクタールの約7割の水準である463万ヘクタールに減少しました。その一方で、耕作放棄地は38.6万ヘクタールまで上昇しております。

2に、農業従事者の年齢構成の推移についてであります。我が国の農業、農村は高齢化に直面しており、このままでは持続すら危うい状況にあると思っております。平成7年期間的農業従事者は256万人、平均年齢は59.6歳、平成20年期間的農業従事者数は197万人、平均年齢は平成19年で64.6歳となっています。

3に、農地の流動化と担い手の農地の利用集積の状況についてであります。農地の流動化

は、貸借を中心に進んでいますが、担い手の農地の利用集積面積は約4割にとどまっています。全農地面積の7割ないし8割程度が担い手に集積するという望ましい姿を達成するには、利用集積の一層の加速化が必要となります。

4に、経営規模の拡大と農地面的集積の状況についてであります。担い手の農地利用集積が十分に進んでいないことから、担い手の規模拡大のテンポも緩やかで不十分であります。また、経営規模は拡大しても農地が分散しているため、非効率となっています。

5に、農地価格の上昇についてであります。純農業地域の農地価格を見ると、近年下落傾向にあるものの、都市近郊では10アール当たり、田では約150万円、畑では約100万円の水準であり、こうした農地を購入した場合、作物の収入で農地の投資額を回収するためには約80年が必要となります。一方、市街化区域内の農地の価格は、純農業地域の農地価格と比べて数十倍の水準にあります。このようなことが背景になって農地法等の一部改正が行われたと思いますが、その改正のポイントについて、あわせて農地法の概要について質問をいたします。

○農業委員会事務局長（靄崎晴美君） おはようございます。それでは、西議員の1回目の御質問にお答えいたします。

農地法改正の概要につきましての御質問でございますが、既に農業新聞等の報道で御存じのことと思います。今般農地法等の一部を改正する法律が、先ほど西議員のほうから申し上げられましたように、平成21年6月17日、第171回国会で成立をいたしております。ここで改正趣旨及び概要の御説明に入ります前に、農地法の目的について、若干御説明申し上げます。

農地につきましては、例えば、工場の敷地等とは異なりまして、それ自体が生産力を持つものであります。農業における基本的な生産基盤でございます。特に、我が国のように国土が狭く、かつその3分の2は森林が占めるという自然条件の中で、食料の安定的な供給を図るためには優良な農地を確保するとともに、それを最大限効率的に利用する必要がございます。このような観点から、農地は耕作者の地位の安定と生産力の増進を図ることを目的としております。この農地法の中でよくお聞きになると思いますのが、農地法第3条、これは耕作を目的とした農地の権利移動関係の条項であり、農地法第4条、農地法第5条は、農地を農地以外の目的に供する転用関係の条項等でございます。

近年農業情勢の著しい変化にかんがみ、特に、農業者の高齢化、後継者及び担い手不足等による耕作放棄地等が増加傾向にあります。その一方では、優良農地確保による自給率向上を図ることなどを踏まえ、今般改正の経緯に至ったものと思っております。

そこで改正の趣旨でございますが、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等により、その確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進するとされ

ております。

このことを受けまして、今回の改正の概要でございますが、1点目としまして、農地法の目的、責務規定、2点目に農地の権利移動の規制の見直し、3点目に、農業生産法人要件の見直し、4点目に農地の権利取得後における下限面積要件、5点目に農地の相続等届け出制度の創設、6点目に農地の賃貸借の存続期間、7点目に、農地転用規制の厳格化、8点目に遊休農地対策、9点目に小作地所有制限と未墾地買収の廃止、10点目に国有農地の管理処分、11点目に賃借料情報の提供、従来の標準小作料にかわるものの11項目に及んでおります。

この農地法の改正の施行時期につきましては、現在国のほうで法改正の施行に向けた整備が進められておりまして、年内には施行される見通しのようでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） ただいま農地法の改正ポイントについて11項目上げていただきましたが、この改正を受けて人吉市の農業にどのような影響が出ると考えられますか。

また、農業委員会として対応策をお聞かせいただきたいと思います。

○農業委員会事務局長（霧崎晴美君） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

農地法が改正されたことで、どのような人吉市の農業への影響が考えられるのかとのことでございますが、1回目の御質問に対しましてお答えしました今回改正の11項目の中で、今後お尋ねが多くなることが予想されます2項目について取り上げ、御説明いたしたいと思っております。

まず、農地の権利取得後における下限面積要件についてでございますが、現行の法律では、下限面積の基準については、これまで都道府県知事が別段の面積を設定できることとされておりますが、現場の実態を熟知している農業委員会が設定することになるようでございます。その際の基準は、現行の基準をベースに検討することとなっております。

今回の下限面積の緩和につきましては区域設定が必要となり、平均農業経営規模が小さい地域と担い手が不足している地域とに大別されております。それぞれについて、地域要件とあわせ10アールの整数倍の面積での設定、10アール以上の任意の面積での設定が可能とされております。

このことにつきましては、現在施行令が示されておりましたが、大きな問題であるにとらえておりますので、施行前ではありますが、農業委員会での十分な議論を尽くしていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の標準小作料制度の廃止に伴う賃借料情報の提供についてでございますが、長年農業者の農地の貸し借りの際に、賃借料設定の目安となっておりました制度が廃止になることは農業者の間で戸惑いが出てくるのではと懸念をいたしておるところでございます。この改正内容でございますが、農業委員会が各地域ごとに農地の種類別、圃場整備事業の実

施状況等に区分し、実勢の賃借料の情報を調査し、幅広く提供することとなっております。

御説明いたしました2点につきましては、農業委員会間の共通認識が必要であると思いますので、今後、球磨郡市農業委員会協議会、下球磨農業委員会連絡協議会、球磨郡市農業委員会職員連絡協議会におきまして、市町村間の格差が生じないように、十分な協議と情報交換を行っていきたいと考えております。

また、議員御指摘の改正による本市農業への影響につきましては、施行令等の整備がなされておられませんので予測は難しいのですが、先ほど御説明しましたことも一因と考えられ、またそのほかに農地取得者がふえ、農家数の増加が見込まれ、認定農業者及び担い手への農地集積が難しくなるのではとも思っております。

また、農地の権利取得及び賃借料関係の複雑化、それから、みずから耕作することへの確認方法、集落のまとまりの有無、農業者への周知方法等が考えられるようでございます。

今回の改正に伴いまして、農業委員会としましては、農業振興等の停滞及び農業者等への不利益が生じることがないように、今後農業委員会内での十分な協議とあわせ、関係機関との連携強化を図り、また、地域農業者へは農業委員会の活動を通して、またその一方で、農業委員会だより等の広報紙を活用しながら周知及び普及啓発に努めてまいりたいと思います。

法改正の施行に向け円滑な運活ができるよう、今後さらに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきましたとおり、新たな農地制度の周知徹底にまず取り組まなければならないと思っておりますし、今回の改正で、農業委員会が担う許認可などの事務は質量ともに増大すると思われます。

新しい農地制度が農業、農村の現場で、透明性、公正、公平性をもって適正に運用されるためには、客観的かつ具体的な判断基準の明確化など、万全な対策こそ重要だと思います。新制度が現場で円滑に運用され、目的を達成するためには、農業委員一人一人がおのずからの役割をしっかりと受けとめられ、全力で対応されることはもちろん、市を初め関係機関、団体の真摯な取り組み、一層の奮起が必要だと思います。

また、御答弁にありました遊休農地対策などは、水田フル活用対策や平成21年から25年度行われます耕作放棄地利用緊急対策といった農業振興策とも関連してくると思いますが、経済部長に質問いたします。

今回の農地法改正が、人吉市の農業振興に与える影響について市はどのような対応をされる予定でしょうか。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

先ほど農業委員会事務局長答弁にありましたように、農業委員会サイドで取り組まれるも

のと平行しまして、農業振興地域内の農地につきましては、担い手の利用集積に支障がないよう管理していきたいというふうに考えております。

また、農地の確保と有効利用の促進といった今回の改正の趣旨から、基盤整備済みのような一部の農地では利用集積が進めやすくなるかと思いますが、全体としては、高齢化、担い手不足といった状況がありますので、本市の農業を維持していくためには担い手の育成、確保が重要であると考えます。

したがいまして、引き続き関係機関と協力しながら認定農業者や集落営農組織も含め担い手育成、確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、法改正や農地制度の見直しについて農家への周知を含め、関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。新しい農地制度が人吉市の農業の発展のため、フルに利活用されますように、農業委員会を初め、関係機関の円滑な取り組みを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、教育関係として、シティズンシップ教育について質問いたします。

グローバル化が進み、価値観が多様化する中で、自分自身の価値観を認識し、社会や地域に自発的にかかわっていくということは、真の国際人としての義務であり、市民一人一人が個性を発揮し、自己表現するとともに社会の意思決定や運営の過程においても、積極的に関係していけるような主体的な市民であることが必要です。しかし、社会のさまざまな仕組みについての知識や、その知識を活用するためのスキルを身につけるために学習の機会は、今までほとんどありませんでした。

こうした中、イギリスで始まったシティズンシップ教育、市民性教育が先進諸国、また最近では日本でも注目されています。地域の大人も含めてのシティズンシップ教育を本市施策や学校教育の場にも導入し、主体的な市民を率先して教育していくことが将来の本市にも必要と思われます。

それではお尋ねします。シティズンシップ教育の概要と本市の取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。西議員の御質問にお答えいたします。

実を申しますとシティズンシップ教育というのは、私は初めてこのたび知ったわけでございます。早速インターネットで検索してみますと、確かに英国でまず始められた教育であるということを確認させていただきました。そういう機会を与えていただいたことに、まず西議員に感謝を申し上げたいと思います。

お答えいたします。シティズンシップとは、日本語では、市民性と訳されるようでござい

ますが、シティズンシップ教育は、国の経済産業省が平成18年に提案したものでございます。平成18年3月に、同省からシティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書が出されております。それによりますと、多様な価値観や文化で構成される社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的にかかわろうとする資質をはぐくむ教育とあります。

つまり、急速に変革する社会の一員として、個人が自分を守り、自己実現できる能力と地域や社会での課題を見つけ、さらによりよい社会づくりにかかわるために必要な能力を身につける教育であろうかと存じます。

具体的には、金融、税金に関する学習、職場体験、模擬選挙、模擬裁判などが提案されています。

本市の取り組み状況でございますが、現在のところシティズンシップ教育については他の教育活動のように、意図的、体系的に行ってはおりませんが、各学校の教育活動の取り組みの中で重なる部分が多々あるように思われます。

例えば、各中学校では、総合的な学習の時間で職場体験を実施しておるところでございます。その他、生徒会役員選挙の実施、明るい選挙啓発作品への応募、租税教育への取り組みなどなどがございます。

学校には、生きる力をはぐくむという大きな目標がございます。生きる力とは、一つに、いかに社会が変化しようとして自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、二つは、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、三つは、たくましく生きるための健康や体力の以上3点でございますが、この生きる力を育てていくことがシティズンシップ教育につながるものと考えるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。シティズンシップ教育には、いろいろな社会体験型の学習がなされているようであります。去る8月30日、衆議院選挙が実施されました。選挙のたびごとに若者の選挙離れが問題になります。そこで、若者の投票率向上策として、シティズンシップ教育での未成年者模擬選挙の実施について質問します。

岡山県の中学校で、模擬衆議院選挙が行われました。22人の生徒が選挙管理委員会役や政党候補者役をし、投票は3年生全員が体験しました。国政選挙を実際に体験することによって選挙制度を身近なものと感じ、選挙への理解と関心を高めることを目的として実施したそうです。生徒の感想は好評で、将来有権者になったときの投票行動につながる貴重な模擬投票の機会となったと思われまます。

本市でも、子供たちの模擬選挙をさせる取り組みを教育委員会からシティズンシップ教育の一環として各学校に勧められないものでしょうか。御質問いたします。

○教育長（堀 秀行君） この教育に関する2回目の御質問にお答えいたします。

模擬選挙をさせる取り組みをしたらどうかという御質問でございますが、児童生徒が民主主義のあり方、国民の権利と義務、議会の仕組み等を学ぶことは大変重要であると存じます。例えば、議会の仕組み等については、これまで青年会議所の方々を中心にして、模擬市会というようなことも実施されたところでございます。それは、平成16年に中学生を対象として行われて、教室での学習とともに、非常に子供たちにはいい教育であったのではないかと、実践であったのではないかと考えているところでございます。

さきにも申しましたけれども、自分たちの代表を選ぶ選挙としまして、中学校では生徒会役員選挙を生徒は体験しております。この生徒会役員選挙をより本当の選挙に近い形で実施するために、例えば、一部では行われているところですが、市選挙管理委員会から投票箱、記載台等を借用し、会場をつくり、選挙を実施することも考えられますし、実施している学校もあるところでございます。いずれにいたしましても、選挙について小中学校期から身をもって学ぶことは重要なことであると存じます。

御質問の模擬選挙につきましては、シティズンシップ教育の一つとして検討してまいりたいと存じますし、今御指摘のあった、実施している市もあるやに、今お聞きしたところでございますので、そこらあたりの情報を得ながら研究させていただきたいと思います。

また、学校の意見も聞きながら進めるということも大事ではないかなというふうに思いますので、そのような方向で取り組ませていただければありがたいなと思います。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） お答えいただきました。中学校では、生徒会の役員選挙等で行われるというところでございますが、生徒会選挙でありますと、とおる者、落ちる者と身近に感じてシビア性あるわけでございますが、もっと遊び心を含めた中で教育の一環として取り組んでいただければと思うところでございます。

市長にお伺いしますけれども、シティズンシップ教育について、全体的に市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えいたします。

私も初めてシティズンシップ教育という言葉聞いたわけでございます。市民権、これを養成をしていこうではないかと、子供のうちからしっかりと市民権意識というものを、いわゆるシティズン、意識を持ってその将来の郷土、または国を担う子供たちを養成していこうという、多分そういう目的ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

議員御指摘のとおり、いろいろ今お話をお伺いさせていただきながら、さまざまな場面で

そういうことを醸成をしていくということは大変大切であるというふうに思った次第でございます。青年会議所が四、五年前に実施されました子ども市議会というものも、各校区ごとで子供の、また中学生の議員を選出し、実際にここで執行部とやりとりをするというのもおもしろいことかなというふうに、今ふっと思ったところでございます。これから勉強させていただきまして、どのようなシティズンシップ教育が、この地方に適切であるかということの研究してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。いろいろな形でシティズンシップ教育を進めていただきたいと思います。このことを要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、小児メタボについて質問いたします。

現代社会においてメタボリック症候群は、子供たちの間でも深刻な問題となりつつあります。子供の生活習慣病対策は、家族も含めた生活習慣、食事指導がとても大切です。心理的ストレスや不適應などが原因で過食が重なり、肥満という形であられることも少なくないともわかっておりますので、専門機関への紹介、適切なカウンセリングを行うことが必要となります。肥満は小学校高学年から思春期にかけて顕著になってくるといふこともありますので、学校教育とタイアップした食育を充実させていくことが重要だと思います。

睡眠時間の減少と肥満児の増加は、有意の正の相関があるという結果も出ているので、小児の生活時間を修正することにより、肥満の防止にも有効であり、社会全体で小児の生活習慣病対策に取り組む必要があると思いますが、市では、児童生徒の生活習慣病、特に、メタボリック症候群の現状をどのように把握し、対策を行っているのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） 小児メタボの現状と対策についてということの1回目の御質問にお答えしたいと思います。

最近、私は人に会うとよく言われることは、やせたねというふうに言われるところでございます。確かに現役時代よりも五、六キロは減量をしております、努めて減量したつもりでございます。

さて、小児メタボの現状でございますが、学校におきましては、年度初めに健康診断を実施しております。いわゆる、成人のメタボリック症候群の基準とは異なるところでございますが、その結果によりますと、肥満傾向の児童生徒数は、肥満という基準は、標準体重よりプラス20%の子供と、あるいは大人もこの基準に合致するわけですが、小学校では223人、中学校では117人ございます。これは、全児童生徒数の小学校では10.9%、中学校では10.3%に当たります。

一般にメタボリック症候群の予防といたしましては、食事と運動といわれているところで、学校におきましては、体育の授業、部活動、業間体育などで運動をさせることはもちろ

んのことですけれども、養護教諭による定期的な体重測定及び保健指導を実施しております。

さらに、食育の指導におきまして、食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、それをみずから管理していく能力を培うことに力を入れています。昨年度、本市におきましては、人吉市食育推進委員会を設立いたしました。その取り組みとして栄養教諭等がすべての学校を訪問し、授業に参加し、専門的な立場から食育について助言を行っているところでございます。

しかしながら、食育というのは学校だけにお任せするということではないんじゃないかなというふうに思っています。やはり、家庭でもこの食育を進めていくということ、保護者も認識していただければありがたいというふうに思っております。研究授業を行いながら食育の推進については、今後も深めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。先進自治体では、子供の生活習慣病を初期段階で食い止めるために、健康診断の中に血液検査を取り入れ、科学的、医学的分析に基づく健康指導の充実を図っているところがあります。事後指導により確実に成果を上げているようです。本市でもこのような科学的な検査を取り入れて、生活習慣病の早期予防に取り組んではいかがでしょうか、御質問いたします。

○教育長（堀 秀行君） 4回目の御質問に御答弁申し上げます。

幼少期からの予防対策は大変重要であることは議員御指摘のとおりだと存じます。さきにお答えいたしましたこと、特に、メタボリック症候群の予防の啓発は、食育の重要な柱の一つととらえ、推進してまいりたいと存じます。学校では、学校でできることをさらに推進してまいります。肥満解消の取り組みを継続して行うとともに、肥満傾向の児童生徒の保護者へ結果を連絡し、家庭と連携しながら予防に努めていきたいと存じます。

お尋ねの血液検査につきましては、県内では市立病院を有しております熊本市が実施しているようでございます。まず、その実施対象、方法、成果等を詳しく調査させていただきたいと思っております。その中で取り組みを考えていきたいということで御答弁申し上げます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。子供たちの生活習慣病のさらなる健康指導の充実を図るため、科学的な検査を早期に取り組んでいただきますよう強く要望いたしまして、この質問を終わります。

最後に、市民の声から、ブロードバンドゼロ地域解消事業及び地デジ難視聴地域解消事業の整備スケジュールについてであります。

ブロードバンドの整備につきましては、私の地元であります大畑町内会連絡協議会から何

度となく要望が上がり、私も平成20年3月議会において質問をいたしました。それ以来、地道に話を進めてきたところでありましたが、今回、政府の経済危機対策のメニューに織り込まれ、7月8日臨時議会において補正予算として可決いただきました。

政権がかわりましたので、一抹の不安がありますが、予算化され、事業が動き出したということで整備は終わっておりませんが、これまで御努力いただきました皆様に深くお礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

ブロードバンドゼロ地域解消事業及び地デジ難視聴地域解消事業の対象地区はどこで、いつから着工し、いつ完了し、いつから地域住民の方々が利用できるようになるのでしょうか、御質問いたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

具体的な着工時期、完了時期、供用開始等につきましては、実施設計の内容次第ということになるかと存じますが、おおむね年内に着工いたす計画でございまして、来年の9月ごろに完了となるのではないかと考えております。したがって、10月ごろには供用開始ができればというふうに思っております。

また、今後実施設計にも必要となります伝送路の配線や加入見込み等の予備調査として今月からでもニーズ調査を実施してまいりたいと考えております。

一方、住民の皆様への利用料金や工事内容、スケジュール等の具体的な説明会は実施設計後を予定しておりますので、改めまして御案内をさせていただきますが、地域住民の皆様の御協力のほどよろしくお願いしたいと存じます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） 場所、場所は、対象地。

○経済部長（井上修二君） 申しわけありません。対象区域でございますけれども、大畑地区、それから田野、矢岳、鹿目というふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。先ほどの松岡議員の質問と幾分か重なるところがあるかもしれませんが、質問を続けさせていただきます。

それでは、ブロードバンドの利用及び地デジ利用に際しまして、利用者の負担は発生するのでしょうか。発生するのであれば、幾らぐらいになるのでしょうか、質問いたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

まず、ブロードバンドに関しましては、その設置運営を公設民営という方式で予定しております。したがって、既にサービス提供がされております地域と同様、その利用に当たっては工事費等の初期費用や月額の利用料金が当然発生してまいります。ただ通信業者によ

っては、期間限定での工事費等のサービスを行う業者もあるようでございます。

いずれにしても、今回整備される地域で、新たな利用負担が発生しないよう、既にサービス提供されている地域と同等のサービス確保に努めてまいり所存でございます。

一方、地上デジタル放送に関しましては、その設置運営を公設公営方式で予定をいたしております。地上デジタル放送に関する利用者負担につきましては、他の自治体等の動向を踏まえ、現在検討をいたしているところでございまして、ブロードバンドの説明会までには方向性を明確にし、住民の皆様にお示ししてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 御答弁いただきました。未整備地区の方々はまだかまだかと待っておられますので、供用開始をできるだけ早めていただきますよう御努力をお願いいたします。また、この事業につきましては、いろいろな面で協力をしながら不透明なところもありますので、進展状況にあわせて随時質問をさせていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

質問は2項目です。1項目めは学校給食について2点、1点目は給食費の滞納について、2点目は給食費の徴収について、2項目めは、石野公園の障害者用駐車場についてでございます。

1項目めの学校給食については、昨年の12月議会におきまして同じ項目で質問を行っております。給食費につきましては、私に寄せられました保護者からの要望があり質問をいたしましたので、現在も関心をお持ちの方が多くて、給食費の滞納問題、徴収方法はどうなっているのかとのお尋ねがあります。私は今学校給食運営委員会や給食費滞納対策専門部会というところで検討中ということをお答えしておるわけでございますが、そういうわけで今回一般質問を行うことといたしました。

ここで質問をいたします。平成9年度から平成20年度までの12年間について、1、滞納額の計、平成18年度から平成20年度の3カ年間の滞納額、入金額の推移をお尋ねいたします。

2 番目に、人吉市学校給食センター運営規定、給食費の滞納が長期にわたるときは、学校、P T A、給食センター連携のもと適切な措置をとらなければならないとうたっていますが、質問です、適切な措置とはどのような方法かお尋ねいたします。

以上で、1 回目の質問を終わります。

○教育部長（赤池和則君）　こんにちは。お答えします。

平成21年5月31日現在では、平成9年度から平成20年度まで12年間の滞納累計金額は581万509円でございます。滞納額の推移でございますが、平成18年度は141万5,026円、平成19年度は145万8,287円、平成20年度は190万4,042円でございます。年々増加の傾向となっております。滞納分の入金額の推移でございますが、平成18年度は90万5,269円、平成19年度は37万9,244円、平成20年度は57万8,430円となっております。

それから、運営規定によります適切な措置とはというふうなことでございますけれども、学校給食運営委員会には、給食費滞納時における事務処理について要領を定めております。その手順は、1、支払い依頼文及び督促状の発送、2、電話による保護者への入金依頼、3、滞納対策会議の開催、4、自宅訪問、5、小学校、中学校の連携と定めており、これらを学校、P T A、給食センターが連携して行うこととしております。しかし、これではなかなか改善を図る状況ではないことから、滞納対策専門部会を設置して協議を行っております。既に決定した取り組みもございまして、そういうものも今後はこの規定の適切な措置に位置づけられるものであるというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○16番（三倉美千子君）　2 回目の質問に入ります。ただいま累計も教えていただきましたし、結局滞納がある、そして、毎年入金がある、それを差し引いたものが現在滞納額の残だと思っておりますが、かなりあっております。

そこで次の質問に入りますが、給食費の滞納に関しまして、近年会社の倒産、リストラ等で職を失いまして、低所得世帯が増加している状況もあるようです。要保護等は、前年度の所得で決定されるので、なかなか難しい問題もあるという説明もお聞きいたしました。いつも問題に上がりますのは、支払い能力があるにもかかわらず、給食費を支払わない家庭があるとのことですが、という家庭のことが問題にあります。例えば、携帯電話にはお金をかける、子供には高額なゲーム機を与える、家も建て、高級車を乗り回すなど、やっぱり一般の人からの言葉が耳に入ってまいります。給食費を払わないのは、無銭飲食や食べ逃げと同じ、無銭飲食すれば捕まるのに、給食費を払わないのはなぜ罪にならないのか納得できない、おかしいという声もあります。

また、修学旅行のお金を払っていない生徒の分は払った生徒の分から出される、給食費も同じと言われる方もおられます。修学旅行につきましては、近年積み立てのできていない生徒は連れていけないという業者がほとんどだそうです。そのことを保護者に説明いたしまし

て、一括して払われるので滞納はないと言われました。学校が全員修学旅行に連れて行っているという報告もありました。また、転出させたいと父親が言ってきたので、給食費や校金の未払いのことを言いますと、給食を払わんと転出させんとかと強く言われるので、卒業アルバムは渡せないと言ったら、自分が買いますというふうにある校長が言ったら、全納されたという例もあります。

今例を挙げましたように、子供にかかってくると一括してでも支払いをする、できる状況だということになります。このようなことから、給食費の滞納者にはペナルティーを課してもよいのではないかという意見が出ています。

そこで質問いたします。一つは、給食費を滞納した保護者にペナルティー、罰則を課することについてのお考えをお聞かせください。二つ目に、滞納対策会議で検討される対応策にはどのようなものがあるのでしょうか、お聞きします。三つ目ですが、今年7月に教師が生徒と向き合う時間の確保や、生徒が不要なお金を学校へ持ってこないということが主な理由で給食会計も含めた総合会計方式、会計一元化による学校徴収金を口座引き落としして徴収を始めた学校を、あるPTA会長さんと視察に行っていました。保護者にアンケート調査をしたり、詳しく説明を行うなど努力され、現在滞納者はゼロということでありました。先ほど申しましたように、支払いは通帳より引き落とすということです。

ここで質問いたします。このような会計一元化による学校徴収金の納入方法についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○教育長（堀 秀行君） 三倉議員から質問、4点ほどあったかと思いますが、一つ一つお答えしていきたいと存じます。

まず最初に、ペナルティーを課したらどうかという御意見に対して委員会としてどう考えるかということでございました。まず、基本に押さえておかなければならないことは、学校給食というのは、学校教育の活動の一環として行われているということでございますし、もう一つは、その経費については、保護者の給食費で全部賄われていると、給食費はイコール公金というとらえ方ができるかどうかというのは議論のあるところでございまして、そういう視点も置きながら考えていかななくてはならないということをまず申し上げておきたいと思っております。

公平性を保つためにも、何らかのペナルティーは必要であるという意見も、私としても情情的には理解できるわけでございます。しかしながら、児童生徒に影響を及ぼす強硬な徴収方法と同様、給食費滞納保護者に対してペナルティーを課すかどうかということは、そのやり方、内容にもよりますが、いずれにしても慎重に取り組まなければならないと考えているところでございます。

給食費滞納につきましては、現在、学校、PTA及び教育委員会で組織する学校給食運営

委員会、中でも先ほど部長の答弁の中にもありましたように、対策専門部会というのを設けて協議をしていただく、知恵を出し合っていくという手立てをとっているところです。先日も、非常に10時に近い、夜の10時に近い時間まで議論をしていただくというようなことも行ったわけでございます。そういうことで一生懸命徴収努力をしている最中でございますし、対策をどうとったらいいかということも協議しているところでございます。

そういう中、その効果も上がってはきておりますけれども、ペナルティーの問題に踏み込むというのは、やはり先ほど申し上げましたように、慎重に取り組まなければならないと思いますし、ただし、やっぱり一歩、何か前進する方法を考えていかなきゃいけないということはございますので、対策専門部会等とももちろん意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、滞納対策会議で、専門部会で検討される対応策にはどのようなものがあるかということでございます。

本年度に入って、8月20日に開催された給食費滞納対策専門部会におきましては、誠意が見られない給食費滞納保護者、つまり、今議員が御説明していただいた保護者の中にはいらっしゃるわけでございます。必ずしも経済的に困っているからというだけの滞納ではないという現状も見られるわけでございまして、そういう方々に対してより強硬な滞納対策を実施すべきではないかとの意見の中にはあります。どちらかというといのかなという部分もありますけれども、そうした意見を受けて、つい先般先ほど申しましたように、9月1日に開催いたしました滞納対策専門部会、運営委員会、臨時総会及び常任委員会におきまして、給食費の滞納対策として、市内小中学校の全保護者の皆さんに滞納対策を強化した内容の文書を検討して作成していただきました。まず、その文書を全保護者に対して配付することで保護者の意識の喚起を、滞納というのはいかなものかということで、保護者自身が意識するということが大事でございますので、その喚起を図っていきたいというふうに思っております。

この文書では、滞納給食費を納入されなかった場合の手続として、運営委員会から滞納保護者への催告状の送付、運営委員会からの呼び出し、呼び出しに応じない場合は保護者への職場等へ出向いて徴収することもあると、そういったことを3項目記載しておるところでございます。滞納対策会議では今後も会議を随時開催して、給食費徴収の強化についての協議を重ねながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、会計一元化による学校徴収金の納入方法についてどう考えるかということでございます。会計一元化というのは、保護者の皆さんが学校へ納める給食費、PTA会費、教材費、修学旅行費などなど学校で必要とする費用の一部、または全部を一本化にして徴収する方法ということで理解していただければと思います。学校によっては、多様な形態があって、それに近い方法をとっている学校もあるところでございます。

本市の学校では、そのように取り組んでいる学校もございますけれども、修学旅行等、学年により徴収するものが異なりますので、全学年が修学旅行を1年生から納めていくというわけではございませんので、そういった意味での徴収の違いというのもございます。そういうものを認識しながら一元化を採用することによるメリットはどこにあるのか、あるいはデメリットはどこにあるのかということも考えていかなければならないだろうというふうに思っていますけれども、これは、やはり他の経費については学校が直接かかわる部分もあります。したがって、今のところ学校からとりたててそういう一元化について教育委員会に検討してくれというような強い要望はございませんけれども、学校の意見を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

最終的に、一元化導入の判断は、ある意味では各学校、PTAになるかと思しますので、市といたしましても、今後情報を共有し合いながら検討の場を設けて研究し、できることは実践していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

訂正いたします。対策専門会議についての開催期日で9月7日を9月1日と言ったようでございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 御答弁ありがとうございました。会計一元化の徴収によって市内の学校もやっているところがあります。それが小学校3年までやるんですね。というのが、給食以外に納める会費が少ないものですから、それも地域の役員さんたちが持っていくということですね。でも、保護者にすれば、みんな6年生までしてくれたらいいのになというように意見を聞いております。郡のほうでも、中学校でやっているというところはあるということでした。人吉球磨の村ですね、行っているところがあるということです。また、検討していただくということですので、いい方向でいけばいいと思いますけれども。といいますのは、給食費は地域ですけども、あと修学旅行費にしても、PTA会費っていうのは経常費ですけども、持っていくのは、今度袋に持っていくのは生徒なんですよね、かなりの金額になりますので、それを考えるとやっぱり引き落としとか、そういうのが危険じゃないかって、危険じゃないほうがいいなと思うところでございます。

次に、3回目を行います。人吉におきましては、給食費の滞納対策にはいろいろと難しい問題があるようですね。多くの滞納があり多額の欠損を出している現状ですけども、やっぱりつくるほうからすれば、子供においしいものを食べさせたい、ところが滞納が多くなりますと、給食の滞納のために、子供たちにデザートのカットをしなくちゃならない、食材の質を下げなくちゃならない、例えば、デザートの場合は、レバーとかの料理をしたときには、後口にデザートがあつたら、みんな子供たちが食べるということですね。だから、そう

いうのを提供したいっていう栄養士の人の意見もありますし、子供たちが好きなフライドチキンがありますけれども、それも出してあげれないという状況になるっていうことでした。

また、きちんと支払いをされている保護者の方が納得のいく状況にしていかなければならないと思います。結局、結論は、払わない人の分は払った人が補うというふうに、結局はなっているわけですから、やっぱり一般の方が曲解しているわけじゃないなと思いながら、要望としてそれで私取り上げているんですけれども、学校、PTA、給食センターがうまく連携をされて、滞納される保護者には滞納することが義務を果たさず多くの子供たちや保護者に多大な迷惑をかけているということを、やっぱり知らせるべきだし、教育すべきじゃないかなと思います。

そういうことを指導されることを、給食費の滞納については要望しておきたいと思います。

次に、2点目の給食費の滞納につきましては、これで要望で終わりますが、次に2点目の給食費の徴収についてでございます、質問いたします。

昨年12月議会におきまして、集金当番の保護者の方々からの要望といたしまして、口座からの引き落とし、あるいは振り込みができないかとお尋ねがありました。私からは滞納しないできちんと払われる保護者は口座引き落としや口座振り込みができるよう要望しておきました。また、給食申込書を取り、連帯保証人をつけることなどを提案しておりましたが、検討の結果、検討されたかどうかわかりませんが、検討の結果はどうなりましたでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） 検討の結果をということの質問でございます、お答えいたします。

滞納対策専門部会や学校給食運営委員会で検討しましたが、いろいろな意見が出され、まだ一致を見ていないところでございます。学校現場では、教育的配慮も考慮して、慎重に対応すべきであるという意見も多く聞かれました。

先ほど申しましたが、誠意が見られない保護者に対しては運営委員会が直接催告状を出すことや、滞納保護者の呼び出しを行うなどの策を決めさせていただいたところでございます。学校給食運営委員会といたしましては、まずは、先ほども申し上げましたように、市内小中学校の全保護者の皆さんに、滞納対策を強化した内容の文書を配付することが決定しております。

先ほど議員の御指摘のとおり、滞納者の意識の問題もあると思います。これをどうかえていくかという努力もいろいろな方法があると思いますが、研究しながら取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 4回目に入ります。今御答弁いただきましたけど、本当、催促状とか出していただくようになれば、ちゃんと払っている人たちも少しは進んだと思われる

と思いますので、いいじゃないかなと思います。

私も質問するに当たりまして、インターネットでブログですか、あけてみますと、もうかなり滞納についてのものが出てきます。その中に、教育法とか、給食法とかで国の法律とかになれば、義務教育は無償である、だから、給食費も無償であっていいとか、そういうのがあるんですよね。でも、よく調べてみますと、やっぱり給食というのは、材料とか、人材費とかいろいろなもの、施設とかは自治体で持つわけですけども、材料代、食材だけが保護者の負担、ですから、かなり安くできると思いますし、滞納されている方たちには、そういうこともきちっと知らせるべきかなと思うんですよね。

例えば、ほかの学校で2カ月も払わなかったら食べさせないじゃなくて、お金を払わないんだからお弁当を持ってきたさいというところがあって、すごく反響があったものがずっと載っています。本当にぱっと読むだけで198ぐらいあって、次々まだあるんですけども、そういう勘違い、勘違いされている保護者もあるんじゃないかなって、それで払わないで卒業して、結局は食べ逃げって、払う人たちから言われるような状況じゃないかなと思いますので、そこら付近も注意していただければと思います。

それでは、給食費の徴収についてでございますが、私は、今度、きのうからも今度政権が変わるお話が出ました。今月16日には臨時国会が召集されて政権交代が行われるようになっておりますね。

そこで、民主党の各党のマニフェストを見たんですけど、民主党のマニフェストの一つに、中学校卒業まで1人に年間31万2,000円、月額で2万6,000円の子ども手当を支給しますっていうのがありました。これは実際、実施されるのだと思います、皆さん期待されていますのでね。ところが、22年度に関しては半額ですから1万3,000円はあると思いますね、で23、24、25年度の3年間は満額でっていうような計画でなっていますね。そういうのは具体的に上げられていますので、この子ども手当が支給されるようになれば、支給されるときに小学校と中学校に在籍している子供については、支給されるとき、学校給食費を差し引いて、差し引いてっていうのは、委任状とか、いろいろあると思います。例えば、準要保護の方たちなんかも、一応学校に学期1回ですので、来ていただいて、そして、これだけ滞納が、給食費の、校納金の滞納がありますのでそれを差し引かせていただきます、そのためにお金は出ているわけですからね、給食費とか、教材費のために出ているのはちゃんとあるわけですから、そういう了解を得て徴収を、保護者からもらっているということですので、そういうような方法でもいいですけども、何とかできないかなって、そうしたら、本当全国の学校が落ち着くっていうのかな、問題もなくすっきり給食が気持ちよくできるんじゃないかなと思うんですね。これが、お金のある人もない人も一律に出るということですので、一律に、この人は徴収して、この人は徴収しないということで、全部をちょっと給食費をそこから徴収することができればと思います。そうしたら、関係者は大助かりということになりますし、

例えば、私たちにもいろいろ要望が来たり、それをつなぐ必要もないなと思ったりもします。そういうのを思いましたので、関係各課が連携して、実行できるように手立てを講じていただくことはできないかなと思います。例えば、給食費は教育委員会、生活保護的なものは福祉課とか、福祉とかありますので、子ども手当がどこから福祉関係から出て、給食費は教育委員会っていうのがあるかもしれませんが、本当に連携をして、そういうことができればと思っておりますので、そういう要望も自治体からしていただきたいと思っております。

で、これは、この件に関しては、済みません、市長の見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨日、三党連立政権がいよいよ発足するのではないかというふうな合意に達したということでございますけれども、子ども手当自体の概要と申しますか、子ども手当自体というものが、一体どういうものかというものが、マニフェストには書いてございますけれども明確にされていない。財源並びに措置法はどのようになってくるのか、この措置法というのが大変大切だろうと思っておりますけれども、不透明なところが多い、各自治体としてもかかわりが、今までの児童手当と整合性はどうか変化をしてくるのか、そういうところも注目をしていかなければならないと思っておりますけれども、不納欠損額を、さまざまな不納欠損が、給食費だけではなく、不納欠損額を見るたびに子ども手当等々から給食費も含めまして、教育に係る費用というものがもし天引きでもできるならば、全国の各自治体にとっては、私個人の意見でございますけれども、魅力的なことではなかろうかというふうに思うところでございます。子ども手当の目的、そして、今後どのような財源を求められ、そして、これを、法整備をされるのかというところが不透明でございますので、何とも申し上げることはできませんが、今後の動静を注目していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。

○教育長（堀 秀行君） 例えば、給食費を準要保護費等から天引きするという、そういうやり方をとるとということについては、これは法的にできない、やはり、保護費をじかにお渡しして、相談をしながらいただくということはできますし、これは実施されているところでございます。保護費なんかも同じではないかなというふうに思いますので、念のために申し添えておきたいと思っております。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○16番（三倉美千子君） 今、教育長のお話、よくわかっております。天引きじゃありません。学校に保護者も来て、校長先生も在席して、そのお金からこれだけ滞納がありますって言うっていただくということで、私も先ほど説明したと思っておりますけれども、そういう状況はわかっております。

ですから、さっき今度子ども手当ができたならそういうような形で、その家族の了解を得てという形、それを提案をちょっとしたところですけど。

それでは、5回目に入ります。次は、今の給食費の徴収については、先ほどで終わります。5回目ですが、次の2項目めの石野公園の障害者用駐車場についてでございます。市民の声からでございますが、石野公園に行ったが障害者用の駐車場がなく上まで上がるのが大変だったとおっしゃる高齢者の方がおられました。また、それ以外に、1人は乳母車を抱え、1人は子供を抱いて荷物を持って上がってくるのが大変だった、上まで車で上がってこれるようにしてほしい、そんな要望もありました。大分前にもそんな声を聞いたことがあったのを思い出しております。多分障害者用の駐車場があるっていうことを知らない方からの要望だったと思いますので、障害者用の駐車場がありますよって、階段の右横に案内板があって、その駐車場の路面にも白い白線で矢印が書いてちゃんとしてありますってお話ししたのですが、いや、そんなのは見えなかったっていうことでした。

それと、私が質問するために、もう1回行ってみたんです、よく。そしたら、売店の方たちにも、売り子さんたちにもよく先生言われますって、だから、上がってきて、やっと上がってきて、大変って言われるものだから、じゃあ、おりるときには、運転してきた人だけをおりてもらって道を教えて、駐車場に迎えに来てくださってお母さんやおばあちゃんをって言って指導しておりますけども、多分案内板がわからんのだろうと、わかりにくいのだろうということでした。

それと、私がお話しをしていると、障害者とか、そういう意味がわかられないのかなと思ったりもしたんですよ。だもんですから、そういう自分は年をとっているけど障害者じゃなかばいとか、あそこの中には高齢者とも書いてあるのですが、ちょっとして足が痛くてけがをしているのはどうだろうかっていう疑問を持つような人たちにも声を出しているんだと思いますけれども、それで、わかりやすい看板にしていきたいということですよ。

それで、1つ目の質問としまして、結局、障害者用駐車場というのに使う障害者ってというのはどういう人を言うのか、ちょっと改めてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

障害者用駐車場における障害者とはということでございますが、熊本県ハートフルパス制度に記載してございますように、身体障害により歩行困難な方、知的障害により歩行困難な方、精神障害により歩行困難な方、高齢により歩行困難な方、難病により歩行困難な方及び妊産婦の方、それから、けがの方というふうに認識をいたしております。

以上、お答えをいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） ありがとうございます。その中に一つ一つ詳しく書いていないわけですから、わからない人も出てくるのかなと思ったところですけども、お尋ね、石野公園を初めて利用される方々は、障害者用駐車場の案内板がわかりにくいって、結局、説明

をして上でしてもらっておりてきてみたらあったっていう形なものですから、わかりやすい案内板、例えば、ハートフルパス、あれに使われているような絵で書く、よく電車なんかでありますでしょ、障害者って書いてお年寄りの人、足をギブスをはいたような形の人、おなか大きい人、ああいうのをハートフルパスに使われているような絵を取り入れたりしたらわかりやすく目につくのではないかなと思います。

で、色がちょっと入っていればいいのかなと思ったのは、夜、石野公園の行事がありますので、そのときにわからなかった方も、この前出ておりましたので、ここで駐車場の案内板についてですけれども、わかりやすい案内板をつくっていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（田中信孝君） 訂正をいたします。先ほどの給食費のところでは不納欠損額と申し上げましたが、未納額に修正をさせていただきたいと思います。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時49分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）
15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。15番、仲村でございます。通告しています教育行政より、教科用図書の採択について、次にプラネタリウムの観覧の促進の順で質問してまいります。

まず、教科用図書の採択についてお尋ねいたします。採択に至るまでは出版会社、文部科学省の検定等いろいろな人たちを経ていると思います。市教育委員会の権限として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条教育委員会の職務権限の6に、教科書その他の教材の取り扱いに関することとあります。また、教科用図書の無償配付について、県教委の指導の根拠として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条採択地区、第1項に、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域に合わせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」とあり、教科用図書の採択には、この二つの法律を守って採択しなければならないと思います。

人吉市教育委員会が採択しました教科用図書について、採択するまでの手順についてお尋ねいたします。

1回目を終わります。

○教育長（堀 秀行君） 手順はどうなっているかということでございますので、それについてお答えいたします。

教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律によりまして、人吉球

磨1市9町村が採択地区と決められており、そこで共同採択が行われています。

その手順でございますが、人吉市及び球磨郡町村の教育委員会が球磨地区教科用図書採択協議会を設けております。以下これを採択協議会と申し上げます。この採択協議会に教科用図書選定委員会、これを以下選定委員会と申し上げます。が置かれ、さらに下部組織として研究委員会がございます。この採択協議会、選定委員会、研究委員会の3層の中で選定が進みます。具体的には、協議会が選定委員会に諮問、選定委員会が研究委員会に調査を依頼、研究委員会は、調査結果を選定委員会に報告、選定委員会が採択協議会へ答申を行い、それを受け採択協議会で決定いたします。最終的に、各教育委員会で採択協議会からの報告を受け採択を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） ただいまの教育長の答弁でございますが、人吉球磨には採択協議会が設置され、選定委員会に諮問、そして、選定委員会から研究委員会に調査を依頼され、そして、その調査結果は、また選定委員会に上がり、そして、採択協議会に答申され、そして、最終的に教育委員会のほうで最終決定されるということでございますが、それでは2回目の質問として、球磨地域採択地区協議会、選定委員会、また調査委員会の構成人員と、だれが委員なのかというのをお尋ねしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） 2回目の質問にお答えいたします。

平成20年4月1日施行の採択協議会規約には、協議会是人吉市教育委員会の教育委員長、球磨郡各町村教育委員会の教育委員長をもって組織するとなっております。

同じく選定委員会は、各市町村教育委員会の教育長、教育委員会事務局におかれる指導主事、学校教育に専門知識を有する者、保護者となっております。

また、研究委員は、義務教育諸学校の校長、教頭、教諭のうちから教科書の種目ごとに必要な人数を委嘱するとあります。具体的な人数、氏名については公表していないところでございます。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 選定委員会の構成なんですが、教育委員会の教育長、教育委員会の事務局におかれる指導主事、学校教育の専門知識を有する人、保護者となっておりますが、これは前回のときにはPTAより保護者代表が入っていますから、そう考えていいのかなという感じがいたしております。この選定委員会の具体的な人数、氏名は公表されていないということですので、一応それ以上はお尋ねしませんが、前回の議事録を見るとPTA代表という具合になっております。

それでは続きまして、教科書の採択について、平成13年2月23日、人吉市における中学生

歴史教科書採択制度運用の改善に関する請願が、人吉市議会に提出されております。平成13年3月26日に採択されておりますが、次の3点を重視して採択を行ってくださいという請願でございまして、1点が、教科書の採択に当たっては、あくまでも学習指導要領の目標に基づいた内容の比較検討を基本とすること。2番目に教育委員会の下部機関、選定委員会、調査委員会などが答申を行う場合は、絞り込みを行わないこと。3点目に、選定委員等については、教育委員会の教科書採択決定後、委員の氏名の公表を行うこととなっております。この請願が、今年度の採択された教科書等に生かされているのかをお尋ねしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） 3回目の御質問にお答えいたします。

一つ、教科書の採択に当たっては、あくまでも学習指導要領の目標に基づいた内容の比較検討を基本とすることにつきましては御指摘のとおりであると存じます。

二つ目の、協議会の下部機関、先ほど申し上げましたが、協議会の下部機関、選定委員会、調査委員会が答申を行う場合、絞り込みを行わないことというのも請願の具体的事項として上がっているところでございます。これらにつきましては、採択協議会規約には、地区内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し、協議して種目ごとに一種を選定することとあります。採択協議会から選定委員会に諮問するときに、一種目一つに選定するようお願いしてあるところでございます。

三つ目は、選定委員会等については、教育委員会の教科書採択決定後、委員の氏名の公表を行うことということも請願の中に入っているところでございますが、これにつきましては、公正な採択、選定、調査研究を行うために、氏名を公表しないことを採択協議会内で取り決めが行われているようでございますので、そういう理由で公表はいたしておらないところでございます。

以上でございます。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 今回答がございましたが、氏名等を公表していないということになりますと、その代表でございます教育委員長のほうにお尋ねしたいと思います。

まず、第1回目に、3点をお尋ねしたいと思います。一つ、球磨地域教科用図書採択協議会により選定委員会委員に諮問されたときに委嘱状を交付されますが、目的、役割等について訓示されましたのか。2番目に、選定委員から協議会に回答されますが、決定したその採択した教科書を決定した理由について議事録等は添付されておりましたのかお尋ねいたします。3点目ですが、人吉市教育委員会において、採択を決定した会議の議事録等は作成されているのか、また、議事録は公開されるのか、非公開ならばその理由をお伺いしたいと思います。

○教育委員長（大園武義君） 人吉市の教育委員長を仰せつかっております大園と申します。よろしく願いいたします。

初めて登壇をいたしましたので、私がわかる範囲で御答弁申し上げたいと思います。

また、採択協議会の会長をいたしておりましたので、その立場で答弁を申し上げます。

採択協議会から選定委員会に委嘱状を渡すときに、目的、役割についてお話しをしたかということでございますが、お話しを申し上げました。また、選定委員会からの答申のときに、決定理由の添付があったかということでございますが、添付されておりました。議事録の添付はありませんでした。人吉市教育委員会の議事録につきましては、現在作成中でございます。教科書採択にかかわる議事録の公開につきましては、全国でも対応が分かれているところでございまして、教育委員会の中で審議をしなければならないと考えております。

以上でございます。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 大体わかりましたが、それでは、教育委員長に2回目の質問をいたしますが、平成22年度使用教科用図書の見本が西小学校において実施されました、見本展示が西小学校において実施されましたが、中学校歴史教科書において、今年度は自由社が参加されております。出版社は9社となりまして、今回展示されました9社のうち2社については同じ内容ということで展示を見送られておりましたが、6社については、文部科学省の検定日を調べますと、平成17年3月10日でございました。1社については、平成21年4月3日が検定日でございました。平成21年9月1日、人吉市の教育委員会は、平成22年度使用教科図書、中学校については、社会の地理、歴史、公民は東京書籍に決定しましたと公表されました。東京書籍の歴史、公民は、平成17年3月30日が検定日でございます。平成18年12月22日、教育基本法が60年ぶりに改正され公布、施行されました。文部科学省では、平成20年3月28日に、学校教育法施行規則の一部改正と中学校の学習指導要領の改訂がされたと言われております。中学校学習指導要領改訂後の文部科学省検定済みの教科書が1社ございます。検定では平成21年4月3日でございますが、この教科書を採択されなかった理由をお伺いしたいと思います。

私は、どこの出版社がいい、悪いというものではございませんが、国の教育の基でございませう教育基本法が改正されましたのであれば、新しい教育の理念に沿って検定を受けたのを採択すべきではなかったのかなという考えがございませう。教科書採択の最高責任者でございませう教育委員長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○教育委員長（大園武義君） 6回目の答弁を申し上げたいと思います。

まず、平成21年4月3日に検定に合格いたしました1社の教科書につきましても、新学習指導要領ではなく、現行の学習指導要領によりまして検定を受けた教科書でございませう。

今回採択いたしました教科書は、東京書籍でございませうが、すべての現行の学習指導要領に基づいて作成されまして検定を受けて合格したものでございませう。したがって、その中で人吉球磨の生徒の実態、保護者や地域の願いや思いを踏まえ、教科書を採択いたしました。具体的には、基礎的、基本的事項の確実な定着を図るための工夫がなされているか、学

力向上の工夫はどうか、生徒が意欲を持って主体的に取り組む工夫はどうかということを勘案いたしました。

以上、答弁を終わらせていただきます。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） ありがとうございます。新学習指導要領は平成24年から完全実施されるということで、あくまでも現行の学習指導要領に基づいてということでございますね、ありがとうございました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。児童生徒の保護者は、教科書が無償配付されても多忙な日常生活のために教科書を閲覧できない、子供たちの教科書が閲覧できないのではないかと思います。児童生徒には、無償で国から配付されますが、国は教科書発行者と購入契約を結んで国が代金を払います。国の義務教育教科書購入費は、平成21年度の予算額として394億円でございます。児童生徒1人当たりの平均教科書費は、小学校用の教科書費が3,106円、1冊当たり339円、中学校用教科書が4,499円、1冊当たりが486円の金額となっているようです。人吉市の教科用図書代として、国は小学校には約680万円、中学校に約512万円分の教科書代が国から発行者に支払われるわけでございます。国は、教科書の定価は公共料金として適正な価格として毎年度価格を改定しております。教科書の出版会社は一度検定に出しますと4年間の発行ができるわけでございます。今回は、平成24年度から全面改訂ですので、検定に出しても2年間しか発行はできません。2年間でも出版会社は、検定済みの教科書を新しく発行すべきじゃなかったのかなと私は考えます。

そこで質問ですが、人吉市では、教科書改訂時に要する経費、教師用の教科書、指導書、教材などについて、人吉市は毎年――毎年ではございませんが、人吉市は3,000万円ぐらいの経費が必要です。来年度の市の予算は幾らぐらいかかっているのかお尋ねしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

先生方が使用します指導書につきましては、児童生徒が使用する教科用図書がかわれば議員述べられましたとおり小中学校あわせまして約3,000万円かかるようでございます。来年度の児童生徒の使用する教科用図書は本年度と同様でございますので、指導用図書の購入予算は、不足分や補助教材購入など、小中学校あわせまして約20万円を見込んでいところでございます。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） それでは、平成21年6月19日から7月8日までの間、人吉市では西小学校において採択の対象となりました教科書の見本が閲覧できました。閲覧時間は、児童が在校する時間に閲覧することございまして、土曜、日曜、祭日、早朝、夕方は閲覧をす

ることができませんでした。今回、私は5回ほど西小学校に閲覧に通ったわけですが、1回は自転車でいきまして、大変山の上でございましたものですから、暑いのと汗で、もう閲覧どころではなくて、時間まで休憩していたわけですが、会場では各出版社の教科書の見本がきれいに展示してあり順次閲覧できるようになっています。

ただ、私が閲覧者に会いましたのが5日間のうち1人でございます。時間も2時間ばかりそこにおったのですが、1日に2時間ばかりおったのですが、1人しか出会わないというのは、大変少なかったのではないかと思います。西小学校の閲覧と一般質問を通じて、私がこの教科書の採択について考えましたことは、教科書に対する保護者の関心の少なさではないかと思いますし、また教科書を採択するまでの手順が非常に複雑じゃないかなという感じがしております。教科書に対して保護者の関心を高める必要があると思いますが、文部科学省の検定済みの教科書にも著作権関係者、著作者によっていろいろな表現がございまして、中学生が使用する社会歴史教科書を私比較してみましたら、これ一例でございまして、1945年3月10日、これは東京大空襲があった日でございます。その掲載をされた教科書を見ますと、9社のうち2社が8万人以上の犠牲、他の5社は一夜にして10万人の犠牲という具合でございまして、2社については見本の展示がございました。教科書によって非常に差があるという具合でございます。

また、中学校の社会の公民、公民について、私今国旗、国歌が非常に話題になっておりますから調べたところ、国旗、国歌のことについては3行の説明文が1社でございました。6行書いてあるのが1社でございます。11行にわたって説明されているのが1社、それからページ数の説明文がページの説明文、3ページにわたってずっと説明文を書いているのが1社でございます。これが一番長かったです、ページ数では。写真だけ掲載して、その横に説明されているところもございます。ページがありますが、その横に、コラムみたいに枠をつくって国旗、国歌を説明されているところもございました。

そのように、表現されている著作権関係者によって表現がまちまちで違うようでございます。文部科学省の検定済みの教科書といいますと、どれも同じのようでございますが、いろいろあるものだなと考えさせられたことでございますが、お尋ねしますのは、この教科用採択図書の展示、これを山の上の、人が普通行かれない、父兄が歩いて行くには大変不便なところに展示するよりも、もう少しまちの中に展示してみてもどうかという感じがしますので、お尋ねしますのは、展示期間の延長、朝8時から夜8時までとか、土曜日、祭日、日曜日等にも展示していただきたい。

また、展示場所についても、まちの中の東西コミセンのようなところではできないのかなという感じがいたしました。そういう展示場所をまちの中にしてもらふことと、教科書センターというセンターが指定してございますが、この教科書センターを不自由な人が行かれるような図書館でも教科書センターはいいのではないかなという感じがいたしますので、教科

書用の展示と、その教科書センターのことについてお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

議員お尋ねの教科書展示の時間、曜日、展示場所への要望や教育センターの変更などは、全部県教育委員会が所管するものでありまして、したがって、いずれの項目につきましても、球磨教育事務所を通しまして県教育委員会と協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 次回の教科書の採択までに教科書センターと展示場所が見やすいところにできますようお願いいたします。

それでは、市長に中学校の歴史教科書について、文部科学省の検定済み教科書にはいろいろございますが、出版会社が9社ございまして、著作関係者の方にもいろいろございます。市長として教科書の採択はどんな点を強調した教科書がいいのか、市長としての意見をお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

教科書の採択に当たってはどんな点を強調した教科書が適当かという御質問でございますが、まず、教科書というものはだれのためにあるのかという点でございます。もちろん、この教科書を通じて学ぶ児童生徒のためにあるというふうに思っているところでございます。児童生徒の知識を高め、思考力、判断力、表現力を伸ばし、主体的に学習に取り組む態度を養うことのできる、かつまた生き生きと主体的に学ぶ教科書が最も望まれるものではなかろうかと考えているところでございます。

その結果、知識を得、経験を通して見識に高めていく、そして、人間力を身につけながら日本人として国を思う心、ふるさと、郷土を思う心を養い、郷土や国家、世界に役立つ人間として成長することが教科書の肝要な点ではなかろうかと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 新学習指導要領は、愛国心とか郷土を愛する心を非常に強調されているようでございますので、教科書の採択については配慮を願いたいと思います。

それでは、続きましてプラネタリウムの観覧の促進についてお尋ねいたします。1点だけでございますが、人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設カルチャーパレスは、昭和59年10月4日に落成しました。人吉市と事務委託に関する規約を昭和59年10月5日に結んでおります。この施設は、人吉球磨地域で初めて設置されたプラネタリウムがあります。開館以来25年が経過いたしておりますが、時々故障はするそうでございますが、幼児、児童、生徒に宇宙への関心を抱かせる最も適当な施設ではないかと思えます。

プラネタリウムの観覧の団体利用について調べてみますと、幼児、保育園の利用は18年度

が15件、19年度が8件、20年度が8件、小学校については、18年度が5校、19年度が2校、20年度が3校となっています。幼児期に見た宇宙は小学生になっても心に残っていると思いますので、小学校4年生では星座の学習が教科書にございます。学習の一環として、このプラネタリウムの観覧を促進していくことができないかお尋ねいたします。これ教育長のほうで回答をお願いしたいのですが。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

小中学校において学習の一端として、プラネタリウム観覧を計画できないかという質問でございますが、議員述べられましたとおり、ここ数年の実績は2ないし3校の小学校が観覧しているところでございます。市といたしましても、子供たちの負担がないよう観覧料を予算化しているところでございます。

現在は、小学校の3年生あるいは4年生において各学校が実施しております市内のいろいろな施設等を見学して回る社会科見学のと看、そのときを利用して数校が観覧している状況でございます。

学習としてのプラネタリウム観覧は、有意義と考えますが、社会科見学以外でカルチャーパレスを訪れることを考えますと、学校からカルチャーパレスまでの交通手段や所用時間及び経費などに問題があると思われます。今後、校長会議なども利用しまして、プラネタリウム利用を呼びかけていきたいと存じます。

また、クラス単位や学年単位でのプラネタリウム活用には限界がありますので、個人負担になりますが、どうしたら小中学生が親子やグループでもっと観覧できるようになるか、協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） プラネタリウムの観覧については、人吉市にある関係で、最初は球磨郡の小中学校にも利用してもらいたいというところでは呼びかけようかなと思ったのですが、人吉市の小学校、中学校が利用して初めて球磨川鉄道を利用した郡部にも働きかけられるのかなという感じがいたしますものですから、人吉市内の小学校の生徒が完全にプラネタリウムを観覧して、それから郡部に広めていくということで、また私質問したいと思いますので、そのときはまたよろしくお願ひいたします。

きょうは、教育委員長、本当にありがとうございました。

では、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

=====

日程第26 委員会付託

○議長（大王英二君） 次に、日程第26、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第70号から陳第24号まで一括して、各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成21年9月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議題70号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2ページの別記に記載してあるとおり、各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第70号	平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委 [別記]
議第71号	平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）	総文
議第72号	平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）	総文
議第73号	平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第74号	平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第75号	平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第76号	平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第77号	平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第78号	平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第79号	平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第80号	平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	厚生
議第81号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第82号	人吉市行財政経営検討委員会設置条例の制定について	総文
議第83号	人吉市補助金審査委員会設置条例の制定について	総文
議第84号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第85号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第86号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第87号	損害の賠償について	総文
陳第21号	「仕事のない事業組合への4000万円以上もの血税のムダ遣いをやめて、事業組合の解散を決議すること」を求める陳情	経建
陳第22号	地元産材利活用に関する陳情	経建
陳第23号	百条調査委員会設置を求める陳情	議運
陳第24号	産業廃棄物処理施設計画中止の意見書提出を求める陳情	厚生

[別記]

議第70号 平成21年度 人吉市一般会計補正予算（第4号）		
○予算委員会	第1条 第2条	歳入予算の補正（全款） 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条	歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本 台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 13款 諸支出金 14款 予備費
○厚生委員会	第1条	歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本 台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条	歳出予算の補正 5款 労働費 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費

[提出陳情件名]

陳第21号 「仕事のない事業組合への4000万円以上もの血税のムダ遣いをやめて、事業組合の解散を決議すること」を求める陳情

陳第22号 地元産材利活用に関する陳情

陳第23号 百条調査委員会設置を求める陳情

陳第24号 産業廃棄物処理施設計画中止の意見書提出を求める陳情

[継続審査件名]

○経済建設委員会

陳第17号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時27分 散会

平成21年 9 月第 6 回人吉市議会定例会会議録（第 5 号）

平成21年 9 月18日 金曜日

1. 議事日程第 5 号

平成21年 9 月18日 午前10時 開議

日程第 1	議第81号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
日程第 2	議第82号	人吉市行財政経営検討委員会設置条例の制定について	
日程第 3	議第83号	人吉市補助金審査委員会設置条例の制定について	
日程第 4	議第84号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 5	議第87号	損害の賠償について	
日程第 6	議第86号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚 生
日程第 7	議第85号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	— 経 建
日程第 8	議第70号	平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号）	— 各 委
日程第 9	議第71号	平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号）	総 文
日程第10	議第72号	平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第11	議第73号	平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	厚 生
日程第12	議第74号	平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
日程第13	議第75号	平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
日程第14	議第76号	平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）	
日程第15	議第77号	平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第16	議第78号	平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第17	議第79号	平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算	
日程第18	議第88号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	— 経 建
日程第19	議第89号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	

日程第20 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第21 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第22 諮第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第23 諮第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第24 陳第22号 地元産材利活用に関する陳情
 日程第25 陳第23号 百条調査委員会設置を求める陳情
 日程第26 球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告
 日程第27 公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告
 日程第28 人吉球磨広域行政組合議会の報告
 日程第29 人吉下球磨消防組合議会の報告
 日程第30 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告
 日程第31 議員派遣について
 日程第32 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

一 経 建
 一 議 運

=====

2. 本日の会議に付した事件

・ 日程第1から日程第32まで議事日程のとおり

・ 追加日程

議第90号 平成20年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第3号 平成20年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・ 追加日程

平成20年度決算特別委員会の設置について

・ 追加日程

意見第17号 産業廃棄物処理施設建設について適正な対応を求める意見書

意見第18号 平成21年度補正予算の執行凍結に反対する意見書

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君

8番	松田茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代勝君
19番	簀毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林健善君
監査委員	篠崎國博君
教育長	堀秀行君
市長公室長	荒巻通君
総務部長	深水雄二君
市民部長	浦川康德君
健康福祉部長	尾方篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	坂崎博憲君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	中村明公君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君

総務課長	中村則明君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
道路河川課長	有田健一君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
下水道課長	岳尾智光君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林勇君
社会教育課長	東俊宏君
農業委員会 農事務局長	靄崎晴美君
監査委員 監事務局長	松江隆介君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	和泉龍二君

=====

午前10時 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは早速、議事日程に従い委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

=====

日程第1 議第81号から日程第5 議第87号まで

○議長（大王英二君） まず、日程第1、議第81号から日程第5、議第87号までの5件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会の報告をいたします。

日程第1、議第81号から日程第5、議第87号までの5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

議第81号は、人吉市長等の給与及び旅費に関する条例及び人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、生活保護に係る職員の不祥事、平成20年度予算執行に係る未払い事案及び物品調達等に関する不適切な事務処理というという不祥事につきまして、市長、副市長の責任を明らかにするものであります。

したがって、市長が10分の2の3カ月、副市長が10分の1の3カ月、給料の減額をするものであります。市長につきましては、平成21年10月1日から平成21年12月31日までは、マニフェスト分10分の2プラス今回の10分の2、合わせて10分の4の減額となるものでございます。

加えまして、教育長、監査委員につきましては、物品調達等に関する不適切な事務処理が全庁的なものであったことによる特別職としての立場からの責任ということであります。それによりまして、教育長が20分の3が1カ月、監査委員が20分の3が1カ月の減額となるものであります。

審査の中で、委員の意見としましても、監査委員の例として、新任の場合も減額にするのかと、これが先例になるおそれはないかと、市長は再三の処分で他の特別職との兼ね合いで逆転することはないかと、処分のあり方、例えば逆転をしないような限度額の設定とか、そういうことについて考慮する必要があるのではないかと、執行部からは、処分は特別職という立場で地位の継承ということで対応していると、市長の処分のあり方については検討する必要があると思われる、という質疑応答がありまして、全会一致、異議なく認めることに決しました。

議第82号人吉市行財政経営検討委員会設置条例については、第三セクター等の将来にわたる経営の健全化に関し必要な検討を行う機関を設置するための制定であります。いわゆる人吉市が資本金、基本金などを出資している法人、第三セクター等ですが、将来にわたる経営の健全化に関し必要な検討を行うためのものであります。

審査の中で、委員からは、委員会は提言なのかと、報告なのか、または定期的か随時かと、さらに、今回はどこが対象になっているのかと、委員会の構成メンバー等とはと、第三セクターに対する出資比率はどうなっているのかなどなどがありまして、執行部のほうからは、10月から実働に入り、年度内に報告をしてもらうと、今回の対象はくま川下り株式会社、くま川鉄道株式会社、球磨焼酎リサイクリン株式会社とし、将来は人吉市社会福祉協議会、人吉市社会福祉事業団、一部事務組合等も対象となるという説明でありました。出資比率は、くま川下り株式会社が100分の50、くま川鉄道株式会社が100分の15.8、球磨焼酎リサイクリン株式会社が100分の33.7、ちなみに、くま川下りには1,200万、それからくま川鉄道には2,145万、球磨焼酎リサイクリンには1,130万の出資となっております。委員のメンバーは、大学教授、弁護士、中小企業診断士、企業の代表者等で構成するということであります。

このような答弁がありまして、いろんな質疑応答の上、全員異議なく認めることに決しました。

議第38号は、人吉市補助金審査委員会設置条例の制定であります。さきの6月の定例市議会で議決をいたしました人吉市補助金基本条例に基づくものでありまして、地方自治法第138条の4第3項の規定によるものであります。

この条例の設置に至る経緯の説明を受けまして、全員異議なく認めることに決しました。

議第84号は、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、人吉市行財政経営検討委員会並びに人吉市補助金審査委員会を設置することに伴いまして、会長及び委員の報酬額を定めるものであります。

全員異議なく認めることに決しました。

議第87号損害の賠償につきましては、人吉市教育委員会スポーツ振興課（当時）の公用車で株式会社中京医薬品の社用車との接触事故によるものであります。

本委員会は、国道219号、イオン九州株式会社ジャスコ錦店前の事故現場調査を行いまして審査をいたしました。事故の負担割合は、人吉市が10、相手方がゼロとし、賠償の額は107万6,433円となっております。

審査の中の意見として、事故の原因は無意識の状態とあったが、疲労なのか、または疾病なのかと、職員の体調管理はどうなっているのかと、6月定例市議会でも接触事故による損害賠償案件があったが、2人乗務体制とか、職員の管理体制に十分な留意がなされてきているのかと、公用車の損害はどうなっているのかと、そういう御意見がありまして、執行部から、たび重なる事故の謝罪がありまして、公用車の損害は53万2,288円との答弁がありまし

た。なお、事故を起こしました職員については無意識であったというようなことの説明でございました。

委員会としましては、連続しての公用車の接触事故は、運転者の不注意またはその原因があるにいたしましても、イベントなど、そういう行事における業務のあり方、職員の配置など、組織としての問題、課題を再度チェックして、再発防止に徹底をしてもらうよう申し入れをいたしまして、全員認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第81号から議第87号までの5件について総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第81号、議第82号、議第83号、議第84号、議第87号は原案可決確定をいたしました。

=====

日程第6 議第86号

○議長（大王英二君） 次に、日程第6、議第86号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第6、議第86号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

この改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産育児一時金を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

第6条第1項で出産育児一時金を「35万円」と規定しておりますが、今回の改正では、平成21年10月から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金を4万円引き上げ、「39万円」にするものでございます。

審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、御報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第86号について厚生委員長報告どおり決

するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第86号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第7 議第85号

○議長（大王英二君） 次に、日程第7、議第85号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託を受けました日程第7、議第85号特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告します。

この条例は、地方自治法第6条及び地方財政法施行令第37条の規定により、人吉市国民宿舍会計を設けることに伴い、特別会計条例（昭和39年人吉市条例第3号）の一部を改正する条例であります。

内容は、特別会計条例第1条に第5号として人吉市国民宿舍会計を追加し、さらに、地方自治法第218条第4項の規定による弾力条項の適用規定として、第2条を追加するものであります。

また、附則の中で、人吉市国民宿舍財政基金条例の第2条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民宿舍会計歳入歳出予算」に改めております。

本件は、いずれも地方財政法及び同法施行令に基づくものであり、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第85号について経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第85号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第8 議第70号

○議長（大王英二君） 次に、日程第8、議第70号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条歳入歳出予算のうち歳入全款並びに第2条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正予算の補正は、11億5,523万2,000円を追加し、歳入予算額を152億9,439万4,000円とするものでございますが、そのほとんどが国の経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金、補正予算債などによる補正及び国・県の補助事業の内示及び交付決定などによる補正です。

質疑の主なものは、経済危機対策について、未実施分の補助金は凍結するとあったが、1、その後、国から何らかの情報はあったか、2、新しい政権が凍結すれば歳入欠陥になるが、その場合どのような手当てを考えているのかとの質疑に対し、1に対し、現在は新聞報道以外の情報はない、2について、国の方針が判明した時点で本格的に事業に着手するように、国・県の情報を見きわめながら進めたいと考えている。歳入欠陥はないと思うが、熊本県の基金事業で影響を与えるものも今回計上しているので、国の動向を見きわめながら進めていきたいとの答弁でした。

全議員による審査の結果、賛成多数で原案どおり決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第8、議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金、14款予備費について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものとしましては、1款議会費、1目議会費、18節備品購入費300万円は、議長車の環境対応車への買いかえになるものでございます。

2款総務費、1目一般管理費、12節役務費66万4,000円は、男女共同参画講演会講師派遣手数料などでございます。

3目文書広報費、18節備品購入費197万1,000円は、庁内情報ネットワークデータサーバ購入費でございます。

6目財産管理費、13節委託料57万円は、厚生室を平成22年度から消費生活センター及び暮らし安全相談室として利用するため、耐震改修工事設計業務委託料等でございます。

18節備品購入費164万円は、自動両面印刷機等の購入費でございます。

7目企画費、19節補助金200万円の減は、ポルトガル国アブランテシュ市との青少年国際交流がインフルエンザの影響で中止となったことにより、国際交流協会への補助が減額とな

ったものでございます。なお、秋のじゅぐりつと博覧会実行委員会への補助金100万円は、9月から11月にかけて開催をする博覧会、この経費を補助するものでございます。

10目情報管理費、13節委託料157万5,000円は、憲法改正国民投票法が19年5月に成立したことにより、投票人名簿を調製するためのシステム構築経費で、全額国の交付金充当であります。

9款消防費、2目非常勤消防費、18節備品購入費151万4,000円は、災害時のための投光器一式の購入費等でございます。約3台購入の予定のようでございます。

3目、13節委託料845万3,000円は、デジタル防災行政無線の電波伝搬調査費でございます。

5目災害対策費、13節委託料461万円は、平成17年度作成、これは球磨川を中心としたものでございますが、作成分に県管理1級河川浸水想定区域図をハザードマップに加えるものでございます。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節備品購入費574万6,000円は、経済危機対策事業として、各学校に対し、理科・算数授業で、またはその実験等に要する器具、備品等の購入に充てるものでございます。

3目学校建設費、13節委託料1,582万4,000円、15節工事請負費2億2,048万3,000円は、経済危機対策事業により、市内全小学校に太陽光発電設置工事費、それにかかわる屋根の防水工事及び実施設計委託料でございます。

3項中学校費、2目教育振興費、18節備品購入費295万8,000円は、各学校に対し、理科・数学授業用の実験器具等の購入費でございます。

3目学校建設費、13節委託料843万6,000円、15節工事請負費1億6,702万1,000円は、市内全中学校に太陽光発電設置工事費及びそれらに伴う屋根防水工事、また第二中学校校舎耐震補強工事及び実施設計委託料でございます。

5項社会教育費、4目文化振興費50万円は、音楽の夕べ、それに出演するゲストの派遣手数料であります。

5目文化財保護費、13節委託料28万8,000円は、寄贈されました相良家ゆかりの日本刀の研磨委託料でございます。

委員の中から、消費生活センターは県内各自治体共通のもので、一つのエリアとしてとらえ、県または地域振興局等で一体化したら効率的と思われるがと、消防費の中で防火水槽の撤去がなされているがと、太陽光パネル設置工事費の入札方法はと、太陽光発電の仕組みを学習指導要綱等に取り入れたらどうかと、太陽光発電の雷対策はと、太陽光発電機の寿命といえますか耐用年数はと、その後の保証はと、それから歯科検診无影灯購入の用途はと、使い道はと、などなどがありまして、執行部から、消費生活センターは金融関係等の相談もあるので、市民の身近なところで相談を受けやすい体制をとっていくものと、防火水槽の撤去は、東間上町の岩屋熊野座神社改修に伴う撤去で、近隣に既に40トン水槽を設置してい

ると、太陽光パネル設置工事等の入札は一般的な競争入札を考えているがと、今後さらに関係部局との協議を進めていくと、太陽光発電の仕組みは表示装置設置をして学習に役立てていくと、太陽光発電の雷対策は今後研究・検討を行うと、太陽光発電機の寿命は約20年ぐらいと、その後の保証はないということ、それから歯科検診無影灯は教育委員会で購入・管理を行い、必要に応じ貸し出しを行うと、5台程度予定をされているようでありますなどの質疑応答がありまして、採決の結果、賛成多数で認めることに決しました。

なお、国民投票における投票人名簿調製に対しまして、意見の留保がなされております。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○12番（田中 哲君）（登壇） では、厚生委員会に付託されました日程第8、議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）の歳出のうち、2款総務費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものは、2款、2項、1目税務総務費の23節償還金・利子及び割引料の547万8,000円の計上は、社会情勢の悪化により、法人市民税の還付額が高額になり不足が生じたもので、9月以降の不足見込み分でございます。

2款、2項、2目賦課徴收費の57万3,000円は、滞納整理の一環として差し押さえ動産の公売会を開催するための経費でございます。

なお、委員の中から、現在の市庁舎3階の公売会場を公売品の保護の目的から1階に変更することはできないかとの質疑がございました。それに対しまして、今後、カルチャーパレスを考えているとの説明がございました。

次に、3款、1項、1目社会福祉総務費の13節委託料の377万5,000円は、安心生活創造事業委託料が主なもので、地域福祉推進専門員を市社協に職員として1名採用するための人件費、消耗品費、コピー使用料、車やパソコンのリース料などでございます。

同じく、20節扶助料の184万2,000円は、政府の経済危機対策として、住居を失った離職者を支援する新たなセーフティネットの構築として、離職者が安心して就職活動を行うことができるよう住宅費を給付するもので、完全失業率数9人分の1カ月3万4,100円の6カ月分でございます。

3款、1項、2目心身障害者福祉費の20節扶助料の212万円は、身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っておられる方またはその保護者で、平成21年度市民税額が均等割以下の世帯で、支給額4,000円で530人に支給の予定でございます。

3款、2項、1目児童福祉総務費の13節委託料は、発達障害児育成支援モデル事業委託料の241万1,000円が主なもので、これは保育園や幼稚園に通う発達障がい児の成長を支援する

ために、療育等の研修を受けた保育士が保育所や幼稚園を巡回し、各園の保育士や幼稚園教諭への指導・助言や児童への療育を行うものでございます。

19節負担金・補助及び交付金3,836万1,000円の主なものは、認可外保育施設あんしん・あんぜん確保事業補助金として、ひまわり保育園に維持修繕で多目的ホール床張りかえ工事に100万円、設備整備で給食用冷凍庫購入費として15万円補助するものでございます。

また、給付金3,600万円は、経済危機対策として、平成21年度におきまして小学校就学前3年間に属する子に対して支給されます子育て応援特別手当給付金で、子供に1人当たり3万6,000円の1,000人分でございます。

4款、1項、4目健康増進費の13節委託料の689万2,000円は、女性特有のがん検診推進事業で、子宮頸がん検診を20歳から40歳に、また乳がん検診を40歳から60歳に推進するための委託料でございます。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、御報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 日程第8、議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託を受けました5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について、審査の結果を報告いたします。

まず、5款労働費については、総額2,130万1,000円を追加し、補正後の総額を1億1,348万4,000円とするものでありますが、主なもので、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費のうち7節賃金の128万4,000円は、新型インフルエンザ対応のための補助員賃金の増、13節委託料1,900万8,000円は、緊急雇用創出事業の一環として、市内保育園10園から申請のあった雇用支援事業に対する委託料であります。なお、この事業は、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業として、全額を県から補助金で賄うものであります。

次に、6款農林水産業費については、総額5,599万4,000円を追加し、補正後の総額を3億9,364万8,000円とするものであります。

主なものは、1項、5目農地費のうち13節委託料44万1,000円は、農道改良工事に伴う測量業務委託料、15節工事請負費890万円は、蓑野地区を含む3カ所の水路改修工事に伴うもので、現地確認も行っております。

2項、2目林業振興費のうち8節報償費382万円は、鳥獣被害対策に対する謝礼金の総額でありまして、内訳は、シカ380頭分、サル10匹分ほか、駆除隊への謝礼であります。

審査の中で、執行部から、人吉市鳥獣被害防止計画、平成20年度の市内の被害状況等について説明があり、委員からは、広域的な情報交換、対策連携の必要性について意見が出され

ました。

13節委託料2,503万8,000円は、市有林に関する造林業務、素材生産販売業務委託料であります。

19節補助金1,489万5,000円のうち1,237万5,000円は、3年計画で進められておりました農山漁村活性化プロジェクト支援事業の一環で、球磨川流域林業事業協同組合に対する高性能林業用機械購入への国からの最終年度補助金であります。

審査の中で、委員から、3年間の事業費総額についての質問があり、総事業費9,200万円、国からの補助金総額4,140万円との回答がありました。また、購入機械の明細につきましては、フォワーダ、スイングヤーダのカタログが資料として配付されております。また、委員から、補助事業である以上、後々のフォローも重要である旨の意見が出されております。

次に、7款商工費については、総額1,608万4,000円を追加し、補正後の総額を8億5,536万4,000円とするものであります。

主なもののうち、1項、2目商工業振興費の中で422万9,000円の補助金は、人吉市西九日町商店街振興組合の地域商店街活性化事業に対するものでありまして、事業内訳は、西九日町アーケード撤去事業957万2,000円、軽トラック市56万9,000円、S L写真展43万円、総額1,057万1,000円というものであります。本件につきましても、現地確認も行っております。

3目観光費、13節委託料789万2,000円は、駅前からくり時計改修業務委託料であり、平成9年度の設置から12年が経過し、コンピューターの制御装置、人形の色落ち、ロボットケーブル、時計文字盤等々の改修を行うものであります。

委員から、からくり時計の正面向きについての質問がありましたが、移設担当の建設部との関連もありますので、両部において今後検討することとなります。なお、本件につきましても、現地での説明を受けております。

15節工事請負費の217万3,000円は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を受けて行うもので、道路観光標識のかけかえ工事代であります。場所は、瓦屋町しまむら前及び上青井町手塚病院前の2カ所分であります。

19節布の滝まつり補助金10万円の減額に関しては、祭りが中止となったことによるものでありますが、これに関連して、委員から、祭り補助金のあり方について執行部として十分な検討を行うよう意見が出されております。

続きまして、8款土木費についてであります。総額4億6,669万5,000円を追加し、補正後の総額を16億8,217万7,000円とするものであります。

主なものでは、2項、2目道路維持費のうち15節工事請負費5,700万円は、道路維持補修等に要する経費であります。このうちの2,370万9,000円は、国の地域活性化・経済危機対策交付金を充当しているものであります。

2項、3目道路新設改良費のうち15節工事請負費8,140万円は、地方道路整備事業西間矢

黒線道路改良工事、単独事業東間蓑野線道路改良工事等、地域活力基盤創造交付金事業駅前ばら園通り線ほか道路改良事業に充当するものでありますが、これにつきましても、委員会として現地確認調査を行っております。

17節公有財産購入費430万円のうち主なものとしては、駅前ばら園通り線の拡張に伴い、JRより購入する土地代であります。

6目交通安全対策費200万円は、市内の交通安全対策として、カーブミラー7件、ガードレール4件、外側線等2件を設置することによる費用であります。

3項、2目住宅建設費のうち15節工事請負費325万5,000円は、立野団地の外壁改修工事等を行うものでありますが、これに関連して、委員から、市営団地の階段手すりの設置状況についての質問がありました。これに対して、執行部から、鶴田団地は設置済み、立野団地及び一本杉団地については発注段階であり、今後は高齢者が多くかつ階数が高いところから優先して設置していく予定であるとの回答でありました。

4項、1目都市計画総務費のうち15節工事請負費2億7,700万円は、補助率55%の地域活力基盤創造交付金事業による人吉駅前広場整備事業に要する費用であります。この事業は、観光振興策の一環として人吉駅前広場の大改造を行うものでありますが、事業概要は、整備面積約1万平方メートル、道路部分を含めて1万3,400平方メートルでありまして、整備内容は、ロータリー、広場、駐車場、回廊、シェルター、駐輪場、トイレ改修、照明灯14基、からくり時計の移設、植栽等のほとんどが新規設置でありまして、現在の様子がさま変わりとなる整備改修事業であります。なお、工事期間は、平成21年11月から平成22年3月までの5カ月間となっております。

なお、設計図概要につきましては、全協で説明を受けておりますので省略をさせていただきます。

審査の中で、委員から、おおむね次のような質問、意見が出されました。工事内容及び発注の仕方について、地元業界の利用について、工事の工程について、他の交通機関との調整について、駐車場の管理について、からくり時計の移設について、工事期間中の安全対策について、足湯等の設置について等々であります。執行部からは、工事はおおむね土木関連、建築関連、電気設備関連となり、工程については今後業者との話し合いによる。工事期間中は他の交通機関との調整を図りながら安全対策も検討してまいる。新規駐車場はJRによるゲート管理となり、駐車料金等についてはできる限り低額となるよう今後とも交渉してまいりたい。また、からくり時計については、土台は新規、向きについては経済部と協議するが、足湯等については、近隣温泉の湯量が減少しており、分湯または新たな温泉掘削の予定はないとの回答がありました。

次に、4項、3目公園整備費、15節工事請負費750万円は、石野公園バラ園整備工事として計上されたものでありますが、委員会による現地確認調査を行った上での審査の中で、委

員から、以下のような質問、意見、疑問点が出されましたが、多岐にわたりますので、要約して報告します。

1、バラ園と称されるものであれば、高齢者の方々や子供たちを含む市民と観光客の憩いの場となるべきであって、予定地は市内からも離れており、散策の場としては不適ではないか、2、予定地の面積から見ても、一般財源750万円の資金投入は余りにも高額ではないか、3、現在地の年間管理費は約80万円を要しており、予定地の地質からしても、将来持続的なバラ園として継続可能であるか疑問である、4、費用対効果の面からも、場所の選定については多角的観点から選定すべきである、5、事業の選択、優先度については、執行部は十分に検討を重ねた上で実施すべきである等であります。

これに対し、執行部からは、これまで奉仕いただいたボランティア団体の方々とも相談をし、さらに来園者が増加傾向にある石野公園との相乗効果も期待しながら場所決定を行ったとの回答でありましたが、委員会としては、全会一致で本件に関し附帯決議を付することに決しました。なお、附帯決議につきましては、報告の最後の部分で朗読をいたします。

次に、4目街路事業費のうち22節補償費の414万6,000円は、大橋架けかえ工事の際の振動により、球磨川左岸側3棟の建物及び擁壁にクラックが発生したことによる修復工事分の補償代であります。

続きまして、11款災害復旧費につきましては、総額571万円を追加し、補正後の総額を596万7,000円とするものであります。

2項、2目林業施設災害復旧費191万1,000円及び3項、1目道路橋梁災害復旧費379万9,000円ともに、ことし7月24日から26日にかけての豪雨災害被害に対する復旧工事に要する費用であります。

以上、慎重審査の結果、全会一致、原案どおり認めることに決しました。

なお、先ほど申し上げましたとおり、全会一致でこの議案に付することに決しました附帯決議を朗読いたします。

(附帯決議 朗読)

議第70号

平成21年度人吉市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議

市長は、本補正予算の執行にあたり、次の点について善処すべきである。

1 8款土木費、4項都市計画費、3目公園整備費、15節工事請負費、石野公園バラ園整備工事費について

現在の人吉駅横にあるバラ園は、国際ソロプチミスト人吉のボランティア活動の一環としてバラの苗を提供していただいたものであり、高齢者や子どもたちなど市民、及び観光客の憩いの場となっている。その活動に衷心から敬意と感謝を表するものである。

しかし、今回市が予算計上しているバラ園の移設予定地である石野公園は、今年に入って入園者数増の傾向にあるが、費用対効果を考えた場合、多額の資金投入・ランニングコストに対してその効果には疑問を抱かざるを得ず、本事業のあり方そのもの及び場所選定について再検討するべきと判断する。

以上のようなことから、現状において本事業については再考されること。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 本件については、少数意見の留保がなされておりますので、ここで少数意見の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第70号平成21年度人吉市一般会計補正予算に反対の立場から、少数意見の開陳を行います。

この予算の総務費の中には、日本国憲法を改定するために必要な国民投票を行うための投票人名簿調製システム改修業務委託料が含まれており、これに反対するものです。

政府・与党は、国民の強い反対を押し切り、2007年5月14日、改憲手続法の採決を強行しました。この強行採決は、やり方の点でも、内容の点でも、国民主権と民主主義をじゅうりんしたものだと思います。これに基づき、総務省は、2008年8月から地方自治体に対し投票人名簿システム構築事業に着手するよう指示しています。

世論調査に見られるように、国民は改憲を求めていません。読売新聞は、1981年より面接方式の憲法世論調査を行っています。昨年の調査結果を4月4日の新聞に報じていますが、今の憲法を改正しないほうがよいと思う人が43.1%であり、改正するほうがよいの42.5%を上回っています。確かに、本年は改正するほうがよいのほうを上回っていますが、調査を初めて以来の傾向は、改正しないほうがよいがふえ続けているのに対し、改正するほうがよいは減り続けています。

また、さきの総選挙においても、自民、公明、民主、国民新党など超党派の国会議員、元議員でつくる改憲派の議員集団「新憲法制定同盟」所属の衆議院議員が、大量落選で激減しています。この議員同盟が2008年3月にまとめた会員名簿によると、現職の衆議院議員で同盟に加わっていたのは139人、そのうち総選挙で再選したのは53人とどまっています。

このような現状からすれば、国民主権の原則に照らしても、国民投票の準備は直ちに中止すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長報告及び少数意見の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第70号に

ついて各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第70号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第9 議第71号及び日程第10 議第72号

○議長（大王英二君） 次に、日程第9、議第71号及び日程第10、議第72号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされております特別会計2件について御報告をいたします。

まず、日程第9、議第71号平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算総額に補正額3,452万6,000円を追加し、補正後の総額は3,786万8,000円でございます。

まず、歳入ですが、2款繰入金、1項基金繰入金、1目人吉球磨地域交通体系整備基金繰入金として、3,452万6,000円を基金から繰り入れをするものでございます。

歳出といたしましては、2款事業費、1項、1目鉄道経営対策事業費として、くま川鉄道株式会社に対し3,452万6,973円を助成するために、3,452万6,000円の増額補正を行っております。

ちなみに、基金は2億7,828万5,963円、これは1類から4類でございしますが、このうち取り崩しができるのは1類、3類、4類でございます。平成20年度末で1億8,919万4,283円でありまして、今回3,452万6,973円を取り崩しますと、平成21年度末で1億5,466万7,310円となります。

今後、施設、車両等の老朽化に伴います修繕、買い換えを行うとすれば、球磨川第4橋橋梁塗装、車両買い換え等に多額の財源を要することになります。

審査の中で、基金運用に関する業務など経営にかかわるすべてをくま川鉄道株式会社に返すべきであり、自治体が持つべきではないと、将来、株主、経営陣も大いに議論・検討を進めるべきであると、主体はくま川鉄道株式会社であるので、解決のために取締役会、株主総会等で協議を進め、その方向性を示していくべきと考えている、このような質疑応答がありまして、厳しい経営状況を認識しながら、全会一致、認めることに決しました。

次いで、日程第10、議第72号平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果を御報告いたします。

歳入についてでございますが、4款繰越金から歳入歳出それぞれ611万円を増額し、歳入

歳出予算の総額は1億555万4,000円となるものであります。

歳出の主なものは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費34万9,000円、これは消火器買い換え購入費であります。

全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 議第71号人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算に絡んで、今、総務文教委員長のほうから報告をいただいたわけではありますが、これは以前は経済建設委員会の所管でございまして、その時分から、この基金の残額と取り崩しの状況からして、将来にわたって非常に厳しいという議論をしましたし、経済建設委員会時代にも2回ほど、くま川鉄道株式会社の社長をお呼びして意見を聞いてきた。そういう経緯があるわけですが、ただいまの総務文教委員長の報告を聞いてみますと、その当時よりもさらに基金状況というのは一挙に悪くなったという感じがします。

21年度末では1億5,000万しか残らないということですから、それからいきますと、今のペースでいけば、あと二、三年で基金は底をつくという状況になってくるわけですが、こういった状況の中で、基金がもう二、三年で底をついた後、どういうふうにくま川鉄道を経営していくのか、そこらあたりについての議論があったのかどうかというのが一つです。

それから、もう一つは、基金管理運営をもうくま川鉄道株式会社に渡してしまって、その中で管理運営をすればどうかという意見もあったようですが、第三セクターという性格上、そのことが法的に認められるのかどうか、そこらあたりの審議がどうされたか、以上2点について、御報告をいただきたいと思います。

以上です。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま御質問がありました経営の厳しさ、そこらについては、いろんな御意見、細かいところまでもあったわけでございます。やはり現状としては本当に厳しいと、既に現在でも2,500万の借入れがありまして、今回補正をします3,400万程度補正をしますと、その中から借入金の返済ということがありますし、残り900万相当につきましては、その後の経営資金となるわけでございますが、やはり年度末においてはさらに基金の取り崩しということが出てくる、そのことが想定をされるわけであります。

そういうことから、その厳しさについてはもう十分認識をしておりますし、さらに、そこらについては、どうして株式会社で主体的にやらなきゃならないかということは、当然株主としては、各自治体もそれには入っておりますし、そこらでもう少し真剣に一自治体だ

けではなくて取り組むべきではないかと、議論をして、やっぱりしかるべき方向をきちんと示していくべきではないかと、そういうことからの意見があったわけであります。

それから、法律上にどうなるのかということについては、まだそこまでは審議はいたしておりませんでした。というのが、やはり余りの厳しきで、ここらをどうしていくか、今後の課題として大きくとらえながら、執行部としてもやはり十分そこらも認識してほしいということがありまして、まだ法的にどうなのかということまでは審査には入っておりません。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の時点では、いわゆる二、三年先に基金が底をついた後の経営をどうするのかと、そこまでは議論はされてなかったようですけれども、振り返ってみますと、ことしの4月に、例のKUMA―1、KUMA―2がリニューアルをして、観光列車を仕立てたわけですが、それを中心にしながら、SLの運行と相まって、このくま川鉄道をどうやって観光客をたくさん呼び込んでいくのか、そういった企業努力を含めて、くま川鉄道の社長のほうから意思表示があったわけですが、まだ時間的に余りたっておりませんので、そのことについての効果というのはまだわからないかなというふうに思いますけれども、ことしの末、来年の3月ぐらいになれば、その答えもぼちぼち出てくるであろうし、そのことも含めて、今後の対策について十分議論していただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（大王英二君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第71号及び議第72号の2件について総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第71号、議第72号は原案可決確定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第11 議第73号から日程第16 議第78号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第11、議第73号から日程第16、議第78号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第11、議第73号から日程第16、議第78号までの6件について、審査の結果を御報告いたします。

まず、日程第11、議第73号平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3億3,321万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億6,143万3,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為は、昨年4月の医療制度改革に伴い、保険者に特定健康診査、特定保健指導が義務づけられ、これに伴い、本市でも「人吉市国民健康保険特定健康診査等実施計画書」を策定しており、これは平成24年度に健診受診率65%、保健指導実施率45%という目標値が示され、達成できない場合には財政的ペナルティーが課せられることになっており、当面、健診受診率がその対象項目となっているようでございます。

このため、本市においても、年次目標を設定し取り組んでおるようですが、この6月から7月にかけて実施いたしました特定健診の受診率が、本年度の目標値の40%を下回る状況だったそうでございます。そこで、11月から12月ごろに追加健診を実施し、受診率を押し上げたいとの考えでございます。

そこで、特定保健指導を主体とする国民健康保険特定健診及び特定保健指導等業務委託に関し、限度額を139万2,000円とし債務負担行為を行うものでございます。

歳入で主なものは、1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税につきまして、7月本算定での調定が確定しておりますので、これに伴う減額補正でございます。

国保税の合計では、6,902万9,000円の減額で、補正後の額を9億6,233万5,000円とするものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の489万1,000円の追加でございしますが、これは国保保健指導事業分として新規に取り組みます重複・頻回受診者訪問指導に係る補助403万2,000円が主なものでございます。

2目出産育児一時金補助金は新設でございます。ことし10月1日からの出産育児一時金の増額分4万円のうち、2分の1の国庫補助分で、38件分の76万円とするものでございます。

10款、1項繰越金、2目その他の繰越金は、前年度の繰越金の確定に伴い、3億6,618万9,000円を追加し、補正後の額を5億8,618万9,000円とするものでございます。

次に、歳出で主なものは、2款、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、149万円を追加し、補正後の額を2,581万円とし、10月から引き上げるものでございます。

8款、2項、1目保健衛生普及費、13節委託料に403万2,000円の追加は、今回計画いたしております重複・頻回受診訪問指導事業で、多受診者及び頻回受診者の中から訪問指導対象者を抽出し、保健師など専門スタッフによる趣旨説明の上、療養上の日常生活指導や受診に

関する指導、服薬指導などの適切な訪問指導を行うことによって医療費の適正化を図る趣旨のものでございます。

9款、1項、1目財政調整基金積立金に2億円を追加し、2億15万5,000円としております。これにより、21年度末の基金残高は2億3,111万4,000円となるようでございます。

12款、1項、1目予備費は、1億594万3,000円を追加し、補正後の額を2億594万3,000円とし、歳入歳出の調整をするものでございます。

次に、日程第12、議第74号平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,368万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、4款、1項、1目繰越金を317万7,000円追加し、補正後の額を317万8,000円にするもので、20年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出の主なものでございますが、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金を260万3,000円追加し、補正後の額を4億2,708万8,000円とするもので、本年4月以降の出納整理期間中に納付されました20年度の保険料等を計上するものでございます。

3款諸支出金、2項、1目一般会計繰出金に53万4,000円を追加し、53万5,000円としておりますが、これは20年度事務費に係る繰入額の超過分でございます。

次に、日程第13、議第75号平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億657万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,402万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、8款、1項、1目、1節前年度繰越金1億1,038万2,000円で、平成20年度決算に伴う国・県支出金の精算によるものでございます。

歳出の主なものは、4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金の4,060万9,000円、7款、1項、2目償還金の4,500万6,000円、7款、3項、1目の一般会計繰出金200万8,000円、8款、1項、1目予備費の1,964万6,000円でございます。

なお、委員より、基金の累計額の質疑がございまして、今回の補正分を含め累計1億952万5,000円となるとの説明がございました。

次に、日程第14、議第76号平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,976万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、3款、1項、1目平成20年度の決算に伴う繰越金で、52万9,000円でございます。

歳出の主なものは、4款、1項、1目予備費で、繰越金と同額の52万9,000円でございます。

次に、日程第15、議第77号平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）の審査

の結果を御報告いたします。

収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業費用既決額5億1,765万円を155万9,000円減額し、合計を5億1,609万1,000円とするものでございます。

今回の水道事業費用にかかわる補正内容は、本年7月1日付の人事異動による職員の1名の人件費並びに共済組合負担金の掛金率の改正に伴うものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、第1款資本的支出既決額2億4,777万7,000円を136万5,000円増額し、合計2億4,914万2,000円とするものでございます。

1項建設改良費、1目構築物費を95万円増額し、その主なものは、茂ヶ野水源地保護地購入費の88万2,000円で、2筆分、面積にして2,939平米でございます。

次に、日程第16、議第78号平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を御報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,654万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,462万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、繰越金と人吉浄水苑機械電気設備改築工事に発生しました不要物件の売却に伴う諸収入の増、それにかかわる事業費、予備費の補正でございます。

歳入の主なものでございますが、6款、1項、1目繰越金3,258万7,000円増額の5,358万7,000円は、平成20年度決算確定による前年度繰越金でございます。

7款、2項、1目雑入395万4,000円は、平成15年度から実施しています人吉浄水苑の機械・電気設備の改築更新工事により発生した撤去物を処分のために一般競争入札による公売を行った売買金額であります。

歳出の主なものは、1款、1項、1目、13節委託料の550万円の増は、下水道管渠工事設計委託料及び人吉浄水苑機械電気設備改築更新工事委託料の増額によるもので、この550万円の増額のうち400万円につきましては、委託料の人吉浄水苑の機械・電気設備の改築更新工事により発生しました撤去物の処分による売買代金のうち、国庫補助相当分を返還するかわりに、日本下水道事業団と委託協定しております人吉浄水苑機械電気設備改築更新工事委託料にかかわる補助対象事業費として400万円を増額し、その財源として売却代金を充てることで補助金返還分の相殺を行うものでございます。

なお、委員より、撤去物の売却代金の400万円を21年度・22年度議会の議決を得た日本下水道事業団との協定金額2億1,000万円の事業費に組み込むことができるのか、また、議会の議決との整合性はという質疑がございました。

日本下水道事業団との協定金額については、平成22年度補助対象工事分の一部を本年度に前倒しし、年度ごとの出来高の割り振りを変更することで、全体の委託協定金額に変更はないということであり、また、委託協定金額の2億1,000万円に変更がなければ、議会の議決は必要ないという説明でございました。

以上6件、審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、御報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第73号から議第78号までの6件について厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号は原案可決確定をいたしました。

=====

日程第17 議第79号

○議長（大王英二君） 次に、日程第17、議第79号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第17、議第79号平成21年度人吉市国民宿舎特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

本案は、先ほど議決されました議第85号に基づき設けられる人吉市国民宿舎特別会計の予算でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ24万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、2款、1項、1目基金運用利息4万2,000円及び3款、1項、1目一般会計からの繰入金19万5,000円であります。

歳出の主なものは、1款、1項、1目一般管理費の中で財政調整基金積立金として4万3,000円、2款、1項、1目予備費19万8,000円であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第79号について経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第79号は原案可決確定をいたしました。

=====

日程第18 議第88号

○議長（大王英二君） 次に、日程第18、議第88号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第88号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 全会一致、起立。

よって、議第88号は選任同意することに決しました。

=====

日程第19 議第89号

○議長（大王英二君） 次に、日程第19、議第89号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第89号は任命同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 全会一致。

よって、議第89号は任命同意することに決しました。

=====

日程第20 諮第1号

○議長（大王英二君） 次に、日程第20、諮第1号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第1号は推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は推薦することに決しました。

=====

日程第21 諮第2号

○議長（大王英二君） 次に、日程第21、諮第2号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第2号は推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第2号は推薦することに決しました。

=====

日程第22 諮第3号

○議長（大王英二君） 次に、日程第22、諮第3号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第3号は推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第3号は推薦することに決しました。

=====

日程第23 諮第4号

○議長（大王英二君） 次に、日程第23、諮第4号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第4号は推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第4号は推薦することに決しました。

=====

日程第24 陳第22号

○議長（大王英二君） 次に、日程第24、陳第22号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 日程第24、陳第22号地元産材利活用に関する陳情について、審査の結果を報告します。

この陳情は、平成21年6月23日、球磨郡相良村柳瀬3452-3、人吉球磨木材協会会長光永初男氏から提出されたものであり、その要旨は、今日の世界的な不況、住宅着工数の激減、輸入外材の台頭などの経済状況の影響により、人吉球磨地域の基幹産業である木材産業、地元木材業界は今までにない危機的状況に直面しているとの観点から、次の4点について訴えられているものであります。

まず1点目、市営住宅施工に関し、地元関連業者への優先的配慮、2点目、選挙用掲示板に関し、地元間伐材の利用促進、3点目、地元材利用の場合の優遇施策の実現、4点目、商店街看板、公園ベンチ、バス停留所時刻掲示板等々への県産材利用の推進であります。審査の中で、まず執行部から、地元産材の利用促進についての取り組み状況について説明を受けました。

市営団地施工については、中原団地、東間団地ともに地元産材であることの出荷証明のついたものを利用してきた。選挙用掲示板については、さきの8月の衆院選において地元材の利用、また、城址公園内ベンチについても地元材の利用促進を図っているということであります。

委員からは、市の財政状況からして、地元材利用に対する優遇施策の実現については厳しい面があるのではないか、また学校林の利活用推進について等々の意見、要望が出されました。

慎重審査の結果、地元基幹産業の振興を図るという観点から、全会一致で採択することに

決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。陳第22号について経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第22号は採択することに決しました。

=====

日程第25 陳第23号

○議長（大王英二君） 次に、日程第25、陳第23号を議題とし、議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○9番（永山芳宏君）（登壇） 議会運営委員会に付託されました日程第25、陳第23号百条調査委員会設置を求める陳情につきまして、審査の結果を御報告いたします。

この陳情は、平成21年8月17日、人吉市鶴田町55-2、蓑毛耕作氏より提出されたものです。

陳情の趣旨は、紺屋町南線外1線の用地買収に対する補償金の一部を返還するよう求めた住民監査請求の監査結果について、また議会経済建設委員会での所管審査結果について納得されておらず、証人喚問や記録提出の要求ができ、正当理由なくしてこれを拒んだときに罰則規定があり、強制力を持つとされる百条調査委員会を設置してほしいというものです。

委員会設置を求める陳情ではありますが、この陳情の中身は、これまで所管の経済建設委員会において慎重に審査をされてこられた内容のことです。そして、経済建設委員会の前立山委員長から、昨年12月定例会最終日、さらにことし6月定例会開会日に、議事日程にのせた上で審査結果が報告されております。

これまでの大まかな経過ですが、紺屋町南線外1線の用地買収に伴う疑惑の声上がり、平成20年12月定例会では一般質問でも取り上げられるなどしたことから、所管の経済建設委員会では審査を行い、12月定例会最終日に審査結果の委員長報告がっております。

さらに、平成21年3月定例会になり、疑問がまだ払拭されていないということで、今回の陳情者を含む4名の市民の方から、議会に対し要望書が提出されております。

本市議会では、要望書は参考資料として議員配付にとどめるのが通例ですが、議員の中からも、さらなる調査をすべきではという意見がありました。

そこで、3月定例会閉会の後、4月から5月にかけて、このことについての集中審査とい

う形で、4回にわたり所管の経済建設委員会が開催されております。そして、6月定例会の開会日に同委員会の最終報告がなされております。

経済建設委員会では、その間、精度監理コンサルからの事情聴取、正副委員長及び議会事務局職員による当該酒造メーカーを含む同業酒造メーカー4社に出向いての意見聴取などが行われております。

また、議会に要望書を出された方の1人である今回の陳情者におかれては、4月27日、補償金の一部を返還するよう求めた住民監査要求書が提出されております。監査の結果、市長に対する返還措置を求めている営業休止補償の発生は、不当な公金の支出とは認められないとの判断でありました。そして、6月23日、その監査結果が通知されておりますが、通知の日から30日以内に不服申し立てができるとされておりますが、その不服申し立てはされておられません。

そのような中で、今回、百条調査特別委員会設置を求める陳情書を提出されてきたわけでございます。

委員会審査の中で、所管委員会である経済建設委員会でも審査をしてきたことと、陳情書の中身について多くの相違が見受けられるという意見がありました。例えば、「水検は必要ない」という主張に対し、所管委員会報告では、移動すれば法的には必ず水検は必要である。また、「現地調査とか、酒造メーカー数社を招聘しての質疑など一切なく、机上の討論のみということ」の部分に対しては、所管正副委員長が4社に出向き聞き取り調査を実施している。「4.7カ月の休業は、向こうの言いなりになって認めた」というような点についても、実際は補償コンサル、精度監理コンサルを入れて中身を精査しているなど、この陳情の中身は、これまでの経済建設委員会での審査の結果との認識相違が多く見受けられる内容となっております。

今回の審査の論点の一つになりましたのは、酒税に関する専門官と陳情者との質疑応答の事実確認についてであります。その確認をすべきではないかという意見がありました。

議会運営委員会としましては、住民監査請求もあっていたことから、代表監査委員に出席をお願いし、この水検の必要性について監査結果の見解を求めました。監査委員としては、酒税法に特段の運用規定などもないことから、酒税法第47条、同法施行令53条及び54条の規定に基づき、移転をする場合は必ず水検が必要であるという見解でありました。この法の解釈は、これまでの経済建設委員会の報告とも一致しております。

このほかに、なぜ陳情者は、住民監査を請求し棄却された際に、納得がいかなかったのであれば訴訟を起こすことができたはずなのに、それをせず、また議会に調査を求めているのか。どうしても不服があるというのであれば、陳情者みずからが法的手続をとるべきではないかなどの意見もありました。

この陳情は、百条調査委員会の設置を求めるものであります。審査をする中で、何に基づ

いて判断するかといえ、法に基づいて判断するのであって、そのようなことから考えれば、酒税に関する専門官の質疑応答の事実確認はされておりませんが、経済建設委員会の中でこれまで慎重に法に照らした審査をされてきており、議会において一定の結論も出ていること、また、陳情者からの住民監査請求は棄却されているにもかかわらず、不服申し立てもされていないこと、さらには、水検は法的に見て必要と判断できること。

以上のようなことから、議会運営委員会としましては、慎重審査の結果、陳第23号については、全員異議なく不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。採決は起立採決といたします。陳第23号についての委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。陳第23号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 なし〕

○議長（大王英二君） 起立なし。

よって、陳第23号は不採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時14分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開いたします。

=====

日程第26 球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第26、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の報告をいたします。

9月定例会においての特別委員会審査は、第3回目の委員会開催となります。

審議事項は、第4回「ダムによらない治水を検討する場」において示された治水対策案の検討結果についてと人吉市洪水ハザードマップの2項目について審議を行っております。

今回の第3回に先駆け、去る8月3日、第2回の特別委員会を開催し、国土交通省及び熊本県の担当者の方から、第4回「ダムによらない治水を検討する場」において示された治水対策案（河道掘削、引堤、市房ダム再開発、遊水地等）について説明を受けております。そ

の説明を受けた上で、再度、質疑及び意見をまとめ、今後の特別委員会としてどのような対応をしていくのか、検討いたしました。

委員からは、第4回の「ダムによらない治水を検討する場」で示された治水対策案について、「現在示されている治水対策案を客観的に判断するために、事業費の比較検討は重要であり、事業費概算の早急な提示を求めるべきではないか」、また「手段、手法は別として、まず安全度の議論がないと次に進めない。国・県に対して、その点の整理を求めたい」、「ダムによらない治水対策を求める上で、安全度について執拗に見解を求めるのは不適切だと考える」などの意見が出されました。

また、今後の特別委員会としては、「これまでは自民党政権下での河川行政だったが、民主党政権下では相当変わってくると思われる。今はアクションが起こしにくい状況で、推移を見守る必要がある」、「政権交代となっても、流域住民の生命と財産を守るための治水対策をやっていかなければならないことには変わりはない。しかし、国土交通省の考えも変わるかもしれないので、推移を見守った上で対応すべき」、「この特別委員会は治水及び防災に関する特別委員会であり、河川防災に委員会の方向性に向け、御溝川など毎年被害に遭われている地域の治水対策について委員会としても積極的に関与してはどうか」、「防災面の考えをこの時期に再認識しておくことは大事である」、「まず、市としてできる防災対策をやるべきではないか」などの多くの意見が出され、特別委員会としては、当面、国政の推移を見守りながら、治水対策案の事業費概算の提示については、時期を見きわめながら国・県へ求めることにしました。

次に、人吉市洪水ハザードマップについては、今定例会で予算計上されている案件で、前回は平成18年度に作成しており、前回との比較も踏まえ、執行部より説明を受けました。

今回の洪水ハザードマップの特徴は、前回の球磨川を中心とした全体地図に、県管理河川13河川の浸水想定区域を追加するもので、そのほか、土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所の土石流流出範囲の追加、避難所及び避難ルートの再検討がなされるということでございます。

スケジュールとしましては、原案作成後、議会への説明、災害対策支部会議での説明など、市民からの意見聴取を踏まえ、来年5月から6月ごろに市内各世帯へ配布する予定とのことであります。

委員からは、「他の地域での災害で、避難所への避難途中で流されるという事故が起こっており、避難ルートの選定に際しては参考としてもらいたい」、「災害時弱者と言われる方への対応として、エリアでの病院等の施設を示した資料を原案ができる前に資料として提供してほしい」、「自主防災組織等への備品関係の備えつけについてのシステム構築を考慮願いたい」、「地域の自主防災組織と特別委員会で意見交換会をし、生の情報を聞いてはどうか」、「以前（平成18年度）に作成したハザードマップの利用状況について、市民へアン

ケート調査を行ってはどうか」などの意見が出されました。

今回の特別委員会では、国政の推移を見守りながら、治水対策案に出ている市内地域の浸水想定地域など、現地視察を行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

=====

日程第27 公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第27、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 日程第27、公益的施設の適正配置に関する特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、6月定例会以降に、第2回特別委員会を8月7日、第3回を9月2日に開催いたしました。

まず、8月7日の第2回特別委員会は、私が入院加療中でありましたので、三倉副委員長のもとで開催をいたしましたが、開会に当たり、改めて公益的施設の定義を確認した上で、委員会の進め方について協議をいたしました。

現時点では、1点目に人吉総合病院の移転建設問題、2点目に市庁舎移転に関する問題、3点目にその他の施設の利活用問題など、大きく三つの審議事項がありますが、この中でも特に人吉総合病院の移転建設が喫緊の問題であり、本特別委員会としては、当面、この問題について集中的に審議していくことを決定いたしました。

そこで、人吉総合病院の現状について執行部から説明を受けましたが、それによりますと、現在の総合病院は、外来棟で築後40年、入院棟が築後30年経過しており、老朽化、耐震化を理由に移転計画がされています。

一方、国は、厚生年金会館や厚生年金病院等の年金福祉施設については5年以内に廃止や売却を進めることを決定しており、それを受け、平成17年10月1日に「年金・健康保険福祉施設整理機構」（略称）R F Oと呼ばれておりますが、が設立され、現在、人吉総合病院もこの機構に移管されております。

さらに、平成22年9月30日までに譲渡先を決定しなければならない状況ですが、病院側が希望する移転候補地の条件として、次のような希望がっております。まず、建物の高層化による対応も検討できるものの、将来の拡張や建てかえも考慮して、延べ面積が2万平米か

ら3万平米の敷地を有すること、市有地——これは人吉市の土地という意味ではありますが、市有地または用地交渉が必要でないこと、水道、電気、下水道などの都市インフラが完備していること、広域性の機能を有していること、周辺環境がすぐれていること、移転スケジュールをクリアできることなどであります。

そこで、市では、11カ所の候補地を総合病院に提示したということですが、病院側としては、あくまでも市有地を強く望まれており、また、市としても移転問題については全面的に支援したいという立場から、総合病院等人吉市土地利用対策会議、さらにその下に課長、係長クラスで構成した作業部会を立ち上げ、行政経営会議を経て最終的に3カ所に絞り込みをしたという説明であります。

その絞り込んだ3カ所は、鬼木町の梢山工業団地、西間下町の市役所別館周辺、相良町宝来町の人吉球磨能力開発センター周辺の3カ所であり、梢山工業団地については、多目的運動広場の予定地であります。候補地としては一定の条件を満たしている。市役所別館周辺は、現在の市役所別館をどうするかといった問題はあるが、候補地としての一定の条件は満たしている。能力開発センターの周辺は、敷地面積不足や現在のシルバー人材センター及び能力開発センターをどうするかといった問題はあるが、一定の条件は満たしているということで、それぞれクリアしなければならない問題点を抱えながらも、その3カ所に絞り込んだ旨の説明がありました。

以上のような説明に対して、委員から次のような質疑が出されました。候補地を絞り込む最終的なタイムリミットはいつまでを想定しているか。3候補地に決定した場合のそれぞれのメリット・デメリットはどんなことが考えられるのか。総合病院の移転によって、都市機能のゾーニングがさま変わりすることになる。あわせて、市役所移転など、広い意味での動線が変わることになる。総合病院の移転だけの問題にとどまるものではなく、総合的な市のグランドデザインを示すべきではないか。

これに対して、執行部からは、医療施設耐震化臨時特例交付金を病院側が申請されるが、その中で市有地を希望するということでの申請である。候補地の絞り込みについては、申請後にヒアリングがあるが、期限については現時点でははっきりわからない。R F Oの期限が来年9月30日ということや設計委託期間などを考慮すると、ことしの10月ごろには絞り込まなければならないのではないかと思います。各候補地ごとのそれぞれのメリット・デメリットは、条件などを含め詳細な調査を行い、次回の委員会開催のときに提示したい。候補地の絞り込みは、委員会での議論や意見を参考にして進めたい。都市機能のゾーニングについての議論は、今後時間をかけてやっていきたい。当面は、喫緊の問題として、総合病院の移転問題に特化したいとの考えが示されました。

概略以上のような審査を行い、次回を9月定例会の会期中に開催することを確認して閉会をいたしました。

次に、第3回の報告であります。第3回目の特別委員会は、9月2日13時30分から議員控室において開催いたしました。

開会に先立ち、新聞社から傍聴の申し込みがありましたが、総合病院長の意向を確認した上で、今回までは会議の写真撮影だけを許可することにいたしました。

さて、審査の焦点は、第2回目の特別委員会で確認決定いたしました市庁舎別館周辺、梢山工業団地内、人吉球磨能力開発センター周辺の3カ所に絞りました候補地について、それぞれ評価項目を設定し、メリット・デメリットを比較検討することにあります。

まず、執行部から、総合病院と人吉市土地利用対策会議の作業部会で検討を行った結果について報告を受けましたが、その検討の方法は、まず3候補地についての総合的な評価であり、その評価項目は、面積、場所、法規制を明確にした上で、利用者の利便性、道路アクセス、公共交通機関、インフラの整備、周辺環境、その他特筆すべき点などについて列挙し、比較検討したものであります。

それによりますと、市庁舎別館周辺の面積は2万2,266平米、梢山工業団地内は4万2,428平米、能力開発センター周辺は1万843平米、また、法規制については、3カ所とも都市計画法に基づく開発行為の対象となり、その他それぞれの評価項目についても客観的な評価がされています。

さらに、もう一つの比較検討の方法は、関係する三者、つまり人吉市、総合病院、市民と病院利用者の三者が、それぞれの立場から見たメリット・デメリットであります。

そこで、人吉市の立場から考察しますと、財政関係、企業誘致関係、総合計画、都市計画、土地利用関係、市民生活に与える影響、その他特徴的なものなどが人吉市にとっては大切な要素となりますので、この5項目に照らして3候補地を評価しています。

また、総合病院の立場から考察しますと、場所、面積、整備経費、着工時期、交通の利便性や広域性、インフラの整備状況などが重要な要素になると思われますので、この6項目を共通評価項目として3候補地を評価しています。

また、市民や病院の利用者という立場から考察いたしますと、周辺環境、利便性や広域性、社会的、経済的影響などが重要な要素と思われますので、この三つの共通評価項目に照らして3候補地の評価を行っています。

それぞれの評価項目に対する評価内容は、長くなりますので報告を割愛いたしますが、審議の中で委員からの質疑や意見は次のようなものがあります。

まず、市庁舎別館に対してであります。市庁舎別館を初め公益的施設が多いので、分割購入の考えはないのかに対しまして、総合病院はまとまった土地を一括して購入する考え方があると思っている。

また、能力開発センターについては、周辺の浸水想定区域はどうなっているのかに対しまして、また、面積が狭いが、地元との調整や影響はどう考えているのかに対しまして、浸水想定は0.5

から1.0の区域であり、地元についての対応はまだやっていない。

次に、梢山工業団地についてであります。遺跡調査の必要性や場所、期間などはどうなっているのかに対して、場所は山口牧場跡で、期間は4カ月から6カ月が見込まれる。このことによって事業中止にはならないと思う。高圧線が走っているが、影響はないのかに対して、建物の配置で影響を避ける考えのようである。市で造成するのかに対して、現状のままで売却したい。工業団地の目的外使用は50%以内だが、抵触しないのか、十分余裕があるということであります。農免道路とフルーティーロードの交差点は交通渋滞が問題ではないか、他からの要望もあっており、一般道路で整備を考えている。食べ物を扱う給食センターへの影響はないのかに対して、現時点では工業団地にも話してはいない、まとめの段階になれば教育部とも協議したい。

全体的な質疑であります。利用者、患者などの車利用の実態はどうなっているのかに対して、ほとんどの人が車利用をしていると聞いている。病院は高齢者が多い、交通網の整備は大丈夫かに対して、現在5系統23路線を運行しており、どこに行っても対応できると産交から聞いている。必要な道路は病院でやるのか、市でやるのかに対して、進入路は病院で、取り付け道路は市でやるべきであると思っている。資料の市民・病院利用者の立場からの評価は市の考えかに対して、総合病院と協議したもので、アンケートなどをやってはとの声もあったが、直接市民からの声は聞いていない。ある時点では情報の公開をすべきではないかに対して、総合病院と打ち合わせ、可能な限り整理し、次回の委員会で提起したい。課題の検討は具体的にどう進めるのかに対して、デメリット対策を整理して、次回の委員会で提起、説明したい。全体的に財政問題、デメリットの解決策、費用対効果などが提示されなければ、詰めた議論をすることができないかに対して、御指摘のとおりだが、段階を追ってやることで、今回の説明資料となった。財源など不明な点もあるが、どこに決まっても、市としてのデメリットは大きい。3候補地のデメリットと期間を解決する手法を探していくのがベストだと思っている。最後ですが、最終的にどこで決めるのかに対して、最終的には総合病院の意見を聞き、総合的に判断、決定したい。

概略以上のような質疑応答をいたしましたが、タイムリミットが迫っている中で、次回の特別委員会をいつするのか調整をしましたが、なかなか日程が厳しく、最終的には次回を10月13日9時から開催することを決定して、閉会をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を終了いたしました。

=====

日程第28 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第28、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。
（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

平成21年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成21年8月24日午前10時からカルチャーパレスで開催され、議長が欠員のため、私副議長が臨時議長となり、まず仮議席の指定を行い、五木村議会から選出された早田吉臣議員、中村俊也議員、錦町から選出された桑原庄之進議員、荒川孝一議員の各議員の仮議席の指定の後、議長選に入り、議長選挙においては、議会運営委員長より、議長選は選考委員会で推薦者を選考し、投票選挙とする旨の報告があり、選挙の結果、錦町選出議員の柳瀬厚則議員が新議長となりました。

柳瀬新議長において審議に入り、議席の指定、会議録署名議員の指名が行われ、会期の日程は1日限りとし、その後、行政報告については、田中信孝代表理事より定例理事会等々の報告がありました。

続いて、一般質問に入り、質問においては、多良木町選出議員、久保田悦子議員より、特別養護老人ホームについて、またカルチャーパレスの改築問題について執行部の考えをたしました。

その後、8件の議案審議に入り、議案第17号人吉球磨広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の制定について、議案第19号平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、議案第20号平成21年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計補正予算（第1号）、議案第21号平成21年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム会計補正予算（第2号）、議案第22号平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、議案第23号損害賠償額の決定について、議案第24号損害賠償額の決定についての各議案8件について質疑を行い、採決の結果、すべて原案どおり可決されました。

次に、4件の認定審議に入り、認定第1号平成20年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成20年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成20年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての4件について決算特別委員会が設置され、委員会に付託することになり、委員構成は、西信八郎議員（人吉市）、松田茂議員（人吉市）、荒川孝一議員（錦町）、久保田悦子議員（多良木町）、市岡智恵議員（相良

村）、中村俊也議員（五木村）、山口和幸議員（あさぎり町）、溝口峰男議員（あさぎり町）が指名され、委員長にあさぎり町選出の山口和幸議員、副委員長に人吉市選出の松田茂議員が互選されました。

次に、報告第1号平成20年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号資金不足比率の報告については、それぞれ執行部より報告があり、了承されております。

最後に、議会運営委員会並びに平成20年度決算特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について決定がなされ、閉会しました。

以上、長くなりましたが、平成21年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

=====

日程第29 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第29、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。

○6番（村上恵一君）（登壇） 平成21年8月31日に行われました人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告を行います。

まずは、8議席中、空席になっていました2議席において、錦町議会より8月6日付で宮本堅志議員、また五木村議会より8月7日付で山下照公議員が新たに選出され、議席の指定が行われました。

その後、議案第1号についてですが、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、議会選出監査委員であった五木村議会選出の木下丈二議員の議員辞職に伴い、現在、議員選出の監査委員が不在になっていたため、地方自治法第196条第1項及び人吉下球磨消防組規約第11条第2項の規定により議会の同意が必要になったものでございます。なお、新監査委員に相良村議会選出の黒木正照議員が選任され、原案可決されました。

議案第2号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1日の勤務時間が「8時間」から「7時間45分」に15分短縮されたことにより、現在の8時30分から17時30分までの勤務時間を8時30分から17時15分までに改めるものでございます。なお、交代制勤務者にあつては、現在、8時30分から翌朝の8時30分までの24時間勤務、1当番勤務の勤務時間が16時間、2日分の勤務時間で、残りの8時間を休憩時間、これは仮眠時間を含むとなっておりますが、今回の改正により、拘束時間については、現在の24時間勤務に変わりはないが、時間短縮により休憩時間が30分間多くなり、1当番勤務当たりの勤務時間を15時間30分とするもの、また、時間短縮の30分は仮

眠時間に充てられると説明を受け、原案可決されました。

議案第3号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。育児短時間勤務の形態について定めるもので、「1週間の勤務時間が20時間、24時間または25時間となるように勤務すること」となっていたものを時間短縮に伴い「19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること」に改めるという説明を受け、原案可決されました。

以上、報告を申し上げます。

=====

日程第30 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第30、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をいたします。

平成21年第2回川辺川総合土地改良事業組合議会8月定例会が、平成21年8月28日午前10時に開会され、あさぎり町農業委員会並びに相良村議会の改選により新たに選出されたあさぎり町農業委員、北川一之議員、相良村議員、茂吉隆典議員の議席の指定を行い、諸般の報告については、組合長より報告がなされ、内容は、国営事業での再開について、7月15日、人吉土地改良区の総代会において同意をいただいた。また、相良村土地改良区関係においては、8月5日から12日までの間に6カ所において、相良村、九州農政局、熊本県、内山組合長が出席し、土地改良区組合員に既設導水路活用案の説明を行った。今後は、相良村土地改良区の同意をお願いしたいとの報告がありました。

次に、審議案件6件が提案され、専決処分事項の承認について、職員の給与条例の一部改正、条例関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議会委員会条例の一部改正、議会会議規則の一部改正、平成20年度決算の認定、平成21年度補正予算（第1号）等々について審議され、全議案認めることに決定されました。

また、一般質問が行われ、相良村の水利権について、負担金問題等について質疑応答があり、閉会しました。

以上、川辺川総合土地改良事業組合議会定例会の報告を終わります。

=====

日程第31 議員派遣について

○議長（大王英二君） 次に、日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、簗毛正勝議員を派遣することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

議第90号平成20年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第3号平成20年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について、報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての3件を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程 議第90号、報第3号及び報第4号

○議長（大王英二君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところを恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第90号平成20年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。詳細につきましては会計管理者から御説明をいたします。

報第3号平成20年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告につきましての案件は、地方自治法第145条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては所管の責任者から御説明いたします。

報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成20年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細につきましては所管の責任者から御説明をいたします。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○会計管理者（大石宝城君）（登壇） こんにちは。大変お疲れのところ申しわけございません。

まず、説明に入ります前に、御確認をお願いいたします。お手元にお配りしておりますのが、平成20年度の歳入歳出決算書、それから監査委員の審査意見書、それと決算に係る主要な施策の成果報告の3部でございます。配付漏れ等はございませんでしょうか。（「なし」

と呼ぶ者あり)

それでは早速、決算書に基づいて、議第90号平成20年度人吉市歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

まず、決算書の3ページをお願いいたします。ページ数は中央の一番下に表示してございます。3ページでございます。一般会計でございます。まず、数値につきましては、一番左から予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、そして収入未済額の順で読み上げてまいります。金額は一番下の合計の欄に書いてございますので、よろしくお願いいたします。

歳入の予算現額155億6,946万3,918円、調定額162億9,208万8,288円、収入済額147億704万9,338円、不納欠損額4,671万6,116円、収入未済額15億3,832万4,689円となっております。収入済額の予算に対する割合は94.46%、調定額に対します収納率は90.27%でございます。なお、13款、1項の使用料の収入済額の中には、更正減を要する額1,855円が含まれております。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、予算現額、支出済額、不用額の順で読み上げてまいります。歳出の予算現額155億6,946万3,918円、支出済額142億1,598万939円、不用額3億6,798万5,071円でございます。予算の執行率は91.31%でございます。なお、9款、1項の消防費の不用額の中には、執行を要する額9万円が含まれております。

少し前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は4億9,106万8,399円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入の予算現額49億8,809万9,000円、調定額56億5,000万9,930円、収入済額50億9,388万9,134円、不納欠損額5,228万7,240円、収入未済額5億383万3,556円でございます。収入済額の予算に対する割合は102.12%、調定額に対します収納率は90.16%でございます。

次に、10ページをお願いいたします。歳出の予算現額49億8,809万9,000円、支出済額45億769万9,507円、不用額4億8,039万9,493円でございます。予算の執行率は90.37%でございます。

前に少し戻っていただきまして、ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は5億8,618万9,627円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計でございますが、歳入の予算現額20億2,995万1,000円、調定額21億868万6,487円、収入済額20億3,571万4,495円、不納欠損額222万93円、収入未済額7,075万1,899円でございます。収入済額の予算に対する割合は100.28%、調定額に対する収納率は96.54%でございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳出の予算現額20億2,995万1,000円、支出済額19億8,212万7,490円、不用額4,782万3,510円でございます。予算の執行率は97.64%ござい

ます。

前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は5,358万7,005円でございます。

次に、13ページをお願いいたします。老人保健医療特別会計でございますが、歳入の予算現額4億8,112万5,000円、調定額と収入済額が同額でございます、4億8,138万7,548円でございます。収入済額の予算に対する割合は100.05%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、14ページをお願いいたします。歳出の予算現額4億8,112万5,000円、支出済額4億7,645万734円、不用額467万4,266円でございます、予算の執行率は99.03%でございます。

前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は493万6,814円でございます。

次に、15ページをお願いいたします。カルチャーパレス特別会計でございますが、歳入の予算現額9,887万3,000円、調定額と収入済額は同額でございます、1億152万4,688円、収入済額の予算に対する割合は102.68%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出の予算現額9,887万3,000円、支出済額9,541万3,322円、不用額345万9,678円でございます、予算の執行率は96.50%でございます。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は611万1,366円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございますが、歳入の予算現額1億331万4,000円、調定額と収入済額は同額でございます、1億331万455円、収入済額の予算に対する割合は99.996%でございます。調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、18ページをお願いいたします。歳出の予算現額1億331万4,000円、支出済額1億331万455円、不用額3,545円でございます、予算の執行率は99.996%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。梢山工業団地造成事業特別会計でございます。歳入の予算現額5,808万2,000円、調定額と収入済額は同額でございます、5,807万5,051円で、収入済額の予算に対する割合は99.99%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、20ページをお願いいたします。歳出の予算現額5,808万2,000円、支出済額5,807万5,051円、不用額6,949円でございます、予算の執行率は99.99%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、21ページをお願いいたします。国民宿舎特別会計でございますが、歳入の予算現額27万8,000円、調定額と収入済額は同額でございます、27万6,999円で、収入済額の予算に対する割合は99.64%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、22ページをお願いいたします。歳出の予算現額27万8,000円、支出済額27万6,999円、

不用額1,001円でございます。予算の執行率は99.64%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、24ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございますが、歳入の予算現額32億8,836万4,000円、調定額33億2,637万6,936円、収入済額32億9,284万8,472円、不納欠損額899万1,600円、収入未済額2,468万8,264円でございます。収入済額の予算に対する割合は100.14%、調定額に対する収納率は98.99%でございます。なお、1款、1項の介護保険料の収入済額の中には、現年度分の特別徴収保険料の未還付額15万1,400円が含まれております。

次に、26ページをお願いいたします。歳出の予算現額32億8,836万4,000円、支出済額31億8,246万5,423円、不用額1億589万8,577円でございます。予算の執行率は96.78%でございます。

前に戻っていただきまして、ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は1億1,038万3,049円でございます。

次に、27ページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計でございます。歳入の予算現額3,472万9,000円、調定額と収入済額は同額でございます。3,470万8,500円で、収入済額の予算に対する割合は99.94%、調定額に対する収納率は100%でございます。

次に、28ページをお願いいたします。歳出の予算現額3,472万9,000円、支出済額3,417万7,824円、不用額55万1,176円でございます。予算の執行率は98.41%でございます。

ピンクの仕切りをお願いいたします。歳入歳出差引残額は53万676円でございます。

次に、29ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入の予算現額4億1,189万7,000円、調定額4億1,240万9,725円、収入済額4億849万525円、収入未済額403万4,800円でございます。収入済額の予算に対する割合は99.17%、調定額に対する収納率は99.05%でございます。なお、1款、1項の後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、現年度分の特別徴収保険料の未還付額11万5,600円が含まれております。

次に、30ページをお願いいたします。歳出の予算現額4億1,189万7,000円、支出済額4億531万1,921円、不用額658万5,079円でございます。予算の執行率は98.40%でございます。

ピンクの仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は317万8,604円でございます。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わりますが、御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） お疲れさまです。私のほうからは、報第3号平成20年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告及び報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料、報告書の2ページをお願いいたします。報第3号平成20年度人吉市一般会

計継続費精算報告書の報告について御説明いたします。

資料は3ページをお願いいたします。開いていただきます。事業名は球磨川架橋建設事業でございまして、平成16年度から平成20年度までの継続事業として施行してまいりました。平成21年3月に竣工いたしましたので、地方自治法施行令145条第2項の規定により報告するものでございます。

お手元の資料、報告書の4ページをお願いいたします。報第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全性に関する比率を報告するものでございます。

健全化判断比率でございしますが、普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率、公営企業会計まで含めた連結実質赤字比率は、いずれも平成20年度決算は黒字でございしますので、数値はなしとなっております。

また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でもございします実質公債費比率は12.0%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でもございします将来負担比率は88.4%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

また、法第22条に基づく資金不足比率でございしますが、水道事業特別会計ほか、すべての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

5ページから11ページまでは監査委員の審査意見書となっております。

以上、補足説明を終わります。失礼します。

○議長（大王英二君） ただいまの説明及び報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、さらに日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま提出されました議第90号平成20年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成20年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程 平成20年度決算特別委員会の設置について

○議長（大王英二君） お諮りいたします。名称は平成20年度決算特別委員会、委員数は

7名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

決算特別委員会委員に、松岡隼人議員、井上光浩議員、川野精一議員、笹山欣悟議員、松田茂議員、永山芳宏議員、本村令斗議員、以上7名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第90号平成20年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成20年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決めます。

ただいま選任をされました委員の方は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま決算特別委員会委員長及び副委員長の互選がありましたので報告をいたします。

委員長に笹山欣悟議員、副委員長に松岡隼人議員が選任をされました。

=====

日程第32 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君） 次に、日程第32、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成20年度決算特別委員会委員長から、それぞれにお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成21年9月第6回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
議第80号	平成20年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について	慎重審査を必要とするため
陳第24号	産業廃棄物処理施設計画中止の意見書提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第17号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第21号	「仕事のない事業組合への4000万円以上もの血税のムダ遣いをやめて、事業組合の解散を決議すること」を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成20年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第90号	平成20年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第17号産業廃棄物処理施設建設について適正な対応を求める意見書（案）、意見第18号平成21年度補正予算の執行凍結に反対する意見書（案）の2件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第17号　産業廃棄物処理施設建設について適正な対応を求める意見書

○議長（大王英二君）　まず、意見第17号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（松岡隼人君）（登壇）　皆さん、こんにちは。それでは、意見第17号産業廃棄物処理施設建設について適正な対応を求める意見書につきまして、提案理由の説明をいたします。

この意見書は、東間下町の人吉鉄工株式会社跡地に計画されております産業廃棄物の中間処理施設建設について適正な対応を求めるもので、設置予定者より熊本県に事業計画書が提出されて以後、人吉市の関係部署への事業説明や関係住民への現地説明会を開くなどの対応をされながら、県と設置予定者の事前協議が進められてきた経緯がございます。

その間に、地元町内（浪床町、東間上町、東間下町）からは、設置計画中止の署名を添えて市長に提出、また同様に、県にも中止の署名を提出され、当市議会に対しては、平成21年9月4日付、産業廃棄物処理施設計画中止の意見書提出を求める陳情が、東間下町、東間上町、浪床町の3町内会長名で提出されております。

このように、設置予定者と地域住民との協議が平行線のまま続いている状況下において、県から9月9日付の産業廃棄物の処理施設変更に係る事前協議の終了したことを設置予定者に通知した旨の通知が人吉市に届けられました。

この通知に対し、田中市長は、9月11日に熊本県球磨地域振興局に出向き、協議も十分尽くされぬままでの一方的な事前協議の打ち切りについては遺憾であるといった旨の抗議を口頭でされております。

今回の厚生委員会の陳情審査において、以上のような現状を説明を受け、この産業廃棄物処理施設建設に関し多くの地域住民の反対がある中、また、地域住民との協議も尽くさないまま事前協議を打ち切ることについては理解に苦しむところであるとの意見から、厚生委員会では、人吉市議会として独自の意見書を提出することを全会一致で決定いたしました。

た。

その後、全議員からの同意を得て、今回の意見書提出となりました。

では、最後に、意見書の朗読をもちまして、提案理由の説明といたします。

(意見書案 朗読)

意見第17号

産業廃棄物処理施設建設について適正な対応を求める意見書（案）

私たちのまち人吉の、中心市街地に程近く、閑静な住宅地である人吉市東間下町字小宇土2926番に産業廃棄物（中間）処理施設が建設されようとしています。

循環型社会の構築を目指す取り組みを進めなければならない現代社会において、施設の必要性は認めるものの、地域住民を中心に建設反対署名活動が展開されるなど、建設計画を取り巻く情勢は、いまだ混沌としております。

このような状況の中、平成21年9月9日付け文書において、設置予定者に対し熊本県産業廃棄物指導要綱の規定に基づく事前協議終了の通知がなされたことは、理解に苦しむところです。

今後は、下記事項を初めとして、産業廃棄物（中間）処理施設の建設に係る事項の適正な対応を、強く要望します。

記

- 1 地域住民と設置予定者の協議は、現在も継続中であることを認識すること。また、県が中心となって、協議の場を設けるなど努力すること。
- 2 企業サイドの理論のみに傾くことなく、地域住民の民意をくむことにも傾注すること。
- 3 地域住民が抱えている、現在から将来にわたる懸念事項に対し、十分に対応するよう設置予定者を指導すること。
- 4 その他、地域住民が安心・安全に生活できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年9月18日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

意見第17号

産業廃棄物処理施設建設について適正な対応を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成21年9月18日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

三 倉 美千子	簀 毛 正 勝
井 上 光 浩	仲 村 勝 治
田 中 哲	永 山 芳 宏
西 信八郎	松 田 茂
川 野 精 一	下田代 勝
山 下 幸 一	森 口 勝 之
笹 山 欣 悟	豊 永 貞 夫
村 上 恵 一	本 村 令 斗
福 屋 法 晴	立 山 勝 徳
松 岡 隼 人	

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第17号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第17号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第17号は原案のとおり可決いたしました。

=====

追加日程 意見第18号 平成21年度補正予算の執行凍結に反対する意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第18号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。

○8番（松田 茂君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第18号

平成21年度補正予算の執行凍結に反対する意見書（案）

政府においては、経済危機対策として成立した約14.7兆円の補正予算のうち、未執行分については執行凍結を行う方針を固めたとの報道がなされております。

しかしながら、ほとんどの地方自治体が国の補正予算に対応して、経済危機対策を予算化しすでに事業を進めております。

このような状況で、経済危機対策関連予算が凍結されるようなことになれば、これまで景気回復のため、市民の生活を守るために進めてきた施策が全て無になるばかりか、国との約束で行った事業のために新たな負担が地方に生じることになり、地方の雇用や福祉など住民生活に多大な影響を与えるだけでなく、国と地方の信頼関係が損なわれることになるものと思われまふ。

国と地方の信頼関係を無くさないためにも、国と国民との信頼関係を無くさないためにも、一刻も早く景気を回復させ、安心して市民生活を送ることができるようにするためにも、経済危機対策関連予算の執行は不可欠なものであります。

よって、政府におかれましては、地方公共団体の実情を認識いただき、平成21年度補正予算に計上された予算につきましては、凍結することなく執行されますよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年 9 月18日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
内閣官房長官	平野博文様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様

意見第18号

平成21年度補正予算の執行凍結に反対する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成21年 9 月18日

人吉市議会議員 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

仲 村 勝 治	森 口 勝 之
山 下 幸 一	永 山 芳 宏
三 倉 美千子	西 信八郎
松 岡 隼 人	川 野 精 一
簀 毛 正 勝	井 上 光 浩
田 中 哲	下田代 勝
豊 永 貞 夫	松 田 茂

以上でございます。

署名議員の名前が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。永山芳宏（よしひろ）議員でございます。どうも済みません。失礼いたしました。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君） この意見書案の中に「これまで市民の生活を守るために進めてきた施策がすべて無になる」ということと、「新たな負担が地方に生じる」という文言があるんですけど、今まで経済危機対策関連予算について、もう既に執行した分もありまして、それは人吉市の議案にも出てきたところです。そういう中で、どういう施策が無になると考えておられるのか、それと、どういう施策のところで新たな負担が生じると言われているのか、お答えください。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ただいまの意見に関しまして、我々も今きちんとした精査を行っている最中でございますけれども、無に帰するということは、基本的には、今関連予算が随時執行されております。その中で、これが一たん停止になったとすれば、今は非常に緊急雇用対策等々で、人吉市の中でもこの予算において職業にありつけるという方々がいらっしゃるんですね。その部分が、今後そういう部分でカットをされた場合に、その部分が非常にその不安定な中で無に帰するんじゃないか、ましてや、そういうものが行われないことによって、この地域雇用、また地域経済が停滞するのではないかということで、この文言をつけさせていただいておる次第です。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） カットされたと言われますけれども、新しい政権がどんなふうを考えているかというところは、そこをよく考えて必要あったんですけど、まだはっきりしたことはわからないんですけど、昨日あたりの熊日新聞を見ると、こう書いてあるんですね。

「一部執行停止にも乗り出して財源を捻出、10年度予算や新たな経済対策に充てる考え」と書いてあるんです。

こういう方向でいくと思うんですが、であるならば、より市民とか人吉市政に役に立つような予算となって出されてくる可能性もあるわけですよ。そうであると考えれば、そちらの予算に使えるほう、要するに、市民とか人吉市政に同じ予算を使うならですよ、出てくる可能性があるんだから、そちらに使ったほうがいいと思いませんか、ということをお伺いします。（「8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今の御意見の中でもお話が出てきているんですが、我々は、今この緊急経済対策について、やはりいろんな形の中で勉強させていただいております。その中で、やはり今のこの執行体制、今後出てくるであろう予算に対しては、やはりこういう形で人吉市のほうに貢献をさせていただく、そういう予算ではないかと思い、このような文言で意見書を提出させていただいております。

○議長（大王英二君） 他にありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 提案者の松田議員に対しては、ちょっと同情するところもあるんですけど、確かめておきたい部分がありますので、お尋ねしなけりゃしょうがないというふうに思います。

5月29日でしたか、補正予算14兆7,000億が成立をしたわけですが、これの使い道については、7月の臨時議会、それは今回の9月の議会の中において緊急経済対策として、市は当然手を挙げて、その手を挙げた部分についてはほとんど内示があつておるということで、これがストップされることはない。今、民主党を中心とする、きのうから発足しました民主党の政権は、まだ行き先が決まっていない予算をどうするかということに凍結をして、それが本当に有効に活用されているかどうかを、これをやっぱり検討したいということですから、そういった意味では、今まで内示が来た部分については、そのまま執行されるというふうに思います。

であれば、あと、まだ宙に浮いた部分を再検討して、どうするのかということについては、より効果的な方法があれば、それを模索するんだということであれば、当然それは人吉市としても歓迎するべき問題じゃないかなというふうに思うわけです。

なぜ凍結をされた。言うなら、今使い道がわからない予算にまでも、じゃんじゃんその使いえというのか。それは経済建設委員長の報告がありましたように、750万かけるバラ園は、やはり経済の効果としては非常にやっぱり期待できないから、経済建設委員会の特別なやっぱり条件をつけてやったわけですから、それほど厳しい中であつて、やはりまだ使い道のわからんようなやつはきちっとやっぱりするべきだと、そのために必要な凍結はして、より有

効に使うという立場からすれば、どうなのか、ここで決議することがどうなのか、私には理解できません。その点について御説明いただきます。（「８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ８番。

○８番（松田 茂君） 私たちも、今回経済建設委員会の中で、バラ園建設についての750万円というのは非常に考えるべきであるというふうにしたわけですが、今立山議員がおっしゃいましたように、さまざまな視点、論点がある中で、やはり我々は今、この地域の緊急的な経済対策の中で、やはり使い道がわからないというふうにおっしゃいましたけれども、基本的にはどういうふうに使っていくのか、執行部の方たちと一生懸命考えながら、そしてなおかつ国の施策とどういうふうにして整合性を持たせていくのか、それはやはり今後の課題ではあるかもしれませんが、今まであって持ってきたものをやはり有効に活用していくんだ、そういうものはきちっと使っていきたい。

それから、今から、ましていわんや、使い道のわからないということをおっしゃいましたけれども、総体的な形の中では、僕はある程度の道筋ができていると思っているんですね。それをきちんとした形の中で執行していただくと、これに対しては、やはりこういう意見書を出すほうがいいのかなと思って、今回意見書を出しております。

○議長（大王英二君） ほかに。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 無駄遣いをどうやはりきちっと無駄遣いでないようにしなければならないのか、これは新しい政権にかかった最大の課題なんです。それをきちっとするために、不必要とまではいきませんが、まだ使い道が決まっていない部分については凍結をして、これはそのまま景気対策、ほかの別の手法でまたやろうというんですから、そのことについてストップをかけるべきじゃないというのが私の意見ですから、もう2回を終わりますから、これ以上言いませんけれども、申し上げておきたいと思います。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第18号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

採決は起立採決といたします。

意見第18号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、意見第18号は原案のとおり可決いたしました。

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで、先ほど選任同意をされました篠崎監査委員からあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○監査委員（篠崎國博君）（登壇） 大変お疲れのところ貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

本議会に田中市長より選任同意の御提案をいただき、本日ここに議会の御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。心から感謝いたしますと同時に、職責の重さに心凍る思いでございます。

今後、職務執行に当たりましては、これまでの反省と教訓を踏まえ、地方自治の精神にのっとり、日々私心なき判断をなし得ることができたか、このことを深く心に刻み、職務に専念していく所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも今まで同様に皆様方のそのすばらしい英知と偉大なお力を賜りますように心からお願いを申し上げまして、感謝と決意の言葉といたします。本日はありがとうございました。（拍手）

=====

○議長（大王英二君） 以上をもって、平成21年第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会議員 本 村 令 斗

人吉市議会議員 立 山 勝 徳

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員